

国立大学法人佐賀大学
教養教育運営機構

自己点検・評価報告書

平成18年9月

目 次

1	目的及び概要	1
2	教育研究組織	6
3	教員及び教育支援者	8
4	教育内容及び方法	12
5	教育の成果	19
6	学生支援等	22
7	施設・設備	24
8	教育の質の向上及び改善のためのシステム	27
9	管理運営	31
10	社会貢献	41
11	地域との連携	45
12	部会活動	54
13	初年次教育の課題	67

資料編

1	規程集	71
2	アンケート調査結果	123

1 教養教育運営機構の目的及び概要

1 - 1 教養教育運営機構の概要

1 - 1 - 1 佐賀大学の概要

1 機関名： 国立大学法人 佐賀大学

2 所在地： 佐賀市本庄町

3 学部・研究科構成

(学部) 5学部(文化教育学部、経済学部、医学部、理工学部、農学部)

(研究科) 5研究科(教育学研究科、経済学研究科、医学系研究科、工学系研究科、農学研究科)

4 学生総数および教員総数(平成18年5月1日)

学部学生数 6390名

教員総数 522名

1 - 1 - 2 教養教育の概要

教養教育運営機構(以下、「運営機構」と言う。)は、本学の教養教育実施機関として、本学の目的、使命に則り、全学の教員が担う教養教育を円滑に実施することを目的として組織されているものである。

運営機構に教養教育科目を円滑に実施するため、共通基礎教育科目と主題科目の区分ごとに、部会が置かれている。共通基礎教育科目の部会として、「外国語」「健康・スポーツ」「情報処理」の各部会、主題科目は、分野別主題科目の部会として、「文化と芸術」「思想と歴史」「現代社会の構造」「人間環境と健康」「数理と自然」「科学技術と生産」の各部会及び共通主題科目の部会として、「地域と文明」の部会という合計10部会が設置されている。全学の教員はいずれかの部会に登録して、所属している。(図1-1-2-1)

運営機構の管理運営に関する重要な事項を審議するために、「運営機構協議会」が設置されている。協議会は機構長、副機構長2名(平成18年度以降は3名)、各部長並びに各部会の幹事から選出された教員3名及び高等教育開発センターから選出された教員2名(平成18年度以降は1名)の総計45名から構成されている。

運営機構協議会の下には、運営委員会、企画委員会、教務委員会、広報委員会、ファカルティ・ディベロップメント委員会及び評価委員会が組織されている。

また、機構長のもとに、管理運営を補助するための組織として、LM委員会、CALL委員会、実験室運営委員会、ネット授業実施委員会、リメディアル英語教育実施委員会及びリメディアル物理教育委員会が設けられている。(平成18年度に公開講座実施委員会が新設された。)

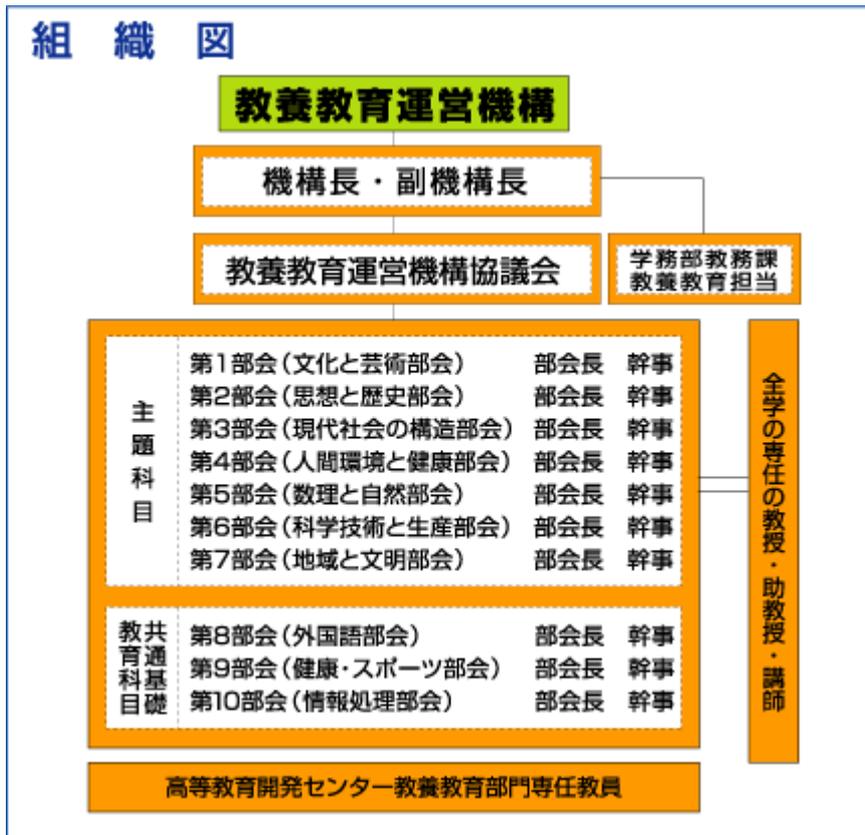


図 1 - 1 - 2 - 1 教養教育運営機構の組織の概要

1 - 2 目的

1 - 2 - 1 基本的な方針及び達成目標

本学における教養教育の目的は、全ての備えるべき要件、本学が定めた基本的な教育方針、教養教育が担う具体的な役割、の3点を包含する。

第一は、「大学は学部等の専攻に係わる専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない」(大学設置基準第12条第2項)を満たす教育である。

第二は、「国際的視野を有し、豊かな教養と深い専門知識を生かして社会で自立できる個人を育成するとともに、高度の学術的研究を行い、さらに、地域の知的拠点として、地域及び諸外国との文化、健康、科学技術に関する連携交流を通して学術的、文化的貢献を果たすことにより、地域社会及び国際社会の発展に寄与することを目的とする教育」(佐賀大学学則第2条)である。

第三は、「教養教育運営機構は、本学の教養教育実施機関として、本学の目的、使命に則り、全学の教員が担う教養教育科目及び共通基礎教育科目を通して教授する教育」(教養教育運営機構規則第2条)である。

教養教育運営機構では、上記の諸点を念頭におきつつ、今後の教養教育の役割について検討し、下記のような目的を定めている。

目的 1 . 民主社会の市民としての幅広く深い教養及び創造的な知性と総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するための教育

目的 2 . 地域社会、国際社会に開かれた大学として、異文化や多様な価値観を理解し、人や自然との共生を推し進めるための教育

目的 3 . 課題探求能力と情報の分析・発信能力をもった国際的人材を育成するための教育

1 - 2 - 2 各分野ごとの目的

教養教育の科目は、大学入門科目、主題科目及び共通基礎教育科目に区分されている。主題科目は、いずれかの主題についてまとめた知識と課題発見・解決能力を修得を目指す科目群で、分野別主題科目と共通主題科目に区分され、前者は「文化と芸術」「思想と歴史」「現代社会の構造」「人間環境と健康」「数理と自然」「科学技術と生産」の6つ、後者は「地域と文明」の1つの主題分野から構成されている。共通基礎教育科目は、外国語、健康・スポーツ、情報処理の各科目に区分されている。

各科目及び分野の教育目的は、以下の通りである。

(1) 大学入門科目

新入生に対して少人数で行われるセミナーで、大学で学ぶ学問の意義やその方法、また、教員との人間的なふれあいを通じ、大学生活の諸問題について学ぶ。

(2) 主題科目

主題科目は、いずれかの主題についてまとめた知識と課題発見・解決能力の修得を目指す科目群である。各主題分野ごとの学修目的は、以下の通りである。

文化と芸術

人間の表現能力とかかわる文化的活動の様々な姿を解明することを目的とする。人類の文化的所産を「語る、書く、作る、演ずる、歌う、描く」などの表現活動の面からみる。

思想と歴史

世界各地の思想と歴史の特質を知り、これら各地域の異文化交渉の歴史を認識することを目的とする。過去の思想と歴史の理解から、未来への展望を開く。

現代社会の構造

現代社会は、国内外を問わず、民族あるいは経済的利害の対立が強まり、混迷を増すばかりである。これらの原因を政治・経済の側面から考察していく。

人間環境と健康

ここでは、対象を人そのものに置く。身体や心が変化する過程、教育の過程、これらの過程に及ぼす環境の役割などを論ずる。自己の生活、他人の生活と人格の尊重など、生きていく上で身につけねばならないものを論ずる。

数理と自然

我々を取り巻く自然の中に生起する様々な現象の背後にある法則性と数理を解明する。自然の変化と歴史、複雑な現象の中にある原因と結果、その数理的構造などがどの様に認識されてきたのかを論ずる。

科学技術と生産

現代のハイテク技術やバイオテクノロジーの発展、科学と技術の関係や発展の歴史、農業生産と環境問題等、これから社会に巣立つ学生にとって重要な情報を講義する。

地域と文明

佐賀の歴史、文化、教育、地理、自然、科学、産業など地域に関わる身近な諸課題について、具体的に学び経験することを通して、問題発見力と問題解決力を養う。

(3) 外国語科目

外国語として英語、ドイツ語、フランス語、中国語、朝鮮語及び日本語（留学生向け）が開講されている。読む、書く、聞く、話すの4技能の向上を図りながら、国際社会で生きていく上で、異文化と出会い、異文化に対する偏見のない態度と世界に対する広く複眼的な視野を身につけることを目的としている。

(4) 健康・スポーツ科目

身体運動を通しての教育という独自の立場から、理論と実践の総合的な学習を通して、身体運動による健康への応用と生涯スポーツへの志向を目指している。

(5) 情報処理科目

情報化社会に対応できる能力や各種情報機器を使うための能力を養う科目である。情報に関する概念を学び、情報システムに慣れることを目的としている。

1 - 2 - 2 構成員への周知

教養教育運営機構ホームページ (<http://www.ofge.saga-u.ac.jp/>)、学生便覧及び教養教育履修の手引きなどで公表し、周知させている。周知の程度については調査していない。

1 - 2 - 3 社会への公表

教養教育運営機構ホームページ (<http://www.ofge.saga-u.ac.jp/>) によって、公表している。

1 - 3 優れた点及び改善を要する点

(優れた点)

大学としての目的を踏まえ、教養教育独自の目標ならびに教育分野ごとの目的を立てていること。

(改善を要する点)

目的・目標の周知徹底を図ること。

1 - 4 自己評価の概要

高等教育としての大学の目的を明示するとともに、教養教育独自の目的ならびに教育分野ごとの目的を立てて、各種方法において周知させていることは、その取り組みとして優れている。

2 教育研究組織（実施体制）

2 - 1 部会の構成

部会は次の10部会から構成されている。

第1部会（文化と芸術）、第2部会（思想と歴史）、第3部会（現代社会の構造）、第4部会（人間環境と健康）、第5部会（物理と自然）、第6部会（科学と技術）、第7部会（地域と文明）、第8部会（外国語）、第9部会（健康・スポーツ）、第10部会（情報処理）

各部会は、それぞれの分野の教育目的を達成するために活動している。（資料「部会活動報告書」平成18年7月）

2 - 2 教育活動に係る運営体制

2 - 2 - 1 協議会

教養教育運営機構に協議会を設置している。（教養教育運営機構運営規則第12条）

協議会は、運営機構長、副運営機構長、各部長、各部会の幹事、高等教育開発センター教養部門の専門委員により組織され、（1）教養教育科目に係る教育課程の編成及び実施に関する事、（2）部会の構成及び改編等に関する事、（3）教養教育科目担当非常勤の任用に関する事等を審議する。

2 - 2 - 2 各種委員会

協議会は、教務委員会及びファカルティ・ディベロップメント委員会を設定している。（教養教育運営機構運営規則第17条、教養教育運営機構運営規程第3条）

教務委員会は、各部会及び高等教育開発センター選出の委員により組織され、部会所属の決定、外国語能力試験の単位認定および入学前の既修得単位の認定等教養教育科目に係る教育課程の編成及び実施に関する事を審議している。教務委員会は、ほぼ毎月開催されている。（資料「教務委員会活動実績報告書」平成18年7月）

ファカルティ・ディベロップメント委員会は、教員の能力開発や授業改善の取り組みなどを行っている。（資料「ファカルティ・ディベロップメント委員会活動実績報告書」平成18年7月）

2 - 3 優れた点及び改善を要する点

教員がすべて各部会に所属し、教養教育を担当している。ただ、部会間の所属にアンバランスがあるので、開講数の調整により是正を行っている。

2 - 4 自己評価の概要

全教員が所属する部会を中心として教養教育が適切に運営されている。

3 教員及び教育支援者

3 - 1 教員組織

教養教育を実施するための専任教員は配置されていないが、全学の教員が教養教育を実施することになっている。(ただし、留学生のための日本語教育については、留学生センターに専任教員が配置されている。また平成18年度からは、全学の英語教育のために英語を母国語とする専任教員が留学生センターに配置された。)

3 - 1 - 1 部会編成のための基本方針

佐賀大学の基本的方針として、教授、助教授及び講師は、10部会のいずれかの部会に正会員として所属しなければならないことになっている。ただし、正会員として所属する部会以外に準会員として所属することができる。

3 - 1 - 2 部会における教員の配置状況

教員数は以下の通りである。(平成18年4月26日現在)

- 第1部会(正会員28人、準会員12人)
- 第2部会(正会員23人、準会員1人)
- 第3部会(正会員48人、準会員0人)
- 第4部会(正会員117人、準会員2人)
- 第5部会(正会員77人、準会員3人)
- 第6部会(正会員98人、準会員1人)
- 第7部会(正会員12人、準会員8人)
- 第8部会(正会員32人、準会員2人)
- 第9部会(正会員25人、準会員1人)
- 第10部会(正会員46人、準会員13人)

分野によっては正会員が少なく、非常勤講師に対する依存の大きいところもある。

3 - 1 - 3 教員組織活性化のための措置

正会員の他準会員の所属を認め、教員が幅広く教養教育に貢献できるように配慮している。

教養教育運営機構には、専任教員がないので、教員構成のバランスへの配慮等のために人事面で措置を講じる立場にはない。ただし、各学部においては、教養教育の担当を前提として教員人事が行われることになっている。また、特に必要がある場合は、学部の教員人事に対して機構長が意見を述べることもある。

平成17年度に、留学生センターは、全学の英語教育担当教員として外国人教員3名を採用した。

優秀教員評価制度は導入していないが、ファカルティ・ディベロップメント活動の一部として、優れた教育活動を行っている教員を顕彰する方法を議論したが、具体化するには至っていない。

3 - 2 非常勤講師選考基準

3 - 2 - 1 選考基準

非常勤講師の採用に当たっては、関係部会を中心に選考委員会を設置し、教育上の指導能力の評価に基づいて選考し、協議会で審議している。ただし、以下の条件を満たす場合には、手続きを簡素化している。

- (1) 国公立の4年制大学の教授、助教授及び講師として在職中の者
- (2) 国公立の4年制大学の教授、助教授及び講師として経験を有し、現在も教育研究活動に従事している者とする者
- (3) 本学の授業科目を担当した経験を有し、現在も教育研究活動に従事している者とする者

3 - 2 - 2 教育活動の評価

非常勤講師採用後は、特に個別の教育活動の評価は行っていないが、各部会の活動の自己点検・評価の活動の中で、教育活動全般について評価を行っている。学生による授業評価アンケートについては、非常勤講師も含めて、原則として全ての授業科目で実施することになっている。

本学の専任教員については、各学部等において個人評価が行われており、教養教育も評価の対象となっている。

3 - 3 教育と関連する研究活動

本学の専任教員については、各学部等で研究活動を行っており、授業にも反映している。非常勤講師についても、採用の際に、研究実績も審査の対象にしている。

研究活動が授業に反映している例（資料：「部会活動実績報告書」平成18年7月）

授業科目名「日本文学の鑑賞(日本古典文学と文化)」

該当研究題目「平安時代の和歌」

反映例：平安時代の和歌についての研究を行っている。その結果の一つである和語「飛驒工」について、講義の中で資料を見せながら解説した。

授業科目名： 主題科目「分子と原子」、「やさしい実験化学」

該当研究題目： 錯体の構造と磁性に関する研究

反映例： 2005年9月に錯体化学会で講演した研究成果について分かりやすく紹介

授業科目名： 有明人の知恵と生活

該当研究題目： 有明海周辺地盤の研究成果

反映例： 最新の研究成果を概説

授業科目名： 佐賀の農業を考える

該当研究題目： 佐賀県の水田農業

反映例： 研究用写真等の授業への活用

授業科目名： 日本社会と女性の地位

該当研究題目： 日本中世史

反映例： 自著の「日本中世社会と流通構造」中の論文「中世後期の社会発展と女性の地位」の成果を講義で分かりやすく紹介した。

授業科目名： 現代社会と現代人

該当研究題目： 地域社会の活性化とNPOの役割

反映例： 研究資料を配布し、集団討論を行った。

授業科目名： 外国文学の鑑賞（シェイクスピアを読む）

該当研究題目： イギリス文学 - シェイクスピア研究

反映例： ジェンダーという視点からのシェイクスピア研究成果を分かりやすく講義した。

(参考資料：大学教育委員会「教育関連研究活動調査報告」平成18年9月)

3 - 4 教育支援及び教育補助

情報処理、実験科目について、助手及びティーチングアシスタントによる教育支援及び教育補助を行い、受講生の学習向上を図っている。

3 - 5 優れた点及び改善を要する点

教養教育の水準を落とさないように、教養教育担当科目教員の教育能力の維持・向上、及び受講生の教育支援・補助の体制を作り上げている。

3 - 6 自己評価の概要

教員及び教育支援は、概ね適正に行われている。

4 教育内容及び方法

4 - 1 教育課程

教養教育は、学士課程の目的に沿うように編成されている。その内容及び水準については、何れの学部学位に対して適切なものとなっている。

4 1 1 授業科目の配置

教養教育と専門教育のバランスは各学部の教育目的に沿って定められている。

学部学科等毎の教養教育科目の必要単位数の卒業単位数に占める割合を、表4 - 1 - 1 - 1及び図4 - 1 - 1 - 1に示す。医学科の割合が低いが、これは学科の特性によるものと考えられる。

	教養単位の割合(%)
文化教育学部(学校教育)	26
文化教育学部(学校教育以外)	27
経済学部	33
医学部(医学科)	19
医学部(看護学科)	25
理工学部(数理科学科)	31
理工学部(物理科学科)	31
理工学部(知能情報)	29
理工学部(機能j物質)	26
理工学部(機械システム)	29
理工学部(電気電子)	30
理工学部(都市工学科)	30
農学部	29

表4 - 1 - 1 - 1 教養教育科目の単位数の割合

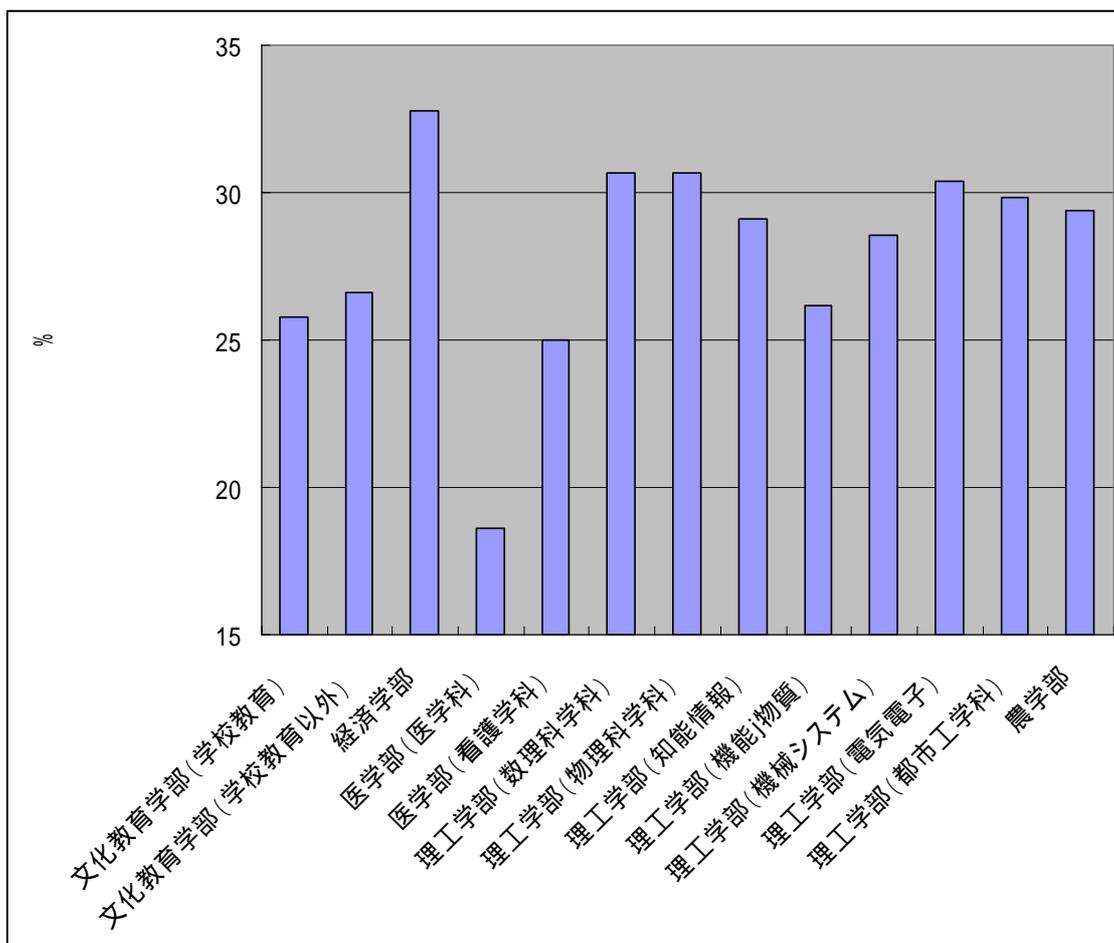


図4-1-1-1 教養教育科目の単位数の割合

また、外国語等の必修科目及び選択科目の範囲についても、各学部の教育目的に沿って定められている。全学学部に共通する選択科目として第1から第7までの主題科目が開設されている。

教育課程の体系性については、主題科目の中にコア科目を設け、学生の履修に一定の方向性を与えている。また、学修領域が拡散しすぎないように、分野登録制度を設け、登録した分野で8単位以上の主題科目を履修することを義務づけている。初修外国語（英語以外の外国語）については、教育の体系性が保たれるように工夫している。

4-1-2 授業内容

授業の内容は、部会及び担当教員の見識によって、教養教育の趣旨に沿ったものになっている。また、総合科目など、学際的な科目も積極的に開設されている。

共通基礎基礎科目は、小クラス制により講義、実習形式で授業を行っている。

主題科目は、コア授業、個別授業及び総合型授業を行っている。コア授業は各部会でコ

アとなる授業、それ以外が個別授業、総合型授業は個別授業にとらわれずジョイント等により授業を行う。

「大学入門科目」は、小クラス授業で新入生のために大学案内、文献検索、物の見方等討論を採り入れながら授業を行っている。

4 1 3 授業内容への研究活動成果の反映

担当教員は、所属学部等において、それぞれ専門の研究を行っており、教養教育科目の授業内容にも反映している。

4 1 4 多様なニーズに対応した教育課程の編成

(1) 学内開放科目

学内開放科目の制度により、学部で開設されている専門科目の一部を他学部の学生に開放し、教養教育科目の幅を広げている。(平成17年度で50科目以上が開放されている。)
(資料「大学教育委員会活動実績報告書」平成18年9月)

(2) 単位互換等

他大学で取得した単位、資格試験などの単位認定を行っている。

(3) 補充教育

リメディアル教育については、平成17年度に実施委員会を設置し、一部は試験的に実施している。(資料「リメディアル英語教育実施委員会活動報告書」平成18年7月)

(4) 編入学への配慮

編入学生については、入学前の単位を認定し、学修の負担を軽減する措置を講じている。

(5) 修士課程との連携

修士課程との連携は特に行っていない。

(6) 社会の要請等への対応

佐賀学、有明海問題、環境問題等の地域・環境関連の授業科目を開講している。

4 1 5 単位の実質化

(1) 履修制限

主題科目は、主題科目開設要項により、開講する時間が指定されており、そのため週に6時間しか履修できない。(ただし、集中講義や学内開放科目を履修することができる。)このことによって、実質的に一学期当たりの履修単位が制限されている。

外国語科目などの必修科目は、クラスが学部学科等毎に指定されているので、必要以上に履修することはできない。

(2) その他の取り組み

自宅学習の促進など、これ以外の単位の実質化のための配慮は、各授業科目の担当教員の工夫に委ねられている。(資料「部会活動実績報告書」平成18年7月)

4 - 2 授業形態、学習指導法

授業形態や学習指導法は、基本的に各授業科目の担当教員に任されており、特に組織としての対応はしていない。ただし、第9部会のように、部会内で議論し、部会の方針の下に教育改善を行っているところもある。(資料「部会活動実績報告書」平成18年7月)

4 2 1 授業形態の組み合わせ・バランス

講義、演習、実験、実習などの授業形態が実施されているが、主題科目では講義の形態が主である。実験科目も開設はされているが、実際にはあまり開講されていない。

少人数授業として開設されている主題科目はほとんどないが、一部で討論型の授業やフィールド型の授業が行われている。特にユニークな実践としては、他の国立大学と共同で実施している九州国立大学間合宿共同授業がある。

また主題科目の一部は、ネット授業として開講されており、GPに採択されるなど、先端的な取り組みが行われている。(資料「ネット授業実施委員会活動実績報告書」平成18年7月)

4 2 2 シラバスの作成と活用

学生に対して、教養教育科目のシラバスを編集した冊子を配布し、学生の教養教育科目の履修の手引きとなっている。

学生アンケートの結果を見ると、授業科目がシラバスに沿っているかどうかについては、主題科目、外国語、健康スポーツ、情報処理科目のいずれについても5段階評価で平均3以上であり、概ねシラバスに沿っていると判断できる。(資料2)

4 2 3 自主学習、基礎学力不足の学生への組織的配慮

学生の自主学習については、機構としての組織的配慮は行っていないが、個人的に様々な取り組みが行われている。(資料「部会活動実績報告書」平成18年7月)

基礎学力不足の学生に対しては、リメディアル教育を実施するための委員会を設置し、試験的に取り組んでいる。

4 - 3 成績評価、単位認定、卒業認定

4 3 1 成績評価基準や卒業認定基準の組織的策定と学生への周知

成績判定は、平素の学修状況、出席状況、学修報告及び試験等によって行っている。さらに、成績評価基準は各授業科目のシラバスにおいて開示することになっている。

卒業認定基準については、各学部において規定し、入学時のガイダンスで指導している。

4 3 2 成績評価、単位認定、卒業認定の実施

成績評価基準や卒業認定基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか否かについてはデータが無い。

入学前の既修得単位の認定について、各部会で認定を行い、教務委員会で審議をしている。

成績評価の分布についてはデータが無い。(平成18年度から、授業科目毎のGPAを算出する予定になっているので、成績の平均についてはデータが得られる見通しである。)

4 3 3 成績評価等の正確性を担保するための措置

学生から異議があった場合、機構長が個別に対応している。現在、成績評価の正確性を担保するための措置について検討しているところであるが、試験問題や答案については、以下の通知によって各教員に保存するように要請している。

平成18年7月21日

授業担当者 各位

大学教育委員会委員長
小島孝之

成績判定後の資料の保存等に関する暫定措置

平成18年7月18日開催の大学教育委員会において、認証評価等に係る対応として、別添のとおり「成績判定後の資料の保存等に関する暫定措置」が承認されました。 ついては、上記暫定措置に基づき、試験問題等の保存方よろしくお願いします。 なお、正式な保管の方針が決定次第、改めて通知します。

(別添)

成績判定後の資料の保存等に関する暫定措置

成績判定に用いた答案等の保管に関する方針が決まるまでの措置は、以下の通りとする。

1. 本学の専任教員は、成績判定終了後に、以下の資料に該当するものがあれば、各自が保存するものとする。なお、学部・学科等で保存場所を指定された場合は、指定された場所に保存する。

- (1) 試験問題(定期試験以外の試験を含む)及びレポート課題
- (2) 解答、解答例または採点基準
- (3) 答案及びレポート
- (4) 出席の記録

2. 以下の教員は、1に定める資料を授業科目を開設する学部等の長(研究科長及び教養教育運営機構長を含む。)に提出するものとする。ただし、学部等の長が他の管理職を指定する場合は、指定された管理職に提出する。

- (1) 退職する専任教員
- (2) 非常勤講師

3. 1に定める資料は、一部または全部を別に定める方法により電子化ファイルによって保存することができる。

4. おって指示があれば、保存している資料を提出するものとする。

4 - 4 優れた点及び改善を要する点

教養教育機構組織として独自の活動を行うのではなく、各部会の教員はすべて各学部等に所属しているので、学部の枠を超えた教養教育の在り方について全学的な認識を深めていくことが課題である。

4 5 自己評価の概要

教養教育は、概ね適切に行われている。

5 教育の成果

5 - 1 教育の成果

5 - 1 - 1 教育方針と教育成果の検証・評価システム

ファカルティ・ディベロップメント委員会を設置し、学生による授業評価など、教育効果を点検することができる仕組みを導入している（ファカルティ・ディベロップメント委員会内規）。ただし、平成17年度までは、基本的に教員個人が授業評価の結果を参考に改善の努力を行うことになっており、組織的な取り組みは行われていない。（平成18年度に、機構としての取り組みを行うことになった。）

5 - 1 - 2 学生の学力や実績から見た教育の成果

教養教育に関してはデータが無い。

5 - 1 - 3 学生から見た教育の成果

学生アンケートの結果では、どの分野でも、満足度が5段階評価で概ね3以上であり、平均的な成果があったと考えられる。（表5 - 1 - 3 - 1、図5 - 1 - 3 - 1）健康スポーツ科目は、やや満足度が高い。英語と留学生対象科目の満足度が低い。授業内容や水準が、学生のニーズや学力に適合しているか、調査する必要がある。

表5 - 1 - 3 - 1 学生の満足度

大学入門科目	3.29
第1分野	3.25
第2分野	3.14
第3分野	3.1
第4分野	3.28
第5分野	3.15
第6分野	3.18
第7分野	3.04
第8分野(英語)	2.97
第8分野(初修)	3.18
第9分野	3.44
第10分野	3.14
留学生対象	2.98

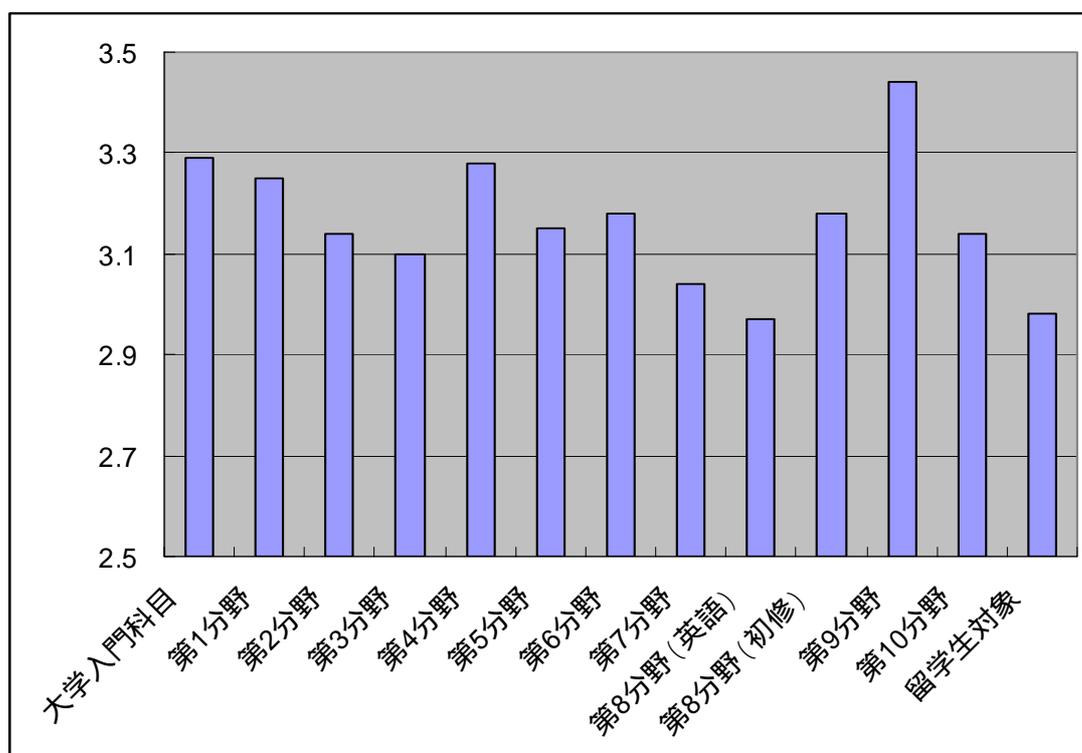


図5 - 1 - 3 - 1 学生の満足度

5 - 1 - 4 卒業・修了後の実績から見た教育の成果

機構として調査していない。

5 - 1 - 5 卒業生からの意見聴取

機構として調査していない。(平成18年度に卒業予定者を対象とした調査を実施する予定である。)

5 - 2 優れた点及び改善を要する点

教養教育の成果を調査する取り組みを行っていない点は、早急に改善が必要である。

5 - 3 自己評価の概要

学生の満足度は平均的である。

6 学生支援等

6 - 1 履修指導と学習支援

6 - 1 - 1 ガイダンス

入学時に各学部のガイダンスにおいて教養教育についても説明している。

6 - 1 - 2 学習相談体制

シラバスに、オフィスアワーの時間等を開示し学習相談等を受付けている。

6 - 1 - 3 学生から見た学習支援

機構としては、特に学習支援に関する学生のニーズは把握していない。

6 - 1 - 4 留学生、社会人、障害のある学生に対する学習支援

留学生については、日本語科目を開設し、日本語科目を履修することで外国語の単位とするなどの配慮をしている。(教養教育科目履修細則別表1備考1(2))また、留学生のために日本語事情を開設している。(教養教育科目履修細則第9条)

障害者などについては、各教員が個別に配慮している。

6 - 2 自主的学習と課外活動の支援

6 - 2 - 1 自主的学習環境の状況

外国語については、LL 教室を開放し、自主学習の環境整備を行っている。それ以外については、特に機構として自主的学習のための環境は整備していない。

6 - 2 - 2 学生のサークル活動、自治活動に対する支援

機構の教室等は、授業に支障が生じない限り、放課後のサークル活動等の利用のために開放している。

6 - 3 学生相談と生活支援

6 - 3 - 1 学生生活、進路、各種ハラスメントの相談体制

機構としては、学生生活・修学相談室を設けて対応している。さらに、新学期には、臨時に履修相談のための窓口を設置している。また、大学入門科目で、学習相談やキャリア教育など進路に関する教育なども行われることがある。

6 - 3 - 2 留学生、社会人、障害のある学生に対する生活支援

機構としては、特に取り組んでいない。

6 - 3 - 3 学生から見た生活支援

機構としては、調査していない。

6 - 3 - 4 経済的援助

機構としては、特に取り組んでいない。

6 - 4 優れた点及び改善を要する点

機構としては取り組んでいない項目が多いが、学生はそれぞれ所属する学部で支援を受けているので、特に問題はないと考える。教養教育の履修に関する支援については、機構として何ができるか検討の余地がある。

6 - 5 自己評価の概要

概ね妥当である。

7 施設・設備

7 - 1 施設・設備の整備と活用

7 - 1 - 1 施設・設備の整備と活用の状況

(1) 講義室

講義は、主として教養教育1号館、2号館及び大講義室で行われている。教養教育1号館の講義室は総計19室、講義室建物面積は1717m²、総収容人員数は1587人である。2号館の講義室は総計12室、講義室建物面積は1289m²、総収容人員数は1298人である。大講義室は1室、建物面積は336m²、収容人員は341人である。講義室の平均使用率は40%である。5～6室を除きすべて空調設備が整えられている。ほとんどの講義室にVHSビデオ、DVD、プロジェクタ等が整備されている。

LL教室は1室、建物面積は184m²、収容人員は66人、パソコンは66台であり、使用率は52%である。LM教室は1室、建物面積は186m²、収容人員は48人、パソコンは48台であり、使用率は36%である。

(2) 実験・実習室

実験室は化学・生物実験室1室と物理・地学実験室1室がある。化学・生物実験室の建物面積は231m²で、使用率は学部の使用も含めて56%である。物理・地学実験室の建物面積は231m²で、使用率は学部の使用も含めて40%である。

体育・スポーツ関係の施設としては、体育館、スポーツセンター、陸上競技場、野球場、テニスコートなどがある。健康スポーツ科目の授業及び課外活動における使用率は高い。

(3) 自学室など

LL及びLM教室以外に、パソコン10台をおいて学生の語学自学室を設置している。学生便覧に利用の方法など記述して、周知させている。

(4) 学生アンケートの結果

平成18年度に実施した学生アンケートによれば、施設・設備に関する満足度は3.26であり、学部の3.32と比べて大差はない。外国語については、3.36とやや高いが、これはLL教室などの設備の継続的な整備が評価されたものと思われる。それに対してスポーツ関係は2.71と低く、整備が遅れていることがわかる。実験室については、

2.99と低い。教員の負担の問題で実験関係の授業科目が十分に開設されていないが、講義科目であっても実験室を整備し活用することが必要である。

なお、必ずしも設備等の充実度が高いほど満足度も高いとは言えない。例えば、スポーツは、設備は不十分だが、授業満足度は比較的高い。これは、不十分な設備を工夫して利用し良い授業を行おうとする教員の熱意によるところが大きいと考えられる。(資料「平成18年度学生アンケート報告書」)

7-1-2 情報ネットワークの整備と活用の状況

各教室に学内ランのネットワークが配線されており、授業において利用されている。その活用状況の具体的な調査はなされていない。

7-1-3 施設・設備の運用方針と構成員への周知

佐賀大学としての施設等の有効利用にかかる指針は制定されている(国立大学法人佐賀大学における施設等の有効利用に関する指針：平成17年2月14日制定)。教養教育運営機構では教室等施設・設備の利用についての手続き方法あるいは語学の自学自習のためのCALL教室の利用等については、学生便覧に記述して周知させている。

教養教育関係の設備等についての学生の周知の程度については調べていないが、全学的な平均値は2.68と低い値にとどまっている。(資料「平成18年度学生アンケート報告書」)

7-2 図書，学術雑誌，視聴覚資料

教養教育関連の図書の整備については毎年一定額の図書購入費(視聴覚資料も含む)が割り当てられており、整備が進められている。

7-3 優れた点及び改善を要する点

(優れた点)

優れた点としては、各教室において空調設備、視聴覚機器など整備が計画的に進められ、教育環境の整備が図られていることである。また、学内外に対しても教室等の利用の便宜を図っており、施設・設備の有効利用に努めている。

(改善を要する点)

改善を要する点としては、自学自習室の拡充と運用方針等の制定と利用のための周知方法を徹底させることである。

7 - 4 自己評価の概要

図書や視聴覚資料及び語学を中心とした自学自習室の整備を進めており、その取り組みは優れているといえる。

8 教育の質の向上及び改善のためのシステム

8 - 1 教育の点検・評価システム

8 - 1 - 1 教育活動の実態把握状況

各部会及び各種委員会は、活動の実態を示すデータや資料を収集し、活動実績報告書を提出することになっているが、全ての部会で十分な実態把握が行われているとは言い難い。

大学入門科目については、担当する部会が存在しないため、機構として実態を把握していない。

8 - 1 - 2 学生からの意見聴取システム

(1) 学生による授業評価

ほとんどの授業科目で学生による授業評価が実施されているが、機構として評価する仕組みにはなっていない。(平成18年度からは、機構として組織的に授業評価を行うことになったが、具体的な方法は未定である。)

(2) 満足度評価

平成18年度に学生対象のアンケートを実施した。(資料「学生対象アンケート報告書」平成18年9月)

(3) 学習環境評価等

平成18年度に学生対象のアンケートを実施した。(資料「学生対象アンケート報告書」平成18年9月)

8 - 1 - 3 学外関係者からの意見聴取システム

学外関係者からの意見を聴取するための機構独自のシステムは持っていないが、過去に外部評価を実施しており、また法人評価の際に、教養教育についても評価を受けている。

8 - 1 - 4 教育の点検・評価を教育改善に活用するシステム

教務委員会は、評価結果を教育の質の向上、改善に結び付けるための議論を行っている。

また、大学教育委員会でも、学部の意見を聴きながら、教養教育の改善のための議論が活発に行われている。(資料「大学教育委員会活動報告書」平成18年9月)特に、英語教育については、大学教育委員会に教育担当副学長を中心にワーキンググループを設置し、改善のための方策について議論した。その結果、留学生センターに英語を母国語とする教員を新たに配置するなど、教員構成の見直しにもつながった。

8 - 1 - 5 教員個人の教育改善

学生による授業評価アンケートの集計結果は、担当教員に報告されるので、それを参考に授業改善の努力が行われている。以下は改善の例である。(資料「部会活動実績報告書」平成18年7月)

- * 板書の漢字を楷書で書くように改善した。地図などの資料等を、毎回4枚程度配布した
- * 理解の程度が低いので、講義内容の一部を重点的に解説するようにしている。その結果、若干ではあるが、理解度が上昇している。
- * 講義内容が難しいという意見があったので、内容をやさしくした。
- * 授業の最初にシラバスを配布して、詳しく説明した。
- * 字が小さく見づらいという意見があったので、大きめに板書するとともに、前列に座るように促した。
- * 主題科目「生活の化学 - 水の化学 -」の次回担当年度においては、初回授業においてシラバスの閲覧法とその内容を説明するよう改善する。
- * 配布資料(テキスト)が読み難いという意見があったので、すべての内容を数式文書として入力し、印刷したものをテキストとして配布、利用した。
- * シラバスを改善した。また、シラバスをよく読んで、予習復習するよう指導した。
- * 以前から、毎回講義ノートを講義資料として配布し、学生の板書の負担を少なくし、内容の理解に集中できるようしている。内容が難解であるという意見に応じて、話す項目を精選し、繰り返し説明するように努力している。
- * 主題科目「熱と物質」(17年度後期)において、特に数式を多く使用する部分等にプリントを配布した。
- * 主題科目「波動と電磁気」で宿題を課すことを予定している。
- * 授業のスライドをホームページ上に公開し、復習の便に供した。
- * 「授業内容はよく理解できた」の項目に、よくなかった旨の結果が見られた。文化系の学生にとって、化学式が多く使われる科目は理解が困難なようである。これらの点について、講義内容を検討したい。

8 - 2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修

8 - 2 - 1 ファカルティ・ディベロップメントの実施状況

以下の活動を行った。(資料「ファカルティ・ディベロップメント委員会活動実績報告書」平成18年7月)

平成16年度

公開授業

教養教育運営機構ファカルティ・ディベロップメント講演会

情報処理部会ファカルティ・ディベロップメント講演会

理工学部ファカルティ・ディベロップメント講演会協賛(5・6部会)

情報処理部会のティーチング・アシスタント活動調査

平成17年度

公開授業

教養教育運営機構ファカルティ・ディベロップメント講演会

ティーチング・アシスタント調査

ファカルティ・ディベロップメントに関する教員のニーズについては、ファカルティ・ディベロップメント委員会で把握するように努めている。学生については、特に調査していない。

講演会の参加者数や参加者の満足度についてのデータは無い。

8 - 2 - 2 ファカルティ・ディベロップメントの教育改善への活用

教育改善との結びつきについてはデータが無い。

8 - 2 - 3 教育支援者、教育補助者への研修

TA に対しては、教員単位で研修などの取り組みが行われているが、機構としての研修を行っていない。

8 - 3 優れた点及び改善を要する点

ファカルティ・ディベロップメント活動は行われているが、教育改善に結びつくかどうかの観点での取り組みが不十分である。

8 - 4 自己評価の概要

組織的な取り組みが不十分である。

9 管理運営

9 - 1 管理運営体制及び事務組織

教養教育運営機構には、専任の教員は配置されていない。事務については、教務課が担当している。

9 - 1 - 1 管理運営組織

機構の管理運営は、機構長を中心に、副機構長、協議会、各種委員会等が役割を分担している。学部の教授会に準ずる組織として協議会を置いている。(図9 - 1 - 1 - 1)

(1) 機構長及び機構長補佐体制

機構長は、機構の業務を掌理することとなっている。機構長は、協議会、運営委員会、企画委員会、FD委員会、評価委員会などの主要な委員会の委員長として機構の管理運営に中心的な役割を果たす。

機構長の職務を補佐するために、副機構長2名(現在は3名)を置いている。副機構長は、教務委員会など、機構の重要な委員会の委員長として、機構の運営に関わる。また、必要に応じて、機構長の下に各種の補助組織を置いている。

企画委員会では、機構長、副機構長の他、教務関係の事務職員も出席して、機構の運営に関する様々な課題を議論し、情報を交換することで、機構長の運営を助けている。

平成17年度に機構長の補助組織に関する規程を整備し、機構長の判断で機構長を補助する組織を設置できるようになった。このことにより、臨時の課題に機動的に取り組んだり、2年を超えて継続的に取り組むべき課題にも柔軟に委員会等を組織できることとなった。

本学の専任教員は原則として全員が機構のいずれかの部会に所属している。部会には部会長及びその他の幹事が置かれ、機構長の下で部会の運営に当たっている。

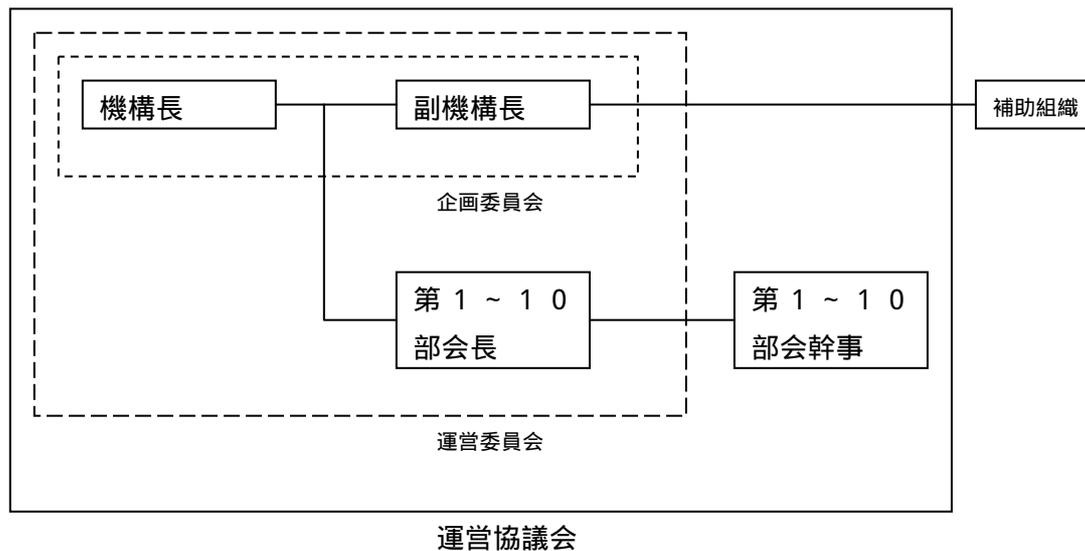


図9 - 1 - 1 - 1 管理体制

(2) 事務組織

機構の主たる業務は、教養教育であるので、事務的な業務は、主として教務課（教養教育管理係、教養教育企画係、教養教育実施係）が担当している。

(3) 協議会及び各種委員会

機構には、教授会に相当する組織として、協議会を設置している。

協議会では、教養教育運営機構規則第13条により、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 教養教育科目に係る教育課程の編成及び実施に関する事。
- (2) 部会の構成及び改編等に関する事。
- (3) 教養教育科目担当非常勤講師の任用に関する事。
- (4) 運営機構の予算及び決算に関する事。
- (5) 運営機構及び協議会に関する大学評価に関する事。
- (6) その他運営機構の管理運営に関する事。

人事については、機構長その他の役職者の選定、非常勤講師の選考、教員の所属部会の審査などを行っている。また、学生の教育に関する重要事項については、教育課程のうち教養教育に関する事項の審議、単位の審査などを行っているが、決定は学生の所属する学部教授会が行っている。

協議会は、佐賀大学教養教育運営機構規則第17条第2項によって、審議事項の一部を

運営委員会に委任し、審議の効率化を図っている。

(4) 部会

機構には、第1部会から第10部会まで、10の部会が置かれ、本学の専任教員は原則としていずれかの部会に所属することになっている。部会は、教養教育運営機構規則第9条により、次に掲げる任務を行う。

- (1) 授業計画(授業科目の設定, 時間割の編成, 教室配当及び授業クラスの編成等を含む。)の策定に関すること。
- (2) 教養教育科目を担当する教員に関すること。
- (3) 教養教育科目を担当する非常勤講師の任用計画の策定に関すること。
- (4) 教養教育の実施のための経費に関すること。
- (5) 教養教育カリキュラムの調整に関すること。
- (6) 教養教育科目に係る試験等に関すること。
- (7) 部会の大学評価に関すること。
- (8) その他教養教育の実施に関し必要なこと。

また、各種委員会には各部会から1名の委員を選出することが通例となっており、各部会は委員会を通じて、機構の運営にも関わっている。

9 - 1 - 2 意思決定

重要な事項の意思決定は、協議会の議を経て機構長が行っている。機構長の裁量に委ねられている事項については、企画委員会の議を経て機構長が決定することが通例となっている。

(1) 上級機関との関係

機構長は、教育研究評議会に評議員として出席しており、教育研究評議会の定めた基本方針に従って機構を運営している。また、機構長と教務委員3名(現在は、機構長と副機構長3名)は、大学教育委員会に委員として出席しており、大学教育委員会の定めた方針に従って、教養教育を実施している。(図9 - 1 - 2 - 1)平成17年度までの大学教育委員会には、同委員会の規則により、教務委員を委員として選出していたが、専門委員会の扱う案件を議論するための機構側の委員会と直接的な対応がなかったため、平成18年度からは、機構側の委員会を担当する副機構長が大学教育委員会に出席するように改めた。(図9 - 1 - 2 - 2)したがって、現在では、機構長及び副機構長全員が大学教育委員会に出席している。

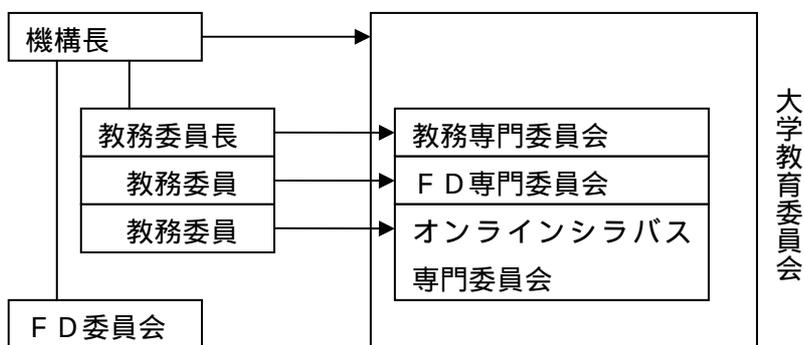


図9 - 1 - 2 - 1 平成16～17年度の大学教育委員会と機構の関係

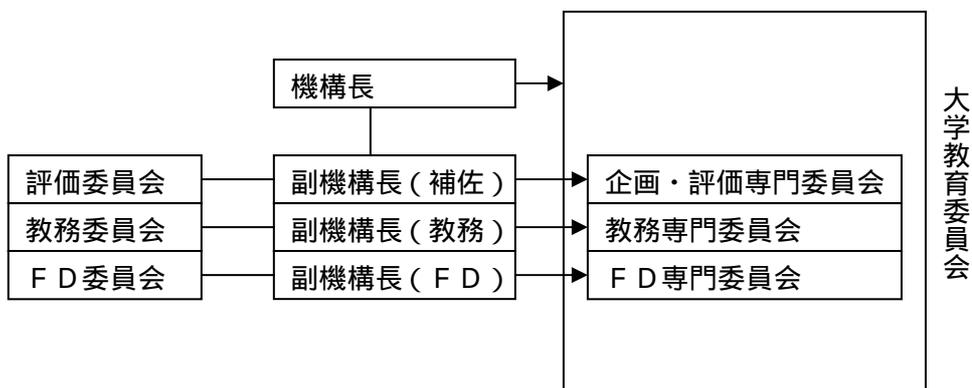


図9 - 1 - 2 - 2 平成18年度以降の大学教育委員会と機構の関係

(2) 意思決定過程

教務関係については、教務委員会で審議した内容を教務委員長（教務担当の副機構長）が協議会（一部は運営委員会）に報告し、それに基づいて機構としての判断を行っている。それ以外の重要な事項についても、各種委員会で審議し、その報告に基づいて運営委員会及び協議会で審議決定している。

軽微な事項、機構長の裁量に委ねられている事項、委員会や部会間で調整が必要な事項については、企画委員会で議論している。（現在では、協議会が設置する常設の委員会は、機構長または副機構長が委員長となっているので、企画委員会の議論に基づいて定めた機構の方針に沿って、委員会での審議を行うことが慣例となっている。）審議機関相互の関係は図9 - 1 - 2 - 3に示す。

教養教育は、全学に関係するので、特に学生の履修に直接関係する事項については、大学教育委員会（特に教務専門委員会）を通じて、各学部と密に情報交換を行い、円滑な意思決定を行うことができるようにつとめている。特に卒業要件に関わる事項は、学部の了解を得て、機構としての意思決定を行っている。

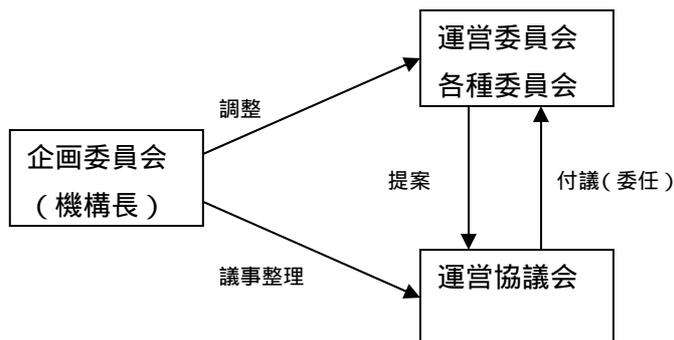


図9 - 1 - 2 - 3 審議機関相互の関係

9 - 1 - 3 関係者のニーズの把握と反映

教員の意見は、部会を通じてくみ上げるようにしている。また、学部の意見は、大学教育委員会を通じて聴いている。

教員以外の職員の意見を組織的にくみ上げる仕組みはできていないが、機構長や副機構長が直接関係職員から意見を聴くようにしている。

学生の意見は、学生との懇談会に機構長が出席して聴くようにしている。

9 - 1 - 4 管理運営担当者の能力開発

機構長は、教養教育実施組織代表者会議などに出席して、教養教育実施組織の課題等について情報収集を行っている。副機構長についても同様である。しかし、特に機構長や副機構長としての資質向上のための研修などは行っていない。実際に機構長に選出される教員は、学部長や副機構長等の役職者の経験者であることが多く、それらの役職に就くことが管理運営について学ぶ機会になっていると考えられる。平成18年度以降は、機構長を部会及び学部から推薦された者の中から協議会で選定することになったので、各部会や各学部において管理運営の責任者として適任の者が推薦されていると考えられる。

9 - 2 規程等の整備

機構では、規程等を体系化するなど、整備を進めてきた。各種委員会については、その権限、役割、根拠規定などを明確化している。また、機構長の補助組織についても、規程等の整備を行い、その役割を明確化した。(資料編1)

9 - 2 - 1 管理運営の方針及び規程

(1) 管理運営の方針

機構の主要な業務は教育であるが、教育には教員の主体的な取り組みが不可欠であることから、全体の整合性やバランスを考慮しながら、教員の合意を形成することを機構の管理運営の基本的な姿勢としてきた。また、ルールが明確になっているものについては、できるだけ審議を簡素化するようにしている。特に協議会が委任した事項については、運営委員会の決議を以て協議会の決定としている。

(2) 諸規程の体系

諸規程の体系は以下の通りである。原則として、下位規程は、上位規程に根拠を持つ。

教養教育運営機構規則

教養教育運営機構長及び副運営機構長候補者選考規程

教養教育運営機構長及び副運営機構長候補者選考細則

教養教育運営機構運営規程

教養教育運営機構運営委員会内規

教養教育運営機構企画委員会内規

教養教育運営機構教務委員会内規

教養教育運営機構主題科目開設要項

九州地区国立大学間合宿共同授業実施要項

佐賀大学科目等履修生規程

学内開放科目開設要項

教養教育運営機構広報委員会内規改正案

教養教育運営機構ファカルティ・デイベロップメント委員会内規

教養教育運営機構評価委員会内規

教養教育運営機構部会所属に関する内規

教養教育運営機構管理運営補助組織に関する内規

実験室運営要項

L M教室運営要項

C A L Lシステム運営要項

リメディアル英語教育実施要項

リメディアル物理教育実施要項

教養教育科目履修規程

教養教育科目履修細則

(3) 役職者及び委員等の選考及び責務

機構長及び副機構長は、教養教育運営機構長及び副運営機構長候補者選考規程及び教養教育運営機構長及び副運営機構長候補者選考細則によって選考の手続きが実行されている。各種委員会の委員及び補助組織の委員の選出方法については、規程または内規等で規定されている。

主要な委員会の委員長は、機構長または副機構長が兼ねている。

機構長は、学部または部会で推薦された者のうちから、前年度の協議会で投票して選定される。その役割は、機構の業務全般を掌理することである。

副機構長は、機構長に準じた手続きによって投票によって選定される。副機構長のうち1名は教務委員長、もう1名は広報委員長を兼ねることになっている。

なお、平成18年度から選出方法が変わった。

現在は、副機構長のうち、機構長補佐は、機構長が指名することになった。機構長補佐は、機構長の職務全般について助言等を行い、また機構長に事故があるときは、機構長を代行する立場である。副機構長のうち1名は、教務委員会で互選で選ばれた委員長を、もう1名は広報委員会で互選で選ばれた委員長を指名することになっている。

機構長及び副機構長は、企画委員会で意思を統一し、一体となって機構の運営に当たることを目指している。

各部会の部会長の選出方法は、部会によって異なる。選挙を行う部会、前任者の推薦に基づき選出する部会、学部毎のローテーションを決めている部会などがある。(資料「部会活動実績等報告書」)

9 - 2 - 2 管理運営に必要な情報

(1) 情報の収集

教務課が必要な情報を収集して、役職者及び各種委員会等に提供している。

(2) 情報の共有

委員会報告などを通じて情報を共有するようにしている。また、ホームページを通じて内外に情報を提供している。重要な規程や内規も大学のホームページに掲載している。

9 - 3 自己点検・評価

9 - 3 - 1 自己点検評価の実施状況

(1) 自己点検・評価の体制

運営委員会が中心となって自己点検・評価を実施した。(なお、平成18年度に評価委員会を設置しているので、現在は、評価委員会が担当組織となっている。)

(2) 自己点検・評価の実施状況

平成14年に全学教育センター(現在の教養教育運営機構に相当)が大学評価・学位授与機構の評価を受審している。その際に、自己評価書を提出している。

9 - 3 - 2 自己点検・評価結果の公開

自己評価書は公開していない。(平成18年度以降に実施する自己点検・評価については、報告書を公開する予定である。)

9 - 3 - 3 外部評価

(1) 外部評価の実施体制

平成15年度に、運営委員会を中心に外部評価を計画し、学外の有識者を評価委員に委嘱して、実施した。(現在は、機構に評価委員会を設置したので、評価委員会が実施を担当する予定である。)

(2) 外部評価の実施状況

平成15年度に外部評価を実施した。(平成16年3月『全学教育・教養教育外部評価報告書』)

9 - 3 - 4 評価結果の活用

(1) 評価結果を活用する体制

運営委員会で議論し、各部会に対応する。(現在では、評価委員会を設置しているので、評価委員会で評価結果の活用も議論することになっている。)

(2) 改善事例

外部評価で学生による授業評価やシラバスの充実を求められたが、これについては、かなり改善されている。

9 - 4 予算

9 - 4 - 1 予算配分の方針と策定状況

機構には予算委員会を設置しておらず、予算配分については、企画委員会で議論して機構長が定めている。機構はもともと予算が少ないため、配分が問題となることはあまりない。空調設備がほぼ整備されたので、視聴覚機器や部会活動の活性化のための予算配分を検討しているところである。部会等からの少額の予算要求については、機構長の判断に委ね、機動的に執行できるようにしている。

9 - 4 - 2 資源配分の方針と策定状況

現在の教養教育の維持のための予算を配分しており、それ以外の予算はほとんど組み立てていない。

9 - 5 優れた点及び改善を要する点

機構では、様々な会議で十分に議論することで、多くの教員の協力体制を作り、教養教育を維持している。これは、機構に専任教員に対する人事管理の権限が無いことを考えると、学部や個々の教員の良識を前提とした体制である。しかし、教養教育の改革を考えると、教員人事が学部に委ねられている現状では、機構の取り組みには大きな制約がある

ことも事実である。教養教育に必要な教員を確保するために機構が関与できるような仕組みが必要である。

9 - 6 自己評価の概要

教養教育運営機構に課された役割を概ね果たしている。

10 社会貢献

10 - 1 教育による社会貢献

10 - 1 - 1 目的及び計画

(観点に係る状況)

平成18年6月23日に、「国立大学法人佐賀大学社会貢献の方針」(<http://www.saga-u.ac.jp/chiiki/index2.htm>)が制定され、従来の本学の社会貢献の方針が明文化された。方針の周知については、大学のホームページで行っている。

教養教育運営機構では、社会貢献についての具体的計画は策定していない。

(分析結果とその根拠理由)

教養教育運営機構としての社会貢献は特に計画されていない。

なお、平成18年度からは、公開講座実施委員会が機構長の下に設置され、方針及び計画について検討することになっている。

10 - 1 - 2 実施状況

(観点に係る状況)

(1) 生涯学習

公開講座などは実施されていない。

一部の授業科目は、学外に開放されている。

例 ネット授業「有明海の線虫」を学外に開放した。

(資料「部会活動実績報告書」)

(2) 正規課程外の学生受け入れ

科目等履修生は、希望があれば受け入れている。

例 第2分野の授業科目で1名の科目等履修生を受け入れた。

(資料「部会活動実績報告書」)

(3) 社会教育

講演会の講師などをした教員がいるが、機構としては実施していない。

(資料「部会活動実績報告書」)

(4) 高大連携

機構としては取り組んでいない。

(平成18年度からは、機構長補佐が致遠館高校のスーパーサイエンスハイスクール運営指導委員に就任しており、連携の方法を検討している。)

(資料「部会活動実績報告書」)

(5) 産学連携等

機構としては取り組んでいない。

(資料「部会活動実績報告書」)

(6) 施設・設備開放

機構は多数の講義室を保有しているので、授業に支障のない範囲で学外に開放している。

(平成16年度実績を表10-1-2-1、平成17年度実績を表10-1-2-2に示す。)

(分析結果とその根拠理由)

機構として特に社会貢献には取り組んでいない。施設(教室)については、開放が進んでいる。

10-1-3 成果

(観点に係る状況)

機構として特に社会貢献には取り組んでいないので、成果はない。

10-1-4 改善システム

(観点に係る状況)

改善のためのシステムは無いが、企画委員会で社会貢献の在り方について議論している。

なお、平成18年度には、公開講座実施委員会を設置し、改善のための議論を行うことになっている。

(分析結果とその根拠理由)

改善システムがないので、機能もしていない。

10 - 2 目的の達成状況の判断

機構としては社会貢献の目的は達成されていない。

10 - 3 優れた点及び改善を要する点

(優れた点)

特に無い。

(改善を要する点)

(1) 方針及び計画を策定し、周知すること。

(2) 単独の学部では実施できない総合的な公開講座の企画などが期待される。

10 - 4 自己評価の概要

機構としての社会貢献の取り組みは、不十分である。

表10-1-1 平成16年度 施設開放

年月日	試験名	使用講義室	参加人員
平成16年4月18日	情報処理技術者試験	1.2号館	950
平成16年6月6日	第2種電気工事筆記試験	1.2.4.1.3.4.1.4.4を除く1号館全講義室	907
平成16年6月27日	佐賀県職員(大卒・短期大卒程度)採用試験	1.2号館	1,722
平成16年8月23日	佐賀県教育職員免許法認定講習	122	15
平成16年8月24日	佐賀県教育職員免許法認定講習	122	15
平成16年8月25日	佐賀県教育職員免許法認定講習	122	15
平成16年9月5日	ファイナンシャルプランニング技能検定・第88回金融業務能力検定	124を除く1号館2階全講義室	午前:299 午後:270
平成16年9月12日	郵政一般職員採用試験	124.127を除く1号館2階全講義室	522
平成16年9月19日	佐賀市職員採用試験	会議室.121.122.125.126.131.135.136.145.146	633
平成16年9月26日	佐賀県職員採用試験(高卒程度)	121.125.126.131.135.136	361
平成16年10月3日	日本郵政公社 部内試験	121.123	58
平成16年10月17日	情報処理技術者試験	1.2号館	1,107
平成16年10月24日	第7回佐賀県介護支援専門員実務研修受講試験	124.134.144を除く1号館.2号館全講義室	1,100
平成16年11月7日	佐賀県母親大会	121.122.123.125.126.131.132.133.135.136.146.大講義室	午前:250 午後:150
平成16年11月14日	高圧ガス製造保安責任者等国家試験	211.212.221.231	400
平成17年1月1日	センター試験模擬試験	2号館1階全講義室	400
平成17年1月2日	センター試験模擬試験	2号館1階全講義室	400
平成17年1月23日	ファイナンシャルプランニング技能検定・第89回金融業務能力検定	211.214.215.216.221	午前:283 午後:296
平成17年3月6日	第100回銀行業務検定試験	211.212.213.221.222	260

表10-1-2 平成17年度 施設開放

年月日	試験名	使用講義室	参加人員
平成17年4月17日	情報処理技術者試験	1.2号館全講義室	910
平成17年6月5日	第2種電気工事筆記試験	124.134.144を除く1号館全講義室及び211.212	1,000
平成17年6月26日	佐賀県職員(大卒・短期大卒程度)採用試験	1.2号館全講義室	1,307
平成17年8月4日	佐賀県教育職員免許法認定講習	211	224
平成17年8月22日	佐賀県教育職員免許法認定講習	211	224
平成17年8月24日	佐賀県教育職員免許法認定講習	211	224
平成17年9月4日	ファイナンシャルプランニング技能検定・第91回金融業務能力検定	2号館全講義室	午前:400 午後:400
平成17年9月11日	郵政一般職員採用試験	211.221.222.231	542
平成17年9月18日	佐賀市職員採用試験	会議室.211.212.213.215.216.221.231	571
平成17年9月25日	TOEIC公開テスト試験実施	211.212.215.221.231	227
平成17年9月25日	佐賀県職員採用試験(高等学校卒業程度)	121.123.125.132.133.141.142.143	258
平成17年10月16日	情報処理技術者試験	1.2号館全講義室	1,092
平成17年10月23日	第8回佐賀県介護支援専門員実務研修受講試験	124.134.144を除く1号館全講義室及び211.212	1,150
平成17年10月30日	佐賀県母親大会	121.122.125.126.131.132.135.136.146.大講義室	午前:150 午後:150
平成17年11月13日	高圧ガス製造保安責任者等国家試験	211.212.221.231	400
平成17年11月26日	センター試験模擬試験	211.212.213.214.215.216.221.231.232	1,150
平成17年11月27日	TOEIC公開テスト試験実施	211.212.215.221.231	226

1 1 地域との連携

佐賀大学では、様々な地域との連携に基づいて、教育活動を行っているが、教養教育の領域でも地域との連携を重視している。第7部会では、「地域とくらし」、「佐賀の文化」などの副主題を掲げて、様々な授業科目を開設しているが、他の部会でも地域に重点を置いた科目が開設されている。

地域との連携で、特筆すべきものとして、以下に「佐賀環境フォーラム」、「佐賀県提供講座」、「佐賀新聞社提供講座」の三つを挙げておく。

1 1 - 1 佐賀市との連携 佐賀環境フォーラム

佐賀市と佐賀大学が連携して佐賀の環境問題について学修する「佐賀環境フォーラム」（佐賀環境フォーラム実行委員会主催）が実施されている。これは、佐賀大学の学生は、教養教育科目として受講し、佐賀市民も参加できる仕組みになっている。

佐賀環境フォーラムは、資料1 1 - 1 - 1のような講義が実施されている。

その成果は、資料1 1 - 1 - 2にあるように、顕著である。

その他の詳細は、ウェブ上で公開している。

(<http://net.pd.saga-u.ac.jp/saga-forum/index.html>)

資料 1 1 - 1 - 1 (佐賀環境フォーラムのホームページから転載)

日程	時間	講演題目	講師
5月 9日(火)	19:00-21:00	佐賀大学の環境への取り組み	佐賀大学学長 長谷川 照
		佐賀環境フォーラム紹介	佐賀大学理工学部教授 宮島 徹
5月 11日(木)	19:00-21:00	環境問題総論	国連大学副学長 安井 至
5月 16日(火)	19:00-21:00	微生物の活用法 ～中国の10年間とこれからのタジキスタン～	(有)NS-30 研究所 最高経営責任者 島田俊雄
5月 18日(木)	19:00-21:00	ワークショップ研究成果発表	佐賀環境フォーラム グループ代表
5月 25日(木)	19:00-21:00	開発途上国の環境問題 ラオス/バングラデシュでの地下水のヒ素汚染	佐賀大学農学部教授 稲岡 司
6月 1日(木)	19:00-21:00	企業における取り組み	イオン(株)環境・社会貢献部部長 上山静一
6月 8日(木)	19:00-21:00	気候と住まい・住まい方(仮)	佐賀大学文化教育学部助教授 澤島智明
6月 15日(木)	19:00-21:00	海岸林保護と松葉炭による水質浄化実験	佐賀大学海浜台地生物環境研究センター 教授 田中 明
6月 22日(木)	19:00-21:00	ディベートで考える環境問題	佐賀大学文化教育学部教授 佐長健司
6月 29日(木)	19:00-21:00	グリーン購入と持続可能な消費(仮)	武蔵工業大学教授・グリーン購入ネットワ ーク代表 中原秀樹
7月 6日(木)	19:00-21:00	極域からみた地球温暖化	佐賀大学高等教育開発センター助教授 川野良信
7月 13日(木)	19:00-21:00	エンバイランメンタリズムと品格	福岡大学副学長 衛藤卓也

[体験講座]

6月3日(土) 9:00~17:00

○水質調査

【内容】 嘉瀬川、多布施川の上流・中流・下流地点で水質調査（簡易水質検査・水生生物調査）を行い、それぞれの地点の違いについて学習します。

6月17日(土) 9:30~12:00

○ごみ探検隊（ごみ調査）

【内容】 1グループ20名程度で、佐賀大学構内及び周辺のごみ調査を実施し、ごみの現状と分別について学習します。

[現地見学会]

平成17年7月1日(土) 9:00~17:00

以下3コースから選択します。

○エネルギー（省エネ・新エネ）

【内容】 佐賀市清掃工場・佐賀大学海洋エネルギーセンター・唐津市肥前支所風力発電

○水と川（里山の自然と原生自然）

【内容】 巨勢川調整池・東名遺跡・石井樋・味の素(株)・筑後大堰
長靴を用意

○森と海（森と有明海の関係について・佐賀平野の成り立ち）

【内容】 唐津市竹炭工房・富士町植林・嘉瀬川経由・有明水産振興センター・干潟体験
着替えを用意

[ワークショップ]

○グループワークショップ

【期間】 平成18年10月~平成19年1月

【内容】 各自が研究項目を決め、テーマ毎にグループを作り、担当講師の指導のもとグループで研究活動を行ないます。

【実施方法】

- (1) 各グループはリーダー、サブリーダーを選出し、事務局に登録します。
- (2) 活動計画を事務局に提出します。
- (3) 担当講師による指導はグループごとにメールの活用を中心として行います。

(文献の紹介、質疑応答など)

【研究テーマ】 昨年の研究を継続して行うものがあります。そのほかの研究テーマについては、アンケートをとり受講者の希望により決定します。

■17年度発表内容

- ・シックスクール
- ・佐賀の水環境 (クリーク底質)
- ・佐賀の水環境 (水質)
- ・エコツーリズム
- ・地球環境
- ・環境教育
- ・食と環境
- ・佐賀大学版 EMS (Environment Management System)

参考 (昨年までのワークショップ研究成果のまとめ)

○ワークショップ発表会・終講式 (予定)

【日時】 平成 19 年 1 月下旬 13:00 ~ 17:00

【場所】 佐賀大学教養教育運営機構 2 号館 211 番教室

【内容】

(1) 研究成果発表会

■各ワークショップグループの研究成果を発表します

■発表時間 各グループ 15 分程度

(2) 終講式

【中間報告会】(参考: 17 年度)

■日時・・・11 月 26 日 (土) 13 時から

■場所・・・佐賀大学 経済 第 4 講義室

資料 1 1 - 1 - 2 (佐賀環境フォーラムのホームページから転載)

- 「佐賀環境フォーラム」は平成 15 年度教育 GP に採択されています

「佐賀環境フォーラム」は、「市民参画（佐賀環境フォーラム）プロジェクト」として、「平成 15 年度特色ある大学教育支援プログラム（教育 GP）」に選定されました。これは、優れた教育を実践している大学に対して予算や補助金を重点配分する文部科学省の事業で、研究面で予算を重点配分する「21 世紀 COE プログラム」の教育版といえます。「大学と地域との連携の工夫改善」が評価されたものです。採択理由は以下の通りです。

この取り組みは、佐賀大学の教育目的・教育方針である「教育先導大学」と「社会に開かれ、社会に貢献する大学」を実現するため、平成 14 年に学長を機構長とする「地域貢献推進室」を設立するなど、「民学連携」に大学として組織的に取り組んでいる姿勢や、大学と地方自治体との連携で実施されている「佐賀環境フォーラム」は評価されます。「教養教育及び生涯教育としての環境教育」に優れた特色があり、他の大学の参考になる事例と認められます。

- 専門的な講義の開催

毎年度 5 月から 7 月程度までの期間の午後 7 時から 9 時まで、市民と学生が共に参加し、ともに学びます。

講師としては、大学教員ばかりではなく、行政、企業、環境 NPO 等、第一線で活躍している専門家に講義をしていただいています。

- 佐賀の自然を識る！ 現地見学会と体験講座

「環境」は机上の問題ではなく実際に体験しなければ本当の環境を「識る」ことはできません。そこでエネルギー問題や大学のごみ事情、地域の自然など様々な所に見学に行きました。

- 現地見学会 エネルギー問題、森と海、水と川

- 体験講座 水質調査、ごみ探検隊

- 佐賀でも打ち水!! 「平成打ち水夏の陣」

平成 16 年から毎年度 7 月初旬から 8 月中旬にわたって活動を行っています。

日本水フォーラム 尾田栄章 事務局長の講義（H16 年度 第 4 回講義「世界の水環境」）を通して、「打ち水」の活動を知り、ぜひ佐賀でもということで、学生が主体となって企画し、多くの方々と打ち水の良さを分かち合いました。詳細につきましては特設ページを設けましたのでご覧ください。

●佐賀大学オープンキャンパス特別企画・パネルディスカッション

平成 16 年 11 月 20 日(土)に佐賀大学においてオープンキャンパスが行われました。この時に、「パネルディスカッション：佐賀の水環境～学生と市民が中心になって議論します～ 佐賀環境フォーラム」を開催しました。パネラーである市民(3人)と学生(3人)は熱く討論しました。

●特別賞受賞！ 第2回全国大学生環境活動コンテスト

平成 16 年 12 月 26, 27 日の第2回全国大学生環境活動コンテスト(エココン 2004:東京)において、特別賞を受賞しました。

今年は全国各地から 62 団体が参加しましたが、最終選考には関東勢が多くを占めるなか、九州からは佐賀環境フォーラムが唯一残り、特別賞を受賞しました。

また環境活動に取り組む全国の学生、そして第一線でご活躍されている先生方(今年度の実行委員長は安井至先生@国際連合大学副学長でした)とディスカッションが出来、参加学生にとって非常に有意義な参加となりました。

全国大学生環境活動コンテスト

於 国立オリンピック記念青少年総合センター(東京都新宿区)

【主催】全国大学生環境活動コンテスト実行委員会

【共催】東京電力株式会社/全国青年環境連盟(エコ・リーグ)

【後援】環境省、経済産業省、農林水産省、環境自治体会議、社団法人日本青年会議所、私立大学環境保全協議会、共同通信社

<http://www.ecocon.info/>

●ワークショップ研究成果

佐賀環境フォーラムでは、その活動の一環としてワークショップを行っています。ここでは、市民と学生自らが環境についてテーマを設定し、この問題について調査研究を行います。必要な場合には、佐賀大学の専門の教授による指導を受けたり、佐賀大学内の最新の分析機器を用いて、本格的な調査・研究を行うこともできます。得られた成果は、佐賀市の環境施策や、佐賀大学の目的志向型研究に反映されます。テーマによっては単年度ではなく、継続して調査・研究が行われるものもあります。

これまで得られた研究成果は pdf ファイルにて公開しております。

[昨年までのワークショップ研究成果のまとめへ](#)

●平成 17 年度ワークショップ研究発表会について

今年度（H17）のワークショップ研究成果発表会の開催についてご案内いたします。発表テーマは、「シックスクール研究」、「佐賀市の水環境（クリーク底質）研究」、「佐賀市の水環境（水質）研究」、「地球環境研究」、「環境教育研究」、「食の環境研究」、「佐賀大学版 EMS 研究」です。

日時：平成 18 年度 1 月 28 日（土）13:00 より

場所：佐賀大学教養教育運営機構 2 号館 211 番教室

ワークショップ研究成果発表会 13:05～

佐賀大学版 EMS

佐賀大学理工学部機能物質化学科が ISO14001 に替わり環境省推進の EA21 認証取得することになった。

その範囲を拡張し、佐賀大学全体にて取得すると仮定した際に浮かび上がってくるであろう問題点とその解決法を、調査・シミュレートすることによって考察した。その成果を報告した。

佐賀市の水環境

佐賀平野に広く分布するクリークや河川の水質調査を行い、実態を把握するとともに、現在問題になっている竹林を利用した竹炭にてその水質改善を試みた。

実験結果など調査研究した結果を報告した。

シックスクール

様々な揮発性有機物が学校の教室から出て健康被害が発生していると危惧されている。佐賀市内の小中学校のホルムアルデヒド濃度の調査を行い評価した。シックスクール問題について調査研究した結果を報告した。

環境教育

環境教育は数年前より言われるようになったが、なかなか教育現場に浸透していないのが現状である。

今回は自動に対し紙芝居などの語り聞かせと言った形をとり、それにより新たに浮かんできた問題点などを整理し、「より楽しく」、「体験型」な環境教育を提言した。

《休憩》

地球環境

佐賀大学の留学生に環境に関するアンケートを行い、世界各地での環境問題の把握と、その意識を調査した。結果を報告した。

エコツーリズム

佐賀県の七山村にエコツーリングをする計画をたて実行した。七山村は湿原があり自然が非常に豊かである。

佐賀の自然の良さを改めて認識できるような、自然の大切さが伝わるようなプランを立てた。

食の環境

身の回りにあふれている食品添加物、その内容と危険性の調査を行った。

佐賀の水環境

佐賀平野に広く分布するクリーク底質は様々な機能を担っていた。例えば、昔、肥料として活用されていたことは、農業関係者や従事者にとってはよく知られている。そこで、このクリーク底質について調査・研究し、その結果を報告した。

終講式 16:50～

1 1 - 2 佐賀県との連携 提供講座

第1分野の主題科目「映像形態論(映画の文法)」と「映像芸術論(黒澤明・音と映像)」は、佐賀県との連携によって開設されたユニークな科目である。

平成17年度に、「アジアのハリウッド構想推進会議」から本学文化教育学部に対して以下のような受託研究の申し入れがあった。(平成18年度にも受託研究を受け入れている。)

研究題目： コンテンツ産業を担う人材育成のあり方研究

研究目的： 佐賀県が推進するアジアのハリウッド構想において、コンテンツ産業を担う人材の育成をその戦略の最初に掲げている。そこで、その人材育成のあり方を学生及び県民に対する講座開設及び学生主体の課外活動を通じ研究する。

研究費： 2,275,000 円

この受託研究の中で、「講義形式での映像関係講座の提供及び学生の主体的、自主的な取り組みによる課外活動を実施する。潜在的クリエイターの発掘も視野に入れ、学生に提供した映像関連講座の一部を広く県民向けに提供する。」とされている。(資料 アジアのハリウッド構想推進会議からの受託研究申込書、平成17年5月23日)

教養教育運営機構では、西村雄一郎氏を非常勤講師として採用し、複数の映像関連の主題科目を開講している。

1 1 - 3 佐賀新聞社との連携 提供講座

第3分野の主題科目「ジャーナリズムの現在(地方紙の役割とメディアリテラシー)」は、佐賀新聞社が講師を派遣する講座である。単位認定等は、本学の教員が行っている。受講した学生からは高い評価を受けている。(資料「佐賀新聞社提供授業実施報告書」)

1 2 部会活動

以下、各部会から提出された「部会活動実績報告書」(平成18年9月)に基づいて、機構の部会活動について記述する。(したがって、部会活動実績報告書が主要な根拠資料となっている。)

1 2 - 1 教育の領域

1 2 - 1 - 1 授業等の実績

(1) 部会の教員数

本学の教員は全学登録方式により、講師以上の教員は第1から第10部会のいずれかの部会に加入している。各部会ごとの教員数は、表12-1-1-1のとおりである。

表12-1-1-1 部会の教員数 (人)

		1部会	2部会	3部会	4部会	5部会	6部会	7部会	8部会	9部会	10部会
正 会 員	教授	16	13	23	53	40	49	8	11	9	18
	助教授	10	8	26	38	32	36	2	18	11	24
	講師	4	1	4	28	6	13	3	4	6	4
	合計	30	22	48	119	78	98	13	33	26	46
準 会 員	教授	6	1		1	3	1	6	1		8
	助教授	6			1			2	1	1	5
	講師		1								
	合計	12	2		2	3	1	8	2	1	13

(H18/3/31現在)

(2) 部会の教員が担当した教養教育科目

主題科目の担当科目数については「主題科目開設要項」にしたがって開講基準数が決まっており、基準どおりに開講されている。第7部会については開設されたばかりの部会でもありかつ教員数も少ないことから、当分の間、その基準は適用しないことになっている。

共通基礎教育科目の外国語、健康スポーツ及び情報処理の各科目については、受講者数に応じた開講数が開講されており、相応である。

各部会の教養教育科目を担当した教員数、開講した科目数、平均学生登録者数及び平均

単位取得率は、表 1 2 - 1 - 1 - 2 のとおりである。

表 1 2 - 1 - 1 - 2 各部会の教員が担当した教養教育科目等

	平成 1 6 年度				平成 1 7 年度			
	担当した 教員数 (人)	開講した 科目数 (科目)	平均学生 登録者数 (人)	平均単位 取得率 (%)	担当した 教員数 (人)	開講した 科目数 (科目)	平均学生 登録者数 (人)	平均単位 取得率 (%)
第 1 部会	2 6	2 7	9 7		2 7	2 7	1 0 0	
第 2 部会	2 2	2 4	1 0 6	8 8	2 1	2 4	1 0 4	6 9
第 3 部会	2 3	3 1	1 0 4		3 0	3 1	9 9	
第 4 部会	3 3	3 3	1 2 7		2 8	2 8	1 1 9	
第 5 部会	5 7	5 8	7 2		5 6	5 7	7 6	
第 6 部会	6 1	4 8	9 2		6 7	5 7	8 0	
第 7 部会	4	7			2	3	2 9	9 5 . 5
第 8 部会	1 4 4	3 7 8	3 0		1 4 9	3 1 8	3 2	
第 9 部会	5 4	8 7	4 6		5 4	8 0	5 0	
第 1 0 部会	4 4	4 4	7 4		4 2	4 4	6 6	

: 教員活動報告者数の平均値

1 2 - 1 - 2 教育内容および方法

(1) 授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。

第 1 から第 7 部会までの教養教育科目の主題科目群では主題分野のもとにコア科目群が配置され、さらに個別科目、総合型科目が区分され体系的に編成されている。また、共通基礎教育科目の第 8 部会（外国語科目）では、基礎的知識の習得から運用能力・コミュニケーション能力の形成へと発展的に向上する教育課程の編成がなされている。第 9 部会と第 1 0 部会では各教育目的を達成するために、講義・演習・実習の科目が体系的に構成されている。

(2) 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿っているか。

各部会とも、教育課程の編成の趣旨に沿って行われている。

(3) 研究活動に基づく教育

(教員の研究課題と教育目標との整合性)

各部会に所属する教員は、その部会の教育目的あるいは内容にふさわしい研究活動を行

っている。

(4) 他学部の授業科目の履修状況

学内開放科目の利用状況

各部会によって異なる。第1、2、5、6部会は開放科目を学生は数名利用している。第4部会は開放科目の利用を認定しているが、学生の利用者はいない。第3、7、8、9、10部会は開放科目を利用していない。

(5) 単位の実質化への配慮

(授業開講意図と履修モデルの周知)

「教養教育の授業概要」の中で各部会の授業開講意図は掲載しているが、履修モデルはとくに決めていないとする部会が多い。第10部会は部会独自のテキストを作成しており、その中で開講意図及びそれに沿った授業科目の流れを示す履修モデルを明確に定めている。

(授業時間外の学修のための工夫)

工夫例としては、レポートを課すというのが多い。その他、授業内容のまとめ・プリント・参考資料を配布する、小テストの実施、学生によるプレゼンテーションを取り入れる、ホームページの活用(講義ノート、資料公開)がある。第10部会では部会として、メールによる相談を行うなどしている。

(6) 講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切か。

各部会の教育内容と関連して、講義中心のもの、演習中心のものあるいは講義と実験・実習と合わせて行うものがあり、いずれも教育目的・内容を考えると相応である。もっと実験・実習を取り入れたいが、人的、空間的余裕がないという意見があった。

(7) シラバスが作成され、活用されているか。

講義科目を選択する際には活用されているが、選択後に有効に活用されているとは思われないという意見がある。

(シラバスの公開状況)

各部会において、ほぼ80%から100%が公開されている。

(授業がシラバスに沿って行われているか。)

学生による授業評価アンケートで調査されているが、部会としては把握していないとするものが多かった。第10部会ではシラバスどおりに行われており、リテラシーとして使えなければ意味がないので、アンケートそのものの必要性がないという意見もある。

(8) 自習

(自習室の設置状況)

該当なしの意見が多いが、図書館が十分に活用されているという意見もある。第 8 部会では平成 16 年に LM 自習室が開設され、利用されている状況が報告されている。

(自己学習のための工夫の例)

各部会の各教員によるさまざまな取り組みが、報告されている。例えば、最も多かったものがレポートを課すである。その他には、復習テスト・小テスト、グループによる分担当学習とプレゼンテーション、授業内容のまとめ・プリント・参考資料などの配布、ホームページの活用（講義ノート、資料公開）、利用できるパソコンの常設などがある。また、予習・復習の取り組み状況が低く、検討中であるという意見があった。

(9) 補習授業の取り組み

該当なしとする部会が多かったが、部会の教育内容から補習授業は必要なしとする部会もあった。補習授業の例としては、例えば、授業中にカードを配り質問事項があれば書いてもらい、次の授業で回答を印刷して配布する。そのとき用語など初歩的な質問にはできるだけ平易に説明を行う。第 8 部会では、平成 17 年度に英語の基礎力不足の学生に対して、学力向上のためにメディア開発センターと共同で、リメディアル教育プロジェクトを実施している。

(10) 成績評価等

(成績評価の基準と方法の周知方法)

各部会とも、評価は担当教員に委ねられており、成績評価の基準とその方法については、各担当教員がシラバスに明記して学生に周知させている。また、教員によっては、最初の講義の際に、再度、成績評価の基準と評価方法をより詳しく学生に説明している、という意見が多い。

(成績評価、単位認定の状況)

部会として、行っていないという回答が多い。

(成績評価に対する異議申し立ての方法、状況、対応結果)

これまで特に異議申し立ての問題が生じたことはなく、発生した場合には直接個々の教員、あるいは教員と教務委員が対応している。部会として、集約していない。

(11) TA 及び RA

(TA、RA の指導状況)

TA を利用している部会では TA を実施する度に、担当教員が研修を行っている。また TA は授業終了後にその日の TA 実施記録を提出し、指導教員が保管している部会もある。

(T A についての学生の満足度)

調査している部会では、例えば 80 % 以上の学生が満足していると答えている。

(1 2) 教育内容に関する優れた点及び改善を要する点

(優れた点)

「毎回質問カード、アンケートをとり質問や要望に対応する」「英語の講義資料を配布することにより、英語に慣れていった」「期末定期試験を行わず毎回授業後に一定の宿題・レポートを課したクラスでは、定期試験という従来の評価法よりも「学生たちに各自の執筆状況を段階的にクラス全体に対して「公表」させるシステムを導入することで学生たちの最終レポートの多くが一読に値するものとなった」等の報告があった。

(改善を要する点)

「講義のスピードが速い、講義内容が難解であるという声があり、授業内容と方法に工夫が必要」「スポーツ実習では学生の希望する種目をできるだけ開講しているが、体育施設(とくに室内施設)が少なく希望にそえない場合がある」等の報告があった。

1 2 - 1 - 3 教育の成果

(1) 教育目標の明示

ほとんどの部会がホームページ、教養教育の授業概要(シラバス)において明示している。第10部会では部会が発行しているテキストに明示している。

(2) 教育を点検する取り組み

ほとんどの部会において、教育に関する自己点検、学生による授業評価等は担当教員に委ねられており、部会としては特に点検を行っていないとしている。部会として組織的に取り組む必要があるという声もある。

(3) 学生による授業評価の実施状況

ほとんどの部会が実施状況を把握していない。第7部会は70%の実施率であると回答され、充実が望まれている。

(4) 授業評価アンケート以外の学生の意見聴取

例えば、「毎回授業でカードを配布し、学生に」質問や意見を自由に記入してもらい、回答やコメントを書いたプリントを印刷して次の回に配布している」「個人のホームページに掲示板を設置し質問を受け付けている」「毎回出席代わりに紙に意見、感想、質問等を書かせた」の報告がある。

(5) 学生満足度 (学生による授業評価の結果)

ほとんどの部会で、調査されていない。

(6) 教育の成果

(特筆すべき教育の成果があれば記述して下さい。)

英語の授業で、担当教員が編集出版した TOEIC 対策用テキストを使用したクラスでは、多くの学生が TOEIC 受検をするようになり、数名の学生は半年間で 50 点以上の伸びを示した。また、ある授業では動物実験の理解と動物愛護の理解が深まったという報告がある。

1 2 - 1 - 4 学生相談・支援

(1) ガイダンス

「学部・学科オリエンテーションで合わせて行っている」「第 1 回目の授業でガイダンス、コース分けを行い、担当教員が具体的かつ詳細に説明する」「初修外国語では科目選択のため、入学以前にその外国語の説明書類を送って履修の参考としている」等の報告がある。

(2) 学生相談

(オフィスアワー (日時を指定しているものに限る) を設定している教員数)

文系のほとんどの部会 (教員) はオフィスアワーを設定しているが、理系・実験系の部会 (教員) は少ない。理系・実験系の教員は随時、予約あるいはメール等を活用して、授業の相談や質問に対応している。

(3) 特別な支援が必要な者への学習支援

「黒板やスライドが見えにくいものに縮小コピーの配布、ポインターもグリーンレーザーのものを使用する」「身体障害者の学生と相談して 1 階に教室を変更した」「留学生に授業後、個別的に質問に応じるようにした」「身体障害者と相談の上、スポーツ実習の種目を変更させ、できる範囲で参加させた」等の報告があった。

(4) 情報機器の整備状況

ほとんどの講義室は最小限の情報機器が整備されている。第 8 部会の語学教育では LL・LM 教室、LM 自習室が整備され、ネット授業が可能なコンピューター機器が整備されている。第 9 部会ではスポーツセンターや体育館において、ビデオやパワーポインターの機器が整備されている。第 10 部会では総合情報基盤センターの各演習室が利用可能である。

(5) 自主的学修環境と満足度

「本庄地区には体育館が1つしかなく授業でほとんど使用しているため、学生の空き時間の使用は不可能である。学生は満足していない。」「平成16年度からLM自習室が設置され、平日9時～17時まで開放されている。ただ、満足度についての調査はまだ実施されていない。」等の報告があった。

12-1-5 教育改善

(1) 教育の状況に関するデータ等の収集

(定期試験、解答例等の保存状況)

保存していないあるいは把握していないとする2つの部会以外は、保存期間は異なるが、保存している。

(2) 授業評価結果に基づく自己点検・評価の取り組み

ほとんどの部会が取り組みは各教員に委ねられており、部会では実施していない状況である。

(3) 評価結果に基づく教育の改善のシステム

ほとんどの部会が授業評価の結果は各担当教員に通知され、その改善は各教員に任されている状況にあり、部会としての取り組みはないとしている。

(4) 個々の教員の授業改善の取り組み

「板書を丁寧にする」「授業に関連したプリントあるいは数式を多く使用する部分等にプリントを配布する」「授業の終わりに感想文を書かせ、次回に回答する」「授業のスライドをホームページ上に公開し、復習の便に供した」「授業の進め方のスピードについてテンポよく講義を進めるように改善を試みた」「授業の最初にシラバスを配布して詳しく説明」「シラバスを改善した。シラバスをよく読んで、予習復習するように指導」「講義に興味をもち、その場で理解できるように、演習と質問を多くした」「講義ごとに小テストを入れて理解の度合いを確かめながら講義を進めた」「集団討論形式は好評につき、さらにいろいろな課題や手法を導入し、『授業にあきない、あきさせない形態』を考えていきたい」等教育方法や内容の改善について多くの報告があった。

(5) FD・SD活動

(FDに学生や教職員の意見が反映されているか)

「意見を反映させるシステムが確立していない」「部会会議で教員の意見を聴取している」の報告があった。

(F D 講演会等)

「教養教育運営機構」、「部会主催」、「各学部主催」、「他の組織主催」の各 F D 講演会に参加しているが、各部会からの参加者は少ない。

(部会の F D 活動)

「全体打ち合わせにおいて、授業方法や授業運営について討論した」、「2名の教員が公開授業を行った」、「定期的に F D 委員を中心に教育改善について議論している」等の報告がある。

(F D 活動により授業が改善された例)

「ネット授業における評価の厳格化を図ることができ、またネット授業の放棄者が減少した」、「F D 講演会に参加して知った学生による授業評価を教育改善に利用する方法に取り入れることにした」、「各教員はいくつかの授業改善を行っているが、それが F D 活動の結果であるかどうかは分からない」、「大学入門にて、家庭学習用の小テスト 1 回を行った」、「ミニペーパーの効果を知り授業に取り入れ、学生の声を聞くようにした」等の報告があった。

(6) 優れた点及び改善を要する点

(改善を要する点)

「F D 講演会への参加者が少ない等 F D 活動が低調であり、改善が必要である」等の報告があった。

1 2 - 1 - 6 その他の教育活動

「大学入門科目の授業の一環として新入生合宿研修を行い、心理専門職等に就いている卒業生を招き、勉強の仕方、将来の進路を考えさせた」等の報告があった。

1 2 - 2 国際交流・社会貢献の領域

1 2 - 2 - 1 国際交流の実績

第 8 部会の外国語部会において、オーストラリアのラトローブ大学での語学研修（参加学生数 19 名：以下同じ）、韓国研修旅行（8 名）、ドイツでの海外研修（7～11 名）等が行われている。

1 2 - 2 - 2 社会貢献（主として教育サービス）

(1) 生涯学習

(1 - 1) 公開講座

とくに開催されていない。

(1 - 2) 学外開放

「ネット授業『有明海学2』の1つとして実施した『有明海の線虫』の授業を学外者も受講できる形をとることにより、学外者に開放された」の報告がある。

(2) 正規課程外の学生

(科目等履修生)

いくつかの部会で受け入れている。

(短期留学生)

いくつかの部会で短期留学生、特別聴講生を受け入れている。

(3) 社会教育

(講演会 (一般市民対象))

教員の個人的な講演は多くなされているが、部会としては該当なし。

(4) 高大連携

(4 - 1) 高校生対象

該当なし。

(4 - 2) 高校教職員対象

該当なし。

(5) 施設・設備開放

教養教育運営機構として、教室等の貸し出しは行われている。

1 2 - 2 - 3 部会としての社会貢献の方針及び計画

すべての部会が、とくに部会として方針及び計画は定めていない。

1 2 - 2 - 4 社会貢献について改善するシステム

すべての部会が、とくに設けていない。

1 2 - 2 - 5 優れた点及び改善を要する点

「国際交流・社会貢献の領域における本部会教員の活動は低調である。これはこの方面の活動が学部で母体をおくものを中心に行われ、本部会を母体とした活動の必要性を各教員が感じていないためと考えられる。今後、本部会としての活動の必要性の有無を含め、この方面の活動について部会会議等において議論する必要があると考えられる」 「第8部会の教員は主として文化教育学部に所属しており、学部において既に英語やドイツ語の公開講座を開催している。また、数名の部会員は『佐大教員と語ろう』というセミナーの講師として、ゆつつら～と館で一般市民を対象とした講演を行っている。今後は教員の負担を考えながら、教育サービスという視点から第8部会としての公開講座を開設できるかどうか検討したい」等の報告があった。

1 2 - 3 組織運営の領域

1 2 - 3 - 1 部会の目的

(1) 部会の基本的な方針及び目標

ほとんどの部会が教育目標はホームページや授業概要に記載していると回答しているが、部会の基本方針や目標については、定めている部会とそうでない部会がある。

(2) 学生への周知

ホームページや授業概要等に明示して周知しているが、周知の程度については調査していない部会が多い。

(3) 社会への周知

ホームページに明示している。公表していない部会もある。

(4) 優れた点及び改善を要する点

改善を要する点として、「学生に周知され認識されているかどうか把握するための調査が必要である」「国際的コミュニケーション能力の向上という部会の重要な教育目標を非常勤講師全員と共有できるようにしたい」「高校での情報教育が進む中で、従来の情報処理部会の必要性について検討する必要がある」等があげられている。

1 2 - 3 - 2 部会の運営

(1) 部会長の選出方法

前任者から推薦された者につき、部会所属教員から異議がなかった場合は、その者を部会長候補者に選定している部会が多いが、ローテーションや選挙を行う部会もある。

(2) 意思決定の方法

部会長を議長とする部会会議を置き、必要に応じて開催されている。処理の簡単な事項については、部会長、教務委員、FD委員及び広報委員で構成する幹事会で検討し、結果を部会員にメールで配信し、周知させている部会もある。

(3) 部会内の役割分担等(部会内の委員等)

すべての部会内に教務・FD・広報の各委員が置かれ、意見聴取・調整が行われている。その他第8部会ではLM運営委員、CALLシステム委員及びリメディアル英語教育実施委員等が置かれている。

(4) 他の組織との関係

部会長は運営委員会に加わり、協議会の委任を受けた事項を審議している。他の委員は協議会に出席し審議を行っている。協議会が設置する委員会の委員を、部会会議で協議して選出している。機構長を補佐する委員等の推薦依頼があった場合は、部会会議で協議して推薦している。部会長は大学の方針、中期目標・中期計画及び年度計画を熟知して、その達成に向けて努力している。また、部会会議などで部会の教員に周知するように努めている。

(5) 優れた点及び改善を要する点

該当なし。

12-3-3 教員

(1) 教員組織編制の基本方針

すべての部会が新任教員等から所属の申し出があった場合は、原則として本人の意向を尊重しているが、それに加えて、各部会の状況により、「当部会員の専門領域が主題分野と重なるため、積極的に他分野の準会員を兼ねている」「部会員が少なく、非常勤講師に頼らざるを得ない」「部会員が少ないので、準会員の加入を要請している」「非常勤講師を削減する方向で努力している」「部会員全員が毎年講義を担当しており、その体制を見直す必要がある」等の状況がある。

(2) 教員組織活性化のための措置

すべての部会が本人の自発的な申し出に基づいて他の部会の教員を準会員として受け入れ、当部会の開設する授業科目の幅を広げること検討しているが、中でも第2部会では、総合型科目を設定し、他部会の教員の参加を呼びかけ授業形態の多様化、授業内容の重層化を図っている。

(3) 非常勤講師選考基準の運用状況

非常勤講師の採用が必要な部会では、選考委員会を立ち上げ、候補者の研究実績の審査、教授能力の有無等について評価し選考がなされている。また、教育実績も重視し、教育能力を判断するため必要に応じて、面接が行われている。

(4) TAの活用状況

TAを活用している部会では、第1部会は1名、第5部会は数学の演習・化学実験を中心に平成16年度に3名、17年度に7名、第9部会はスポーツ実習で2名、第10部会は情報処理演習で、履修学生10名に対してTA1名、を採用している。

(5) 優れた点及び改善を要する点

優れた点として、「主題科目についてみると、それぞれの教員が専門の研究成果をいかに学生にフィードバックしようかと、工夫をこらして魅力ある授業にしていることが伺える」という意見がある。

12 - 4 その他

第8部会では、その他の活動として以下のような活動が行われている。

(1) 早瀬はネット授業に関して、ネット授業推進委員会で授業評価に基づく分析を行った。対面授業の導入、試験の方法、評価について、定期的に会合を開き、協議した。(添付資料1)

(2) 平成17年度、医学部2年次学生を対象として国際医療コミュニケーション科学・池田豊子教授の統括のもと、「医療英語」(選択コース)が開設された。(添付資料2～4)

添付資料(添付資料集)

1. 「英語リメディアル教育プロジェクト」報告書
2. 「平成17年度医療英語」報告書

- 3 .「平成 1 7 年度医療英語学生評価」報告書
- 4 .「医療英語スケジュール」エクセル・ファイル

1 3 初年次教育の課題

学生の学力の多様化によって、大学に入学した新生に対して行う転換教育、導入教育及び補充教育（初年次教育と呼ぶ）の重要性が増してきている。教養教育運営機構では、転換教育と導入教育のために大学入門科目、補充教育のためにリメディアル教育を実施している。（リメディアル教育については、平成17年度までは英語のみ実施している。）

1 3 - 1 大学入門科目

（1）現状

大学入門科目は、教養教育運営機構の開設する教養教育科目として開設されているが、実際には、学部学科等毎にクラス編成され、当該学部学科等の教員が担当しているので、実質的には学部の授業科目と言ってよい面がある。そのため、他の教養教育科目と異なり、教育に責任を持つ部会が組織されていないため、機構として実態を把握し、改善することは困難な状況にある。

このような状況は、平成13年度佐賀大学フレッシュマンセミナー改善委員会が取りまとめた「フレッシュマンセミナー改善委員会調査報告書」でも指摘されている。

平成17年度には、大学入門科目を担当する部会として「初年次教育部会」の設置を試みたが、参加希望教員が少なかったため、設置を断念した。

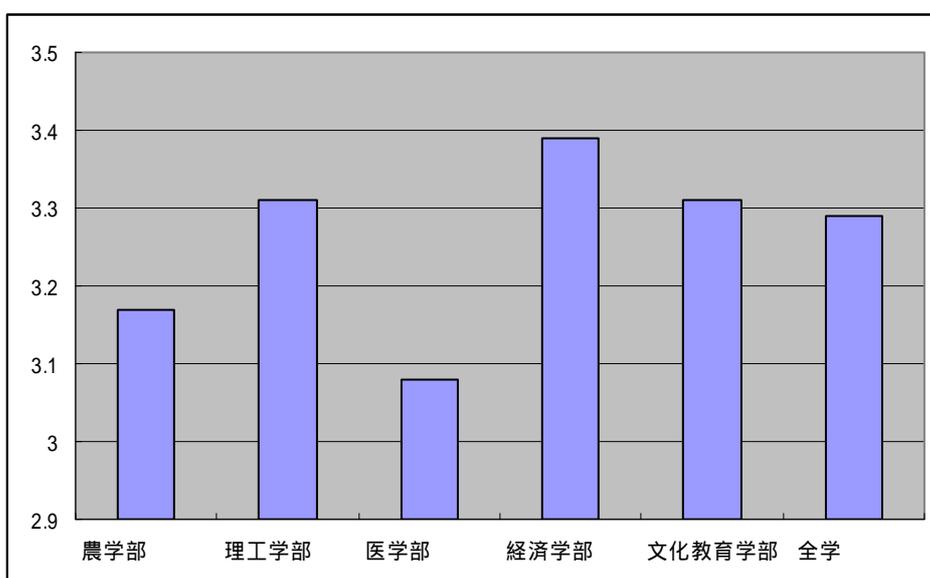
平成18年度には、初年次教育委員会（学部教員に委員を委嘱）の設置を構想している。

（2）学生の評価

平成18年度に実施した3年次の学生対象のアンケートによれば、大学入門科目については、5段階評価で平均3.3の評価を下している。（表13-1-1）これは、他の教養教育科目と比べて大差はないが、教養教育科目全体の平均3.18に比べてやや高い。学部別では、経済学部での評価が高く、医学部がやや低い。

表 1 3 - 1 - 1 大学入門科目の満足度

	5(高)	4	3(中間)	2	1(低)	N	未回収	平均	回収率
農学部	8	14	43	7	5	2	83	3.1688	48.765
理工学部	43	96	155	26	25	19	174	3.3072	67.658
医学部	7	17	59	13	5	19	35	3.0792	77.419
経済学部	20	44	63	14	6	3	160	3.3946	48.387
文化教育学部	30	56	91	25	12	9	61	3.3131	78.521
全学	108	227	411	85	53	52	513	3.2851	64.596



13-2 リメディアル教育

13-2-1 リメディアル教育のニーズ

入学してくる学生の学修履歴や学修内容の多様化により、入学後の補充教育の必要性が高まってきている。教養教育運営機構でも、平成17年度からリメディアル教育に取り組んでいるが、実施については、有志の教員に依存しており、組織的に取り組んでいるとは言い難い状況である。

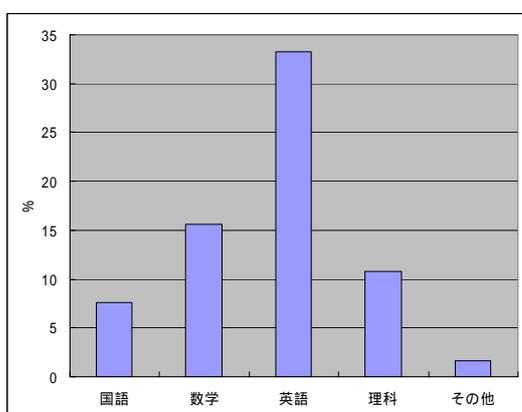
平成18年度に実施したアンケートでは、リメディアル教育としては、表13-2-1-1に示すように、英語教育が最も需要が高い。次いで数学の需要が高いが、数学のリメディアル教育の実施は、協力者がなかなか得られないため難航している。

理科の中では、表13-2-1-2に示すように、物理と化学の需要が高い。化学についても、リメディアル教育の実施を検討する必要がある。

表13-2-1-1

リメディアル教育を最も望む科目は何ですか？

	国語	数学	英語	理科	その他	N	未回収
農学部	10	9	34	14	0	9	83
理工学部	22	74	115	52	5	92	174
医学部	1	7	19	15	0	77	35
経済学部	9	32	61	2	4	39	160
文化教育学部	27	20	75	16	6	67	61
全学	69	142	304	99	15	284	513

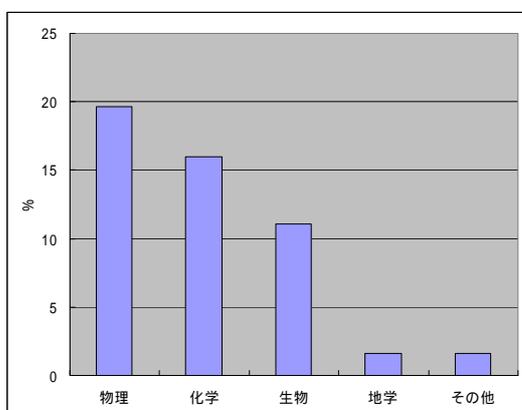


リメディアル教育を希望する科目

表 1 3 - 2 - 1 - 2

リメディアル教育を最も望む理科の科目は何ですか？

	物理	化学	生物	地学	その他	N	未回収
農学部	2	8	3	0	0	2	83
理工学部	33	21	9	2	1	32	174
医学部	3	2	12	2	0	47	35
経済学部	1	3	2	0	0	17	160
文化教育学部	9	5	1	0	3	24	61
全学	48	39	27	4	4	122	513



理科の中では、どの科目のリメディアル教育を希望するか

1 3 - 2 - 2 リメディアル英語教育

平成 1 7 年度に、英語リメディアル教育実施委員会を機構長の下に設置し、コンピュータを用いた英語の学力測定とそれに基づくリメディアル教育を実施した。それによって、本学の学生の英語学力についての客観的データが得られ、将来の英語力充実に向けての準備ができたと評価できる。(資料「リメディアル英語教育実施委員会活動等実績報告書」平成 1 7 年度)

1 3 - 2 - 3 リメディアル物理教育

平成 1 7 年度に機構長の下にリメディアル物理教育実施委員会を設置し、平成 1 8 年度からの実施を決定した。(実際、平成 1 8 年度新入生を対象に力学について実施し、高い満足度を得た。)(資料「リメディアル物理教育実施委員会活動等実績報告書」平成 1 8 年度)

資料 1 教養教育運営機構 規程集

(* は、全学規程等)

教養教育運営機構規則

教養教育運営機構長及び副運営機構長候補者選考規程

教養教育運営機構長及び副運営機構長候補者選考細則

教養教育運営機構運営規程

教養教育運営機構運営委員会内規

教養教育運営機構企画委員会内規

教養教育運営機構教務委員会内規

教養教育運営機構主題科目開設要項

九州地区国立大学間合宿共同授業実施要項

分野別主題科目の開講数の基準

日本事情開講要項

共通基礎教育科目時間割編成手順

時間割の作成及び変更に関する申し合わせ

「時間割の作成及び変更に関する申し合わせ」の運用について

教養教育科目に係る定期試験における補助監督者等について

* 佐賀大学科目等履修生規程

* 学内開放科目開設要項

教養教育運営機構広報委員会内規改正案

教養教育運営機構ファカルティ・デイベロップメント委員会内規

教養教育運営機構評価委員会内規

教養教育運営機構部会所属に関する内規

教養教育運営機構管理運営補助組織に関する内規

実験室運営要項

L M教室運営要項

C A L L システム運営要項

リメディアル英語教育実施要項

リメディアル物理教育実施要項

教養教育科目履修規程

教養教育科目履修細則

定期試験における不正行為の取扱いに関する内規

教養教育科目の追試験及び再試験に関する申し合わせ

定期学生大会開催に伴う休講措置に関する内規

教養教育科目に相当する入学前の既修得単位等の認定のための審査内規

海外語学研修プログラムにおける教養教育科目（外国語科目）の単位認定要項

大学以外の教育施設等における学修の教養教育科目（外国語科目）単位認定要項

佐賀大学教養教育運営機構規則

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人佐賀大学規則(平成16年4月1日制定)第20条第2項の規定に基づき、佐賀大学教養教育運営機構(以下「運営機構」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 運営機構は、佐賀大学(以下「本学」という。)の教養教育実施機関として、本学の目的、使命に則り、全学の教員が担う教養教育を円滑に実施することを目的とする。

(業務)

第3条 運営機構は、前条に掲げる目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 教養教育科目に係る教育課程の編成及び実施に関すること。
- (2) 教養教育に関する大学評価に関すること。
- (3) その他教養教育の実施に関すること。

(職員)

第4条 運営機構に、次の職員を置く。

- (1) 運営機構長
- (2) 副運営機構長 3人
- (3) その他必要な職員

(運営機構長)

第5条 運営機構長は、本学の専任の教授のうちから選考する。

- 2 運営機構長は、運営機構の業務を掌理する。
- 3 運営機構長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 運営機構長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営機構長及び副運営機構長の選考)

(副運営機構長)

第5条の2 副運営機構長は、本学の専任の教授、助教授及び講師のうちから選考する。

- 2 副運営機構長は、運営機構長を助け、運営機構の業務を整理する。
- 3 副運営機構長の任期は、就任の次年度の3月までとし、再任を妨げない。
- 4 副運営機構長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第6条 運営機構長及び副運営機構長の選考は、第12条に規定する佐賀大学教養教育運営機構協議会の議を経て、学長が行う。

- 2 運営機構長及び副運営機構長の選考に関し、必要な事項は、別に定める。

(部会)

第7条 運営機構に、教養教育を円滑に実施するため、共通基礎教育科目及び主題科目の区分ごとに部会を置く。

- 2 運営機構に置く部会は、次のとおりとする。

共通基礎教育科目

外国語部会

健康・スポーツ部会

情報処理部会

主題科目

分野別主題科目

文化と芸術部会

思想と歴史部会

現代社会の構造部会

人間環境と健康部会

数理と自然部会

科学技術と生産部会

共通主題科目

地域と文明部会

(部会への登録等)

第8条 本学の専任の教授，助教授及び講師は，前条第2項に掲げる部会のいずれかに登録し，佐賀大学教養教育運営機構協議会の定めるところにより，教養教育科目を担当するものとする。

(任務)

第9条 部会は，次に掲げる任務を行う。

- (1) 授業計画(授業科目の設定，時間割の編成，教室配当及び授業クラスの編成等を含む。)の策定に関すること。
- (2) 教養教育科目を担当する教員に関すること。
- (3) 教養教育科目を担当する非常勤講師の任用計画の策定に関すること。
- (4) 教養教育の実施のための経費に関すること。
- (5) 教養教育カリキュラムの調整に関すること。
- (6) 教養教育科目に係る試験等に関すること。
- (7) 部会の大学評価に関すること。
- (8) その他教養教育の実施に関し必要なこと。

(部会長及び幹事)

第10条 部会に，部会長及び幹事若干人を置く。

- 2 部会長及び幹事は，当該部会に所属する教員の互選によって定める。
- 3 部会長は，部会の業務を整理し，幹事は，部会を円滑に運営するため，部会長を補佐する。
- 4 部会長及び幹事の任期は，2年とし，再任を妨げない。
- 5 部会長又は幹事に欠員が生じた場合の後任者の任期は，前任者の残任期間とする。

(部会会議)

第11条 部会長は，必要に応じ，部会会議及び部会幹事会を開催するものとする。

(協議会)

第12条 運営機構に，その管理運営に関する重要な事項を審議するため，佐賀大学教養教育運営機構協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(審議事項)

第13条 協議会は，次に掲げる事項を審議する。

- (1) 教養教育科目に係る教育課程の編成及び実施に関すること。
- (2) 部会の構成及び改編等に関すること。
- (3) 教養教育科目担当非常勤講師の任用に関すること。
- (4) 運営機構の予算及び決算に関すること。

(5) 運営機構及び協議会に関する大学評価に関すること。

(6) その他運営機構の管理運営に関すること。

(組織)

第 1 4 条 協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 運営機構長

(2) 副運営機構長

(3) 各部長

(4) 各部の幹事から選出された教員 各 3 人

(5) 高等教育開発センターから選出された教員 1 人

(議長)

第 1 5 条 協議会に議長を置き、運営機構長をもって充てる。

2 議長は、協議会を招集し、その議事を主宰する。

3 議長に事故あるときは、議長があらかじめ指名した副運営機構長がその職務を代行する。

(議事)

第 1 6 条 協議会は、委員の 3 分の 2 以上が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(運営委員会等)

第 1 7 条 協議会に、運営委員会その他必要な委員会を置くことができる。

2 協議会は、その定めるところにより、運営委員会の議決をもって、協議会の議決とすることができる。

(委員以外の者の出席)

第 1 8 条 協議会が必要と認めるときは、協議会委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第 1 9 条 運営機構の事務は、学務部教務課において処理する。

(雑則)

第 2 0 条 この規則に定めるもののほか、運営機構に関し、必要な事項については、協議会の議を経て、運営機構長が定める。

附 則

1 この規則は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則施行後、最初に任命される機構長及び副機構長の選考は、国立大学法人佐賀大学の初代部局長等の選考に関する規則(平成 1 6 年 1 月 1 6 日制定)に基づき選出された候補者を第 6 条の規定により選考されたものとみなし、学長が行うものとする。

附 則(平成 1 6 年 5 月 2 1 日改正)

この規則は、平成 1 6 年 5 月 2 1 日から施行する。

附 則(平成 1 7 年 1 2 月 2 1 日改正)

この規則は、平成 1 7 年 1 2 月 2 1 日から施行する。

附 則(平成 1 8 年 3 月 1 6 日改正)

この規則は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

佐賀大学教養教育運営機構長及び副運営機構長候補者選考規程

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、佐賀大学教養教育運営機構規則(以下「規則」という。)第6条第2項の規定に基づき、佐賀大学教養教育運営機構における運営機構長及び副運営機構長(以下「機構長等」という。)の選考に関し、必要な事項を定めるものとする。

(選考)

第2条 機構長等の選考は、佐賀大学教養教育運営機構協議会(以下「協議会」という。)の議に基づき、学長が行う。

(機構長等候補者の選定)

第3条 協議会は、機構長等候補者(以下「候補者」という。)を選出するための選定を行う。

第4条 協議会は、次の各号のいずれかに該当する場合に候補者の選定を行う。

- (1) 機構長等の任期が満了するとき。
- (2) 機構長等が辞任を申し出たとき。
- (3) 機構長等が欠員となったとき。

(運営機構長候補者の選定)

第5条 運営機構長候補者の選定は、選定の事由が前条第1号に該当する場合は、任期が満了する日の30日以前に、同条第2号又は第3号に該当する場合は、辞任を申し出た日又は欠員となった日から30日以内に行うものとする。

2 協議会は、運営機構長候補者を選定する必要が生じたときは、各学部に適任者の推薦を依頼する。

3 各学部は、適任者1人を選出の上、書面により協議会に推薦する。

4 規則第7条第2項に定める各部会は、前2項の規定による推薦のほか、適任者の推薦をすることができるものとする。

5 協議会は、前2項の推薦に基づき、運営機構長候補者を選定する。

第6条 選定有資格者は、協議会委員とする。ただし、選定日において海外渡航中の者及び休職中の者を除く。

第7条 協議会は、選定有資格者名簿を作成しなければならない。

第8条 選定は、単記無記名投票により行い、選定有資格者数の3分の2以上の投票をもって成立する。

第9条 有効投票数の過半数を得た者をもって運営機構長候補者とする。

2 過半数を得た者がいないときは、上位の得票者2人(得票同数の者がある場合は、2人を超えても被選定者に加える。)について更に投票を行い、得票多数の者を運営機構長候補者とする。

3 得票多数の者の得票が同数であるときは、年長者をもって運営機構長候補者とする。

(副運営機構長候補者の選定)

第10条 副運営機構長候補者の選定は、運営機構長の推薦に基づき、協議会が行う。

(選考経過の報告)

第11条 協議会は、候補者を選定したときは、速やかに学長に報告しなければならない。

(規程の解釈)

第12条 この規程の解釈は、協議会が行う。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、候補者の選定に関し必要な事項は、協議会の議を経て、運営機構長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月21日改正）

1 この規程は、平成17年12月21日から施行する。

2 この規程施行の際、現に改正前の佐賀大学教養教育運営機構長及び副運営機構長候補者選考規程により選考された運営機構長及び副運営機構長は、改正後の佐賀大学教養教育運営機構長及び副運営機構長候補者選考規程により選考されたものとみなし、その任期は、規則第5条第3項及び第5条の2第3項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

佐賀大学教養教育運営機構長及び副運営機構長候補者選考細則

(平成17年12月21日全部改正)

(趣旨)

第1条 この細則は、教養教育運営機構長及び副運営機構長候補者の選定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(運営機構長候補者の選定)

第2条 運営機構長は、各学部及び各部会の推薦に基づき、被推薦者名簿を作成するものとする。

2 運営機構長は、選定日、選定場所及び被推薦者名を選定日の10日以前に協議会委員へ通知するものとする。

3 選定日は、1日限りとする。

4 運営機構長候補者の選定は、協議会委員及び代理人で行う。

5 選定時に代理人を依頼する協議会委員は、あらかじめ運営機構長にその旨を申し出なければならない。この場合において、代理人は、同一部会員でなければならない。

(副運営機構長候補者の選定)

第3条 運営機構長が推薦する副運営機構長候補者は、当期の教務委員長、広報委員長、及び運営機構長補佐とする。

2 教務委員長は、教務委員の互選によって定める。

3 広報委員長は、広報委員の互選によって定める。

4 運営機構長補佐は、本学の専任の教授、助教授及び講師のうちから運営機構長が指名する。

附 則

この細則は、平成17年12月21日から施行する。

佐賀大学教養教育運営機構運営規程

(趣旨)

第1条 佐賀大学教養教育運営機構(以下「機構」という。)の運営に関し必要な事項は、佐賀大学教養教育運営機構規則(以下「規則」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(副機構長)

第2条 機構長補佐として指名された副機構長は、規則第15条第3項に定める副機構長とし、機構長に事故あるときは、機構長の職務を代行する。

2 機構長補佐以外の副機構長は、次条に定める教務委員会及び広報委員会の委員長とする。

(運営委員会等)

第3条 機構に、規則第17条の規定に基づき、次の各番号に掲げる委員会(以下「運営委員会等」という。)を置く。

- (1) 運営委員会
- (2) 企画委員会
- (3) 教務委員会
- (4) 広報委員会
- (5) ファカルティ・ディベロップメント委員会
- (6) 評価委員会

2 運営委員会等に関する事項は、別に定める。

(補助組織)

第4条 機構長は、機構長の職務を助けるため、補助組織を置くことができる。

2 補助組織に関する事項は、別に定める。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、機構の運営に関し必要な事項については、協議会の議を経て、機構長が定める。

附 則

この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

参 考

名 称	委 員 長	副 委 員 長 (は委員長代行)	委 員
運営委員会	機構長	機構長補佐	正副機構長、部会長、高等教育センターから1人
企画委員会	機構長	機構長補佐	正副機構長
教務委員会	互選(副機構長)		各部会から1人
広報委員会	互選(副機構長)		各部会から1人
FD委員会	機構長	副機構長(広報)	各部会から1人
評価委員会	機構長	機構長補佐	正副機構長、部会長

教養教育運営機構運営委員会内規

(平成16年4月1日制定)

(設置)

第1条 佐賀大学教養教育運営機構(以下「機構」という。)に、佐賀大学教養教育運営機構規則(平成16年4月1日制定。以下「規則」という。)第17条第1項及び佐賀大学教養教育運営機構運営規程(平成18年3月22日制定)第3条の規定に基づき、運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、機構の管理運営に関する重要な事項及び規則第17条第2項の規定に基づき委員会に付託された事項を審議する。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 機構長
- (2) 副機構長
- (3) 各部部长
- (4) 高等教育開発センターの専任教員から1人

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、機構長をもって充てる。

- 2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、機構長補佐が、その職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。

- 2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、規則第17条第2項の規定に基づき委員会に付託された事項については、3分の2以上の多数をもって議決しなければならない。

(代理人の出席)

第6条 委員会は、委員が委員会に出席できない事情が生じた場合には、当該委員が所属する部会等からの代理人の出席を認めることができる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席者を求め、その意見を聴くことができる。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年5月26日改正)

この内規は、平成16年5月26日から施行する。

附 則(平成18年3月22日改正)

この内規は、平成18年4月1日から施行する。

教養教育運営機構企画委員会内規

(設置)

第1条 佐賀大学教養教育運営機構(以下「機構」という。)に、佐賀大学教養教育運営機構運営規程第3条の規定に基づき、企画委員会(以下、「委員会」という。)を置く。

(業務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について、連絡及び調整を行う。

- (1) 中期目標及び中期計画の実施に関する事項
- (2) 予算の執行に関する事項
- (3) 施設の有効利用に関する事項
- (4) 部会間の協議を要する事項
- (5) 協議会及び運営委員会の議事の整理に関する事項
- (6) その他機構の円滑な運営に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 機構長
- (2) 副機構長
- (3) 機構長が指名した者 若干人

(任期)

第4条 前条第3号の委員の任期は、機構長の任期の終期を超えないものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は機構長をもって充て、副委員長は機構長補佐をもって充てる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(雑則)

第7条 この内規に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、機構長が別に定める。

附 則

この内規は、平成16年4月 1日から施行する。

附 則

この内規は、平成17年2月23日から施行する。

附 則

この内規は、平成18年4月 1日から施行する。

教養教育運営機構教務委員会内規

(設置)

第1条 佐賀大学教養教育運営機構(以下「機構」という。)に、佐賀大学教養教育運営機構運営規程第3条の規定に基づき、教務委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、機構の教務に関する重要な事項について審議する。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 各部会から1人

(2) 高等教育開発センターの専任教員から1人

(委員長)

第4条 委員長は、委員の互選によって定める。

2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長が指名した者が、その職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き、議決をすることはできない。

2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(代理人の出席)

第6条 委員会は、委員が委員会に出席できない事情が生じた場合には、当該委員が所属する部会等からの代理人の出席を認めることができる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席者を求め、その意見を聴くことができる。

附 則

この内規は、平成16年4月 1日から施行する。

附 則

この内規は、平成18年4月 1日から施行する。

教養教育運営機構主題科目開設要項

(目的)

第1条 この要項は、教養教育運営機構における主題科目の開設に関する必要事項を定めることにより、学生の主題科目の受講を保証するとともに、主題科目の円滑な開設を図ることを目的とする。

(開設校時)

第2条 水曜日1校時、水曜日2校時及び木曜日1校時は、主題科目を開設する校時とし、原則として、専門教育科目は開設することができない。ただし、大学入門科目は、開設することができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、非常勤講師は、同項に定める校時のほかに、木曜日の2校時に主題科目を開設することができる。

(開設授業科目数)

第3条 主題科目の各部会は、毎年度、第1部会、第2部会、第3部会及び第4部会にあつては各25以上の授業科目を、第5部会及び第6部会にあつては各50以上の授業科目を、第7部会にあつては10以上の授業科目を開設するものとする。

2 各部会は、前学期、後学期にほぼ均等になるように授業科目を開設するものとする。

3 各部会は、各校時にほぼ均等になるように授業科目を開設するものとする。

(受講人数制限)

第4条 授業担当者は、1クラスの受講希望人数が150人を超える場合、教育効果を損なわないよう、その受講人数を制限することができるものとする。

2 授業担当者は、使用可能な教室の収容限度を超える受講希望者がある場合、受講人数を収容限度内に制限するものとする。

3 実験、実習、演習等を含む授業科目であつて少人数で行う必要がある授業科目(以下、「少人数クラス」という。)については、前2項の要件を満たさない場合でも、受講人数を必要な限度で制限することができるものとする。

4 少人数クラスは、第3条の各部会(第7部会を除く。)の開設授業科目数に含めないものとする。

(受講科目制限)

第5条 授業担当者は、その授業内容により、受講できる学生の学部若しくは学科・課程又は学年を制限することができるものとする。

2 授業担当者は、前項の制限を行うときは、あらかじめ、教養教育科目授業概要などに明記しておかなければならない。

(雑則)

第6条 この要項に定めるもののほか、主題科目の開設に関し必要な事項は、教養教育運営機構協議会の議を経て、教養教育運営機構長が定める。

附 則

この要項は、平成17年4月1日から実施する。

九州地区国立大学間合宿共同授業実施要項

第1条 九州地区国立大学間合宿共同授業（以下、「共同授業」という。）に実施については、この要項に定めるところによる。

第2条 共同授業を実施するために必要な業務は、以下の部会（以下、「担当部会」という。）が輪番で担当する。

- (1) 第1部会及び第2部会
- (2) 第3部会及び第4部会
- (3) 第5部会
- (4) 第6部会
- (5) 第7部会、第8部会及び第9部会
- (6) 第10部会

第3条 本学が当番校となる場合は、九州地区国立大学間合宿共同授業実施委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、教務委員長及び担当部会が推薦する委員5人をもって組織する。

3 委員長は、教務委員長をもって充てる。

第4条 本学が派遣する共同授業の講師は、担当部会が推薦するものとする。

2 前項の講師は、学生の引率及び事前学習の指導者を兼ねるものとする。

附 則

1 この要項は、平成18年1月13日から施行する。

2 平成18年度以降の担当部会は、第10部会、第1部会及び第2部会の順に輪番とする。

分野別主題科目の開講数の基準

1. 目的

この基準は、教養教育運営機構主題科目開設要項に定める開設授業科目数について、各部会が各学期及び各校時に開講すべき最少の科目数を定めることにより、学生の履修機会を確保しようとするものである。

なお、教養教育運営機構主題科目開設要項（第3条第1項）に定める開設授業科目数は、下表のとおりである。

部 会	最少開講数
1	2 5
2	2 5
3	2 5
4	2 5
5	5 0
6	5 0

2. 1学期に開講すべき科目数（第3条第2項関係）

各部会が1学期に開講する最少の科目数は、以下のとおりとする。

部 会	最少開講数
1	1 1
2	1 1
3	1 1
4	1 1
5	2 3
6	2 3

3. 1校時に開講すべき科目数（第3条第3項関係）

各部会が各校時（水1，水2，木1）に開講する最少の科目数は、以下のとおりとする。

部 会	最少開講数
1	3
2	3
3	3
4	3
5	7
6	7

附 則

この基準は、平成17年6月22日から施行する。

日本事情開講要項

- 1 日本事情の開講は、主題科目を担当する部会を各系に分け、半期ごとのローテーションで実施する。

日本事情（人文科学系） 第1部会
第2部会

日本事情（社会科学系） 第3部会
第4部会

日本事情（自然科学系） 第5部会
第6部会

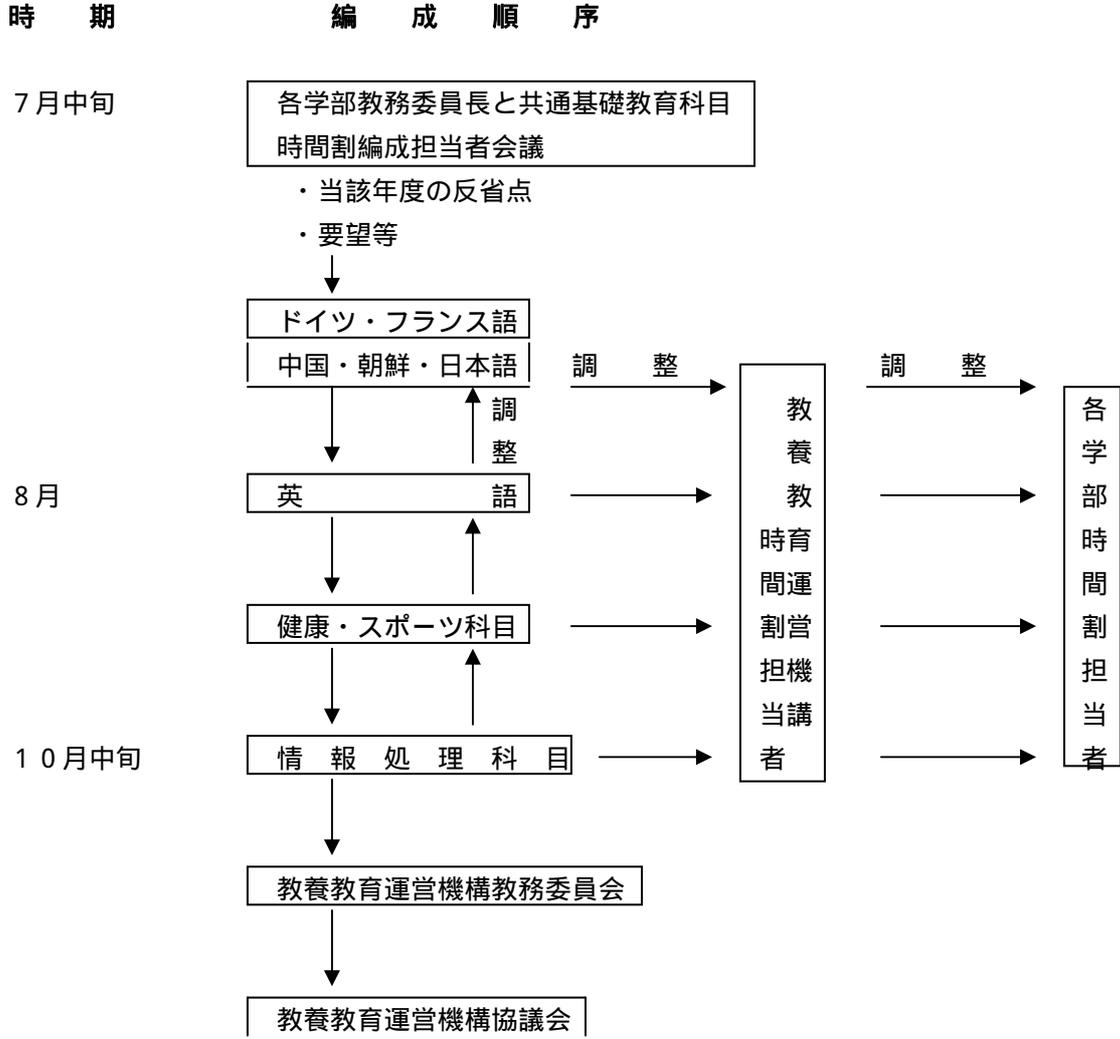
- 2 開講される日本事情は、部会における開設授業科目数に含めることができる。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から実施する。

共通基礎教育科目時間割編成手順

平成16年4月1日制定



時間割編成の手順

- 1 共通基礎教育科目時間割担当者は、各学部教務委員長との会議において提出された要望及び当該年度の反省点等を踏まえて時間割を編成する。
- 2 ドイツ語・フランス語・中国語・朝鮮語・日本語の各時間割担当者は、時間割を組み、それを教養教育運営機構時間割担当者及び英語の時間割担当者に渡す。
- 3 英語の時間割担当者は、ドイツ語・フランス語・中国語・朝鮮語・日本語の時間割のうえに、英語の時間割を組み立て、それを教養教育運営機構時間割担当者及び健康・スポーツ科目時間割担当者に渡す。問題点が生じたら2にフィードバックする。
- 4 健康・スポーツ科目時間割担当者は、2及び3のうえに健康・スポーツ科目の時間割を組み立て、それを教養教育運営機構時間割担当者及び情報処理科目の時間割担当者に渡す。

問題点が生じたら 2 又は 3 にフィードバックする。

- 5 情報処理科目時間割担当者は、2、3 及び 4 のうえに情報処理科目の時間割を組み立て、それを教養教育運営機構時間割担当者に提出する。問題点が生じたら 2 又は 3 又は 4 にフィードバックする。
- 6 それぞれの時間割担当者は、必要に応じて教養教育運営機構時間割担当者及び各学部的时间割担当者と調整する。
- 7 教養教育運営機構時間割担当者は、共通基礎教育科目の授業コマ割を完成させる。

時間割の作成及び変更に関する申合せ

1. 時間割は、部会長が作成した案に基づき、協議会の議を経て、機構長が定めるものとする。
2. 時間割を変更する必要がある場合は、部会長からの変更申出に基づき、協議会の議を経て、機構長が変更の可否を決定するものとする。ただし、事前に協議会の議を経ることができない場合は、事後承認を求めるものとする。
3. 開講後の時間割の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
4. 機構長は、協議会において時間割の決定及び変更に関する審議を行う場合は、教務委員会に諮り、部会間の調整を行い、その結果を協議会に報告するものとする。
5. 以下の変更については、担当教員の申し出に基づき、機構長が決定するものとする。
 - (1) 教室のみを変更する場合
 - (2) 大学入門科目等で特定の学部学科等の学生のみが履修する科目の開講校時を主題科目が開講される校時以外の時間帯に変更する場合で、当該学部学科等の了承を得ている場合
 - (3) 同一授業科目において、担当教員のみを変更する場合
6. 機構長は、担当教員に対し、開講前確認書(別紙)により、開講前の時間割等を確認するものとする。

附 則

この申合せは、平成16年4月28日から実施する。

平成 16 年 4 月 28 日 制 定
教養教育運営機構教務委員会

「時間割の作成及び変更に関する申合せ」の運用について

授業時間割は、各部会から提出された案をもとに事務で集計及び教室割振りをして完成させ、学期開講前に担当教員へ配布していますが、授業時間割を受領した教員から曜日・校時の変更を申し出られることがあります。ほとんどが主題科目の時間割で担当教員の勘違いによるものです。

主題科目の時間割は部会長から提出された「時間割案」及び「開講前確認書」に基づいて作成していますが、時間割発表までにかかなりの期間があるため、提出された本人が授業科目名や曜日・校時を忘れていた状況が見られます。

このような状況を改善するために、今後は「時間割の作成及び変更に関する申合せ」の運用において、下記のとおり時間割作成に関する日程及び役割分担を明確にし、確認その他について遺漏のないように対応したいと思いますので、御協力方よろしくをお願いします。

1. 次年度の時間割案の提出について（申合せ - 1）

1) 主題科目の時間割

1-1) 10月末まで...事務担当者は、10月の教務委員会で次年度開講科目を確認し、担当教員に「開講前確認書」を11月20日頃までに部会長へ提出してもらうように依頼する。また、同依頼文は部会長にも通知する。

1-2) 11月末まで...部会長は、主題科目開設要項により必要に応じて調整を行い、時間割案及び開講前確認書（写し）を事務担当者に提出する。

2) その他の時間割

11月末まで...部会長は、時間割案を事務担当者に提出する。

2. 時間割の報告

12月10日頃...事務担当者は、各学期の時間割案を集計し部会長に報告する。

3. 時間割の確認

12月24日まで...部会長は、担当教員に確認を取り、変更があれば事務担当者へ連絡する。

4. 時間割の決定（申合せ - 4）

事務担当者は、1月の教務委員会に「前学期」及び「後学期」の時間割案を提出するものとし、確認・修正後、協議会への報告をもって（教室を除き）決定とする。

5. 時間割の通知

開講日の20日前を目途に担当教員へ通知する。

6. 時間割の変更について（申合せ - 4）

1) 主題科目の時間割...受講希望申請に重大な支障が生じるため、受け付けられない。ただし、止むを得ない事情がある場合は、教務委員会に諮り別途考慮するものとする。

2) その他の時間割...変更の事由が生じた時点で速やかに申し出るものとし、必要に応じて教務委員会で審議するものとする。

平成17年9月16日

教養教育教務委員会

教養教育科目に係る定期試験における補助監督者等について

教養課程の廃止に伴い、平成6年度から学生は学部所属となった。このため、従来、教養部の責任で行われていた試験監督補助や不正行為等への対応については、全学教育センターで調整されることとなった。補助監督官等の推薦については、当初から内規等は制定されず、平成6年度～平成7年度は協議会の承認事項、平成8年度以降は教務委員会の承認事項として慣例的に取り扱われている。

学生委員の待機

「定期試験における不正行為の取扱いに関する内規」により「各学部は、定期試験期間中、学生委員1名を待機させる。」と定められている。この内規は現在も運用されており、各学部1日1名の学生委員が待機している。

補助監督者の推薦

「定期試験実施要項」の「試験監督官は、受験者100名を超える場合は、2名以上とすることが望ましい。」の定めにより、当初から必要人員を学部教官数で按分して配置している。

予備監督者の推薦

平成6年度～7年度は、教養部所属の教官で担当（1日2名が待機）
平成8年度～11年度は、必要人員（1日4名）を学部教官数で按分
平成12年度以降は、必要人員（1日3名）を学部教官数で按分

平成16年6月11日
教養教育企画担当専門職員

佐賀大学科目等履修生規程

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、佐賀大学学則(平成16年4月1日制定。以下「学則」という。)第42条第2項及び佐賀大学大学院学則(平成16年4月1日制定。以下「大学院学則」という。)第41条第2項の規定に基づき、科目等履修生に関し必要な事項を定めるものとする。

(入学の時期)

第2条 科目等履修生の入学の時期は、原則として、学年又は学期の始めとする。

(入学の資格)

第3条 学部の科目等履修生として入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 学則第9条各号のいずれかに該当する者

(2) 履修しようとする授業科目について相当の学力があると教授会又は教養教育運営機構協議会が認めた者

2 大学院の科目等履修生として入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 大学院学則第24条、第25条又は第26条の各号のいずれかに該当する者

(2) 履修しようとする授業科目について相当の学力があると研究科委員会が認めた者

(出願の手続)

第4条 科目等履修生として入学を志願する者は、原則として、前学期においては2月末、後学期においては8月末までに、次の各号に掲げる書類に所定の検定料を添えて、学長に願い出なければならない。

(1) 入学願書

(2) 最終学校の卒業・修了証明書

(3) 健康診断書

(4) 現に職にある者は、その所属長の承諾書(第11条第1項に定める者については、任命権者の依頼書)

2 前項の規定にかかわらず、科目等履修生として入学を志願する者が佐賀大学(以下「本学」という。)の学部の学生又は大学院の学生であるときは、同項第1号以外の書類の提出を要しない。

(選考)

第5条 入学を志願した者については、教授会又は教養教育運営機構協議会の定めるところにより選考を行うものとする。

(入学の手続)

第6条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書、外国人登録証明書(写)その他の所定の書類を学長に提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

(入学の許可)

第7条 学長は、前条の手続を完了した者に入学を許可する。

(履修期間等)

第8条 科目等履修生の履修期間は、6月又は1年とする。ただし、年度を越えて開設する授業科目を履修するときは、当該授業科目の履修が完了する年度までとする。

2 科目等履修生が履修期間終了後、継続して履修することを志願するときは、前項の規定にかかわらず、教授会又は教養教育運営機構協議会の議を経て、履修期間の延長を許可することがある。

3 前項の履修期間の延長については、第4条から第7条までの規定を準用する。ただし、検定料及び入学料は、納付を要しない。

(単位の授与)

第9条 科目等履修生が授業科目を履修した場合には、成績判定の上、合格した者に対して、所定の単位を与える。

(検定料, 入学料, 授業料)

第10条 科目等履修生の検定料, 入学料及び授業料の額は, 別に定める。

2 科目等履修生は, 入学許可の日から20日以内に, 履修する授業科目の単位数に応じて, 所定の授業料を納付しなければならない。

(検定料等の不徴収等)

第11条 産業教育振興法(昭和26年法律第228号)等に基づく現職教育のため任命権者の命により派遣された教職員については, 第4条, 第6条及び第10条の規定にかかわらず, 検定料, 入学料及び授業料は, 徴収しない。ただし, 単位の認定を受ける場合は, 授業料を徴収する。

2 本学と高等学校, 中等教育学校, 専修学校, 地方公共団体その他の団体との協定により入学する者については, 当該協定の定めるところにより, 検定料, 入学料及び授業料のそれぞれについて, 一部又は全部を徴収しないことがある。

3 本学の大学院の学生が別表1に掲げる学部等の授業科目を, 本学の学部の学生が別表2に掲げる研究科の授業科目を履修し, 単位の認定を受ける場合は, 第4条, 第6条及び第10条の規定にかかわらず, 検定料, 入学料及び授業料は, 徴収しない。

(既納の授業料等)

第12条 既納の検定料, 入学料及び授業料は, 返還しない。

(科目等履修生証)

第13条 科目等履修生として入学を許可された者には, 科目等履修生証を交付する。

(証明書の交付)

第14条 科目等履修生の修得単位, 履修期間等については, 本人の申請により, 所定の証明書を交付する。

(規定の準用)

第15条 科目等履修生については, この規程に定めるもののほか, 学則, 大学院学則その他学生に関する規定を準用する。

(大学院の科目等履修生に対する読替)

第16条 大学院の科目等履修生については, 第5条, 第8条第2項の「教授会」とあるのは, 「研究科委員会」と読み替えるものとする。

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか, 科目等履修生に関し, 必要な事項については, 各学部長及び教養教育運営機構長並びに各研究科長が別に定める。

附 則

この規程は, 平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年12月6日改正)

この規程は, 平成17年12月6日から施行し, 平成18年度の入学を志願する者及び平成17年度末に履修期間が終了し継続して履修期間の延長を志願する者から適用する。

別表1（第11条第3項関係）

学部等	授業科目
全学部	教員の免許状取得に必要な授業科目
教養教育運営機構	現代の法と社会（日本国憲法）

別表2（第11条第3項関係）

研究科・専攻	授業科目
工学系研究科機能物質化学専攻	無機物性化学特論
工学系研究科物理科学専攻	量子力学 統計力学
工学系研究科知能情報システム学専攻	情報数理解析特論 数値解析特論
工学系研究科都市工学専攻	構造解析プログラム論 環境地盤工学特論 都市構成システム論 都市デザイン論
工学系研究科循環物質工学専攻	超原子価化合物特論
農学研究科応用生物学専攻	土壌学特論

学内開放科目開設要項

(趣旨)

第1条 この要項は、学部を超えた横断的教育を実施し、学生の履修機会の拡大を図るために、学部の専門教育科目を他学部の専門教育科目又は他学部の教養教育科目として開放する授業科目(以下「学内開放科目」という。)の開設に関し必要な事項を定めるものとする。

(学内開放科目の認定及び指定)

第2条 学部は、当該学部で開講する専門教育科目の中から学内開放科目を指定することができるものとする。この場合において、当該学部は、指定した学内開放科目の履修者等を必要に応じて制限することができるものとする。

2 学部は、他学部が指定した学内開放科目を当該学部が開講する専門教育科目として認定することができるものとする。

3 教養教育運営機構(以下「機構」という。)は、前項の規定により学部が認定した学内開放科目を除き、学部が指定した学内開放科目を機構が開講する教養教育科目として認定することができるものとする。

(学内開放科目の開設校時)

第3条 学内開放科目については、教養教育運営機構主題科目開設要項に定める開設校時に関する制限を適用しないものとする。

(履修制限)

第4条 学内開放科目を指定した学部の学生は、指定された当該科目を学内開放科目として履修することができないものとする。

(連絡調整)

第5条 大学教育委員会は、学内開放科目に関する学部間(機構を含む。)の連絡調整を行うものとする。

(学内開放科目の届出)

第6条 学部又は機構の長は、学内開放科目を開設する場合、別紙様式により大学教育委員会に届け出るものとする。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、学内開放科目の実施に関し必要な事項は、大学教育委員会委員長が定める。

附 則

1 この要項は、平成17年4月1日から施行する。

2 第2条第3項の規定に基づき機構が認定することができる学内開放科目は、当分の間、主題科目に限るものとし、その科目数は、教養教育運営機構主題科目開設要項に定める各部会が開設すべき科目数に算入しないものとする。

3 学内共同教育研究施設が開講する科目についても、この要項を準用する。

(平成17年4月1日大学教育委員会)

平成 年 月 日

佐賀大学教育委員会委員長 殿

学部長

氏名 _____ 印

学部・教養教育運営機構長

氏名 _____ 印

学内開放科目開設届

学部（学科）	
科目名	

上記の科目を他学部の学生が下記の科目として履修することを認める。

学部（学科）・教養教育運営機構（部会）	
科目名	

ただし

開始年度	平成 年度
受講制限	名まで

とする。

教養教育運営機構広報委員会内規

(設置)

第1条 佐賀大学教養教育運営機構(以下「機構」という。)に、教養教育運営機構運営規程第3条の規定に基づき、広報委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、機構の広報に関する重要な事項について審議する。

(組織)

第3条 委員会は、各部会から選出された委員各1人をもって組織する。

(委員長)

第4条 委員長は、委員の互選によって定める。

2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長が指名した者が、その職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き、議決をすることはできない。

2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(代理人の出席)

第6条 委員会は、委員が委員会に出席できない事情が生じた場合には、当該委員が所属する部会等からの代理人の出席を認めることができる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席者を求め、その意見を聴くことができる。

附 則

この内規は、平成16年4月 1日から施行する。

附 則

この内規は、平成18年4月 1日から施行する。

教養教育運営機構ファカルティ・デイベロップメント委員会内規

(設置)

第8条 佐賀大学教養教育運営機構(以下「機構」という。)に、佐賀大学教養教育運営機構運営規程第3条の規定に基づき、ファカルティ・デイベロップメント委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(目的)

第9条 委員会は、教養教育の理念及び目標並びに教育内容及び方法に関する組織的な研究及び研修の円滑な実施を図ることを目的とする。

(業務)

第10条 委員会は、前条に掲げる目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 定期的なファカルティ・デイベロップメント講演会及び研修会等の企画及び実施に関すること
- (2) その他機構のファカルティ・デイベロップメントに関すること

(組織)

第11条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 機構長
- (2) 副機構長のうち機構長が指名した者
- (3) 各部会から選出された者 各1人
- (4) 機構長が指名した者 若干人

2 前項第3号及び第4号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 第1項第3号及び第4号の委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第12条 委員会に委員長を置き、機構長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、第4条第1項第2号の委員が、その職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第13条 委員会が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(雑則)

第7条 この内規に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この内規は、平成16年4月 1日から施行する。

附 則

この内規は、平成18年4月 1日から施行する。

教養教育運営機構評価委員会内規

(設置)

第1条 佐賀大学教養教育運営機構(以下「機構」という。)に、佐賀大学教養教育運営機構運営規程第3条の規定に基づき、評価委員会を置く。

(審議事項)

第2条 評価委員会は、機構の評価に関する重要事項及び評価に基づく機構の活動の改善に関する重要事項について審議する。

(組織)

第3条 評価委員会(以下、「委員会」という。)は、次の各号の委員をもって組織する。

- (1) 機構長
 - (2) 副機構長
 - (3) 部会長
- (委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、機構長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員会に副委員長を置き、機構長補佐をもって充てる。

(議事)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き、議決をすることはできない。

- 2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(代理人の出席)

第6条 委員会は、委員が委員会に出席できない事情が生じた場合には、当該委員が所属する部会等からの代理人の出席を認めることができる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席者を求め、その意見を聴くことができる。

附 則

この内規は、平成18年4月 1日から施行する。

教養教育運営機構部会所属に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、教養教育運営機構の部会所属に関し、必要な事項を定める。

(正会員)

第2条 佐賀大学の教授、助教授及び講師(以下「教員」という。)は、いずれかの部会に正会員として所属するものとする。

(準会員)

第3条 教員は、正会員として所属する部会以外の部会に準会員として所属することができる。

第4条 準会員は、原則として、準会員として所属する部会の部会長及び幹事となることはできない。

(正会員の所属)

第5条 部会に所属していない教員は、正会員としての所属を希望する2つ以上の部会に順位を附して、機構長に申請するものとする。

第6条 正会員としての退会を希望する教員は、新たに所属を希望する部会の部会長及び退会を希望する部会の部会長の承諾を得て、機構長に申請するものとする。

第7条 機構長は、前2条の申請について、協議会の議を経て、所属すべき部会を決定し、当該教員及び部会長に通知するものとする。

(準会員の所属)

第8条 準会員としての所属又は退会を希望する教員は、準会員としての所属又は退会を希望する部会の部会長の承諾を得て、機構長に準会員としての所属又は退会を申請するものとする。

第9条 機構長は、前条の申請について、その適否を決定し、当該教員及び部会長に通知するものとする。

(諮問)

第10条 機構長は、必要と認める場合は、第7条又は第9条の決定を行う際に、運営委員会及び教務委員会に諮ることができるものとする。

附 則

この内規は、平成16年5月26日から施行する。

教養教育運営機構管理運営補助組織に関する内規

第1条 教養教育運営機構長（以下、「機構長」という。）が行う教養教育運営機構（以下、「機構」という。）の管理運営を補助するための組織（以下、「補助組織」という。）に関する事項は、この内規に定める。

第2条 機構長は、別表に示す補助組織を設置する。

2 補助組織に関する事項は、企画委員会の議を経て機構長が定める。

第3条 補助組織の構成は、企画委員会の議を経て機構長が定める。

2 補助組織の委員等は、教養教育運営機構協議会の委員に限らない。

3 補助組織には、必要に応じて、本学の名誉教授等の学外者を含めることができる。

第4条 機構長は、補助組織の設置、組織及び活動等について、教養教育運営機構協議会に報告するものとする。

別表

組織の名称	組織の業務
LM運営委員会	LM教室等の管理運営に関し、機構長に助言する。
CALLシステム運営委員会	CALLシステム等の管理運営に関し、機構長に助言する。
実験室運営委員会	物理、化学、生物、地学の実験室の管理運営に関し、機構長に助言する。
ネット授業実施委員会	ネット授業の実施に関し、機構長に助言する。
リメディアル英語教育実施委員会	リメディアル英語教育の企画及び実施に関し、機構長に助言する。
リメディアル物理教育実施委員会	リメディアル物理教育の企画及び実施に関し、機構長に助言する。

備考

ネット授業実施委員会は、佐賀大学ネット授業推進委員会が設置されている間は、活動を休止する。

附 則

この内規は、平成17年12月28日から実施する。

教養教育運営機構実験室運営要項

第1条 教養教育運営機構（以下、「機構」と言う。）の実験室の運営に関する事項は、この要項に定めるところによる。

第2条 機構長のもとに実験室運営委員会（以下、「委員会」と言う。）を置く。

第3条 委員会の委員長及びその他の委員は、機構長が委嘱する。ただし、委員長以外の委員は、委員長に推薦を依頼することができる。

第4条 委員会は、実験室の管理運営に関し、機構長に助言する他、以下の事項を行う。

- （1）物理、化学、生物及び地学の実験室の整備に関する事項
- （2）実験室を利用した教育活動の企画に関する事項

附 則

この要項は、平成17年12月28日から実施する。

教養教育運営機構 L M 教室運営要項

第 1 条 教養教育運営機構（以下、「機構」と言う。）の L M 教室の運営に関する事項は、この要項に定めるところによる。

第 2 条 機構長のもとに L M 教室運営委員会（以下、「委員会」と言う。）を置く。

第 3 条 委員会の委員長及びその他の委員は、機構長が委嘱する。ただし、委員長以外の委員は、委員長に推薦を依頼することができる。

第 4 条 委員会は、L M 教室の管理運営に関し、機構長に助言する他、以下の事項を行う。

- （ 1 ） L M 教室の整備に関する事項
- （ 2 ） L M 教室を利用した教育活動の企画に関する事項
- （ 3 ） L M 教室を利用した語学授業の円滑な実施への支援に関する事項

附 則

この要項は、平成 1 8 年 3 月 3 日から実施する。

教養教育運営機構CALLシステム運営要項

第1条 教養教育運営機構（以下、「機構」と言う。）のCALLシステムの運営に関する事項は、この要項に定めるところによる。

第2条 機構長のもとにCALLシステム運営委員会（以下、「委員会」と言う。）を置く。

第3条 委員会の委員長及びその他の委員は、機構長が委嘱する。ただし、委員長以外の委員は、委員長に推薦を依頼することができる。

第4条 委員会は、CALLシステムの管理運営に関し、機構長に助言する他、以下の事項を行う。

- （1）CALLシステムの整備に関する事項
- （2）CALLシステムを利用した教育活動の企画に関する事項

第5条 CALLシステム利用規程は別に定める。

附 則

この要項は、平成18年 3月 3日から実施する

教養教育運営機構リメディアル英語教育実施要項

第1条 英語の基礎学力が不足する学生を対象として教養教育運営機構（以下、「機構」という。）が行う英語の補充教育（以下、「リメディアル英語教育」という。）の実施に関しては、この要項に定めるところによる。

第2条 機構長のもとにリメディアル英語教育実施委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

第3条 委員会の委員長及びその他の委員は、機構長が委嘱する。ただし、委員長以外の委員は、委員長に推薦を依頼することができる。

2 委員会には、本学の名誉教授等、学外者を含めることができる。

第4条 委員会は、リメディアル英語教育に関し、機構長に助言する他、以下の事項を行う。

（1）リメディアル英語教育に関する企画

（2）リメディアル英語教育の実施

第5条 リメディアル英語教育のために開設される科目を、リメディアル英語教育科目と言う。

2 リメディアル英語教育科目は、正規課程の授業科目とはせず、単位は認定しない。

第6条 リメディアル英語教育科目の受講生は、委員会がその都度募集する。

附 則

この要項は、平成18年 3月 3日から実施する。

教養教育運営機構リメディアル物理教育実施要項

第1条 物理の基礎学力が不足する学生を対象として教養教育運営機構（以下、「機構」という。）が行う主として高等学校の物理の教育（以下、「リメディアル物理教育」という。）の実施に関しては、この要項に定めるところによる。

第2条 機構長のもとにリメディアル物理教育実施委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

第3条 委員会の委員長及びその他の委員は、機構長が委嘱する。ただし、委員長以外の委員は、委員長に推薦を依頼することができる。

2 委員会には、本学の名誉教授等、学外者を含めることができる。

第4条 委員会は、リメディアル物理教育に関し、機構長に助言する他、以下の事項を行う。

(1) リメディアル物理教育に関する企画

(2) リメディアル物理教育の実施

第5条 リメディアル物理教育のために開設される科目を、リメディアル物理教育科目と言う。

2 リメディアル物理教育科目は、正規課程の授業科目とはせず、単位は認定しない。

第6条 リメディアル物理教育科目の受講生は、委員会がその都度募集する。

附 則

この要項は、平成17年12月28日から実施する。

佐賀大学教養教育科目履修規程

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、佐賀大学学則(平成16年4月1日制定。以下「学則」という。)第17条第2項の規定に基づき、佐賀大学教養教育運営機構(以下「運営機構」という。)が開設する教養教育科目の履修等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(教育課程の編成)

第2条 運営機構の教育課程は、次の教養教育科目をもって編成する。

大学入門科目

共通基礎教育科目

主題科目

- 2 共通基礎教育科目は、外国語科目、健康・スポーツ科目及び情報処理科目に区分する。
- 3 主題科目は、分野別主題科目及び共通主題科目に区分する。
- 4 外国人留学生のための授業科目等の特例は、別に定める。

(単位数)

第3条 前条の規定に基づき、各学部が定める学科又は課程の単位数は、別表のとおりとする。

(授業科目及び履修方法)

第4条 教養教育科目の授業科目、単位数及び履修方法は、佐賀大学教養教育科目履修細則(平成16年4月1日制定)の定めるところによる。

(履修手続)

第5条 学生は、履修しようとする授業科目について、学期の始めに履修届を所属する学部提出しなければならない。ただし、学期の中途から開始される授業科目については、その都度手続をしなければならない。

(成績判定及び単位の授与)

第6条 授業科目を履修した場合には、成績判定の上、合格した者に対して所定の単位を与える。

- 2 成績判定は、平素の学修状況、出席状況、学修報告及び試験等によって行う。
- 3 成績は、優・良・可・不可の評語をもって表わし、優・良・可を合格とし、不可は不合格とする。

(試験)

第7条 試験は、各授業科目につき、学期ごとに行うことを原則とする。

- 2 追試験及び再試験については、別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第8条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学における授業科目の履修、大学以外の教育施設等における学修及び入学前の他の大学又は短期大学における授業科目の履修により修得した単位について、所属学部の教授会の議を経て、認定する。

(科目等履修生)

第9条 科目等履修生に関する事項は、佐賀大学科目等履修生規程(平成16年4月1日制定)の定めるところによる。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、運営機構協議会の議を経て、運営機構長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成17年3月31日において現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成17年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年3月31日において現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成18年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

学 部	学科・課程	教 養 教 育 科 目										
		大 学 入 門 科 目	共 通 基 礎 教 育 科 目							主 題 科 目		計
			外 国 語 科 目		健 康 ・ ス ポ ー ツ 科 目		情 報 処 理 科 目			分 野 別 主 題 科 目	共 通 主 題 科 目	
			英 語	独 語 仏 語 中 国 語 朝 鮮 語	講 義 ・ 演 習	実 習	講 義	演 習	演 習			
文化教育学部	学校教育課程	2	4		2	2	2	1		20	33	
	国際文化課程	2	4		2	2	2	1		20	33	
	人間環境課程	2	4		2	2	2	1		20	33	
	美術・工芸課程	2	4		2	2	2	1		20	33	
経済学部	経済システム課程	2	4	4	2	2	2	1		24	41	
	経営・法律課程	2	4	4	2	2	2	1		24	41	
医学部	医学科	4	6	2			2	1		20	35	
	看護学科	2	6	2			2			20	32	
理工学部	数理科学科	2	4	4	2	2				24	38	
	物理科学科	4	4	4	2	2				22	38	
	知能情報システム学科	2	4	4	2	2	2	1		20	37	
	機能物質化学科	2	4		2	2		1	1	22	34	
	機械システム工学科	2	4	4	2	2		1	1	20	36	
	電気電子工学科	2	4	4	2	2	2	1	1	20	38	
	都市工学科	2	4	4	2	2	2	1		20	37	
農学部	生物生産学科	2	4	4	2	2	2	1		20	37	
	応用生物科学科	2	4	4	2	2	2	1		20	37	

佐賀大学教養教育科目履修細則

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この細則は、佐賀大学教養教育科目履修規程(平成16年4月1日制定。以下「履修規程」という。)第4条の規定に基づき、教養教育科目の授業科目、単位数及び履修方法等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(大学入門科目)

第2条 大学入門科目の授業科目、単位数及び履修時期については、学部の定めるところによる。

(共通基礎教育科目)

第3条 共通基礎教育科目の授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

(外国語科目)

第4条 外国語科目の授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

2 外国語科目は、2年次までの各年次に2単位を修得するものとする。

3 前各項の規定にかかわらず、学部又は学科若しくは課程(以下「学部等」という。)において履修すべき授業科目、修得すべき単位数及び各年次に修得できる単位数を指定することがある。

(健康・スポーツ科目)

第5条 健康・スポーツ科目は、1年次に講義又は演習のいずれか2単位及び実習2単位を修得するものとする。ただし、学部等によっては、履修を要しないことがある。

(情報処理科目)

第6条 情報処理科目は、講義2単位、演習及び演習各1単位を修得するものとする。ただし、学部等においては、修得すべき単位数を指定することがある。

(主題科目)

第7条 主題科目は、次の分野をもって構成する。

分野別主題科目

(1)文化と芸術分野

(2)思想と歴史分野

(3)現代社会の構造分野

(4)人間環境と健康分野

(5)数理と自然分野

(6)科学技術と生産分野

共通主題科目

(1)地域と文明分野

2 各分野に、副主題及び副主題を構成するコア授業を置き、副主題とは別に個別授業を開設する。

3 分野ごと、あるいは複数の分野にわたる総合型授業を開設することがある。

4 学生は、履修規程別表に掲げる所定主題科目の単位を、いずれかの学期に修得するものとする。

5 学生(医学部の学生を除く。)は、1年次後学期の始めに、分野別主題科目の一つの分野を選んで登録し、前項に規定する所定の単位のうち、登録した主題分野から、登録前に修得した単位を含め、少なくとも8単位を修得しなければならない。また、共通主題科目の単位は、2単位を限度として、登録した主題分野における単位に含めることができる。

6 登録の変更は、届出の上、2年次の各学期の始めに行うことができる。

7 3年次に転入学、編入学又は再入学した者については、主題分野の登録を必要としない。

第8条 主題科目の構成及び単位数は、別表 のとおりとする。

(授業科目等の特例)

第9条 第2条から前条までに定めるもののほか、外国人留学生のための授業科目として、日本語及び日本事情に関する科目を別表 及び別表 のとおり開設する。

(授業クラスの指定)

第10条 共通基礎教育科目については、授業クラスを指定することがある。

2 指定されたクラス以外のクラスで履修しようとする場合は、あらかじめ所定の指定外履修願を提出しなければならない。

(単位の授与)

第11条 各授業科目の単位は、学期ごとに与える。ただし、特に指定する授業科目の単位は、学年ごとに与える。

(追試験)

第12条 やむを得ない理由によって定期試験を受験できなかった授業科目について、追試験を行う。

(再試験)

第13条 不合格と判定された授業科目について、再試験を行うことがある。

(雑則)

第14条 この細則に定めるもののほか、教養教育科目の履修に関し必要な事項は、運営機構協議会の議を経て、運営機構長が定める。

附 則

1 この細則は、平成17年4月1日から施行する。

2 平成17年3月31日において現に在学する者(以下この項において「在学者」という。)及び平成17年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

区 分	授 業 科 目	単位数	備 考
外国語科目	英 語	1	前学期・ 後学期各 1 単位 又は 2 単位
	ドイツ語 a	1	a は前学期、b は後学期
	ドイツ語 b	1	
	ドイツ語 a	1	
	ドイツ語 b	1	
	フランス語 a	1	
	フランス語 b	1	
	フランス語 a	1	
	フランス語 b	1	
	中国語 a	1	
	中国語 b	1	
	中国語 a	1	
	中国語 b	1	
	朝鮮語 a	1	
	朝鮮語 b	1	
	朝鮮語 a	1	
	朝鮮語 b	1	
	健康・スポーツ科目	日本語	1
日本語		1	
健康・スポーツ科目	スポーツ科学講義	2	前学期・ 後学期各 1 単位
	スポーツ科学演習	2	
	健康科学講義	2	
	健康科学演習	2	
	スポーツ実習	1	
情報処理科目	情報基礎概論	2	
	情報基礎演習	1	
	情報基礎演習	1	

備考1 外国人留学生が外国語科目を履修する場合は、次に定めるところによる。

- (1) 母国語を選択しないこと。
- (2) 修得した日本語の単位は、外国語科目の単位に振り替えることができる。

備考2 別に定める「海外語学研修プログラムにおける教養教育科目（外国語科目）の単位認定要項」に基づいて実施された海外語学研修で修得した単位は、履修規程別表（第3条関係）に掲げる外国語科目の単位数として含めることができる。

別表 (第8条関係) 主題科目の構成及び単位数

分野別主題科目

分 野	副 主 題	授業の区分	単位数
1 文化と芸術分野	言語とコミュニケーション	コア授業	各 2
	文学の世界	コア授業	各 2
	芸術と創造	コア授業	各 2
		個別授業	各 2
		総合型授業	各 2
2 思想と歴史分野	人間・社会と思想	コア授業	各 2
	歴史と異文化理解	コア授業	各 2
		個別授業	各 2
		総合型授業	各 2
3 現代社会の構造分野	現代の国際社会と環境	コア授業	各 2
	現代の政治	コア授業	各 2
	現代の経済	コア授業	各 2
	現代の日本社会	コア授業	各 2
		個別授業	各 2
		総合型授業	各 2
4 人間環境と健康分野	生活と健康	コア授業	各 2
	心とからだ	コア授業	各 2
	発達と環境	コア授業	各 2
		個別授業	各 2
		総合型授業	各 2
5 数理と自然分野	数理の世界	コア授業	各 2
	物質の科学	コア授業	各 2
	身のまわりの科学	コア授業	各 2
	自然と生命	コア授業	各 2
		個別授業	各 2
	総合型授業	各 2	
6 科学技術と生産分野	技術の歴史	コア授業	各 2
	資源とエネルギー	コア授業	各 2
	ハイテクノロジーと生産	コア授業	各 2
	生産と環境	コア授業	各 2
		個別授業	各 2
	総合型授業	各 2	

共通主題科目

分 野	副 主 題	授業の区分	単 位
1 地域と文明分野	地域とくらし	コア授業	各 2

	佐賀の文化	コア授業	各 2
		個別授業	各 2
		総合型授業	各 2

- 備考
- 1 コア授業、個別授業及び総合型授業の授業科目は、別に定める。
 - 2 九州地区国立大学間合宿共同授業で修得した授業科目の単位は、本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、履修規程別表（第3条関係）に掲げる主題科目の単位数として含めることができる。
 - 3 主題科目の中の実験・実習科目については、毎週180分（2コマ）15週の授業で2単位又は毎週90分（1コマ）15週の授業で1単位として開講する。

別表（第9条関係）

外国人留学生のための授業科目及び単位数表

授 業 科 目	単 位
日本事情	2
日本事情	2
日本事情	2

備考

- 1 上記の授業科目について修得した単位は、履修規程別表（第3条関係）に掲げる主題科目の単位数として含めることができる。
- 2 上記の3科目6単位を修得したときは、この細則第7条第5項により登録した主題分野について修得すべき8単位のうちの6単位に振り替えることができる。ただし、残余の2単位は、登録した主題分野から修得しなければならない。

教養教育科目に相当する入学前の既修得単位等の認定のための審査

内規

学則及び各学部規則に定める入学前の既修得単位の認定のための審査は、次の要領により、学部の依頼に基づき教養教育運営機構協議会が行うものとする。

1. 審査の対象

- (1) 主題科目及び共通基礎教育科目に相当する授業科目及び単位について審査するものとする。
ただし、共通基礎教育科目については、学部学科等により履修を義務付けられていない授業科目については、審査の対象としないものとする。
- (2) 本学で取得した単位については、別に定める「授業科目の読み替え」で確認できる場合は、審査を省略することができるものとする。

2. 審査の方法

- (1) 主題科目に相当する授業科目及び単位については、分野別主題科目又は共通主題科目の分野及び単位の認定の可否について審査するものとする。
- (2) 共通基礎教育科目に相当する授業科目及び単位については、授業科目及び単位の認定の可否について審査するものとする。
- (3) 個別の審査は各部会(総合型授業科目の場合は関係部会)が担当し、必要な場合は、面接や試験を行うことができる。
- (4) 各部会の審査の結果は、教養教育運営機構教務委員会で審議し、教養教育運営機構協議会の承認を経て、教養教育運営機構長が関係学部へ通知する。

3. 認定の基準

- (1) 主題科目
主題科目と認められる2単位又は4単位の科目について認定することができる。なお、認定され科目は、1年次後学期に登録する主題分野(8単位)に含めることができる。
- (2) 外国語科目
各学部が定める卒業に必要な単位数を上限として認定することができる。
- (3) 健康・スポーツ科目
実技及び講義は、各々2単位まで認定することができる。
- (4) 情報処理科目
4単位まで認定することができる。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この内規は、平成17年5月25日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

- 2 平成17年3月31日において現に在学する者(以下この項において「在学者」という。)及び平成17年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学,編入学又は再入学する者については,なお従前の例による。

附 則

この内規は、平成17年6月22日から施行する。

海外語学研修プログラムにおける教養教育科目(外国語科目)の単位認

定要項

(趣旨)

海外語学研修プログラムにおける学修を教養教育科目の外国語科目の単位として認定する場合は、この要項の定めるところによる。

(対象となる海外語学研修プログラムの認定)

対象となる海外語学研修プログラムは、外国の大学又は短期大学との協議に基づき実施するもので事前に教養教育運営機構が認定したものである。

(単位認定に必要な書類)

学修した海外語学研修プログラムを教養教育科目の外国語科目の単位として認定する場合は、成績証明書、修了認定証又は能力認定証などの証明書を必要とする。

(認定の方法)

- 1) 外国語科目の各授業科目の単位として認定する。
- 2) 既修得単位がある場合は、卒業に必要な単位数に不足する単位数を認定するものとする。

(単位認定に必要な授業時間数)

本学において実施される準備のための事前研修や研修成果確認のための事後研修の時間数を含め1単位に必要な学修は45時間とする。

(認定手続)

1) 申請の時期

海外語学研修プログラムの終了後、一定の申請期間を設ける。

2) 申請の方法

単位の認定を希望する者は、所定の単位認定申請書に第3項に定める証明書を添えて申請するものとする。

3) 単位の認定

単位の認定は、教養教育運営機構教務委員会の議を経て、教養教育運営機構協議会が行う。

(その他)

この要項に定めるもののほか、この要項の実施に関し必要な事項は、外国語部会、教養教育運営機構教務委員会及び教養教育運営機構協議会の議を経て、教養教育運営機構長が定めるものとする。

附 則

この要項は、平成17年4月1日から施行する。

大学以外の教育施設等における学修の教養教育科目（外国語科目）

単位認定要項

1. 趣 旨

佐賀大学教養教育科目履修規程第8条に規定する大学以外の教育施設等における学修の教養教育科目(外国語科目)単位認定については、この要項の定めるところによる。

2. 認定科目及び対象学修

(1) 認定する科目及び対象とする学修は、次のとおりとする。

・英 語 = TOEFL (Test of English as a Foreign Language)

TOEIC (Test of English for International Communication)

英検 (実用英語技能検定試験)

・ドイツ語 = 独検 (ドイツ語技能検定試験)

・フランス語 = 仏検 (実用フランス語技能検定試験)

(2) 認定基準、認定科目、単位数及び評価は、別表による。

3. 認定手続

(1) 申請時期

申請の時期は、原則として学期始めとする。

(2) 申請方法

認定を希望する者は、当該学修実施団体が発行する合格証書、成績証明書等の関係書類を教務課へ提出するものとする。

(3) 審査

単位の審査は、教養教育運営機構教務委員会の議を経て、教養教育運営機構協議会が行う。

4. 雑 則

この要項に定めるもののほか、この要項の実施に関し必要な事項は、教養教育運営機構協議会の議を経て、教養教育運営機構長が別に定める。

附 則

この要項は、平成16年10月1日から実施する。

平成17年3月31日に現に在学する者(以下、「在学者」という)及び平成17年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者に適用するもの

<別表> 認定基準、認定科目、単位数及び評価

英 語

対象とする学修			認定科目	認定単位数	評価
TOEFL	TOEIC	英 検	英語 A 又は 英語 B		認 定
150点～189点 (470点～519点)	550点～649点	2級		2単位まで	
190点～229点 (520点～569点)	650点～749点	準1級		4単位まで	
230点以上 (570点以上)	750点以上	1級		6単位まで	

上段は Computer-Based Test、下段括弧内は Paper-Based Test を表わします。

同一レベルにおいては一種類のみを認定の対象とします。

ドイツ語

対象とする学修	認定基準	認定科目	認定単位数	評価
独 検 (ドイツ語技能検定試験)	4級	ドイツ語	2単位まで	認 定
	3級以上	ドイツ語 ,	4単位まで	
	2級以上	ドイツ語 , ,	6単位まで	

フランス語

対象とする学修	認定基準	認定科目	認定単位数	評価
仏 検 (実用フランス語 技能検定試験)	4級	フランス語	2単位まで	認 定
	3級以上	フランス語 ,	4単位まで	
	2級以上	フランス語 , ,	6単位まで	

平成17年4月1日以降に、1年次に入学する者に適用するもの

<別表> 認定基準、認定科目、単位数及び評価

英 語

対象とする学修			認定科目	認定単位数	評価
TOEFL	TOEIC	英 検	英 語		認 定
150点～189点 (470点～519点)	550点～649点	2級		2単位まで	
190点～229点 (520点～569点)	650点～749点	準1級		4単位まで	
230点以上 (570点以上)	750点以上	1級		6単位まで	

上段は Computer-Based Test、下段括弧内は Paper-Based Test を表わします。

同一レベルにおいては一種類のみを認定の対象とします。

ドイツ語

対象とする学修	認定基準	認定科目	認定単位数	評価
独 検 (ドイツ語技能検定試験)	4級	ドイツ語 a, b	2単位まで	認 定
	3級以上	ドイツ語 a, b, a, b	4単位まで	

フランス語

対象とする学修	認定基準	認定科目	認定単位数	評価
仏 検 (実用フランス語 技能検定試験)	4級	フランス語 a, b	2単位まで	認 定
	3級以上	フランス語 a, b, a, b	4単位まで	

定期試験における不正行為の取扱いに関する内規

1 学生委員の待機

各学部は、定期試験期間中、学生委員 1 名を待機させる。

2 不正行為に係る資料の確保と関係者への連絡

試験監督者は、学生の不正行為が生じたと判断したときは、直ちに当該学生の受験を中断させ、不正行為に係る資料を確保する。

当該試験の終了後、その学生を伴って、教養教育教務に不正行為と思われる事態の発生を伝え、資料を提出する。

教養教育教務は、学生の所属学部を確認のうえ、待機中の当該学部の学生委員と出題者に連絡する。

3 学生への指示

教養教育教務は、当該学生に、この試験以後の試験を受けても良いが、後日不正行為と判定されたときは、本定期試験期間中の実験、実習、実技を除く全ての試験の成績が無効となることを伝え、当日の一切の試験終了後に再度、教養教育教務に来るように指示する。

4 当日の事実関係の調査

当日の一切の試験終了後、当該学生、試験監督者及び出題者は、当該学部の学生委員による事実関係の調査に応ずる。

附 則

この内規は、平成 16 年 4 月 1 日から実施する。

教養教育科目の追試験及び再試験に関する申合せ

1 追試験

- (1) やむを得ない理由により定期試験を受験できなかった授業科目について、所定の追試験願を提出した者については、教養教育運営機構協議会の議を経て、追試験を行うことがある。
- (2) やむを得ない理由は、次のとおりとする。
- ・天災
 - ・事故
 - ・病気
 - ・肉親の死亡(二親等以内)
 - ・大学院受験
 - ・就職試験(日時を指定された会社訪問及び説明会を含む。)
- (3) 上記(2)以外の理由で願い出があった場合は、その都度審議する。
- (4) 追試験を受けようとする者は、所定の願書に欠席の理由を証明する書類を添えて、公示された定期試験期間の最終日から7日以内に教養教育教務に提出しなければならない。ただし、就職試験等で事前に定期試験を受験できないことが明らかな場合は、事前に提出しなければならない。

2 再試験

- (1) 不合格と判定された授業科目について、再試験を行うことがある。ただし、主題科目、健康・スポーツ科目及び外国語科目のうち英語については再試験を行わない。
- (2) 再試験は、担当教員の申し出により行う。
- (3) 再試験を行う授業科目については、修得単位通知書交付日に発表する。
- (4) 再試験を受けようとする者は、発表の日から7日以内に所定の再試験願を教養教育教務に提出しなければならない。

附 則

この申合せは、平成16年4月1日から実施する。

定期学生大会開催に伴う休講措置に関する内規

学生自治会から定期学生大会開催に伴う休講措置願が提出された場合は、次の4項目の条件を考慮の上、許可するものとする。

- 1 年2回まで、かつ、3校時以降であること。
- 2 休講しても授業日数の面で支障が生じない曜日に開催されること。
- 3 各学部自治会の定学生大会が、同一期日に開催されること。
- 4 休講措置が、開催日の2か月前までに提出されること。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から実施する。

資料2 アンケート結果

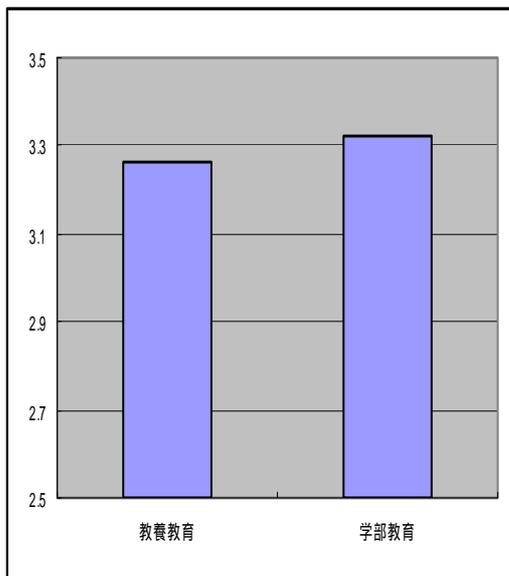
全学的に実施された共通様式によるアンケート結果のうち、特に教養教育に関連する項目の結果を示す。調査対象は、平成18年度の3年次の学生である。

- 3．教育施設、設備、機器等は十分だと思いますか。
- 5．授業について、満足していますか。
- 11．授業内容は、シラバスに記載された学習目標に即していましたか
- 12．以下の教養教育科目の開講数は適切だと思いますか？
- 13．教養教育科目の内、主題科目の選択は希望通りにいきましたか
- 14．主題科目の選択が希望通りに行かなかった場合の対応は、どうしましたか。
- 15．最も望む外国語科目（英語以外）は何ですか。
- 17．リメディアル教育を最も望む科目
- 18．リメディアル教育を最も望む理科の科目

3. 教育施設、設備、機器等は十分だと思いますか。

	5(高)	4	3(中間)	2	1(低)	N	未回収	平均
農学部	15	20	25	11	5	3	83	3.381579
理工学部	53	103	135	47	26	12	174	3.302198
医学部	13	29	43	18	8	11	35	3.189189
経済学部	20	52	47	21	10	2	160	3.34
文化教育学部	26	58	69	48	16	7	61	3.138249
全学	127	262	319	145	65	35	513	3.262527

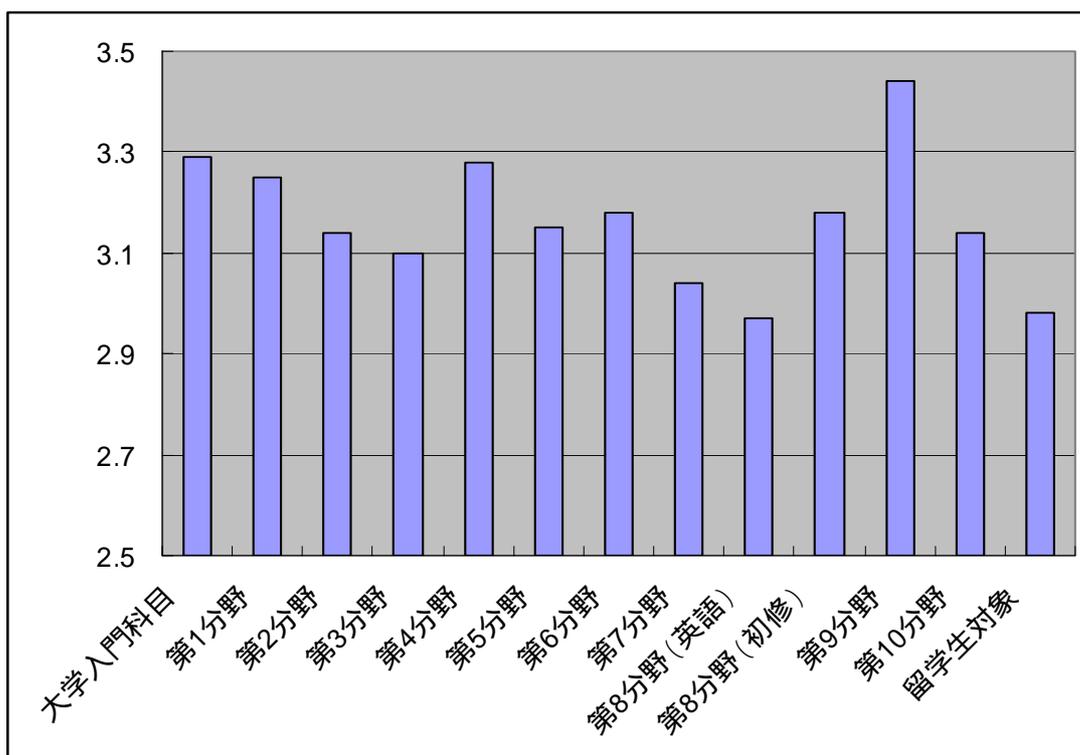
教養教育	3.26
学部教育	3.32



教養教育関係の設備等の満足度は、学部と比較してやや低いが大差はない。

5. 以下の授業について、満足していますか。

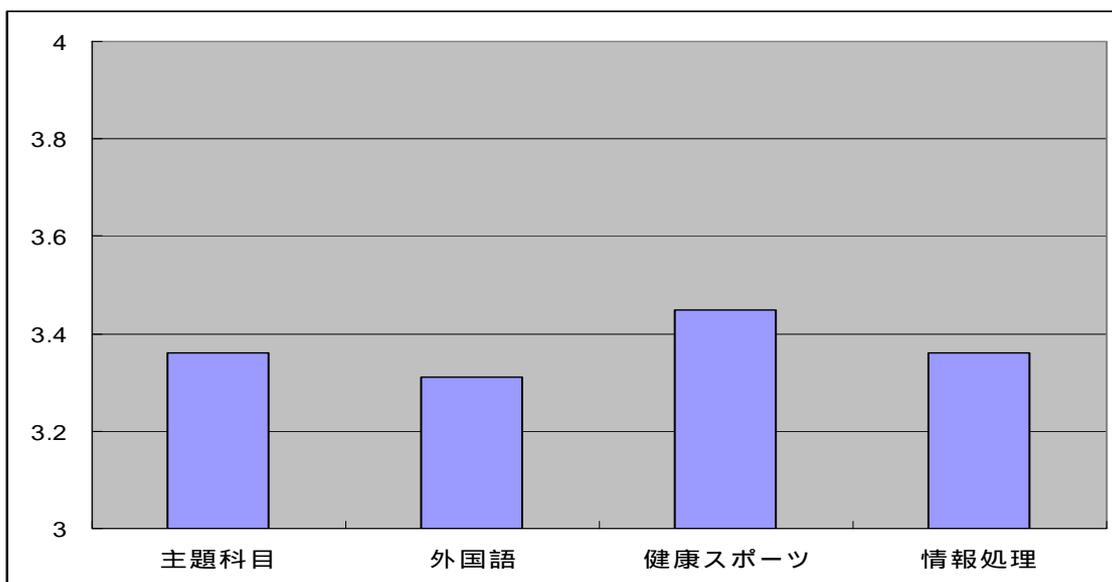
大学入門科目	3.29
第1分野	3.25
第2分野	3.14
第3分野	3.1
第4分野	3.28
第5分野	3.15
第6分野	3.18
第7分野	3.04
第8分野(英語)	2.97
第8分野(初修)	3.18
第9分野	3.44
第10分野	3.14
留学生対象	2.98



満足度は概ね3を超えている。第9分野がやや高く、英語と留学生対象科目がやや低い。

1 1 . 授業内容は、シラバスに記載された学習目標に即していましたが

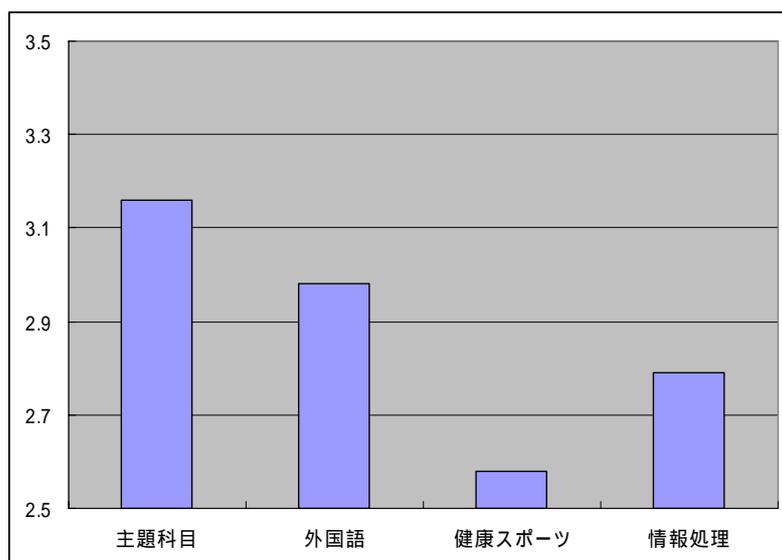
主題科目	3.36
外国語	3.31
健康スポーツ	3.45
情報処理	3.36



どの分野も3を超えている。

12. 以下の教養教育科目の開講数は適切だと思いますか？

主題科目	3.16
外国語	2.98
健康スポーツ	2.58
情報処理	2.79



主題科目以外は3以下であり、開講数に不満がある。
特に健康スポーツ分野の開講数が不足している。

13. 教養教育科目の内、主題科目の選択は希望通りにいきましたか

	はい	いいえ	N	未回収	平均
農学部	52	25	0	83	0.675325
理工学部	214	146	8	174	0.594444
医学部	76	35	12	35	0.684685
経済学部	87	60	1	160	0.591837
文化教育学部	122	85	6	61	0.589372
全学	551	351	27	513	0.610865

どの学部でも、希望通りに選択できた者の方が多い。

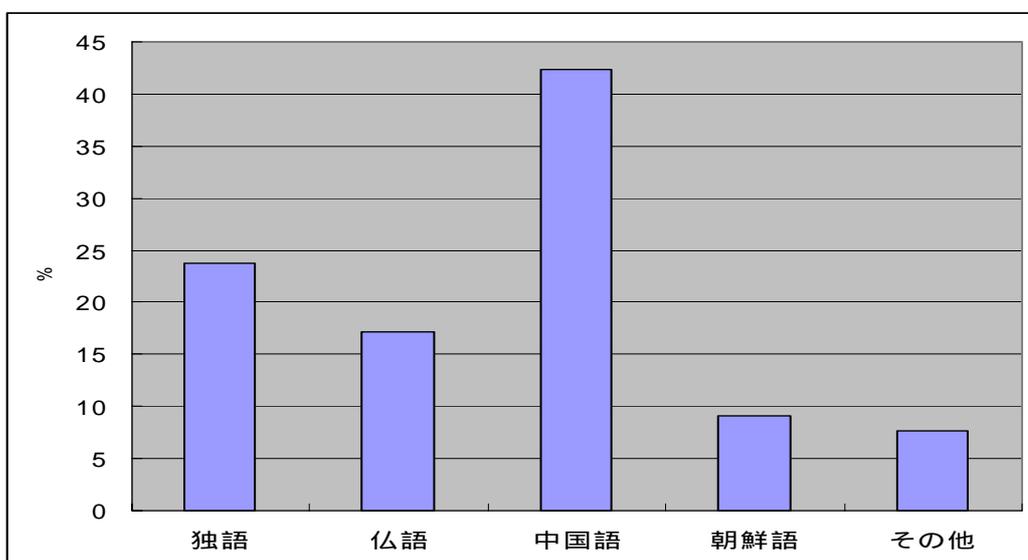
14. 主題科目の選択が希望通りに行かなかった場合の対応は、どうしましたか。最も多いものを選んでください。

	他科目 の受講	空時間 にした	その他	N	未回収
農学部	46	11	8	10	83
理工学部	192	111	23	33	174
医学部	58	2	5	44	35
経済学部	96	32	9	9	160
文化教育学部	105	56	22	24	61
全学	497	212	67	120	513

希望する科目が選択できなかった場合、受講を断念した者はどの学部でも少数である。

15. 最も望む外国語科目（英語以外）は何ですか。

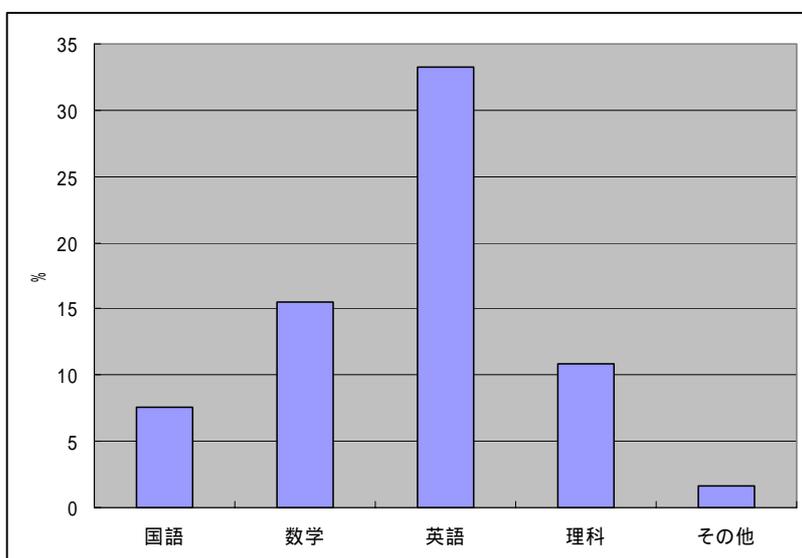
	独語	仏語	中国語	朝鮮語	その他	N	未回収
農学部	12	11	39	4	3	9	83
理工学部	73	52	110	26	18	86	174
医学部	42	16	36	5	4	17	35
経済学部	20	18	70	15	10	15	160
文化教育学部	29	29	57	17	21	61	61
全学	176	126	312	67	56	188	513



初修外国語は、中国語の希望が一番多い。

17. リメディアル教育を最も望む科目

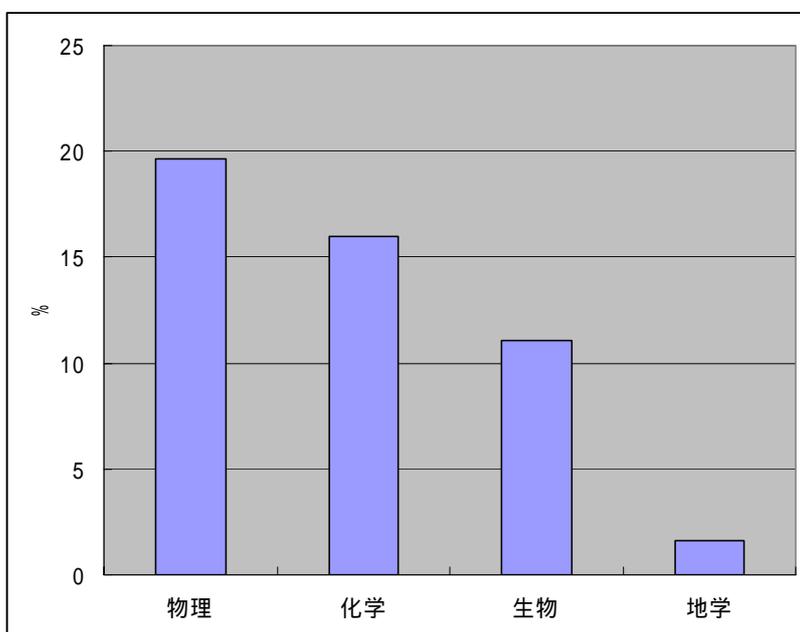
	国語	数学	英語	理科	その他	N	未回収
農学部	10	9	34	14	0	9	83
理工学部	22	74	115	52	5	92	174
医学部	1	7	19	15	0	77	35
経済学部	9	32	61	2	4	39	160
文化教育学部	27	20	75	16	6	67	61
全学	69	142	304	99	15	284	513



リメディアル教育としては、英語の希望が一番多い。

18. リメディアル教育を最も望む理科の科目

	物理	化学	生物	地学	その他	N	未回収
農学部	2	8	3	0	0	2	83
理工学部	33	21	9	2	1	32	174
医学部	3	2	12	2	0	47	35
経済学部	1	3	2	0	0	17	160
文化教育学部	9	5	1	0	3	24	61
全学	48	39	27	4	4	122	513



理科の中では、物理と化学の希望が多い。

国立大学法人佐賀大学 共通アンケート用紙（学部学生対象）

アンケート実施日 20__年__月__日

このアンケートは本学の修学状況・教育環境の問題点を明らかにし、教育改善に資することを目的に実施するもので、回収した調査票はすべて統計的に処理し、成績評価に使われることは一切ありませんので、ご協力をお願い致します。

下の空欄にあなたの所属をご記入ください。

学部	学科・課程	選修・コース	学籍番号の最初の5桁 (例：04123)			
			0			

平成16年度以降入学者のみ

以下の質問について、特に断りのない場合、該当する番号または記号を1つ選んで 印をつけてください。

1. 以下の内容を、知っていますか。

	知っている		知らない			分からない・該当しない
	5	4	3	2	1	
「学生便覧」等に記されている本学の目的	5	4	3	2	1	N
所属する学部、課程・学科の教育目標	5	4	3	2	1	N
履修した授業科目の成績評価の基準	5	4	3	2	1	N
所属する学部での卒業認定の基準	5	4	3	2	1	N
オフィスアワーの制度	5	4	3	2	1	N
施設・設備の利用の手引きや案内	5	4	3	2	1	N

2. 入学時・進学時のガイダンスによって、以下のことが理解できましたか。

	理解できた		理解できなかった			分からない・該当しない
	5	4	3	2	1	
本学で何を学修するか	5	4	3	2	1	N
授業科目をどう履修したらよいか	5	4	3	2	1	N

3. 教育施設、設備、機器等は十分だと思いますか。

	そう思う		そう思わない			分からない・該当しない
	5	4	3	2	1	
講義室のプロジェクター、OHP等（教養）	5	4	3	2	1	N
講義室のプロジェクター、OHP等（学部）	5	4	3	2	1	N
外国語教育のLL教室等の施設	5	4	3	2	1	N
スポーツ関連施設・設備	5	4	3	2	1	N

実験室・実験器具等	5	4	3	2	1	N
演習室	5	4	3	2	1	N

4. 以下のことについて、満足していますか。

	満足している			不満である		分からない・該当しない
	5	4	3	2	1	
学期毎の履修単位数の制限	5	4	3	2	1	N
学修相談の体制	5	4	3	2	1	N
パソコンの数量（総合情報基盤センター）	5	4	3	2	1	N
パソコンの数量（学部・学科等）	5	4	3	2	1	N
パソコンの数量（図書館）	5	4	3	2	1	N
パソコンの数量（研究室）	5	4	3	2	1	N
自習スペース（学部・学科）	5	4	3	2	1	N
自習スペース（図書館）	5	4	3	2	1	N
図書、学術雑誌、視聴覚資料	5	4	3	2	1	N
事務職員の対応（学生センター：学生生活課）	5	4	3	2	1	N
事務職員の対応（学生センター：教務課）	5	4	3	2	1	N
事務職員の対応（学生センター：就職課）	5	4	3	2	1	N
事務職員の対応（保健管理センター）	5	4	3	2	1	N
事務職員の対応（図書館）	5	4	3	2	1	N
事務職員の対応（医学部：学生サービス課）	5	4	3	2	1	N

5. 以下の授業について、満足していますか。

	満足している			不満である		分からない・該当しない
	5	4	3	2	1	
英語	5	4	3	2	1	N
英語以外の外国語科目	5	4	3	2	1	N
健康・スポーツ科目	5	4	3	2	1	N
情報処理科目	5	4	3	2	1	N
大学入門科目	5	4	3	2	1	N
主題科目（第1分野：文化と芸術）	5	4	3	2	1	N
主題科目（第2分野：思想と歴史）	5	4	3	2	1	N
主題科目（第3分野：現代社会と構造）	5	4	3	2	1	N
主題科目（第4分野：人間環境と健康）	5	4	3	2	1	N
主題科目（第5分野：数理と自然）	5	4	3	2	1	N
主題科目（第6分野：科学技術と生産）	5	4	3	2	1	N
主題科目（共通分野：地域と文明）	5	4	3	2	1	N
留学生対象の授業科目	5	4	3	2	1	N

専門基礎科目	5	4	3	2	1	N
専門必修科目	5	4	3	2	1	N
専門選択科目	5	4	3	2	1	N
教職に関する科目	5	4	3	2	1	N

6. どの程度の頻度でオフィスアワー（教員が学生の相談を受けるために設けている時間）を利用していますか

1学期当たりの利用回数	8~	4~7	2~3	1	0	分からない・該当しない
	5	4	3	2	1	N

7. 【6でオフィスアワーを利用したことがある方にお尋ねします。】

オフィスアワーを利用した目的で最も多かったのはどれですか

学修 相談	生活 相談	進路 指導	その他	分からない・該当しない
4	3	2	1	N

8. 教員との相談は、どの方法が最も適していると思いますか

電子メ ール	面談 随時	面談 時間指 定	その他	分からない・該当しない
4	3	2	1	N

9. シラバスは科目選択の参考になりましたか

そう思う		そう思わない			分からない・該当しない
5	4	3	2	1	N

10. シラバスはどのような情報を得るために利用しましたか。最も多いものを選んでください。

授業の 方法	授業の 内容	試験の 情報	その他	分からない・該当しない
4	3	2	1	N

11. 授業内容は、シラバスに記載された学習目標に即していましたか

	そう思う		そう思わない			分からない・該当しない
外国語科目	5	4	3	2	1	N
健康・スポーツ科目	5	4	3	2	1	N
情報処理科目	5	4	3	2	1	N
主題科目	5	4	3	2	1	N
専門必修科目	5	4	3	2	1	N
専門選択科目	5	4	3	2	1	N
教職に関する科目	5	4	3	2	1	N

12. 以下の教養教育科目の開講数は適切だと思いますか？

	多い		適切		少ない		分からない・該当しない
外国語科目	5	4	3	2	1	N	
健康・スポーツ科目	5	4	3	2	1	N	
情報処理科目	5	4	3	2	1	N	
主題科目	5	4	3	2	1	N	

13. 教養教育科目の内、主題科目の選択は希望通りにいきましたか

はい	いいえ	分からない・該当しない
2	1	N

14. 主題科目の選択が希望通りに行かなかった場合の対応は、どうしましたか。最も多いものを選んでください。

他科目を受講	空時間にした	その他	分からない・該当しない
3	2	1	N

15. 最も望む外国語科目（英語以外）は何ですか。

独語	仏語	中国語	朝鮮語	その他	分からない・該当しない
5	4	3	2	1	N

16. 【14でその他と答えた方にお尋ねします。】具体的な外国語名をお答え下さい。

基礎学力が不足している学生を対象とする補習教育（リメディアル教育）についてお聞きします。

17. リメディアル教育を最も望む科目（受講しても単位は認定されないと仮定して下さい。）

国語	数学	英語	理科	その他	分からない・該当しない
5	4	3	2	1	N

18. 【17で理科と答えた方にお尋ねします。】リメディアル教育を最も望む理科の科目

物理	化学	生物	地学	その他	分からない・該当しない
5	4	3	2	1	N

19. 【18でその他と答えた方にお尋ねします。】具体的な科目名をお答え下さい。

ご協力ありがとうございました。

国立大学法人 佐賀大学 教養教育運営機構
自己点検・評価報告書（平成16・17年度）

添付資料集

平成18年9月

1. 委員会等活動実績報告書

1 - 1	運営委員会	1
1 - 2	企画委員会	18
1 - 3	教務委員会	36
1 - 4	広報委員会	73
1 - 5	ファカルティ・ディベロップメント委員会	81
1 - 6	LM運営委員会	90
1 - 7	CALLシステム運営委員会	97
1 - 8	実験室運営委員会	104
1 - 9	ネット授業実施委員会	111
1 - 10	リメディアル英語教育実施委員会	118
1 - 11	リメディアル物理教育実施委員会	127

2. 部会活動実績報告書

2 - 1	第1部会	142
2 - 2	第2部会	155
2 - 3	第3部会	171
2 - 4	第4部会	185
2 - 5	第5部会	198
2 - 6	第6部会	218
2 - 7	第7部会	232
2 - 8	第8部会	245
2 - 9	第9部会	271
2 - 10	第10部会	283

3. その他

3 - 1	佐賀新聞社提供授業実施報告書	296
-------	----------------	-----

教養教育運営機構

運営委員会活動等実績報告書

評価対象期間： 平成16年4月1日～平成18年3月31日

提出： 平成18年7月26日

委員会等の名称： 教養教育運営機構運営委員会

回答者： 運営委員会委員長

氏名： 江崎利昭（教養教育運営機構長）

委員会の種類：

教養教育運営機構協議会が設置する委員会

1．委員会の概要

(1) 委員会等の名称

教養教育運営機構運営委員会

(2) 委員会の設置

佐賀大学教養教育運営規則第17条第1項及び佐賀大学教養教育運営機構運営規定第3条に基づき、機構の管理運営に関する重要な事項及び規則第17条第2項の規定に基づき委員会に付託された事項を調査検討するために、協議会が設置した。

(3) 委員の選出

運営委員会内規第3条に基づき、協議会の議に基づき選出している。

(4) 委員長等の選出

委員会に委員長を置いている。委員長は、運営委員会内規第4条に基づき、機構長をもって充てる。委員会に委員長代行を置いている。委員長代行は、機構長補佐がその職務を行う。

2．委員会と上級機関との関係

委員会は、機構の管理運営に関する重要な事項を審議し、必要に応じて協議会に提言することがある。規則第17条第2項の規定に基づき、協議会の定めた事項及び関連する事項について調査検討し、協議会に報告する。委員会は、委員長その他3名の委員を、大学の大学教育委員会の委員として選出し、大学教育委員会の審議に関わる。

3．関係者のニーズの把握

委員会は、各部会の委員を通じて、教員の意見を集約している。

4．関連規程の整備

委員会の業務に関連する規程

- (1) 教養教育運営機構規則 (資料 4 - 1)
- (2) 教養教育運営機構運営規程 (資料 4 - 2)
- (3) 教養教育運営機構運営委員会内規 (資料 4 - 3)

5 . 管理運営に必要な情報

(1) 情報の収集

各委員は、管理運営に関する部会の現状を把握し、委員会に報告する。

機構長 (委員長) 及び副機構長 (委員) は、教育研究評議会、大学教育委員会その他の全学委員会、機構内の重要な各種委員会に出席し、必要な情報を収集している。

機構長 (委員長) は、機構長を補助する組織から、適宜報告を受け、管理運営に必要な情報を得ている。

(2) 情報の共有

委員会は、委員会の議論で得た情報や内容を協議会に報告し、情報の共有に努めている。また、議事内容は保管している。

6 . 自己点検・評価

(1) 自己点検・評価の体制

実施体制として、運営委員会が当たっている。

(2) 自己点検・評価の実施状況

平成 16・17 年度は、実施していない。

(3) 自己点検・評価結果の公開

実施していない。

(4) 改善事例

委員会では、各授業科目の非常勤講師の削減案を作成して、常勤の者が担当するなど効率化を図った。また、協議会との会議議題の重複を除いて、会議の効率化を図った。

7 . 各種委員会等の活動実績

(1) 委員名簿

平成 1 6 ・ 1 7 年度委員

江崎利昭 (機構長) 遠藤隆 (副機構長) 富田義典 (副機構長) 古賀雅子 (第 1 部会長)
山本千洋 (第 2 部会長) 米倉茂 (第 3 部会長) 生馬寛信 (第 4 部会長) 時井直 (第 5
部会長) 加藤富民雄 (第 6 部会長) 信太克規 (第 7 部会長) 古川末喜 (第 8 部会長)
木村靖夫 (第 9 部会長) 宮良明男 (第 1 0 部会長)

(2) 特筆すべき活動

平成 1 6 年度

各部会における非常勤講師の削減案の作成
企画委員会の設置及び委員会内規の整備
協議会・運営委員会各議題の整理
平成 1 6 年度年度計画進捗状況報告書の作成

平成 1 7 年度

リメディアル英語教育の実施
機構長及び副機構長の選挙規定の見直し
T A 任用計画提出書類の様式作成
学内開放科目の認定

運営委員会の議題は、資料 4 - 4 に記載。

佐賀大学教養教育運営機構規則

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人佐賀大学規則(平成16年4月1日制定)第20条第2項の規定に基づき、佐賀大学教養教育運営機構(以下「運営機構」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 運営機構は、佐賀大学(以下「本学」という。)の教養教育実施機関として、本学の目的、使命に則り、全学の教員が担う教養教育を円滑に実施することを目的とする。

(業務)

第3条 運営機構は、前条に掲げる目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 教養教育科目に係る教育課程の編成及び実施に関すること。
- (2) 教養教育に関する大学評価に関すること。
- (3) その他教養教育の実施に関すること。

(職員)

第4条 運営機構に、次の職員を置く。

- (1) 運営機構長
- (2) 副運営機構長 3人
- (3) その他必要な職員

(運営機構長)

第5条 運営機構長は、本学の専任の教授のうちから選考する。

- 2 運営機構長は、運営機構の業務を掌理する。
- 3 運営機構長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 運営機構長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営機構長及び副運営機構長の選考)

(副運営機構長)

第5条の2 副運営機構長は、本学の専任の教授、助教授及び講師のうちから選考する。

- 2 副運営機構長は、運営機構長を助け、運営機構の業務を整理する。
- 3 副運営機構長の任期は、就任の次年度の3月までとし、再任を妨げない。
- 4 副運営機構長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第6条 運営機構長及び副運営機構長の選考は、第12条に規定する佐賀大学教養教育運営機構協議会の議を経て、学長が行う。

- 2 運営機構長及び副運営機構長の選考に関し、必要な事項は、別に定める。

(部会)

第7条 運営機構に、教養教育を円滑に実施するため、共通基礎教育科目及び主題科目の区分ごとに部会を置く。

2 運営機構に置く部会は、次のとおりとする。

共通基礎教育科目

外国語部会

健康・スポーツ部会

情報処理部会

主題科目

分野別主題科目

文化と芸術部会

思想と歴史部会

現代社会の構造部会

人間環境と健康部会

数理と自然部会

科学技術と生産部会

共通主題科目

地域と文明部会

(部会への登録等)

第8条 本学の専任の教授、助教授及び講師は、前条第2項に掲げる部会のいずれかに登録し、佐賀大学教養教育運営機構協議会の定めるところにより、教養教育科目を担当するものとする。

(任務)

第9条 部会は、次に掲げる任務を行う。

(1) 授業計画(授業科目の設定、時間割の編成、教室配当及び授業クラスの編成等を含む。)の策定に関すること。

(2) 教養教育科目を担当する教員に関すること。

(3) 教養教育科目を担当する非常勤講師の任用計画の策定に関すること。

(4) 教養教育の実施のための経費に関すること。

(5) 教養教育カリキュラムの調整に関すること。

(6) 教養教育科目に係る試験等に関すること。

(7) 部会の大学評価に関すること。

(8) その他教養教育の実施に関し必要なこと。

(部会長及び幹事)

第10条 部会に、部会長及び幹事若干人を置く。

2 部会長及び幹事は、当該部会に所属する教員の互選によって定める。

3 部会長は、部会の業務を整理し、幹事は、部会を円滑に運営するため、部会長を補佐

する。

4 部会長及び幹事の任期は、2年とし、再任を妨げない。

5 部会長又は幹事に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会会議)

第11条 部会長は、必要に応じ、部会会議及び部会幹事会を開催するものとする。

(協議会)

第12条 運営機構に、その管理運営に関する重要な事項を審議するため、佐賀大学教養教育運営機構協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(審議事項)

第13条 協議会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 教養教育科目に係る教育課程の編成及び実施に関すること。

(2) 部会の構成及び改編等に関すること。

(3) 教養教育科目担当非常勤講師の任用に関すること。

(4) 運営機構の予算及び決算に関すること。

(5) 運営機構及び協議会に関する大学評価に関すること。

(6) その他運営機構の管理運営に関すること。

(組織)

第14条 協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 運営機構長

(2) 副運営機構長

(3) 各部会長

(4) 各部会の幹事から選出された教員 各3人

(5) 高等教育開発センターから選出された教員 1人

(議長)

第15条 協議会に議長を置き、運営機構長をもって充てる。

2 議長は、協議会を招集し、その議事を主宰する。

3 議長に事故あるときは、議長があらかじめ指名した副運営機構長がその職務を代行する。

(議事)

第16条 協議会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(運営委員会等)

第17条 協議会に、運営委員会その他必要な委員会を置くことができる。

2 協議会は、その定めるところにより、運営委員会の議決をもって、協議会の議決とす

ることができる。

(委員以外の者の出席)

第18条 協議会が必要と認めたときは、協議会委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第19条 運営機構の事務は、学務部教務課において処理する。

(雑則)

第20条 この規則に定めるもののほか、運営機構に関し、必要な事項については、協議会の議を経て、運営機構長が定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規則施行後、最初に任命される機構長及び副機構長の選考は、国立大学法人佐賀大学の初代部局長等の選考に関する規則(平成16年1月16日制定)に基づき選出された候補者を第6条の規定により選考されたものとみなし、学長が行うものとする。

附 則(平成16年5月21日改正)

この規則は、平成16年5月21日から施行する。

附 則(平成17年12月21日改正)

この規則は、平成17年12月21日から施行する。

附 則(平成18年3月16日改正)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

佐賀大学教養教育運営機構運営規程

(平成18年3月22日制定)

(趣旨)

第1条 佐賀大学教養教育運営機構(以下「機構」という。)の運営に関し必要な事項は、佐賀大学教養教育運営機構規則(平成16年4月1日制定。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(副機構長)

第2条 機構長補佐として指名された副機構長は、規則第15条第3項に定める副機構長とし、機構長に事故あるときは、機構長の職務を代行する。

2 機構長補佐以外の副機構長は、次条に定める教務委員会及び広報委員会の委員長とする。

(運営委員会等)

第3条 機構に、規則第17条の規定に基づき、次の各番号に掲げる委員会(以下「運営委員会等」という。)を置く。

(1) 運営委員会

(2) 企画委員会

(3) 教務委員会

(4) 広報委員会

(5) ファカルティ・デベロップメント委員会

(6) 評価委員会

2 運営委員会等に関する事項は、別に定める。

(補助組織)

第4条 機構長は、機構長の職務を助けるため、補助組織を置くことができる。

2 補助組織に関する事項は、別に定める。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、機構の運営に関し必要な事項については、協議会の議を経て、機構長が定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

参 考

名 称	委 員 長	副 委 員 長 (は委員長代行)	委 員
運営委員会	機構長	機構長補佐	正副機構長, 部会長, 高等教育 開発センターから1人
企画委員会	機構長	機構長補佐	正副機構長
教務委員会	互選(副機構長)		各部会から1人
広報委員会	互選(副機構長)		各部会から1人
F D委員会	機構長	副機構長(広報)	各部会から1人
評価委員会	機構長	機構長補佐	正副機構長, 部会長

佐賀大学教養教育運営機構運営委員会内規

(平成16年4月1日制定)

(設置)

第1条 佐賀大学教養教育運営機構(以下「機構」という。)に、佐賀大学教養教育運営機構規則(平成16年4月1日制定。以下「規則」という。)第17条第1項及び佐賀大学教養教育運営機構運営規程(平成18年3月22日制定)第3条の規定に基づき、運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、機構の管理運営に関する重要な事項及び規則第17条第2項の規定に基づき委員会に付託された事項を審議する。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 機構長
- (2) 副機構長
- (3) 各部部长
- (4) 高等教育開発センターの専任教員から1人

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、機構長をもって充てる。

2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、機構長補佐が、その職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、規則第17条第2項の規定に基づき委員会に付託された事項については、3分の2以上の多数をもって議決しなければならない。

(代理人の出席)

第6条 委員会は、委員が委員会に出席できない事情が生じた場合には、当該委員が所属する部会等からの代理人の出席を認めることができる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席者を求め、その意見を聴くことができる。

附 則

この内規は，平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年5月26日改正）

この内規は，平成16年5月26日から施行する。

附 則（平成18年3月22日改正）

この内規は，平成18年4月1日から施行する。

平成16年度運営委員会の議題

	議題
第1回	教養教育運営機構規則修正(案)について
	教養教育運営機構企画委員会内規(案)について
	ファカルティ・ディベロップメント委員会内規(案)について
	平成16年度予算執行額(案)及び学長経費要求書(案)について
第2回	教員の所属部会について
	教養教育運営機構運営委員会内規の改正について
	教養教育運営機構部会所属に関する内規の制定について
	教養教育科目履修細則の改正について
	中期計画(3年程度)及び平成16年度年度計画について
	佐賀大学における特色ある大学教育等支援プログラム推進委員会委員の推薦について
第3回	教員の所属部会について
	九州地区大学一般教育研究協議会について
第4回	教員の所属部会について
第5回	教員の所属部会について
	中期計画(年度計画)の進捗状況報告書について
	予算の支出について
	公開授業の実施について
第6回	教員の所属部会について
	教養教育科目履修規程の改正案について
	教養教育科目履修細則の改正案(分野登録のみ)について
第7回	教員の所属部会について
	平成17年度開講科目(主題科目)について(追加分)

	平成17年度版「履修の手引」の原稿について
	平成17年度非常勤講師任用計画について
	教養教育科目履修細則の一部を改正する細則案について
	GPA導入に関連した平成17年度からの学修成績提出の仕方について
	予算の支出について
第8回	教員の所属部会について
	平成17年度開講科目(主題科目)について(追加分)
	ネット授業推進委員会委員の推薦について
	中期目標・中期計画の進捗状況の報告(12月分)について
	予算の支出について
	国立大学法人佐賀大学における大学評価の実施に関する要綱(案)について
自己評価実施要項(大学機関別認証評価・平成17年度実施分)について	
第9回	教員の所属部会について
	FD講演会の開催計画について
	外部評価の件について

平成 17 年度運営委員会の議題

	議題
第 1 回	教員の所属部会について
	平成 17 年度開講科目(主題科目)について(追加分)
	平成 17 年度予算執行額(案)について
	平成 18 年度概算要求(案)について
	平成 17 年度年度計画(案)について
	教養教育運営機構協議会の運営について
	教養教育充実のための教員人事の対応について
	平成 17 年度公開授業の実施について
第 2 回	教員の所属部会について
	外国語能力試験の単位認定について
	教養教育科目に相当する入学前の既修得単位等の認定のための審査内規の一部改正について
	入学前の既修得単位の認定について
第 3 回	教員の所属部会について
	主題科目の開設科目数の基準(案)について
	入学前の既修得単位の審査内規の改正について
	平成 16 年度の決算報告について
	部会活動のための予算の執行について
	教養教育担当に関する基準作りについて
	定年退職に伴う教養教育充実のための教員人事への対応について
	平成 18 年度以降の非常勤講師が削減できない理由について
	九州地区大学一般教育研究協議会について
第 4 回	大学入門科目の GPA の取り扱いについて
	学内開放科目について
	平成 18 年度学年歴及び年間行事予定表について
	理工学部都市工学科の外国語科目の単位変更願について
	英語リメディアル教育プロジェクトについて
教養教育運営機構選挙規程の見直しについて	
第 5 回	教員の所属部会について

	科目等履修生願について
	平成17年度年度計画進捗状況(9月分)の報告について
	初年寺教育部会の設置について
	平成17年度後学期の公開授業の実施について
第6回	教員の所属部会について
	平成18年度年度開講科目(主題科目)について
	外国語能力試験の単位認定について
	平成17年度年度計画の進捗状況の一部変更について
第7回	教員の所属部会について
	外国語能力試験の単位認定について
	海外語学研修プログラムにおける外国語科目の単位認定について
	平成18年度主題科目開講予定の修正について
	平成18年度非常勤講師任用計画(案)について
機構選挙規程の見直しについて	
	留学生センターからの教養教育運営機構施設の譲渡について
第8回	教員の所属部会について
	平成18年度主題科目開講予定の一部変更について
	機構選挙日程について
	平成17年度年度計画進捗状況の報告について(12月期)
	委員会の設置について
第9回	教員の所属部会について
	主題科目開設要項の改正について
第10回	
	教員の所属部会について
	佐賀大学教養教育科目履修細則の一部改正について
	追試験願について
	学内開放科目の認定について
	平成19年度概算要求について
	年度計画進捗状況の報告(最終)について
	TA任用計画提出書類の様式について
	機構規則の改正について
	FD特別講演会について

第 11 回	
-----------	--

教養教育運営機構

企画委員会活動等実績報告書

評価対象期間： 平成16年4月1日～平成18年3月31日

提出： 平成18年7月26日

委員会等の名称： 企画委員会

回答者： 企画委員会委員長

氏名： 江崎利昭（教養教育運営機構長）

委員会の種類：

教養教育運営機構長が設置する委員会

1 . 委員会の概要

(1) 委員会等の名称

教養教育運営機構企画委員会

(2) 委員会の設置

佐賀大学教養教育運営規程第 3 条に基づき、中期目標・中期計画の実施、予算の執行、施設の有効利用、部会間の協議を要する事項、協議会及び運営委員会の議事の整理、その他機構の円滑な運営等に関する重要事項を調査検討するために、協議会が設置した。

(3) 委員の選出

企画委員会内規第 3 条に基づき、選出している。

(4) 委員長等の選出

委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は機構長をもって充て、副委員長は機構長補佐をもって充てる。

2 . 委員会と上級機関との関係

委員会は、委員会内規第 2 条の定めた事項及び関連する事項について連絡及び調整するものとし、必要に応じて、運営委員会あるいは協議会に報告及び提言する。

3 . 関係者のニーズの把握

委員会は、各委員を通じて、意見を集約している。委員は、全学及び機構内の重要な委員会に出席し、関係者の意見を聴いている。

4 . 関連規程の整備

委員会の業務に関連する規程

(1) 教養教育運営機構規則 (資料 4 - 1)

(2) 教養教育運営機構運営規定 (資料 4 - 2)

(3) 教養教育運営機構企画委員会内規 (資料 4 - 3)

5 . 管理運営に必要な情報

(1) 情報の収集

各委員は、機構の円滑な運営に関する現状を把握し、委員会に報告及び提言する。
また、必要に応じて、各部長及び部会員から情報を収集する。

(2) 情報の共有

委員会は、得られた情報を運営委員会及び協議会に報告あるいは提言することにより、情報の共有を図っている。

6 . 自己点検・評価

(1) 自己点検・評価の体制

委員会の自己点検・評価は、平成 1 8 年度から評価委員会が行うことになっているが、企画委員会の委員長他はこの委員会と同じメンバーである。

(2) 自己点検・評価の実施状況

企画委員会は、平成 1 6 年度に新たに設置された委員会であり、これまで自己点検・評価は行っていない。

(3) 自己点検・評価結果の公開

企画委員会としては、前述の事由により、自己点検・評価を実施していない。

(4) 改善事例

評価委員会の設置及び内規の整備

補助組織 (リメディアル英語、物理教育委員会など) の設置及び内規の設置

7 . 各種委員会等の活動実績

(1) 委員名簿

平成16年度委員

江崎利昭（機構長） 遠藤隆（副機構長） 富田義典（副機構長） 中道公壽（学務部長）
川添忠久（教務課長） 宮川洋（教務課長補佐） 堀浩（教養教育管理係長） 佐藤和男
（教養教育企画係長） 三坂秀基（教養教育実施係長）

平成17年度委員

江崎利昭（機構長） 遠藤隆（副機構長） 富田義典（副機構長） 中道公壽（学務部長）
宮川洋（教務課長） 奥村直美（教務課長補佐） 今村和史（教養教育管理係長） 佐藤和
男（教養教育企画係長） 三坂秀基（教養教育実施係長）

（2）特筆すべき活動

平成16年度

大学教育委員会に教務専門委員会の設置の発議
非常勤講師削減への対応
平成16年度の予算執行と決算
平成17年度概算要求事項

平成17年度

教養英語の充実への対応
教養教育充実のための教員人事への対応
協議会の成立要件についての検討
機構選挙規程の見直し
平成17年度の予算執行と決算
平成18年度概算要求事項の検討

企画委員会の議題一覧は、資料4 - 4に記載。

佐賀大学教養教育運営機構規則

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人佐賀大学規則(平成16年4月1日制定)第20条第2項の規定に基づき、佐賀大学教養教育運営機構(以下「運営機構」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 運営機構は、佐賀大学(以下「本学」という。)の教養教育実施機関として、本学の目的、使命に則り、全学の教員が担う教養教育を円滑に実施することを目的とする。

(業務)

第3条 運営機構は、前条に掲げる目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 教養教育科目に係る教育課程の編成及び実施に関すること。
- (2) 教養教育に関する大学評価に関すること。
- (3) その他教養教育の実施に関すること。

(職員)

第4条 運営機構に、次の職員を置く。

- (1) 運営機構長
- (2) 副運営機構長 3人
- (3) その他必要な職員

(運営機構長)

第5条 運営機構長は、本学の専任の教授のうちから選考する。

- 2 運営機構長は、運営機構の業務を掌理する。
- 3 運営機構長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 運営機構長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営機構長及び副運営機構長の選考)

(副運営機構長)

第5条の2 副運営機構長は、本学の専任の教授、助教授及び講師のうちから選考する。

- 2 副運営機構長は、運営機構長を助け、運営機構の業務を整理する。
- 3 副運営機構長の任期は、就任の次年度の3月までとし、再任を妨げない。
- 4 副運営機構長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第6条 運営機構長及び副運営機構長の選考は、第12条に規定する佐賀大学教養教育運営機構協議会の議を経て、学長が行う。

- 2 運営機構長及び副運営機構長の選考に関し、必要な事項は、別に定める。

(部会)

第7条 運営機構に、教養教育を円滑に実施するため、共通基礎教育科目及び主題科目の区分ごとに部会を置く。

2 運営機構に置く部会は、次のとおりとする。

共通基礎教育科目

外国語部会

健康・スポーツ部会

情報処理部会

主題科目

分野別主題科目

文化と芸術部会

思想と歴史部会

現代社会の構造部会

人間環境と健康部会

数理と自然部会

科学技術と生産部会

共通主題科目

地域と文明部会

(部会への登録等)

第8条 本学の専任の教授、助教授及び講師は、前条第2項に掲げる部会のいずれかに登録し、佐賀大学教養教育運営機構協議会の定めるところにより、教養教育科目を担当するものとする。

(任務)

第9条 部会は、次に掲げる任務を行う。

(1) 授業計画(授業科目の設定、時間割の編成、教室配当及び授業クラスの編成等を含む。)の策定に関すること。

(2) 教養教育科目を担当する教員に関すること。

(3) 教養教育科目を担当する非常勤講師の任用計画の策定に関すること。

(4) 教養教育の実施のための経費に関すること。

(5) 教養教育カリキュラムの調整に関すること。

(6) 教養教育科目に係る試験等に関すること。

(7) 部会の大学評価に関すること。

(8) その他教養教育の実施に関し必要なこと。

(部会長及び幹事)

第10条 部会に、部会長及び幹事若干人を置く。

2 部会長及び幹事は、当該部会に所属する教員の互選によって定める。

3 部会長は、部会の業務を整理し、幹事は、部会を円滑に運営するため、部会長を補佐

する。

4 部会長及び幹事の任期は、2年とし、再任を妨げない。

5 部会長又は幹事に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会会議)

第11条 部会長は、必要に応じ、部会会議及び部会幹事会を開催するものとする。

(協議会)

第12条 運営機構に、その管理運営に関する重要な事項を審議するため、佐賀大学教養教育運営機構協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(審議事項)

第13条 協議会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 教養教育科目に係る教育課程の編成及び実施に関すること。

(2) 部会の構成及び改編等に関すること。

(3) 教養教育科目担当非常勤講師の任用に関すること。

(4) 運営機構の予算及び決算に関すること。

(5) 運営機構及び協議会に関する大学評価に関すること。

(6) その他運営機構の管理運営に関すること。

(組織)

第14条 協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 運営機構長

(2) 副運営機構長

(3) 各部会長

(4) 各部会の幹事から選出された教員 各3人

(5) 高等教育開発センターから選出された教員 1人

(議長)

第15条 協議会に議長を置き、運営機構長をもって充てる。

2 議長は、協議会を招集し、その議事を主宰する。

3 議長に事故あるときは、議長があらかじめ指名した副運営機構長がその職務を代行する。

(議事)

第16条 協議会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(運営委員会等)

第17条 協議会に、運営委員会その他必要な委員会を置くことができる。

2 協議会は、その定めるところにより、運営委員会の議決をもって、協議会の議決とす

ることができる。

(委員以外の者の出席)

第18条 協議会が必要と認めたときは、協議会委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第19条 運営機構の事務は、学務部教務課において処理する。

(雑則)

第20条 この規則に定めるもののほか、運営機構に関し、必要な事項については、協議会の議を経て、運営機構長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行後、最初に任命される機構長及び副機構長の選考は、国立大学法人佐賀大学の初代部局長等の選考に関する規則(平成16年1月16日制定)に基づき選出された候補者を第6条の規定により選考されたものとみなし、学長が行うものとする。

附 則(平成16年5月21日改正)

この規則は、平成16年5月21日から施行する。

附 則(平成17年12月21日改正)

この規則は、平成17年12月21日から施行する。

附 則(平成18年3月16日改正)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

佐賀大学教養教育運営機構運営規程

(平成18年3月22日制定)

(趣旨)

第1条 佐賀大学教養教育運営機構(以下「機構」という。)の運営に関し必要な事項は、佐賀大学教養教育運営機構規則(平成16年4月1日制定。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(副機構長)

第2条 機構長補佐として指名された副機構長は、規則第15条第3項に定める副機構長とし、機構長に事故あるときは、機構長の職務を代行する。

2 機構長補佐以外の副機構長は、次条に定める教務委員会及び広報委員会の委員長とする。

(運営委員会等)

第3条 機構に、規則第17条の規定に基づき、次の各番号に掲げる委員会(以下「運営委員会等」という。)を置く。

(1) 運営委員会

(2) 企画委員会

(3) 教務委員会

(4) 広報委員会

(5) ファカルティ・デイベロップメント委員会

(6) 評価委員会

2 運営委員会等に関する事項は、別に定める。

(補助組織)

第4条 機構長は、機構長の職務を助けるため、補助組織を置くことができる。

2 補助組織に関する事項は、別に定める。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、機構の運営に関し必要な事項については、協議会の議を経て、機構長が定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

参 考

名 称	委 員 長	副 委 員 長 (は委員長代行)	委 員
運営委員会	機構長	機構長補佐	正副機構長, 部会長, 高等教育 開発センターから1人
企画委員会	機構長	機構長補佐	正副機構長
教務委員会	互選(副機構長)		各部会から1人
広報委員会	互選(副機構長)		各部会から1人
F D委員会	機構長	副機構長(広報)	各部会から1人
評価委員会	機構長	機構長補佐	正副機構長, 部会長

佐賀大学教養教育運営機構企画委員会内規

(平成16年4月1日制定)

(設置)

第1条 佐賀大学教養教育運営機構(以下「機構」という。)に、佐賀大学教養教育運営機構運営規程(平成18年3月22日制定)第3条の規定に基づき、企画委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(業務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について、連絡及び調整を行う。

- (1) 中期目標及び中期計画の実施に関する事項
- (2) 予算の執行に関する事項
- (3) 施設の有効利用に関する事項
- (4) 部会間の協議を要する事項
- (5) 協議会及び運営委員会の議事の整理に関する事項
- (6) その他機構の円滑な運営に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 機構長
- (2) 副機構長
- (3) 機構長が指名した者 若干人

(任期)

第4条 前条第3号の委員の任期は、機構長の任期の終期を超えないものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は機構長をもって充て、副委員長は機構長補佐をもって充てる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(雑則)

第7条 この内規に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、機構長が別に定める。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成 17 年 2 月 23 日改正）

この内規は，平成 17 年 2 月 23 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 22 日改正）

この内規は，平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

平成16年度企画委員会の議題

	議題
第1回	非常勤講師削減問題について
	教養教育の充実と改善(引継事項)について
	教養教育運営協議会の運営と組織の見直しについて
	公開授業、授業評価の継続について
	教務関連事項について
	広報関連事項について
	事務局からの課題
第2回	運営委員会、協議会の資料打ち合わせ
第3回	第40回12大学教養教育実施組織代表者会議及び協議会(山口大学)
	平成16年度国立大学教養教育実施組織会議(岡山大学)
第4回	第40回12大学教養教育実施組織代表者会議及び協議会(山口大学) 並びに平成16年度国立大学教養教育実施組織会議(岡山大学)の打ち合わせ
	ホームページ原稿について
	平成16年度単年度中期目標・中期計画への対応について
	非常勤講師削減への今後の取り組みについて
	学長経費要求書への今後の対応について
5月12日	会議(山口大学、岡山大学)の協議題等について
	中期目標・中期計画について
5月17日	中期目標・中期計画について
	概算要求について
	運営委員会及び協議会の議題について
5月24日	運営委員会、協議会の資料打ち合わせ
6月2日	諸課題について
6月21日	運営委員会、協議会の資料打ち合わせ
7月2日	当面の課題について
7月15日	第4回教養教育運営機構協議会の議題について
	非常勤講師削減への対応について
	非常勤講師確保に関する決議(案)について
	中期計画・年度計画に追加した項目について

7月26日	運営委員会、協議会の資料打ち合わせ
8月10日	小島理事への非常勤講師削減結果の報告
	教務合同会議の報告
	「提供授業」打ち合わせ結果の報告
	FD委員会の報告
9月3日	医学部教員の開講可能な授業形態等の調査及び他大学の実情調査
	ネット授業の経費について
	公開授業の計画について
10月8日	教務委員会報告について
	第33回九州地区国立大学教養教育実施組織代表者会議及び事務協議会の協議・承合事項について
10月15日	後学期の企画委員会の開催日について
11月5日	運営機構協議会の議題打合せについて
11月12日	第33回九州地区国立大学教養教育実施組織代表者会議及び事務協議会の資料について
	FD講演会について
12月	運営機構運営委員会・協議会の議題打合せについて
	ネット授業推進委員会委員の推薦について
	ベストレクチャー賞(案)の創設について
	平成17年度国立大学教養教育実施組織会議及び事務協議会の開催について
	教養教育細則の備考の文面について
	各提供授業への取り組みについて
	留学生センターの改組に伴う英語教育の改革に関する取り組みの動向について
	中期計画・中期計画の進捗状況の報告(12月分)について
第8回教養教育運営機構運営委員会及び協議会の議題について(案)	
1月	予算の執行計画について
	理工学部とのFD講演会の共催について:連絡時期と配信先
	教養教育運営機構のFD講演会の進捗状況について
	機構履修細則の改正(主題分野登録)を周知させるためのパンフレットの作成について
	提供授業(映画論:西村氏、キャリア教育:新富先生)の進捗状況について
	教務関係について
	その他 本年度(H17年度)の課題について ・英語教育への取り組みと教養教育の見直し

	・非常勤講師削減問題と教養教育の見直し英語教育への取り組みと教養教育の見直し
2月	第 11 回大学教育研究フォーラム(京都大学高等教育開発推進センター主催)の出席者について
	合宿共同授業の特色GP申請のための会議への出席について
	教務関係について
	広報関係について
	その他(1)教養教育における非常勤講師の割合表について
3月	協議会のFD講演会について
	教員人事の要望について - 今後の進め方の確認 -
	英語教育をあり方を考える作業部会の報告について
	平成 16 年度九州地区国立大学合同研究会参加者について
	機構運営委員会・協議会の議題整理について
	12 大学協議会議題について
	機構パンフレットの廃止について
	学生生活・修学相談委員の留任について
	平成 17 年度予算について
	第 9 部会の体育施設借用費について
	広報誌の発行について
	その他教務関係

平成 17 年度企画委員会の議題

	議題
4月	平成17年度国立大学教養教育実施組織会議及び第41回12大学教養教育実施組織代表者会議・事務協議会の参加者、協議題と承合事項の検討について
	教養英語の充実について(中間答申)
	教養教育充実のための教員人事への対応について
	教養教育実施組織協議会の成立要件についての検討
	平成18年度概算要求について
5月	九州地区一般教育研究協議会の委員について
	教養教育における特色ある取り組み事業の広報内容について
	中国語(後学期)の非常勤講師任用計画への対応について
	教養教育科目担当に関する基準づくりについて
	佐賀環境フォーラムへの補助金支出の可能性について
	国立大学教養教育実施組織会議の開催当番校について
平成18年度概算要求ヒヤリングについて	
6月	広報室からの企画の公募について
	広報誌に関するアンケートについて
	広報関連事項について
	教務関連事項について
7月	第3回教育研究評議会の報告
	九州地区国立大学間合宿授業の特色 GP への審査結果について
	九州地区一般教育研究協議会の参加者の状況について
	機構選挙規程の見直しについて
	今後の認証評価の取り組みについて
	教養教育担当に関する基準作りについて
	退職に伴う教養教育充実のための教員人事への対応について
	教務関連事項について
	広報関連事項について
8月	TA への予算について
	選挙規程見直しWGの入選について
	九州地区一般教育研究協議会「人文・社会科学部会」報告者について
	退職に伴う教養教育充実のための教員人事への対応について
	教務関係について

9月	平成17年度年度計画の進捗状況確認について
	教養教育運営機構選挙規程見直しWGの入選について
	主題科目「ベンチャービジネス」の実施日程について
	平成18年度九州地区国立大学間合宿共同授業の当番校について
10月	平成17年度年度計画の進捗状況の変更について
	初年次教育部会の設置課題について
	監事指導による機構予算の月次決算について
	メディア開発センター英語リメディアル教育の教科書費について
	九州地区教養教育実施代表者会議の協議題と承合事項について
11月	機構の月次決算について
	機構選挙規程見直しについて
	初年次教育部会設置準備のための意向調査について
	第34回九州地区国立大学教養教育実施組織代表者会議及び事務協議会の協議事項について
	機構協議会の運営方法について
	市民の主題科目「映像論」受講可能性の方策について
	鍋島キャンパスで開講される主題科目の受講整数について
12月	機構選挙日程の確認について
	佐賀環境フォーラムへの支出について
	文系総合計画検討委員会への参加について
	「医療史」の開講要望について
	FD講演会について
	初年次教育部会への今後の対応について
	医学部臨床医の主題科目担当可能な方法の検討について
	LL教室機器更新について
	平成18年度国立大学教養教育実施組織代表者会議協議題について
	年度計画進捗状況(2回目)について
12月 (12/28)	補助組織の設置について
1月	概算要求について
	認証評価への取り組みについて
	TAの雇用状況について
	平成18年度九州地区国立大学間合宿共同授業の実施準備について
2月	概算要求について

	教養教育運営機構規則の改正について
	TAの任用計画について
	補助組織の内規整備について
	認証評価への取り組みについて
	FD講演会について
3月	留学生センターとの連携の件について(規則改正を含む)
	補助組織の内規の整備について
	12大学教養教育実施代表者会議・事務協議会の協議題・承合事項について
	認証評価への取り組みについて
	大学教育研究会への出席者について

教養教育運営機構

教務委員会活動等実績報告書

評価対象期間： 平成16年4月1日～平成18年3月31日

提出： 平成18年7月26日

委員会等の名称： 教養教育運営機構 教務委員会

回答者： 教養教育運営機構 教務委員会委員長

氏名： 山下寿文（教養教育運営機構副機構長）

委員会の種類：

教養教育運営機構協議会が設置する委員会

1．委員会の概要

(1) 委員会等の名称

教養教育運営機構教務委員会

(2) 委員会の設置

佐賀大学教養教育運営機構規則第17条第1項に基づき、協議会が設置した。

(3) 委員の選出

教養教育運営機構教務委員会内規第1条に基づき、選出している。

(4) 委員長等の選出

委員会に委員長を置いている。委員長は、委員の互選によって選出している。

2．委員会と上級機関との関係

委員会は、協議会の定めた事項及び関連する事項について調査検討し、運営委員会および協議会に報告する。委員会は、委員長を、大学の大学教育委員会、大学教育委員会教務専門委員会および高等教育センター委員会の委員として選出し、それらの審議に関わる。

3．関係者のニーズの把握

委員会は、各部会の委員を通じて、教員の意見を集約している。

4．関連規程の整備

委員会の業務に関連する規程

教養教育運営機構運営規則
教養教育運営機構教務委員会内規
教養教育運営機構所属部会に関する申し合わせ
非常勤講師候補者選考内規
教養教育運営機構主題科目開設要項
分野別主題科目の開講数の基準
日本事情開講要項
共通基礎教育科目時間割編成手順
時間割の作成及び変更に関する申し合わせ
「時間割の作成及び変更に関する申し合わせ」の運用について
定期試験における不正行為の取扱いに関する内規
教養教育科目に係る定期試験における補助監督者等について
教養教育科目の追試験及び再試験に関する申し合わせ
定期学生大会開催に伴う休講措置に関する内規
教養教育科目に相当する入学前の既修得単位等の認定のための審査内規
海外語学研修プログラムにおける教養教育科目（外国語科目）の単位認定要項
大学以外の教育施設等における学修の教養教育科目（外国語科目）単位認定要項

5 . 管理運営に必要な情報

(1) 情報の収集

各委員は、教養教育に関する部会の現状を把握し、委員会に報告する。

(2) 情報の共有

委員は、委員会の議論で得た情報を各部会に持ち帰り、情報の共有に努めている。

委員会は、議事録を作成し、委員の閲覧に供するとともに、議事要旨を電子メールで機構教員全員に配信している。

6 . 自己点検・評価

(1) 自己点検・評価の体制

委員長を中心に、委員会の自己点検・評価を行っている。

(2) 自己点検・評価の実施状況

(3) 自己点検・評価結果の公開

(4) 改善事例

7 . 各種委員会等の活動実績

(1) 委員名簿

平成16年度委員

委員長 遠藤 隆 (副機構長)

第1部会 上瀧泰嗣

第2部会 諸泉俊介

第3部会 米倉 茂

第4部会 小西史子

第5部会 市川尚志

第6部会 渡 孝則

第7部会 辻 一成

第8部会 朱雀成子

第9部会 井上伸一

第10部会 佐藤和也

高等教育開発センター 梶間みどり

平成17年度委員

委員長 遠藤 隆 (副機構長)

第1部会 上瀧泰嗣

第2部会 田村栄子

第3部会 米倉 茂

第4部会 小西史子

第5部会 市川尚志

第6部会 渡 孝則

第7部会 辻 一成

第8部会 朱雀成子

第9部会 井上伸一

第10部会 佐藤和也

高等教育開発センター 梶間みどり

(2) 特筆すべき活動

平成16年度及び平成17年度に行った教養教育運営機構教務委員会の活動について、主要な課題別に報告する。最後に議事録及び平成18年度教務委員会への引き継ぎ事項を添付する。

1. 分野登録制度の改正
2. 非常勤講師の削減
3. 部会所属の手続き
4. 初年次教育及びリメディアル教育
5. 学内開放科目
6. 英語教育の充実

平成16年度議事録

平成17年度議事録

引き継ぎ事項

1. 分野登録制度の改正

平成16年度まで、学生は一の主題分野に登録し、8単位以上を履修することが義務づけられていた。その際、1年次の前期に履修した単位は、8単位の中に加算されないという規定であったが、この制約を撤廃するように大学教育委員会の教務専門委員会において要請されたため、教務委員会で検討を開始した。

教務委員会では、以下の改正案を審議した。

分野登録制度の改正（案）

改正の趣旨

分野登録以前に修得した単位も、主題登録分野の単位として算入する。

佐賀大学教養教育科目履修細則 改正案

第7条

5 学生（医学部の学生を除く。）は、1年次後学期の始めに、分野別主題科目の一つの分野（主題登録分野と言う）を選んで登録し、前項に規定する所定の単位のうち、登録した主題分野主題登録分野から登録後に必要な単位として少なくとも8単位を修得しなければならない。この場合において、登録前に修得した単位は、前項に規定する所定の主題科目の単位の中に含めることはできるが、登録後に必要な単位8単位の中に含めることはできない。また、登録後に修得した共通主題科目の単位は、2単位を限度として、登録した主題登録分野における登録後に必要な単位の中に含めることができる。

6 登録の変更は、届出の上、2年次の各学期の始めに行うことができる。ただし、登録変更前に修得した単位は、登録後に必要な単位8単位の中に含めることはできない。

附則

この細則は、平成 年 月 日から施行する。ただし、この細則の施行の日以前に入学した学生については、なお従前の例による。

この改正案については、反対意見も含め議論が活発になされたが、最終的には履修細則の改正案が成立した。

この改正に伴い、各学部でも履修規程等の改正が行われたが、その際、経済学部からは、「改正された規程等は、改正後に入学した学生に対してのみ適用すべきである」との意見が出された。この件について、学部及び機構が大学教育委員会（教務専門委員会）で協議

したが、全学部の意見が一致しなかったため、適用範囲については、各学部に委ねることとなった。

その後、経済学部からは、教育研究評議会において「他の学部においても、改正後の入学者についてのみ適用すべきである」との意見が出されたが、卒業要件等に関わる事項は、教授会で審議して定めるべきものであることから、各学部の判断を尊重することとなった。

2. 非常勤講師の削減

平成17年度から、非常勤講師を3分の1だけ削減するとの大学の方針が伝えられたため、教務委員会では、その対応を検討することになった。まず、教務委員長から、以下の提案が出された。

英語非常勤講師削減への対応策（案）

英語の非常勤講師を30%以上削減し、外国語非常勤講師を30%程度削減する。ただし当分の間、医学部については別扱いとする。

英語の単位数、クラスの人数等は、原則として現状を維持する。

英語を「教養英語」（4単位）と「専門英語」（2単位）に分ける。

教養英語は1年次および2年次に開講する。専門英語は1年次に開講する。

教養英語は、教養教育運営機構第8部会が開講する。

専門英語は学部が開講する。

やむを得ない事情がある学部学科課程等は専門英語を開講せず修得すべき英語の単位数を2単位削減する選択も認める。

教員の教育負担の不均衡の問題については、実情を調査した上で、改善策を検討する。

平成16年度以前に入学した学生については、1年次の教養英語を英語A（再履修等）、2年次の教養英語を英語Bに読み替える。

非常勤講師の削減については、反対意見が強かったが、やむを得ず削減に対応することとなった。削減の具体的な方法については、委員長から次のような提案があった。

教養科目の非常勤講師の削減への対応案

教務委員長 遠藤 隆

英語については、専門英語を開講することによって対応する。（67コマ削減）

主題科目については、第1、第2および第7部会以外の部会の非常勤講師担当クラスを原則として廃止する。（29コマ削減）

部会	専任 人数	専任 開講数	専任負 担率	目標	増減	非常勤 開講数	目標	増減	総 開講数	目標	増減
1	28	18	0.6429	17	-1	7	8	1	25	25	0
2	24	10	0.4167	14	4	14	11	-3	24	25	1
3	43	12	0.2791	25	13	15	0	-15	27	25	-2
4	104	25	0.2404	25	0	8	0	-8	33	25	-8
5	85	50	0.5882	50	0	7	0	-7	57	50	-7
6	93	50	0.5376	50	0	0	0	0	50	50	0
7	8	7	0.875	5	-2	0	3	3	7	8	1
計	385	172		186	14	51	22	-29	223	208	-15

上記以外の分野（初修外国語等）もできるだけ非常勤講師の削減に努力する。（19コマ程度の削減を目標とする。）

機構全体としての削減率

英語67, 主題29 計 96 (96 / 382 = 25%)

英語67, 主題29, その他19 計 115 (115 / 382 = 30%)

また、主題科目については、以下の提案が示された。

主題科目の非常勤講師の削減についての試算

教務委員長 遠藤 隆

第1～第7部会の専任教員は一人当たり年間0.5コマ以上の開講を目標とする場合。

部会	専任 人数	専任 開講数	目標	増減	非常勤 開講数	目標	増減	総 開講数	目標	増減
1	28	18	14	-4	7	11	4	25	25	0
2	24	10	12	2	14	13	-1	24	25	1
3	43	12	22	10	15	3	-12	27	25	-2
4	104	25	25	0	8	0	-8	33	25	-8
5	85	50	43	-7	7	7	0	57	50	-7
6	93	50	47	-3	0	3	3	50	50	0
7	8	7	4	-3	0	3	3	7	7	0
計	385	172	167	-5	51	40	-11	223	207	-16

非常勤講師削減率 $11 / 51 = 22\%$

第1～第7部会の専任教員は一人当たり年間0.6コマ以上の開講を目標とする場合。

（第1, 第2, 第7部会以外は非常勤を0とする。）

部会	専任 人数	専任 開講数	目標	増減	非常勤 開講数	目標	増減	総 開講数	目標	増減
1	28	18	17	-1	7	8	1	25	25	0
2	24	10	14	4	14	11	-3	24	25	1
3	43	12	26	14	15	0	-15	27	26	-1
4	104	25	62	37	8	0	-8	33	62	29
5	85	50	51	1	7	0	-7	57	51	-6
6	93	50	56	6	0	0	0	50	56	6
7	8	7	5	-2	0	3	3	7	8	1
計	385	172	231	59	51	22	-29	223	253	30

非常勤講師削減率 $29 / 51 = 57\%$

初修外国語，第9部会，第10部会も非常勤講師の削減に努力する。

機構全体としての削減率

英語67，主題11 計78 ($78 / 382 = 20\%$)

英語67，主題29 計96 ($96 / 382 = 25\%$)

以上の提案に基づいて、教務委員会で議論を重ね、最終的には削減の方針が協議会で承認された。それと同時に、大学教育委員会において、これ以上の削減が困難であることを説明し、大学教育委員会の方針として、教養教育のための非常勤講師の削減は、これ以降は行わないことになった。(学部では、さらに削減が続いており、平成19年度には、原則として非常勤講師はなくなる予定である。)

この問題には、かなりの時間を費やして合意に達した。以下に簡単な経緯を述べておく。

非常勤講師削減への対応の経緯（非公式協議を含む）

- 3月24日 遠藤が山中外国語部会長から事情聴取
- 3月25日 機構引継 削減問題の経過について
- 4月7日 遠藤教務委員長が古川外国語部会長と協議
- 4月9日 小島理事に学部との協議機関の設置を要請
- 4月26日 第1回大学教育委員会で教務専門委員会を設置
- 5月14日 第1回教務専門委員会で非常勤講師削減対応策を協議
- 5月17日 遠藤教務委員長と古川外国語部会長で対応策の原案を作成
- 5月28日 第2回教務専門委員会で原案を検討 削減には反対
- 5月28日 第2回大学教育委員会で方針を決定 小島理事が17年度実施を指示

- 6月4日 第3回教務専門委員会で協議 各学部の意見を交換
- 6月18日 第4回機構教務委員会で外国語部会に対応策検討を依頼
- 6月23日 第3回機構運営委員会で各部会に非常勤削減の検討を要請
- 6月23日 第3回機構協議会で大学教育委員会の方針を報告
- 6月28日 第4回教務専門委員会で協議 各学部の検討状況を報告
- 6月30日 遠藤教務委員長が小島理事に報告 方針を確認
- 7月1日 小島理事が英語関係委員と各学部教務委員長と懇談
- 7月6日 外国語部会が文書で回答 対応を了承
- 7月7日 機構企画委員会で外国語部会教務委員から報告
- 7月9日 第3回大学教育委員会で小島理事が全学部に17年度3分の1削減を指示

遠藤委員が一律削減回避案を提出したが却下。しかし、学部予算で採用する非常勤講師については、必ずしも一律削減の対象としないことを確認。

- 7月12日 第1回教務関係合同会議で削減策を協議（各学部が対応を了承）
学部予算で非常勤講師を採用できる件を報告し、それも含めて検討することになった。
- 7月13日 遠藤教務委員長が小島理事と協議
機構に関しては、33% 30%を確認。
各学部が遠藤提案を支持すれば、18年度3分の1削減は回避可能
- 7月23日 第5回機構教務委員会
- 7月28日 第4回機構運営委員会
- 7月28日 第4回機構協議会
- 7月30日 第2回教務関係合同会議で時間割作成の方針を協議

なお、英語については、一部を学部の履修単位とすることになった。機構と学部の協議内容は以下の通りである。

合同会議報告

教養教育運営機構
教務委員長 遠藤 隆

各学部と機構の合同会議で以下のことが決まった。

英語に関しては、教養教育科目としては4単位必修（医学部は除く）とし、削減される2単位の扱いは、各学部学科等によって対応を決める。

第1外国語・第2外国語の区分を廃し、日本語を含めて、言語ごとに各学部学科等が必要単位数を決める。

教養教育科目については、各区分毎に必要な単位数を決めるとともに、その合計の単位を各学部学科等毎に決める。

補足説明

専門英語2単位分を各学部が開講する件は、学部学科等での対応が異なり、外国語の単位数を削減するところもある。また、専門英語を開講する場合でも、教養教育科目ではなく専門科目としたいという意向が強いことから、専門英語については、専門科目とすることにした。

従来、6単位必修となる外国語科目を第1外国語、4単位必修となる外国語科目を第2外国語としてきたが、この区別が必要なくなったことから、言語毎に各学部学科等が必要単位数を指定することにした。なお、「初修外国語4単位以上」という指定の仕方も可能であるので、従来通り初修外国語6単位を履修することも可能である。また日本語についても、6単位まで履修することが可能である。

初修外国語が必修となっていない学部学科等でも初修外国語を選択することができるが、従来は卒業に必要な単位数に加算されていなかった。これを卒業に必要な単位数に加算できるようにするために、各科目区分毎に必要な単位数を定めるとともに、教養教育科目の取得単位数の合計を各学部学科等で定めることにした。(たとえば、初修外国語6単位を選択履修した学生は、それだけ主題科目の履修単位数を減らすことができる。)

単位数の一覧表(例示)を各学部へ送付し、来年度以降の単位数を記入して教養教育運営機構教務委員長に回答することとした。

当初は、英語の教員に英語の授業を担当することを考えていたが、結局のところ、多くの学部では、削減された英語の単位を、学部の専門科目として補充する形で対応することになった。

3. 部会所属の手続き

本学の専任教員は、いずれかの部会に所属することになっていたが、教員数の少ない部会もあり、部会所属をめぐる協議会が紛糾する事態がしばしばあった。そのため、基本的には当人の希望を尊重し、教務委員会や運営委員会で調整することにした。そのために、部会所属の規定を明確にするために、内規を定めた。

教養教育運営機構部会所属に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、教養教育運営機構の部会所属に関し、必要な事項を定める。

(正会員)

第2条 佐賀大学の教授、助教授及び講師(以下「教員」という。)は、いずれかの部会に正会員として所属するものとする。

(準会員)

第3条 教員は、正会員として所属する部会以外の部会に準会員として所属することができる。

第4条 準会員は、原則として、準会員として所属する部会の部会長及び幹事となることはできない。

(正会員の所属)

第5条 部会に所属していない教員は、正会員としての所属を希望する2つ以上の部会に順位を附して、機構長に申請するものとする。

第6条 正会員としての退会を希望する教員は、新たに所属を希望する部会の部会長及び退会を希望する部会の部会長の承諾を得て、機構長に申請するものとする。

第7条 機構長は、前2条の申請について、協議会の議を経て、所属すべき部会を決定し、当該教員及び部会長に通知するものとする。

(準会員の所属)

第8条 準会員としての所属又は退会を希望する教員は、準会員としての所属又は退会を希望する部会の部会長の承諾を得て、機構長に準会員としての所属又は退会を申請するものとする。

第9条 機構長は、前条の申請について、その適否を決定し、当該教員及び部会長に通知するものとする。

(諮問)

第10条 機構長は、必要と認める場合は、第7条又は第9条の決定を行う際に、運営委員会及び教務委員会に諮ることができるものとする。

附 則

この内規は、平成16年5月26日から施行する。

この内規の制定以降、部会所属をめぐる議論が紛糾する事態は起きなかった。また、準会員の登録等で審議を円滑に進めることができるようになった。

4. 初年次教育及びリメディアル教育

年度計画で課せられたリメディアル教育の実施方法等について教務委員会で議論を重ね、次のような方法を順次検討した。

- (1) 各学部で対応する。
- (2) 関係部会で対応する。
- (3) 新たに初年次部会を設置して対応する。
- (4) 実施委員会を設置して対応する。

その結果、(1)については、学部での議論が深まらず、実現しなかった。(2)については、第5部会に検討を依頼したが、負担増などの問題があり、実現しなかった。(3)については、部会の会員を募集したが、応募者が少なかったため、初年次部会の設置は見送られた。結局、有志の教員によって、リメディアル教育実施委員会が機構長の下に設置され、平成17年度は英語、平成18年度は物理のリメディアル教育が実施されることとなった。

初年次部会の設置については、以下のような提案が委員長から提出された。

2005.9.2 企画委員会

初年次教育部会案

1. 教養教育運営機構に、初年次教育部会（第11部会）を設置する。
2. 初年次教育部会は、以下の授業科目等を開設することができる。
 - (1) 大学入門科目
 - (2) リメディアル教育科目
 - (3) その他初年次教育に相応しい授業科目等
3. 各学部の大学入門科目担当教員は、正会員または準会員として本部会に所属するものとする。（各学部から少なくとも1名ずつ正会員を出すものとする。）
4. 本部会は、高校との連続性、初年次における教養教育、教養教育と専門教育の連携等の課題についても検討するものとする。

関連する年度計画

学生の知的関心と学力の多様化を念頭において、大学教育への転換を目的とする大学入門科目の充実を図り、実施方法を改善する。

高校の教育科目の内容、レベルを調査し、大学の共通基礎教育科目との連携を図る仕組みを検討する。

教養教育と専門教育の特性を考慮しながら、内容、レベル、連続性などについて、連携を考えたカリキュラム等の構成を検討する。

補足

2001年度に全学教育協議会フレッシュマンセミナー改善委員会が答申を出しており、フレッシュマンセミナーを担当する部会だけが存在しないことを問題として指摘している。また改善のために継続的な取組を提案している。初年次教育部会を設置することで、継続的に大学入門科目の改善を行い、また相互に経験を交流する場ができる。また、GPAなどの課題で意思決定が必要な場合にも議論する部会ができることになる。

5. 学内開放科目

教員の負担をなるべく増やさないで、教養教育を充実される方法として、学部の専門科目を教養教育科目として他学部の学生に開放することが委員長から提案され、「学内開放科目」として実現した。

当初は、学内開放科目を主題科目の最小開講数に加算することを検討していたが、教養教育の空洞化を心配する意見が強く出され、最小開講数に含まれない科目として開講されることになった。

審議された学内開放科目開設要項案は、以下の通りである。大学教育委員会で審議の結果、承認され、平成17年度から実施されている。

学内開放科目開設要項（案）

（趣旨）

この要項は、学部の枠を超えた横断的教育を実施し学生の履修機会の拡大を図るために学部の専門教育科目を他学部の専門教育科目又は他学部の教養教育科目として開放する授業科目（以下「学内開放科目」という。）に関する必要な事項を定めるものとする。

（学内開放科目の認定）

学部は、当該学部で開講される専門教育科目の中から学内開放科目を指定することができるものとする。また、学部は、当該学部で開講する学内開放科目の履修者等を必要に応じて制限することができるものとする。

2 学部は、他学部が指定する学内開放科目を当該学部が開講する専門教育科目として認定することができるものとする。

3 教養教育運営機構（以下「機構」という。）は、前項により認定された学内開放科目を除き、学部が指定する学内開放科目を機構が開講する教養教育科目として認定することができるものとする。

（学内開放科目の開設校時）

学内開放科目については、教養教育運営機構主題科目開設要項に定める開設校時に関する制限を適用しないものとする。

（履修制限）

学内開放科目を指定した学部の学生は、指定された当該科目を学内開放科目として履修することができないものとする。

（連絡調整）

大学教育委員会は、学内開放科目に関する学部間（機構を含む）の連絡調整を行うものとする。

（学内開放科目の届出）

学部又は機構の長は、学内開放科目を開設する場合、別紙様式により大学教育委員会に届け出るものとする。

（雑則）

この要項に定めるもののほか、学内開放科目の実施に関し必要な事項は、大学教育委員会の委員長が定める。

附 則

1 この要項は、平成17年4月1日から施行する。

- 2 当分の間、第2条第3項の学内開放科目は、主題科目に限る。
- 3 第2条第3項の科目数は、教養教育運営機構主題科目開設要項に定める各部会が開設すべき科目数に算入しないものとする。
- 4 学内共同教育研究施設で行う学内開放科目についても、この要項を準用する。

6. 英語教育の充実

非常勤講師が削減され、外国語科目は大きな打撃を受けたが、その一方で、学長の発案により、ネイティブスピーカーの英語教員を採用し、英語教育の充実が図られることになった。教務委員会では、以下のような時間割を検討し、各学部と協議し、円滑に実施できるように努力した。

平成17年度の終わりに、留学生センターにネイティブスピーカーの英語教員3名が採用され、平成18年度から授業が実施されている。平成18年度には、さらに2名を追加することになっている。

ネイティブスピーカーの教養英語の時間割（案）

平成18年度から、ネイティブスピーカーによる英語の授業が開講される予定です。その際、内容及びレベルに応じて複数のクラスを併設することが検討されています。そこで、これらのクラスについて、全ての学部学科に対して履修機会を保障できる時間割が作成できるかどうか検討する必要があります。以下の案について、ご意見を伺います。

- 1 .ネイティブスピーカーによる英語教育のために、各学部は1年生の前後期の時間割を以下の表にしたがって空ける。

	前期	後期
文化教育学部	月5	月5
経済学部	火5	火5
医学部	水5	水5
農学部	木5	木5
理工学部 A (数理、物理、知能、機能物質)	金4	金4
理工学部 B (機械、電気電子、都市)	金5	金5

- 2 .複数のクラスが同一校時に開講される場合は、内容またはレベルに応じてクラス編成することができる。

3. 各学部のカラス数は以下の表の通りとする。

ネイティブスピーカー教員数 5 名の場合

	入学定員	開講校時	前期カラス数	後期カラス数
文化教育学部	240	月 5	5	5
経済学部	275	火 5	5	5
医学部	155	水 5	3	3
農学部	145	木 5	3	3
理工学部 A (数理、物理、知能、機能物質)	220	金 4	4	4
理工学部 B (機械、電気電子、都市)	270	金 5	5	5

ネイティブスピーカー教員数 4 名の場合

	入学定員	開講校時	前期カラス数	後期カラス数
文化教育学部	240	月 5	4	3
経済学部	275	火 5	4	4
医学部	155	水 5	3	2
農学部	145	木 5	3	2
理工学部 A (数理、物理、知能、機能物質)	220	金 4	4	3
理工学部 B (機械、電気電子、都市)	270	金 5	4	4

ネイティブスピーカー教員数 3 名の場合

	入学定員	開講校時	前期カラス数	後期カラス数
文化教育学部	240	月 5	3	3
経済学部	275	火 5	3	3
医学部	155	水 5	2	2
農学部	145	木 5	2	1
理工学部 A (数理、物理、知能、機能物質)	220	金 4	3	2
理工学部 B (機械、電気電子、都市)	270	金 5	3	3

平成16年度 議事録

- 第1回 平成17年4月22日(金)
- 第2回 平成16年4月23日(金)
- 第3回 平成16年5月14日(金)
- 第4回 平成16年6月18日(金)
- 第5回 平成16年7月23日(金)
- 第6回 平成16年8月27日(金)
- 第7回 平成16年9月14日(金)
- 第8回 平成16年10月22日(金)
- 第9回 平成16年11月19日(金)
- 第10回 平成16年12月17日(金)
- 第11回 平成17年1月21日(金)
- 第12回 平成17年2月18日(金)
- 第13回 平成17年3月18日(金)

第1回

審議事項

大学教育委員会委員(任期2年)の選出について

従前の選出方法(3グループから1名を選出)に習って委員を選出することにして、

第1グループ(第1~第4部会)から小西委員(第4部会)を、第3グループ(第7~第10部会)から辻委員(第7部会)を選出した。

2. 分野登録制度の改正(案)について

資料に基づき、

分野登録以前に修得した単位の取扱い

特定主題分野制度

特定主題分野「地域と環境」の開設

について議論し、継続審議とした。

3. その他

時間割の変更について

資料により説明の後事後承認したが、変更の手続きについては今後の検討課題とした。

諸泉委員(第2部会)から

前学期集中の「中東の歴史と社会」を後学期集中に変更する申し出があり、承認した。

定例委員会の開催日時について

後日、各委員の都合を照会して決めることとした。

第 2 回

審議事項

1. 第 1 回教務委員会の議事録について

1 - 1 大学教育委員の差し替えについて

小西委員から上瀧委員に差し替える。

2. 議事録の作成について

当面は、委員長が作成し、会議終了時に委員の確認を求める。

3. 海外語学研修プログラムにおける教養教育科目（外国語科目）の単位認定要項承認した。

4. 時間割の作成・変更に関する申し合わせ

資料に基づき、修正の上承認した。

5. 「環境と生命」の時間・期間の指定について

水曜日 1 校時の指定をはずし、期間を定めて開講する。

6. 分野登録制度の改正について（継続審議）

審議せず。

7. 外国語教育体制の検討

委員長から状況の説明があった。

8. 部会所属の手続きについて

継続審議とする。ただし、当面は全学部について従来の手続きを踏襲する。

9. 海外研修外国語（ドイツ語）プログラムの単位認定について

資料に基づいて審議し、承認した。

報告事項

1. 教務関係の規程等の確認

2. 海外研修外国語（ドイツ語）プログラム参加届について

第 3 回

審議事項

1. 外国語能力試験の単位認定について

資料 1 に基づき審議し、認定した。

2. 特別聴講学生の教養教育科目履修願（平成 16 年度前学期分）について

資料 2 に基づき審議し、承認した。

3. 教員の所属部会について

資料 6 に基づき、三好講師については第 3 部会所属が適当であると判断した。

4．部会所属に関する内規について

委員長提案を一部修正の上、協議会に提案することになった。

5．分野登録制度の改正について

委員長提案について審議し、A案（施行日以降に入学した学生から適用する）を協議会に提案することになった。

6．中期計画・中期目標の年度計画について

委員長に作成を依頼し、協議会で審議することにした。

7．リメディアル教育等について

今後、委員会等を設置して検討を進めることにした。

8．その他

報告事項

1．平成16年度九州地区国立大学間合宿共同授業について（実施計画のお知らせ）

2．主題科目の教室割り振りについて

第4回

審議事項

1．前学期定期試験補助監督者の推薦依頼について

資料1に基づいて審議し、了承した。

2．入学前の既修得単位の認定のための審査について

資料2に基づいて審議し、一部修正の上、了承した。

3．非常勤講師の変更について

資料3に基づいて審議し、了承した。

選考委員会の設置を了承した。

4．時間割の作成及び変更に関する申合せについて

開講前確認書の様式

開講前確認書提出対象教員を主題科目に制限する件

資料4に基づいて審議し、了承した。

5．教員の所属部会について

資料6 1に基づき審議し、勝亦氏には再提出を求め、他は所属部会を決定した。

村山氏と梶間氏については、第2希望の部会所属とした。

6．担当教員（情報処理部会）の交代

資料6 2に基づき、情報基礎概論の担当教員の変更を審議し、承認した。

7．海外語学研修の資格認定申請について

資料6 - 3に基づき審議し、承認した。

8．英語の教育実施体制および非常勤講師削減について

外国語部会で検討することになった。

9．教養教育科目の非常勤講師削減について

各部会で検討することになった。

10．看護学科から機構への要望事項について

委員長から、要望にそうとできないと報告があり、承認した。

11．履修細則の一括改正について

年度末に一括して改正することにした。

報告事項

教務専門委員会報告

主題分野登録について

教員の教育負担について

リメディアル教育について

GPA導入について

第5回

審議事項

1．教員の所属部会について

資料に基づき審議し、全員第1希望の所属とした。

2．非常勤講師の削減について

各部会からの報告があり、承認した。

3．リメディアル教育導入案

委員長提案を教務委員会の案として各学部へ提案することにした。

4．その他

(1) 後期「古代東アジアと日本の成立2」と「アジアの理解をめぐって2」の開講を取りやめるとの第2部会からの申し出があり、了承した。

(2) 後期「有明海湾岸低平地における諸問題」の開講を取りやめるとの第7部会からの申し出があり、了承した。

報告事項

第4回教務専門委員会(6月28日)

第3回大学教育委員会(7月9日)

学則改正

非常勤講師削減

第1回合同会議(7月12日)

その他

第6回

審議事項

1. 追試験願いについて
全員承認した。
2. 科目等履修生願について
承認した。
3. 後期主題科目取りやめについて
担当教員の病気のためやむをえないと判断した。
4. 部分充用非常勤講師について
部分充用非常勤講師を含めて、平成17年度の削減計画の枠内で任用する。

3. 教養教育の実施体制の見直しについて

報告事項

第2回合同会議報告(7月30日)

履修登録のミスの取り扱い

第7回

審議事項

1. 平成17年度開講科目の確認について
各部会で次回までに検討することになった。
2. 平成17年度履修の手引き(案)について
各部会で検討することになった。
3. GPAの導入について
全科目100点満点で成績を報告するという案について議論した。全学で統一する場合には、それに対応することにした。
4. 学内開放科目について
資料4-2の案を教務専門委員会に提案することになった。
5. 教員の部会所属について
泉助教(保留)以外は第1希望の所属とした。
6. 担当教員の交替について
病気のため広瀬講師の授業を浅岡教授に交替することになった。
7. 大学以外の施設等における学修の教養教育科目単位認定要領について
申請時期を「原則として学期始めとする」に改正する。

8. 第5部会の1科目の開講の取りやめについて
承認した。

報告事項

第5回教務専門委員会報告（9月3日）

第8回

審議事項

1. 平成17年度開講科目の確認について
一部未回答または開講数の不足している部会があるが、次回協議会までに回答し、協議会で審議をお願いすることにした。
2. 教員の所属部会について
全員第1希望の部会に所属することを了承した。
富永助教授が第10部会から第5部会に所属を変更することを了承した。
3. 教養教育科目履修規程改正案
改正案を了承した。
4. 教養教育科目履修細則一部改正案
改正案を了承した。
5. 学内開放科目開設要項案
修正案を承認した。
6. 外国語能力試験の単位認定審査について
資料に基づき審査し、承認した。
7. 九州地区国立大学間合宿共同授業の講師の推薦について
当面は、第7部会をのぞくローテーションとする。
8. 入学前の既修得単位の認定に伴う審査について
資料に基づき審査し、承認した。
9. その他
 - 1) 授業担当教員の変更等について
第6部会（加藤）担当教官の変更、開講の変更
承認した。
 - 2) 定例委員会の日程について
従来通りとする。

報告事項

第6回教務専門委員会報告（9月24日）

第9回

審議事項

1. 教員の所属部会について

全員、第1希望の部会所属とする。

2. 平成17年度開講科目について

一部修正の上、承認した。

3. 平成17年度版「履修の手引き」の原稿について

一部修正の上承認したが、さらに訂正がある場合は連絡することにした。

4. 平成17年度非常勤講師について

新規任用について（選考委員会の設置）

選考委員会を設置することとし、委員の人選は第8部会に一任した。

5. 任用計画について

原案通り承認した。

6. 履修規程、細則の改正について

規程に附則を追加する件

履修規程にも、附則を追加し、平成16年度以前に入学した者には、改正前の規程を適用することとする。

7. 授業科目名等の変更

一部修正の上、承認した。

8. 年度計画の実施について（各部会検討内容報告）

各部会から検討の状況の報告があった。

9. 外国語科目の履修希望者数について

希望者数と開講数の不均衡について第8部会に検討を依頼した。

10. JABEEに関する理工学部からの要望について

関係者で議論を進めることになった。

11. 成績報告を100点満点とする件について

大学教育委員会で100点満点に統一することになったので、教養教育科目についても対応することになった。

12. 提供授業について

佐賀県、同窓会からの提供授業について

13. 提供授業開設要項案

教養教育の理念との整合性、導入する積極的理由があるのかなどの疑問点が指摘された。

14. その他

（1）第2部会で予定している総合型科目（田村教授代表）を、第1、第3分野の総合型科目としても認定することになった。

(2) 第3部会から、主題科目200コマの削減が提案されたが、継続審議とした。

報告事項

第5回大学教育委員会報告(11月11日)

GPAについて(成績報告の共通化)

学内開放科目開設要項案

オンラインシラバス

「とんぼの目」の整備によってオンラインシラバスを充実する。

第10回

審議事項

1. 教員の所属部会について

第1希望通り認めた。

2. 平成17年度開講科目(主題科目)について(追加分)

第6分野の1科目削除と1科目追加を承認した。

3. 平成17年度版「履修の手引」の原稿について

開講予定一覧について承認した。

追加された授業科目は、入学年次にかかわらず履修できるものとする。

内容によって重複して履修することが望ましくない場合は、履修しないように指導するものとする。

4. 後学期定期試験における補助監督者及び予備監督者の推薦について

原案通り承認した。

5. 海外語学研修プログラムにおける単位の認定について

全員認定することが適当であると判断した。

6. 主題科目開設要項の改正について

承認した。

7. その他

報告事項

第8回教務専門委員会報告(11月25日)

学内開放科目開設要項案

2. 第6回大学教育委員会報告(12月16日)

第 1 1 回

審議事項

1. 教員の所属部会について

届け出のあった 1 名について、第 1 希望の部会に所属することとした。

2. 非常勤講師の新規任用について

(1) 第 1 部会から教員選考委員会の設置の申し出があり、承認した。

(2) 第 8 部会から朝鮮語担当教員の教員選考委員会の設置の申し出があり、承認した。

(3) 第 3 部会から教員選考委員会の設置の申し出があり、承認した。

それ以外の選考委員会の設置が不要な非常勤講師については、採用を承認した。

3. 平成 1 7 年度開講科目 (主題科目) について (追加分)

第 1 分野および第 4 分野の授業科目の追加を承認した。

4. 教養教育科目の読み替え (案) 作成について

内容の重複する科目について履修制限する案について承認した。

5. その他

報告事項

第 9 回教務専門委員会報告 (1 2 月 2 7 日)

第 7 回大学教育委員会報告 (1 月 2 0 日)

第 1 回ネット授業推進委員会報告 (1 月 1 8 日)

履修細則改正の通知について

第 1 2 回

審議事項

1. 外国語能力試験の単位認定審査について

承認した。

2. 平成 1 7 年度開講科目 (主題科目) の追加について

承認した。

ただし、総合型授業科目の開講形態について複数の分野の教員による担当が必要条件なのかどうかという点で疑義が出された。

3. 集中講義の開講について

ドイツ語の授業 (吉中教授) について、集中講義の形態で実施するとの報告があった。

4. 外国語科目の読み替えについて

外国語部会の提案を承認したが、施行時期については、混乱がないように修正することとした。

5. 大学以外の教育施設における学修の教養教育科目

(外国語科目)単位認定要項の改正について
履修規程等の改正に伴う要項の整備を承認した。

6. 追試験願について

承認した。

7. 非常勤講師の新規任用について

承認した。

8. その他

卒業にかかわる単位認定等の審議(事後承認)について

特に問題が無い案件については、教務委員会および協議会は事後承認でよいこととした。

年度計画報告案について

一部修正の上、承認した。

報 告

1. 平成17年度前学期主題科目受講希望登録(結果)について

2. 第10回教務専門委員会報告(1月27日)

3. 第1回大学教育委員会検討作業部会報告(2月3日)

4. 第2回大学教育委員会検討作業部会報告(2月18日)

第13回

審議事項

1. 教員の所属部会について

第1希望の第4部会所属とした。

2. 科目等履修生願について

承認した。

3. 追試験願について

承認した。

4. 教務関係内規の改正について(2件)

1) 海外語学研修プログラムにおける教養教育科目(外国語科目)の認定要項の一部改正について
原案を承認した。

2) 教養教育科目に相当する入学前の既修得単位等の認定のための審査内規の一部改正について
原案を承認した。

5. その他

(1) GPA対象科目について

特に意見はなかった。

報 告

1. 第11回教務専門委員会報告(2月24日)
2. 第12回教務専門委員会報告(3月17日)
3. 第8回大学教育委員会報告(3月1日)
4. 第3回英語教育検討作業部会(3月11日)
5. 外国語能力試験の単位認定について

事後承認。

平成17年度 議事録

- 第1回 平成17年4月22日(金)
- 第2回 平成17年5月20日(金)
- 第3回 平成17年6月17日(金)
- 第4回 平成17年7月22日(金)
- 第5回 平成17年9月16日(金)
- 第6回 平成17年10月21日(金)
- 第7回 平成17年11月18日(金)
- 第8回 平成17年12月16日(金)
- 第9回 平成18年1月13日(金)
- 第10回 平成18年2月17日(金)

第1回

審議事項

1. 教員の所属部会について

3名(澤島、大石、速水)を除いて第1希望所属とした。

3名については、第2希望の部会に所属を打診することにした。

(補足:3名から了解が得られた。)

2. 委員会の開催予定について

原則として協議会開催前の週の金曜日の13時半から委員会を開催する。

3. その他

第6分野で授業科目「チャレンジ・ベンチャービジネス」の追加の提案があり、承認した。

報 告

- (1) 前学期の主題科目の受講許可について
- (2) 外国語部会の非常勤講師の追加について
- (3) 平成 17 年度の年度計画について

第 2 回

審議事項

1 . 教員の所属部会について

第 1 希望通り承認した。

2 . 外国語能力試験の単位認定について

原案通り承認した。

3 . 教養教育科目に相当する入学前の既修得単位等の認定のための審査内規の一部改正について

資料に基づき、審査内規(案)を審議し、承認した。

4 . 入学前の既修得単位の認定について

原案通り承認した。(一部事後承認あり)

医学部に対して、学士入学の学生について、既修得単位の認定について簡素化を検討するように依頼することにした。

報告

- (1) 理工学部物理科学科の大学入門科目の読替について
- (2) 授業欠席者の報告について
- (3) 教務専門委員会報告
- (4) 高大連携教養教育科目について

第 3 回

審議事項

1 . 教員の所属部会について 資料 1

第 1 希望通り承認した。

2 . 前学期定期試験の補助監督者・予備監督者について資料 2

原案通り承認した。

3 . 分野別主題科目の開講数の基準(案)について 資料 3

原案通り承認した。

4．平成18年度の共通基礎教育科目時間割枠の確認について 資料4

原則として今年度通りとするが、各部会で再確認することにした。

5．入学前の既修得単位の審査内規の改正について 資料5

原案通り承認した。

6．学内開放科目の主題科目認定（各部会に検討依頼）資料6

各部会で検討することになった。

7．GPAの導入について（教務専門委員会から）資料7

特に異論はなかった。

8．高大連携科目について（教務専門委員会から）資料8

特に異論はなかった。

9．科目等履修生規程の改正について（教務専門委員会から）資料9

特に異論はなかった。

10．英語教育の在り方について（検討作業部会から）資料10

特に異論はなかった。

（報告）

1．大学教育委員会の報告

（1）平成18年度の教養教育実施の方針の確認

（2）英語教育に関する事

（3）認証評価について

2．前学期の主題科目履修登録状況等について 資料 報1

第4回

審議事項

1．非常勤講師の変更及び授業科目の時間割変更について 資料1

承認した。

2．GPAの取り扱いについて 資料2

承認した。

3．その他

（1）学内開放科目の認定について（各部会から報告）

一部追加修正し承認した。

（報告）

1．大学教育委員会報告 資料3

教養英語の充実について

2. 教務専門委員会報告 資料4～8

(1) GPA 導入案

(2) リメディアル教育の導入

(3) 教科書指定の規程について

(4) 高大連携科目について

(5) 科目等履修生規程の改正について

3. 平成18年度共通基礎教育科目の時間割編成について 資料9

4. 理工学部都市工学科の初修外国語の単位数の削減について

第5回

審議事項

1) 教員の所属部会について 資料1

全員第1希望通り承認した。

2) 科目等履修生願について 資料2

承認した。

3) 年度計画の実施について 資料3

一部修正の上、承認した。

4) 初年次教育部会の設置について 資料4

大学入門科目は学部が責任を持っており、機構に部会を置く必要性は薄いのではないか、など種々の意見があった。さらに企画委員会で検討を行うことにした。

5) 履修登録変更の特例について 資料5

承認した。

6) 平成18年度開講科目の確認について 資料6

第2部会については、規定数に達するように開講数を増やすように要請することにした。

7) 平成18年度履修の手引(案)について 資料7

日程等を確認し、承認した。

8) その他

理事に就任予定者の開講取りやめを承認した。

(報告)

1) 英語教育の充実について 部会(9月9日)報告

2) 第4回教務専門委員会(9月9日)報告 資料8

3) 後学期の主題科目受講希望等状況調べについて 資料9

4) 次年度の九州地区国立大学間合宿共同授業(当番校)について 資料10

5)「時間割の作成および変更に関する申し合わせ」の運用について 資料 1 1

第 6 回

審議事項

1. 教員の所属部会について 資料 1

第 1 希望通り承認した。

2. 平成 18 年度開講科目の確認について 資料 2

各部会とも最少開講数を超えているので、承認した。

3. 外国語能力試験の単位認定について 資料 3

承認した。

4. 受講許可の取り扱いについて 資料 4

本年度後期の方法を継続することになった。

5. 学内開放科目の充実について 資料 5

拡充の方向で努力する。

6. 初年次教育部会の設置について

10 月 7 日(金)企画委員会で、「部会設置を目指して努力する。」という方針を採ることになったが、正会員が得られない場合は、委員会形式を検討する。

7. 主題科目の少人数クラスの開設について

以下の方法を検討する。

(1) 所属教員数が比較的多い部会で、最少開講数のクラスを開講した上で、少人数クラスを開講することを検討する。

(2) 履修者数が 10 名以下のクラスでは、開講後に授業のやり方を少人数授業形式に変える。

8. 「地域と文明」の拡充について

有明海プロジェクト、地域学プロジェクトへの協力要請

9. 外国語自習環境の整備について

LL の設備更新に取り組む。

10. TA の活動状況調査とマニュアルの策定について

(1) TA の活動状況調査を FD 委員会に依頼する。

(2) マニュアルの作成の検討を FD 委員会に依頼する。

11. その他

第 2 部会の非常勤講師の変更に伴い、新規教員の選考委員会設置を了承した。

(報告)

1) 英語教育の充実について 部会(10 月 21 日)報告

2) 医学部における学生アンケートについて 資料 6

追加受講許可の際に、鍋島地区でも登録できることを周知する。

第7回

(審議)

1) 教員の所属部会について

第一希望に所属することとした。

2) 平成18年度非常勤講師任用計画(案)について

原案通り承認した。

3) 新規任用予定の講師選考委員会の設置について

第2部会で渡辺智明氏の選考委員会の設置の提案があり、承認した。

第3部会で玉屋明広氏の選考委員会の設置の提案があり、承認した。

4) 平成18年度主題科目開講予定の修正について

承認した。

5) 外国語能力試験の単位認定について

承認した。

6) 海外語学研修プログラムにおける外国語科目の単位認定について

承認した。

7) 「履修登録の変更の特例に関する申合せ」の取り扱い(案)について

原案通り承認した。

8) 初年次教育部会の設置について

種々反対意見はあったが、当面、部会設置の可能性を追求することは承認した。

9) 英語の時間割(案)について

承認した。

10) その他

・平成19年度主題科目開講予定について

次回に回した。

・履修者数が10名以下のクラスを少人数クラスとした件

・「地域と文明」の拡充について 有明海プロジェクト、地域学プロジェクトへの協力要請

・教務専門委員会報告(10月28日)

・大学教育委員会報告(11月4日)

・GP推進委員会(11月14日)

第8回

(審議)

1) 教員の所属部会について

2名とも、第1希望の部会所属とした。

2)平成18年度主題科目開講予定一覧について(修正)

承認した。

3)平成18年度版「履修の手引」の原稿について

一部修正して、次回審議することにした。

4)後学期定期試験における補助監督者及び予備監督者の推薦について

原案通り承認した。

5)その他

・平成18年度(前学期・後学期)主題科目時間割(案)について

開講校時の偏りの是正に向けて努力することにした。

(報告)

・企画委員会報告

初年次教育部会設置の延期とリメディアル教育の実施について

年度計画進捗状況報告について

・「地域と文明」の拡充について 有明海プロジェクト、地域学プロジェクトへの協力要請

第9回

(審議)

1.教員の所属部会について・・・・・・・・・・・・・資料1

第1希望通りの所属とした。

2.平成18年度版「履修の手引」の原稿について・・・・・・・・・・・・・資料2

承認した。(追加資料あり)

3.九州地区国立大学間合宿共同授業実施要項(案)について・・・・・・・・・・・・・資料3

承認した。

4.主題科目開設要項の改正について・・・・・・・・・・・・・資料4

修正の上、承認した。

5.その他

(報告)

1 平成18年度主題科目時間割(案)について・・・・・・・・・・・・・資料5

2 教務専門委員会報告(12月22日)・・・・・・・・・・・・・資料6

3 大学教育委員会報告(1月12日)

第10回

(審議)

1. 教員の所属部会について 資料1
第1希望通り承認。
2. . 佐賀大学教養教育科目履修細則の一部改正について 資料2
承認した。
3. 追試験願について 資料3
6名について認めた。
4. 大学以外の教育施設等における学修の教養教育科目 資料4
(外国語科目)単位認定要項の一部改正について
外国語部会で再検討するように依頼した。
5. 学内開放科目の認定について 資料5
一部修正の上承認した。追加については委員長に一任した。
6. 成績評価指針案について 資料6
特に異論はなかった。
7. 年度計画進捗状況(教務関係)について 資料7
一部修正の上承認した。その後の修正については委員長に一任した。
8. その他
第2部会の授業科目の取りやめの申し出があった。(担当教員の転出ため。)第2部会には、後期に補充の努力を依頼した。

(報告)

- 1) 合宿共同授業(2月6日、15日)
- 2) 教務専門委員会(1月27日)資料8
- 3) 認証評価(1月24日、30日)
- 4) 学部間共同授業 資料9
- 5) 英語 AE のクラス編成の方針

引き継ぎ事項

平成 16～17 年度教務委員長
遠藤 隆

1. 学内開放科目

毎年度、各学部が他学部学生に開放する学内開放科目のリストの中から、主題科目として認定できるものを各部会で検討してもらおう。(担当教員の所属する部会の主題科目とすることが通例である。)

経済学部の協力を得ることが課題。

2. 合宿共同授業

教務委員長は、合宿共同授業実施委員会の委員となる。

3. 主題科目

(1) 毎年、主題科目の必要数を確保するためには、各部会に対する働きかけが必要である。年度途中で退職や休職などで開講できなくなる科目もあるので、少し多めに開講しておく必要がある。

(2) 医学部に対しては、QOL をテーマとする分野の創設を打診している。医学部を中心とする分野(部会)を立ち上げることが課題。(医学部でも検討中)

4. 初年次教育

(1) 現在、リメディアル教育については、機構が実施組織となっており、英語と物理が実施されている。数学などその他の科目への拡大が課題。

(2) 大学入門科目についても年度計画などで見直しが要求されている。

(3) 大学入門科目は GPA 非対象科目となっているが、結論は出ていない。

5. 学外開放科目

高大連携や地域貢献の観点から、教養教育科目の学外開放が課題となっている。

ネット授業を利用して、高校生を科目等履修生として受け入れることを検討。

6. 外国語教育

(1) 英語教育については、留学生センター英語教育部門との連携が必要であるが、組織的な対応ができる仕組みはないので、非公式に交渉するしかない。機構からは、留学生センター運営委員会に機構からの委員を参加させるように要請している。

(2) 非常勤講師削減などによって、外国語教育が弱体化している。外国語教育全般を見直す時期に来ている。

7. 部会間不均衡

部会によって教員の負担の格差が大きく不満があるが、根本的な解決方法は見つからない。

8. 教員不足

退職者不補充などにより、分野によっては担当教員の不足が懸念されている。特に必要性が高い分野については、学部に対して補充を求めることになっているので、学部人事について早めに情報を収集する必要がある。

9. 教務関係の規程等の整備、記録の保存

様々な規程、細則、内規、申し合わせ、慣例などを体系化し整備する。
認証評価の準備も必要なので、議事録、実施報告書などを保存する。
平成 18 年度は、外部評価を受ける予定。

10. 議事の簡素化

ルールが決まっており事務的に処理できるものは、協議会での審議を省略する。
(過去の審議事項を整理し、協議会審議の必要なものとそうでないものを分類する。)

年度計画(素案段階)

- 002 学内開放科目、専門科目との連携強化、実践的教育システムの発展、キャリア教育、少人数教育拡大
- 003 主題科目の量的・質的改善、2キャンパス化の問題
- 004 大学入門科目、「地域と文明」の充実、知的財産リテラシー教育
- 005 「地域と文明」における地域の人材の活用
- 006 実践的英語教育の充実、アジア系外国語教育の充実
- 007 高大連携、リメディアル教育、キャリア教育
- 041 留学生を TA として活用

添付資料

教養教育運営機構運営規則

教養教育運営機構教務委員会内規

教養教育運営機構所属部会に関する申し合わせ

非常勤講師候補者選考内規

教養教育運営機構主題科目開設要項

分野別主題科目の開講数の基準

日本事情開講要項

共通基礎教育科目時間割編成手順

時間割の作成及び変更に関する申し合わせ

「時間割の作成及び変更に関する申し合わせ」の運用について

定期試験における不正行為の取扱いに関する内規

教養教育科目に係る定期試験における補助監督者等について

教養教育科目の追試験及び再試験に関する申し合わせ

定期学生大会開催に伴う休講措置に関する内規

教養教育科目に相当する入学前の既修得単位等の認定のための審査内規

海外語学研修プログラムにおける教養教育科目（外国語科目）の単位認定要項

大学以外の教育施設等における学修の教養教育科目（外国語科目）単位認定要項

教養教育運営機構

広報委員会活動等実績報告書

評価対象期間： 平成16年4月1日～平成18年3月31日

提出： 平成18年7月26日

委員会等の名称： 広報委員会

回答者： 広報委員会委員長

氏名： 奥村 浩（教養教育運営機構副機構長）

委員会の種類：

教養教育運営機構協議会が設置する委員会

1 . 委員会の概要

(1) 委員会等の名称

広報委員会

(2) 委員会の設置

佐賀大学教養教育運営機構（以後、「機構」と呼ぶ）運営規程第 3 条に基づき、機構の広報に関する重要事項を調査検討するために、協議会が設置した。

(3) 委員の選出

機構広報委員会内規第 3 条に基づき、各部会から委員各 1 名を選出する。

(4) 委員長等の選出

委員会に委員長を置いている。委員長は、機構広報委員会内規第 4 条に基づき、委員の互選によって選出している。

2 . 委員会と上級機関との関係

委員会は、協議会の定めた事項及び関連する事項について調査検討し、協議会に報告する。また、必要に応じて、協議会に提言することがある。

3 . 関係者のニーズの把握

委員会は、各部会の委員を通じて、教員の意見を集約している。

4 . 関連規程の整備

委員会の業務に関連する規程

教養教育運営機構運営規程（資料4・1）

教養教育運営機構広報委員会内規（資料4・2）

5．管理運営に必要な情報

（1）情報の収集

各委員は、機構の広報に関する部会の現状を把握し、委員会に報告する。

（2）情報の共有

委員は、委員会の議論で得た情報を各部会に持ち帰り、情報の共有に努めている。

委員会は、議事録を作成し、委員の閲覧に供するとともに、議事要旨を電子メールで機構教員全員に配信している。

6．自己点検・評価

（1）自己点検・評価の体制

委員長を中心に、委員会の自己点検・評価を行っている。

（2）自己点検・評価の実施状況

委員会は、平成18年度に平成16、17年度分の自己点検・評価を行い、委員会活動実績報告書を作成した。

（3）自己点検・評価結果の公開

自己点検・評価の結果は、平成18年7月に委員会活動実績報告書を機構長に提出した。

（4）改善事例

教養教育運営機構協議会の議事録を、従来の印刷媒体ではなく、省資源化、および利便性の向上のため、インターネット・ブラウザで閲覧可能な形への改善を行った。また、機

構の活動内容を周知するための機構 WEB ページの継続的改善を行っていた。

7 . 各種委員会等の活動実績

(1) 委員名簿 (役職は、着任当時のものである)

平成 1 6、1 7 年度委員

委員長：教授 富田義典

第 1 部会：教授 前村 晃

第 2 部会：助教授 針貝 邦生

第 3 部会：助教授 松尾 陽好

第 4 部会：教授 生馬 寛信

第 5 部会：助教授 世波 敏嗣

第 6 部会：教授 渡辺 桂吾

第 7 部会：教授 酒見 隆信

第 8 部会：教授 池田 豊子

第 9 部会：講師 木道 圭子

第 1 0 部会：助教授 羽石 寛志

(2) 特筆すべき活動

平成 1 6 年度

- (A) 委員会の開催：平成 16 年 4 月、11 月 12 日、17 年 2 月 9 日、電子メール会議
- (B) WEB ベースのニュース配信：教養教育運営機構協議会の議事内容をわかりやすくして、機構 WEB ページ上で公開した。
- (C) 広報誌の発行；「教養教育運営機構広報誌 Vol.2」を発行した。

平成 1 7 年度

- (A) 委員会の開催：平成 17 年 4 月 25 日、11 月 22 日、18 年 1 月 30 日、電子メール会議
- (B) WEB ベースのニュース配信：教養教育運営機構協議会の議事内容をわかりやすくして、機構 WEB ページ上で公開した。
- (C) 広報誌の発行；「教養教育運営機構広報誌 Vol.3」を発行した。

佐賀大学教養教育運営機構運営規程

(平成18年3月22日制定)

(趣旨)

第1条 佐賀大学教養教育運営機構(以下「機構」という。)の運営に関し必要な事項は、佐賀大学教養教育運営機構規則(平成16年4月1日制定。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(副機構長)

第2条 機構長補佐として指名された副機構長は、規則第15条第3項に定める副機構長とし、機構長に事故あるときは、機構長の職務を代行する。

2 機構長補佐以外の副機構長は、次条に定める教務委員会及び広報委員会の委員長とする。

(運営委員会等)

第3条 機構に、規則第17条の規定に基づき、次の各番号に掲げる委員会(以下「運営委員会等」という。)を置く。

(1) 運営委員会

(2) 企画委員会

(3) 教務委員会

(4) 広報委員会

(5) ファカルティ・デイベロップメント委員会

(6) 評価委員会

2 運営委員会等に関する事項は、別に定める。

(補助組織)

第4条 機構長は、機構長の職務を助けるため、補助組織を置くことができる。

2 補助組織に関する事項は、別に定める。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、機構の運営に関し必要な事項については、協議会の議を経て、機構長が定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

参 考

名 称	委 員 長	副 委 員 長 (は委員長代行)	委 員
運営委員会	機構長	機構長補佐	正副機構長, 部会長, 高等教育 開発センターから1人
企画委員会	機構長	機構長補佐	正副機構長
教務委員会	互選(副機構長)		各部会から1人
広報委員会	互選(副機構長)		各部会から1人
F D委員会	機構長	副機構長(広報)	各部会から1人
評価委員会	機構長	機構長補佐	正副機構長, 部会長

佐賀大学教養教育運営機構広報委員会内規

(平成16年4月1日制定)

(設置)

第1条 佐賀大学教養教育運営機構(以下「機構」という。)に、教養教育運営機構運営規程(平成18年3月22日制定)第3条の規定に基づき、広報委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、機構の広報に関する重要な事項について審議する。

(組織)

第3条 委員会は、各部会から選出された委員各1人をもって組織する。

(委員長)

第4条 委員長は、委員の互選によって定める。

2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長が指名した者が、その職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き、議決をすることはできない。

2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(代理人の出席)

第6条 委員会は、委員が委員会に出席できない事情が生じた場合には、当該委員が所属する部会等からの代理人の出席を認めることができる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席者を求め、その意見を聴くことができる。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月22日改正)

この内規は、平成18年4月1日から施行する。

添付資料

- 1 . 教養教育ニュース WEB 配信版ハードコピー
- 2 . 教養教育運営機構広報誌 Vol.2
- 3 . 教養教育運営機構広報誌 Vol.3

教養教育運営機構
ファカルティ・ディベロップメント委員会
活動等実績報告書

評価対象期間： 平成16年4月1日～平成18年3月31日

提出： 平成18年7月26日

委員会等の名称： ファカルティ・ディベロップメント委員会

回答者： ファカルティ・ディベロップメント委員会委員長
氏名： 江崎利昭（教養教育運営機構長）

委員会の種類：

教養教育運営機構協議会が設置する委員会

1．委員会の概要

(1) 委員会等の名称

ファカルティ・ディベロップメント委員会

(2) 委員会の設置

佐賀大学教養教育運営規程第3条に基づき、教養教育の理念及び目標並びに教育内容及び方法に関する組織的な研究及び研修の円滑な実施を図るために、協議会が設置した。

(3) 委員の選出

ファカルティ・ディベロップメント委員会内規第4条に基づき、協議会の議を経て選出している。

(4) 委員長等の選出

委員会に委員長を置いている。委員長は、ファカルティ・ディベロップメント委員会内規第5条1項に基づき、機構長をもって充てることになっている。委員会に委員長代行を置き、副機構長のうち機構長が指名した者が代行することになっている。

2．委員会と上級機関との関係

委員会は、協議会の定めた事項及び関連する事項について調査検討し、協議会に報告する。また、必要に応じて、協議会に提言することがある。委員会は、委員長その他1名の委員を、大学の大学教育委員会の委員として選出し、大学教育委員会の審議に関わる。

3．関係者のニーズの把握

委員会は、平成17年度に、ティーチング・アシスタントへのニーズや有効利用に関して、教員のアンケート調査を実施し、演習形式の授業においてはとくに有効に活用されていることあるいは有効利用を図るため、授業後に活用報告書の提出を行うことにした。また、委員会は、各部会の委員を通じて、教員の意見を集約している。

4 . 関連規程の整備

委員会の業務に関連する規程

- (1) 教養教育運営機構運営規程 (資料 4 ・ 1)
- (2) 教養教育運営機構ファカルティ・ディベロップメント委員会内規 (資料 4 ・ 2)

5 . 管理運営に必要な情報

(1) 情報の収集

各委員は、FD活動に関する部会の現状を把握し、委員会に報告する。

(2) 情報の共有

委員は、委員会の議論で得た情報を各部会に持ち帰り、情報の共有に努めている。

委員会は、議事録を作成し、委員の閲覧に供するとともに、議事要旨を電子メールで機構教員全員に配信している。

6 . 自己点検・評価

(1) 自己点検・評価の体制

委員長を中心に、委員会の自己点検・評価を行っている。

(2) 自己点検・評価の実施状況

委員会は、平成 1 6、1 7 年度の委員会活動報告書を作成した。

(3) 自己点検・評価結果の公開

委員会は、平成 1 6、1 7 年度活動報告書を機構長に提出した。

(4) 改善事例

ティーチング・アシスタントの有効利用を促進するために、授業後にティーチング・アシスタントの活用報告書の提出を義務づける改善を行った。

7. ファカルティ・ディベロップメント委員会の活動実績

(1) 委員名簿

平成16、17年度委員

江崎利昭(委員長)、富田義典(副委員長)、中村嘉宏(1部会)、永島広紀(2部会)、
田中豊治(3部会)、埴原恒彦(4部会)、真木一(5部会)、荒木宏之(6部会)、
井上敏幸(7部会)、中村朱美(8部会)、原田奈名子(9部会)、三原信一(10部会)

(2) 特筆すべき活動(課題別に記述。必要に応じて資料を添付する。)

平成16年度

公開授業

教養教育運営機構ファカルティ・ディベロップメント講演会

情報処理部会ファカルティ・ディベロップメント講演会

理工学部ファカルティ・ディベロップメント講演会協賛(5・6部会)

情報処理部会のティーチング・アシスタント活動調査

平成17年度

公開授業

教養教育運営機構ファカルティ・ディベロップメント講演会

ティーチング・アシスタント調査

佐賀大学教養教育運営機構運営規程

(平成18年3月22日制定)

(趣旨)

第1条 佐賀大学教養教育運営機構(以下「機構」という。)の運営に関し必要な事項は、佐賀大学教養教育運営機構規則(平成16年4月1日制定。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(副機構長)

第2条 機構長補佐として指名された副機構長は、規則第15条第3項に定める副機構長とし、機構長に事故あるときは、機構長の職務を代行する。

2 機構長補佐以外の副機構長は、次条に定める教務委員会及び広報委員会の委員長とする。

(運営委員会等)

第3条 機構に、規則第17条の規定に基づき、次の各番号に掲げる委員会(以下「運営委員会等」という。)を置く。

(1) 運営委員会

(2) 企画委員会

(3) 教務委員会

(4) 広報委員会

(5) ファカルティ・デイベロップメント委員会

(6) 評価委員会

2 運営委員会等に関する事項は、別に定める。

(補助組織)

第4条 機構長は、機構長の職務を助けるため、補助組織を置くことができる。

2 補助組織に関する事項は、別に定める。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、機構の運営に関し必要な事項については、協議会の議を経て、機構長が定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

参 考

名 称	委 員 長	副 委 員 長 (は委員長代行)	委 員
運営委員会	機構長	機構長補佐	正副機構長, 部会長, 高等教育 開発センターから1人
企画委員会	機構長	機構長補佐	正副機構長
教務委員会	互選(副機構長)		各部会から1人
広報委員会	互選(副機構長)		各部会から1人
F D委員会	機構長	副機構長(広報)	各部会から1人
評価委員会	機構長	機構長補佐	正副機構長, 部会長

佐賀大学教養教育運営機構ファカルティ・デイベロップメント委員会内規

(平成16年4月1日制定)

(設置)

第1条 第1条 佐賀大学教養教育運営機構(以下「機構」という。)に、佐賀大学教養教育運営機構運営規程(平成18年3月22日制定)第3条の規定に基づき、ファカルティ・デイベロップメント委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(目的)

第2条 第2条 委員会は、教養教育の理念及び目標並びに教育内容及び方法に関する組織的な研究及び研修の円滑な実施を図ることを目的とする。

(業務)

第3条 第3条 委員会は、前条に掲げる目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 定期的なファカルティ・デイベロップメント講演会及び研修会等の企画及び実施に関すること。

(2) その他機構のファカルティ・デイベロップメントに関すること。

(組織)

第4条 第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 機構長

(2) 副機構長のうち機構長が指名した者

(3) 各部会から選出された者 各1人

(4) 機構長が指名した者 若干人

2 前項第3号及び第4号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 第1項第3号及び第4号の委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 第5条 委員会に委員長を置き、機構長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、第4条第1項第2号の委員が、その職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第6条 第6条 委員会が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(雑則)

第7条 第7条 この内規に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が別

に定める。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月22日改正）

この内規は、平成18年4月1日から施行する。

添付資料

- 1．平成16年度佐賀大学教養教育運営機構FD委員会の活動報告
- 2．平成17年度佐賀大学教養教育運営機構FD委員会の活動報告

教養教育運営機構

L M運営委員会活動等実績報告書

評価対象期間： 平成16年4月1日～平成18年3月31日

提出： 平成18年7月26日

委員会等の名称： L M運営委員会

回答者： L M運営委員会委員長

氏名： 吉中幸平（高等教育開発センター教授）

委員会の種類：

教養教育運営機構長が設置する委員会

1．委員会の概要

(1) 委員会等の名称

LM運営委員会

(2) 委員会の設置

佐賀大学教養教育運営規程第4条及び教養教育運営機構管理運営補助組織に関する内規第2条に基づき、LM教室の管理運営に関して機構長の職務を助けるため、機構長が設置した。

3．関係者のニーズの把握

自習室での教材やソフトなどの希望が学生側から出れば、対応するようにしている。また、教員に対しても、適宜学生の自習用を主眼とする教材の購入などを問い合わせたりしている。

4．関連規程の整備

教養教育運営機構 管理運営補助組織に関する内規（資料4・1）

教養教育運営機構 LM教室運営要項（資料4・2）

5．管理運営に必要な情報

(1) 情報の収集

特別な活動はしていないが、必要があればそうする体制にはある。

(2) 情報の共有

特別な活動はしていないが、必要があればそうする体制にはある。

6．自己点検・評価

(1) 自己点検・評価の体制

特別な体制なし。

(2) 自己点検・評価の実施状況
これまでのところ実施していない。

(3) 自己点検・評価結果の公開
これまでのところ実施していない。

(4) 改善事例
特になし。

7 . 各種委員会等の活動実績

(1) 委員名簿

平成 1 6 年度委員 外国語部会から：相野 毅、熊本千明、米澤 充（委員長）
情報教育部会から：角 和博、光武雄一
その他の部会から：山本千洋

平成 1 7 年度委員 （ 1 6 年度と同様）

(2) 特筆すべき活動

平成 1 6 年度

(1) 法人化後の L L / L M 教室運営に係る予算が措置されるよう働きかけた（当初予算 2 1 5 万円余が確保された）。

(2) 前年度に引き続いて、耐用年数を越えつつある L L 教室の設備の更新につき、C A L L システム委員会と合同で予算要求を提出した。あわせて、L M 教室の設備についても、旧型パソコンの全面更新の為の予算要求を行なった。

(3) 前年度に C A L L システム委員会と合同で企画した「自習室」が実現した（ 1 6 年 3 月）ので、4 月より学生に向け供用することとなり、使用態勢を整えると共に、学生向けに宣伝を行なった。

平成 1 7 年度

(1) 引き続き上記の予算要求を行ない、その結果、C A L L システム委員会の働きかけが奏効して、L L 教室の C A L L システム化のための予算が全学のレベルで認められるこ

ととなった（工事は18年度夏季休暇中）。また、LM教室の旧型パソコンの全面更新についても、教養教育機構の方から承認を得ることができ、17年度末（3月）に設置の工事が行なわれた。

（2）LM教室の新設システムにつき説明会を行なった（18年4月、2回）。

（3）『学生便覧』に初めて教養教育機構CALL教室とLM自習室についてのページを設けることになった（18年度の『学生便覧』29/30ページ）。

資料4・1

教養教育運営機構管理運営補助組織に関する内規

第1条 教養教育運営機構長（以下、「機構長」という。）が行う教養教育運営機構（以下、「機構」という。）の管理運営を補助するための組織（以下、「補助組織」という。）に関する事項は、この内規に定める。

第2条 機構長は、別表に示す補助組織を設置する。

2 補助組織に関する事項は、企画委員会の議を経て機構長が定める。

第3条 補助組織の構成は、企画委員会の議を経て機構長が定める。

2 補助組織の委員等は、教養教育運営機構協議会の委員に限らない。

3 補助組織には、必要に応じて、本学の名誉教授等の学外者を含めることができる。

第4条 機構長は、補助組織の設置、組織及び活動等について、教養教育運営機構協議会に報告するものとする。

附 則

この内規は、平成17年12月28日から実施する。

附 則

この内規は、平成18年6月1日から実施する。

別表（第2条関係）

組織の名称	組織の業務
L M運営委員会	L M教室等の管理運営に関し、機構長に助言する。
C A L Lシステム運営委員会	C A L Lシステム等の管理運営に関し、機構長に助言する。
実験室運営委員会	物理、化学、生物、地学の実験室の管理運営に関し、機構長に助言する。
ネット授業実施委員会	ネット授業の実施に関し、機構長に助言する。
リメディアル英語教育実施委員会	リメディアル英語教育の企画及び実施に関し、機構長に助言する。
リメディアル物理教育実施委員会	リメディアル物理教育の企画及び実施に関し、機構長に助言する。
公開講座実施委員会	公開講座の企画及び実施に関し、機構長に助言する。

備考

ネット授業実施委員会は、佐賀大学ネット授業推進委員会が設置されている間は、活動を休止する。

教養教育運営機構 LM 教室運営要項(案)

第1条 教養教育運営機構（以下、「機構」と言う。）のLM教室の運営に関する事項は、この要項に定めるところによる。

第2条 機構長のもとにLM教室運営委員会（以下、「委員会」と言う。）を置く。

第3条 委員会の委員長及びその他の委員は、機構長が委嘱する。ただし、委員長以外の委員は、委員長に推薦を依頼することができる。

第4条 委員会は、LM教室の管理運営に関し、機構長に助言する他、以下の事項を行う。

（1）LM教室の整備に関する事項

（2）LM教室を利用した教育活動の企画に関する事項

教養教育運営機構

C A L L システム委員会活動等実績報告書

評価対象期間： 平成16年4月1日～平成18年3月31日

提出： 平成18年7月20日

委員会等の名称： CALLシステム運営委員会

回答者： CALLシステム運営委員長

氏名： 早瀬博範（文化教育学部教授）

委員会の種類：

教養教育運営機構長が設置する委員会

1．委員会の概要

(1) 委員会等の名称

CALL システム運営委員会

(2) 委員会の設置

佐賀大学教養教育運営規程第4条及び教養教育運営機構管理運営補助組織に関する内規第2条に基づき、CALL システムを使った教育に関して、機構長が設置した。

(3) 委員の選出

CALL システム運営委員会内規3条に基づき、機構長が委嘱している。

(4) 委員長等の選出

委員会に委員長を置いている。委員長は、委員の互選によって選出している。

2．委員会と上級機関との関係

委員会は、機構長の指示した事項について機構長に助言する。

3．関係者のニーズの把握

これまで行われた学生に対するアンケート等により、4年間の中で、教養教育機構の単位取得だけでは、英語を強化するには、物理的に不十分であるという指摘を常に受けてきた。E-learning を使った教材を学生がいつでもどこでも、自分の学力に従って辞し学習できる機会を設けた。ウェブによる教材の提供と、自主学習出来る環境を整備する目的で、平成15年度本委員会は設置された。

4．関連規程の整備

教養教育運営機構管理運営補助組織に関する内規（資料4・1）

教養教育運営機構CALLシステム運営要項（資料4・2）

5．管理運営に必要な情報

（1）情報の収集

各委員は、CALLを使った教育に関する現状を把握し、委員会に報告する。

（2）情報の共有

委員会は、議事録を作成し、委員の閲覧に供するとともに、議事要旨を電子メールで機構教員全員に配信している。

6．自己点検・評価

（1）自己点検・評価の体制

委員長を中心に、委員会の自己点検・評価を行っている。

（2）自己点検・評価の実施状況

委員会は、平成17年度に自己点検・評価を行い、委員会活動実績報告書を作成した。

（3）自己点検・評価結果の公開

自己点検・評価の結果は、平成17年3月に委員会活動実績報告書を機構長に提出した。

（4）改善事例

7．各種委員会等の活動実績

（1）委員名簿

平成16年度委員

米沢 充 教授（文化教育学部）
田中彰一 助教授（文化教育学部）
名本達也 助教授（文化教育学部）
永島広紀 助教授（文化教育学部）
穂屋下茂 助教授（理工学部）
角 和博 教授（附属教育実践総合センター）
古賀弘毅 助教授（留学生センター）

平成17年度委員

同上

（2）特筆すべき活動

平成16年度

学生がいつでもコンピューターを使った自主学習が出来るように、LM 自習室を設置した。

ウェブ教材 E-sia の利用者を拡大するための説明会を年4回開催した。また、登録がスムーズになりように、E-learning スタジオと協力して、システムの改善を行った。

平成17年度

ウェブを使った教材作成ソフト Web-Exercise を購入し、プレースメントテストなどに利用できるようにした。

資料4・1

教養教育運営機構管理運営補助組織に関する内規

第1条 教養教育運営機構長（以下、「機構長」という。）が行う教養教育運営機構（以下、「機構」という。）の管理運営を補助するための組織（以下、「補助組織」という。）に関する事項は、この内規に定める。

第2条 機構長は、別表に示す補助組織を設置する。

2 補助組織に関する事項は、企画委員会の議を経て機構長が定める。

第3条 補助組織の構成は、企画委員会の議を経て機構長が定める。

2 補助組織の委員等は、教養教育運営機構協議会の委員に限らない。

3 補助組織には、必要に応じて、本学の名誉教授等の学外者を含めることができる。

第4条 機構長は、補助組織の設置、組織及び活動等について、教養教育運営機構協議会に報告するものとする。

附 則

この内規は、平成17年12月28日から実施する。

附 則

この内規は、平成18年6月1日から実施する。

別表（第2条関係）

組織の名称	組織の業務
L M運営委員会	L M教室等の管理運営に関し、機構長に助言する。
C A L Lシステム運営委員会	C A L Lシステム等の管理運営に関し、機構長に助言する。
実験室運営委員会	物理、化学、生物、地学の実験室の管理運営に関し、機構長に助言する。
ネット授業実施委員会	ネット授業の実施に関し、機構長に助言する。
リメディアル英語教育実施委員会	リメディアル英語教育の企画及び実施に関し、機構長に助言する。
リメディアル物理教育実施委員会	リメディアル物理教育の企画及び実施に関し、機構長に助言する。
公開講座実施委員会	公開講座の企画及び実施に関し、機構長に助言する。

備考

ネット授業実施委員会は、佐賀大学ネット授業推進委員会が設置されている間は、活動を休止する。

教養教育運営機構 CALL システム運営要項(案)

第1条 教養教育運営機構（以下、「機構」と言う。）のCALLシステムの運営に関する事項は、この要項に定めるところによる。

第2条 機構長のもとにCALLシステム運営委員会（以下、「委員会」と言う。）を置く。

第3条 委員会の委員長及びその他の委員は、機構長が委嘱する。ただし、委員長以外の委員は、委員長に推薦を依頼することができる。

第4条 委員会は、CALLシステムの管理運営に関し、機構長に助言する他、以下の事項を行う。

（1）CALLシステムの整備に関する事項

（2）CALLシステムを利用した教育活動の企画に関する事項

第5条 CALLシステム利用規程は別に定める。

教養教育運営機構

実験室運営委員会活動等実績報告書

評価対象期間： 平成16年4月1日～平成18年3月31日

提出： 平成18年9月1日

委員会等の名称： 実験室運営委員会

回答者： 実験室運営委員会委員長

氏名： 遠藤 隆（理工学部教授）

委員会の種類：

教養教育運営機構長が設置する補助組織

1 . 委員会の概要

(1) 委員会等の名称

実験室運営委員会

(2) 委員会の設置

佐賀大学教養教育運営規程第 4 条及び教養教育運営機構管理運営補助組織に関する内規第 2 条に基づき、実験室の管理運営に関して機構長の職務を助けるため、機構長が設置した。

(3) 委員の選出

実験室運営要項第 3 条に基づき、委員長から委員の推薦があった場合は、機構長が委員を委嘱する。

(4) 委員長等の選出

委員会に委員長を置いている。委員長は、機構長が委嘱している。

2 . 委員会と上級機関との関係

委員会は、

(1) 物理、化学、生物及び地学の実験室の整備に関する事項

(2) 実験室を利用した教育活動の企画に関する事項

について機構長の指示があった場合に、機構長に助言する。機構長は、適宜、協議会にその内容を報告している。

3 . 関係者のニーズの把握

委員会は、必要に応じて、実験室を利用している学部等の担当者を通じて、利用者の意見を聴いている。

4 . 関連規程の整備

教養教育運営機構 管理運営補助組織に関する内規（資料4・1）

教養教育運営機構 実験室運営要項（資料4・2）

5 . 管理運営に必要な情報

（1）情報の収集

委員長及び各委員は、実験室の運営の現状を把握し、委員会に報告する。

（2）情報の共有

委員長は、適宜、必要な情報を電子メールで委員及び関係学部・学科等に配信している。

6 . 自己点検・評価

（1）自己点検・評価の体制

特に自己点検・評価の体制は設けていないが、教養教育運営機構が行う自己点検・評価の際に補助組織としての報告書を機構長に提出することになっている。

（2）自己点検・評価の実施状況

実施していない。

（3）自己点検・評価結果の公開

該当なし。

（4）改善事例

実験室を活用するために、準備室と実験講義室を分離し、実験講義室については、複数の分野で共同利用する方式に改めた。また、学部等の授業にも活用するように努めている。

7 . 各種委員会等の活動実績

(1) 委員名簿

平成 1 6 年度委員

委員長 遠藤 隆 (第 5 部会 ・ 物理)
委員 中島謙一 (第 5 部会 ・ 化学)
委員 野間口眞太郎 (第 5 部会 ・ 生物)
委員 半田駿一 (第 5 部会 ・ 地学)

平成 1 7 年度委員

委員長 遠藤 隆 (第 5 部会 ・ 物理)
委員 中島謙一 (第 5 部会 ・ 化学)
委員 野間口眞太郎 (第 5 部会 ・ 生物)
委員 半田駿一 (第 5 部会 ・ 地学)

(2) 特筆すべき活動 (課題別に記述。必要に応じて資料を添付する。)

平成 1 6 年度

実験室を含む改修計画に関し、機構長に意見を述べた。

平成 1 7 年度

実験室を含む改修計画に関し、機構長に意見を述べた。

農学部の改修のために、農学部が実験室を一時的に利用することに関し、機構長に意見を述べた。

資料4・1

教養教育運営機構管理運営補助組織に関する内規

第1条 教養教育運営機構長（以下、「機構長」という。）が行う教養教育運営機構（以下、「機構」という。）の管理運営を補助するための組織（以下、「補助組織」という。）に関する事項は、この内規に定める。

第2条 機構長は、別表に示す補助組織を設置する。

2 補助組織に関する事項は、企画委員会の議を経て機構長が定める。

第3条 補助組織の構成は、企画委員会の議を経て機構長が定める。

2 補助組織の委員等は、教養教育運営機構協議会の委員に限らない。

3 補助組織には、必要に応じて、本学の名誉教授等の学外者を含めることができる。

第4条 機構長は、補助組織の設置、組織及び活動等について、教養教育運営機構協議会に報告するものとする。

附 則

この内規は、平成17年12月28日から実施する。

附 則

この内規は、平成18年6月1日から実施する。

別表（第2条関係）

組織の名称	組織の業務
L M運営委員会	L M教室等の管理運営に関し、機構長に助言する。
C A L Lシステム運営委員会	C A L Lシステム等の管理運営に関し、機構長に助言する。
実験室運営委員会	物理、化学、生物、地学の実験室の管理運営に関し、機構長に助言する。
ネット授業実施委員会	ネット授業の実施に関し、機構長に助言する。
リメディアル英語教育実施委員会	リメディアル英語教育の企画及び実施に関し、機構長に助言する。
リメディアル物理教育実施委員会	リメディアル物理教育の企画及び実施に関し、機構長に助言する。
公開講座実施委員会	公開講座の企画及び実施に関し、機構長に助言する。

備考

ネット授業実施委員会は、佐賀大学ネット授業推進委員会が設置されている間は、活動を休止する。

養教育運営機構 実験室運営要項

第1条 教養教育運営機構（以下、「機構」と言う。）の実験室の運営に関する事項は、この要項に定めるところによる。

第2条 機構長のもとに実験室運営委員会（以下、「委員会」と言う。）を置く。

第3条 委員会の委員長及びその他の委員は、機構長が委嘱する。ただし、委員長以外の委員は、委員長に推薦を依頼することができる。

第4条 委員会は、実験室の管理運営に関し、機構長に助言する他、以下の事項を行う。

- （1）物理、化学、生物及び地学の実験室の整備に関する事項
- （2）実験室を利用した教育活動の企画に関する事項

教養教育運営機構

ネット授業実施委員会活動等実績報告書

評価対象期間： 平成16年4月1日～平成18年3月31日

提出： 平成18年7月26日

委員会等の名称： ネット授業実施委員会

回答者： ネット授業実施委員会委員
氏名： 江崎利昭（教養教育運営機構長）

委員会の種類：
教養教育運営機構長が設置する委員会

1．委員会の概要

(1) 委員会等の名称

ネット授業実施委員会

(2) 委員会の設置

本委員会は、全学教育センター（現教養教育運営機構：以下同様）にネット授業を開講するために、平成13年7月に「全学教育ネット授業推進委員会」を全学教育センター協議会の下部組織として立ち上げられた。平成17年度から、佐賀大学教養教育運営規程第4条及び教養教育運営機構管理運営補助組織に関する内規第2条に基づき、ネット授業の実施に関して機構長に助言するために、再編された。平成17年度にネット授業が現代GPに採択されたことから、現在は、「佐賀大学ネット授業推進委員会」が組織され活動している。現在は、活動を休止している。

(3) 委員の選出

平成16年度は機構長、FD委員及びネット授業推進の関係教員で構成していたが、平成17年度に設置された佐賀大学ネット授業推進委員会には、協議会から選出された委員を1名参加させている。

(4) 委員長等の選出

平成16年度までは、委員長は、委員の互選によって選出していた。

2．委員会と上級機関との関係

委員会は、ネット授業に関連する事項について調査検討し、機構長に報告・助言するとともに、機構長は、必要に応じて、協議会に報告する。

3．関係者のニーズの把握

委員会は、必要に応じて、運営委員会及び協議会において、教員の意見を集約している。また、ネット授業の効果・動向について知るために、平成16年度前期に学生向けのアンケートを実施している。

4 . 関連規程の整備

委員会の業務に関連する規程

教養教育運営機構管理運営補助組織に関する内規（資料4・1）

5 . 管理運営に必要な情報

（1）情報の収集

各委員は、ネット授業に関する現状を把握し、委員会に報告する。

（2）情報の共有

委員は、委員会の議論の中で、情報の共有に努めている。

委員会は、議事録を作成するとともに、必要に応じて協議会に報告あるいは審議している。

6 . 自己点検・評価

（1）自己点検・評価の体制

委員長を中心に、委員会の自己点検・評価体制をとっている。

（2）自己点検・評価の実施状況

委員会は、ネット授業の改善等のために、学生にアンケートを実施した。

（3）自己点検・評価結果の公開

アンケート結果は、研究会などで報告している。

（4）改善事例

学習管理システムの向上

コンテンツの改善

7 . 各種委員会等の活動実績

(1) 委員名簿

平成 1 6 年度委員

近藤弘樹(理工学部)、穂屋下茂(理工学部)、角和博(文化教育学部)、江崎利昭(機構長)、中村嘉宏(第1部会)

平成 1 7 年度委員

佐賀大学ネット授業推進委員会に、教養教育運営機構から1名参加させている。

(2) 特筆すべき活動(課題別に記述。必要に応じて資料を添付する。)

平成 1 6 年度

ネット授業改善・効果の検討

ネット授業開講数の拡大

平成 1 7 年度

運営機構の委員会としては、活動休止中。

資料4・1

教養教育運営機構管理運営補助組織に関する内規

第1条 教養教育運営機構長（以下、「機構長」という。）が行う教養教育運営機構（以下、「機構」という。）の管理運営を補助するための組織（以下、「補助組織」という。）に関する事項は、この内規に定める。

第2条 機構長は、別表に示す補助組織を設置する。

2 補助組織に関する事項は、企画委員会の議を経て機構長が定める。

第3条 補助組織の構成は、企画委員会の議を経て機構長が定める。

2 補助組織の委員等は、教養教育運営機構協議会の委員に限らない。

3 補助組織には、必要に応じて、本学の名誉教授等の学外者を含めることができる。

第4条 機構長は、補助組織の設置、組織及び活動等について、教養教育運営機構協議会に報告するものとする。

附 則

この内規は、平成17年12月28日から実施する。

附 則

この内規は、平成18年6月1日から実施する。

別表（第2条関係）

組織の名称	組織の業務
L M運営委員会	L M教室等の管理運営に関し、機構長に助言する。
C A L Lシステム運営委員会	C A L Lシステム等の管理運営に関し、機構長に助言する。
実験室運営委員会	物理、化学、生物、地学の実験室の管理運営に関し、機構長に助言する。
ネット授業実施委員会	ネット授業の実施に関し、機構長に助言する。
リメディアル英語教育実施委員会	リメディアル英語教育の企画及び実施に関し、機構長に助言する。
リメディアル物理教育実施委員会	リメディアル物理教育の企画及び実施に関し、機構長に助言する。
公開講座実施委員会	公開講座の企画及び実施に関し、機構長に助言する。

備考

ネット授業実施委員会は、佐賀大学ネット授業推進委員会が設置されている間は、活動を休止する。

添付資料

平成16年度FD委員会ネット授業改善・効果WG議事録

平成16年度現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代GP）

「ネット授業の展開」報告書

教養教育運営機構

リメディアル英語教育実施委員会活動等実績報告書

評価対象期間： 平成16年4月1日～平成18年3月31日

提出： 平成18年7月20日

委員会等の名称： リメディアル英語教育実施委員会

回答者： リメディアル英語教育実施委員会委員長

氏名： 早瀬博範（文化教育学部教授）

委員会の種類：

教養教育運営機構長が設置する委員会

1 . 委員会の概要

(1) 委員会等の名称

リメディアル英語教育実施委員会

(2) 委員会の設置

佐賀大学教養教育運営規程第 4 条及び教養教育運営機構管理運営補助組織に関する内規第 2 条に基づき、リメディアル英語教育に関して、機構長が設置した。

(3) 委員の選出

リメディアル英語教育実施委員会内規 3 条に基づき、機構長が委嘱している。

(4) 委員長等の選出

委員会に委員長を置いている。委員長は、委員の互選によって選出している。

2 . 委員会と上級機関との関係

委員会は、機構長の指示した事項について機構長に助言する。

3 . 関係者のニーズの把握

委員会は、平成 17 年度に、佐賀大学の英語教育充実検討部会がおこなった、現状分析の結果、本学学生の中にも、高校卒業程度の英語力（英検 2 級程度）に達していない学生が多くいるということが判明し、そのためのリメディアル教育が必要と指摘された。同時に、同部会では、そのような学生の多くが、実際には英語の必要性を認識し、強化したいという要望があることが指摘された。この現状分析を受け、「自主参加」というやり方で実施した。

4 . 関連規程の整備

教養教育運営機構 管理運営補助組織に関する内規（資料4・1）

教養教育運営機構 リメディアル英語教育実施要項（資料4・2）

5．管理運営に必要な情報

（1）情報の収集

各委員は、リメディアル英語教育に関する現状を把握し、委員会に報告する。

（2）情報の共有

委員会は、議事録を作成し、委員の閲覧に供するとともに、議事要旨を電子メールで機構教員全員に配信している。

6．自己点検・評価

（1）自己点検・評価の体制

委員長を中心に、委員会の自己点検・評価を行っている。

（2）自己点検・評価の実施状況

委員会は、平成17年度に自己点検・評価を行い、委員会活動実績報告書を作成した。

（3）自己点検・評価結果の公開

自己点検・評価の結果は、平成17年3月に委員会活動実績報告書を機構長に提出した。

（4）改善事例

7．各種委員会等の活動実績

（1）委員名簿

平成17年度委員

江崎利昭 教授（文化教育学部）
穂屋下茂 助教授（理工学部）
角 和博 教授（附属教育実践総合センター）
田中彰一 助教授（文化教育学部）
木原 誠 教授（文化教育学部）
小野浩司 教授（文化教育学部）
藤井俊子 （E-learning スタジオ）

（2）特筆すべき活動

平成17年度

「佐大で英語をやり直す」という、キャッチフレーズで、独立行政法人メディア教育開発センター（千葉市）と共同で、約半年かけて、英語リメディアルプロジェクトを実施した。希望の学生を募り、プレースメントテストを行い、リメディアル教育が必要な学生を抽出した。ウェブを使った教材を使用し、成果を定期的に検証した。最もよい成果を上げた学生を、一名、カナダでの1ヶ月のホームステイに参加させた。（資料7・1）

資料4・1

教養教育運営機構管理運営補助組織に関する内規

第1条 教養教育運営機構長（以下、「機構長」という。）が行う教養教育運営機構（以下、「機構」という。）の管理運営を補助するための組織（以下、「補助組織」という。）に関する事項は、この内規に定める。

第2条 機構長は、別表に示す補助組織を設置する。

2 補助組織に関する事項は、企画委員会の議を経て機構長が定める。

第3条 補助組織の構成は、企画委員会の議を経て機構長が定める。

2 補助組織の委員等は、教養教育運営機構協議会の委員に限らない。

3 補助組織には、必要に応じて、本学の名誉教授等の学外者を含めることができる。

第4条 機構長は、補助組織の設置、組織及び活動等について、教養教育運営機構協議会に報告するものとする。

附 則

この内規は、平成17年12月28日から実施する。

附 則

この内規は、平成18年6月1日から実施する。

別表（第2条関係）

組織の名称	組織の業務
L M運営委員会	L M教室等の管理運営に関し、機構長に助言する。
C A L Lシステム運営委員会	C A L Lシステム等の管理運営に関し、機構長に助言する。
実験室運営委員会	物理、化学、生物、地学の実験室の管理運営に関し、機構長に助言する。
ネット授業実施委員会	ネット授業の実施に関し、機構長に助言する。
リメディアル英語教育実施委員会	リメディアル英語教育の企画及び実施に関し、機構長に助言する。
リメディアル物理教育実施委員会	リメディアル物理教育の企画及び実施に関し、機構長に助言する。
公開講座実施委員会	公開講座の企画及び実施に関し、機構長に助言する。

備考

ネット授業実施委員会は、佐賀大学ネット授業推進委員会が設置されている間は、活動を休止する。

リメディアル英語教育実施要項

第1条 英語の基礎学力が不足する学生を対象として教養教育運営機構（以下、「機構」と言う。）が行う英語の補充教育（以下、「リメディアル英語教育」と言う。）の実施に関しては、この要項に定めるところによる。

第2条 機構長のもとにリメディアル英語教育実施委員会（以下、「委員会」と言う。）を置く。

第3条 委員会の委員長及びその他の委員は、機構長が委嘱する。ただし、委員長以外の委員は、委員長に推薦を依頼することができる。

2 委員会には、本学の名誉教授等、学外者を含めることができる。

第4条 委員会は、リメディアル英語教育に関し、機構長に助言する他、以下の事項を行う。

(1) リメディアル英語教育に関する企画

(2) リメディアル英語教育の実施

第5条 リメディアル英語教育のために開設される科目を、リメディアル英語教育科目と言う。

2 リメディアル英語教育科目は、正規課程の授業科目とはせず、単位は認定しない。

第6条 リメディアル英語教育科目の受講生は、委員会がその都度募集する。

報告書

「英語リメディアル教育プロジェクト」
～ 佐大で英語をやり直す～

プロジェクト代表者

早瀬 博範

1. 目的

大学生の基礎的な学習能力の低下が叫ばれていますが、英語能力に関しても、高校 2 年生レベルに達していない学生が、相当数いるという統計データがでている。この結果は、佐賀大学の学生の英語力に関しても同様であり、そのような学生に対する再教育の必要がある。本プロジェクトは、まさに、大学生のための英語再教育プログラムである。

本プログラムは、大学共同施設である独立行政法人「メディア開発センター」が、全国の大学を対象に行っている「英語リメディアル教育プロジェクト」に共同研究校として参加し、共同で行なった。本プロジェクトは、「中・高の英語教育では十分な英語力がついていない学生でも、大学でがんばれば、仕事に役立つ英語力(英検 2 級以上 + コミュニケーションコミュニケーション能力)を大学における効果的な学習プログラムで習得できることを実証したい」という趣旨で実行したものである。

2. 実施方法 (平成 17 年度 単年度)

メディア教育センターの協力をえながら、以下のように実施した。

(1) リメディアル教育を行うことを学生に公表し、希望者を募集。

公募により、185 名の学生が申し出た。

(2) プレイメントテストで準 2 級以下の学生を抽出。

メディア教育センターから送られてきたプレイメントテストを実施。その結果を、E-Learning スタジオで分析し、被験者 10 名を抽出した。

(3) 集中英語学習 (3 ヶ月間)

教材としては、メディア教育センターが独自に開発した「UNIVERSITY VOICES」を使用し、学習支援を行なった。

同時に、現在佐賀大学で E-Learning スタジオから配信しているウェブ教材を活用させ、その成果を測った。

対面授業として、英検 2 級対策授業を集中講義として実施した。

- (3) 上記の10名の学生は、05年10月の英検を受験。
- (4) 英検2級Aマイナス不合格以上に到達した学生の中から、1名を選び、カナダのカルガリー大学及びリジャイナ大学に約1ヶ月集中コミュニケーション学習に参加させた。(06年2月から3月にかけて1ヶ月間)

(全国で約25名の予定。ホームステイを含む現地でのプログラム費用はメディア教育センターが負担。学生は飛行機代を負担する。)

3. 成果と意義

- (1) 大学で英語をやり直したいという学生のニーズに十分応えることが出来た。
- (2) 短期間で成果が見える学習なので、英語学習のよい契機となった。
- (3) 大規模なプレイスメントテストを行うことで、佐賀大学の学生の英語能力の実情を把握できた。
- (4) メディア教育センターのプログラムに参加することで、全国的な英語教育の対応策に関する、効果的で具体的な方法が入手できた。
- (5) 本プロジェクトを通して、大学での英語の再教育は、何をどのようにしたらよいかのモデルケースが得られた。将来的には、それを元に教材を独自に開発し、佐賀大学のネット授業として配信することが可能となる。
- (6) 佐賀大学独自でのリメディアル教育のよいモデルとなった。

教養教育運営機構

リメディアル物理教育実施委員会活動等実績報告書

評価対象期間： 平成16年4月1日～平成18年3月31日

提出： 平成18年9月1日

委員会等の名称： リメディアル物理教育実施委員会

回答者： リメディアル物理教育実施委員会委員長

氏名： 遠藤 隆（理工学部教授）

委員会の種類：

教養教育運営機構長が設置する補助組織

1 . 委員会の概要

(1) 委員会等の名称

リメディアル物理教育実施委員会

(2) 委員会の設置

佐賀大学教養教育運営規程第 4 条及び教養教育運営機構管理運営補助組織に関する内規第 2 条に基づき、リメディアル物理教育の実施に関して機構長の職務を助けるため、機構長が設置した。

(3) 委員の選出

実験室運営要項第 3 条に基づき、委員長から委員の推薦があった場合は、機構長が委員を委嘱する。

(4) 委員長等の選出

委員会に委員長を置いている。委員長は、機構長が委嘱している。

2 . 委員会と上級機関との関係

委員会は、

(1) リメディアル物理教育に関する企画

(2) リメディアル物理教育の実施

について機構長の指示があった場合に、機構長に助言する。機構長は、適宜、協議会にその内容を報告している。

3 . 関係者のニーズの把握

委員長は、大学教育委員会及び教養教育運営機構教務委員会等にリメディアル教育の実施方針等について報告し、各学部及び関係部会等の意見を聴いている。また、リメディアル物理教育を実施した後に、受講生に対してアンケートを行い、意見及び感想を聴いてい

る。

4 . 関連規程の整備

教養教育運営機構 管理運営補助組織に関する内規（資料4・1）

教養教育運営機構 リメディアル物理教育実施要項（資料4・2）

5 . 管理運営に必要な情報

（1）情報の収集

委員長及び各委員は、内外のリメディアル教育に関する情報を収集し、委員会に報告する。

（2）情報の共有

委員長は、適宜、必要な情報を電子メールで委員に配信している。

6 . 自己点検・評価

（1）自己点検・評価の体制

特に自己点検・評価の体制は設けていないが、教養教育運営機構が行う自己点検・評価の際に補助組織としての報告書を機構長に提出することになっている。

（2）自己点検・評価の実施状況

委員会は、今年度はじめて活動状況を機構長に報告した。

（3）自己点検・評価結果の公開

該当なし。

（4）改善事例

該当無し。

7 . 各種委員会等の活動実績

(1) 委員名簿

平成 1 7 年度委員

委員長 遠藤 隆 (第 5 部会)

委員 鈴木史郎 (物理科学科長)

委員 真木 一 (第 5 部会幹事)

委員 村上 明 (佐賀大学名誉教授)

(2) 特筆すべき活動 (課題別に記述。必要に応じて資料を添付する。)

平成 1 6 年度

該当なし。(設置していない。)

平成 1 7 年度

委員会を設置し、リメディアル物理教育の実施方針及び実施計画を策定した。

平成 1 8 年度新入生を対象とするリメディアル物理教育「力学講座」の開設準備を行った。

(実施したのは平成 18 年度である。)

(添付資料 7・1 「力学講座実施報告書」)

資料4・1

教養教育運営機構管理運営補助組織に関する内規

第1条 教養教育運営機構長（以下、「機構長」という。）が行う教養教育運営機構（以下、「機構」という。）の管理運営を補助するための組織（以下、「補助組織」という。）に関する事項は、この内規に定める。

第2条 機構長は、別表に示す補助組織を設置する。

2 補助組織に関する事項は、企画委員会の議を経て機構長が定める。

第3条 補助組織の構成は、企画委員会の議を経て機構長が定める。

2 補助組織の委員等は、教養教育運営機構協議会の委員に限らない。

3 補助組織には、必要に応じて、本学の名誉教授等の学外者を含めることができる。

第4条 機構長は、補助組織の設置、組織及び活動等について、教養教育運営機構協議会に報告するものとする。

附 則

この内規は、平成17年12月28日から実施する。

附 則

この内規は、平成18年6月1日から実施する。

リメディアル物理教育実施要項

第1条 物理の基礎学力が不足する学生を対象として教養教育運営機構（以下、「機構」と言う。）が行う主として高等学校の物理の教育（以下、「リメディアル物理教育」と言う。）の実施に関しては、この要項に定めるところによる。

第2条 機構長のもとにリメディアル物理教育実施委員会（以下、「委員会」と言う。）を置く。

第3条 委員会の委員長及びその他の委員は、機構長が委嘱する。ただし、委員長以外の委員は、委員長に推薦を依頼することができる。

2 委員会には、本学の名誉教授等、学外者を含めることができる。

第4条 委員会は、リメディアル物理教育に関し、機構長に助言する他、以下の事項を行う。

(1) リメディアル物理教育に関する企画

(2) リメディアル物理教育の実施

第5条 リメディアル物理教育のために開設される科目を、リメディアル物理教育科目と言う。

2 リメディアル物理教育科目は、正規課程の授業科目とはせず、単位は認定しない。

第6条 リメディアル物理教育科目の受講生は、委員会がその都度募集する。

平成18年度委員

委員長 遠藤 隆（第5部会）

委員 鈴木史郎（第5部会長）

委員 鄭 旭光（第5部会）

委員 真木 一（第5部会）

委員 橘 基（第5部会）

委員 村上 明（名誉教授）

平成 18 年 4 月 8 日

教養教育運営機構
江崎利昭機構長殿

教養教育運営機構
リメディアル物理教育実施委員会
委員長 遠藤 隆

リメディアル物理教育の実施について（報告）

標記の件について、以下の通り報告します。

1．実施日時

平成 18 年 4 月 1 日（土）3 校時～5 校時、4 月 3 日（月）3～4 校時に行った。

2．実施場所

教養教育運営機構 2 3 1 番教室を使用した。

当日は、サークルの勧誘などが行われていたが、学生部及び実行委員会の配慮により、使用教室付近の大音響の勧誘活動は自粛してもらった。

3．受講生募集方法

平成 18 年度の入学試験合格者全員に開講案内を送付し、希望者には受講申込書の提出を求めた。応募者数が教室の収容人数を超えていたため、教務課で抽選を行った。応募者数及び当選者数は以下の表の通りである。実際に両日とも受講した者の人数は 100 名程度であったと推測される。

	応募者数	当選者数
文化教育学部	4 3	3 0
経済学部	2 8	2 0
医学部	4 5	3 2
理工学部	1 2 2	8 5
農学部	7 1	5 0
合計	3 0 9	2 1 7

4．内容

高校物理の力学の基礎的な概念や考え方について講義した。

5. アンケート結果

二日目の最後にアンケートを実施した。その結果は以下の通りである。(アンケート回答者数 75 名。文教 9 名、経済 3 名、医学 15 名、理工 25 名、農学 23 名。)

質問項目	集計結果
(1) 高校で物理を履修した者	35%
(2) 講義内容は既知であったか。	5段階評価で 2.6
(3) この講義で力学の理解は深まったか。	5段階評価で 3.6
(4) 受講する価値はあったか。	5段階評価で、3.9

基本的に未習者を対象として募集したが、実際には 35%が既習者であった。また、講義内容(力学)については、ほぼ半分程度が既知の内容であるという結果であった。しかし、この講義を受けて、「力学の理解は深まった」、「受ける価値はあった」という結果が得られたものと評価できる。

	既習者	未習者
(2) 講義内容は既知であったか。	3.8	1.9
(3) この講義で力学の理解は深まったか。	4.2	3.2
(4) 受講する価値はあったか。	4.0	3.8

既習者と未習者で評価を比べると、内容に関しては、当然のことながら既習者はほとんど既知であると回答しているが、理解が深まったという点では、既習者の方が点数が高い。受ける価値があったかどうかについては、それほど差はない。受講前の予備知識を前提としていないにもかかわらず、やはり短期間の講習であったので、既習者の方が理解しやすかったようであるが、いずれにしても新しい見方や考え方を知ることができたのは、既習未習にかかわらず有意義であったということになる。

学部別

	文教	経済	医学	理工	農学
(1)	0	30%	40%	68%	10%
(2)	2.2	2.0	2.9	3.2	1.9
(3)	3.2	3.3	3.6	4.0	3.3
(4)	3.4	3.7	4.1	4.0	3.9

学部別の点数を見ると、理工学部と医学部では、既習者が多いが、それ以外では少ない。

内容が既知である程度もそれに応じて異なっている。しかし、理解が深まった程度や受講する価値があったかという点では、学部による差はあまり見られない。

以上のことから判断すると、既習未習にかかわらず高校程度の力学の内容を講義することは、全ての学部の学生にとって有意義であるということになる。しかし、既習者が多く受講していることを考えると、リメディアル教育として実施する必然性があるのかどうか疑問である。むしろ、教養教育科目として行う方がふさわしいかもしれない。波動及び電磁気については、教養教育科目の「波動と電磁気」にリメディアル物理教育の役割を期待することが適当であると考えられる。ただし、医学部及び理工学部向けには、別の方法で実施する方がいいかもしれない。

今回の力学講座については、入学前に知的刺激を与えるという点での意味もあるので、来年度以降も実施する方向で検討したい。

リメディアル物理教育「力学講座」概要

1 . 物理学の構成、単位系、ギリシャ文字	1 時間
2 . 近似法、微積分の基礎	1 時間
3 . 力の釣り合いと静力学	2 時間
4 . 運動の法則と質点の運動	1 時間
5 . 等加速度運動、放物運動	1 時間
6 . 相対運動、慣性力、円運動	1 時間
7 . 単振動	1 時間
8 . エネルギー、仕事	1 時間
9 . 運動量、力積、衝突	1 時間
計	10 時間

平成18年度入学者に係る合格者への資料配布日は、合格通知書と同時に発送しますので、合格発表日になります。

入学種別	合格発表日	入学手続期間
社会人（医学部）	平成17年10月24日（月）	17.11.8 ~ 17.11.11
推薦入学	平成17年12月19日（月）	18.1.24 ~ 18.1.27
帰国子女	平成17年12月19日（月）	18.1.24 ~ 18.1.27
前期日程	平成18年3月7日（火）	18.3.13 ~ 18.3.15
後期日程	平成18年3月22日（水）	18.3.24 ~ 18.3.27
私費外国人留学生（4学部）	平成18年2月3日（金）	18.3.24 ~ 18.3.27
“（医学部）	平成18年3月7日（火）	18.3.24 ~ 18.3.27

入学式前後の行事日程は下記のとおりです。

行 事	日 程
新入生健康診断	4月1日（土）～4月4日（火）（下記のとおり）
学友会紹介・サークル紹介（本庄地区）	4月3日（月）・4月4日（火）13:00～（予定）
入学式	4月5日（水）午前中
学生会紹介・サークル紹介（鍋島地区）	4月5日（水）14:00～（予定）
オリエンテーション	4月6日（木）9:00～15:00
前学期開講	4月10日（月）

健康診断日程

月 日	健 診 時 間	
	9:00～12:00	13:00～16:00
4月1日（土）	農学部・医学部看護学科	文化教育学部
4月3日（月）	理工学部（理学系）・医学部医学科	経済学部
4月4日（火）	理工学部（機能、機械）	理工学部（電気電子、都市）

指定された日時に受診できない場合は、上記のいずれかで受診することができます。

リメディアル物理教育実施要項

第1条 物理の基礎学力が不足する学生を対象として教養教育運営機構（以下、「機構」と言う。）が行う主として高等学校の物理の教育（以下、「リメディアル物理教育」と言う。）の実施に関しては、この要項に定めるところによる。

第2条 機構長のもとにリメディアル物理教育実施委員会（以下、「委員会」と言う。）を置く。

第3条 委員会の委員長及びその他の委員は、機構長が委嘱する。ただし、委員長以外の委員は、委員長に推薦を依頼することができる。

2 委員会には、本学の名誉教授等、学外者を含めることができる。

第4条 委員会は、リメディアル物理教育に関し、機構長に助言する他、以下の事項を行う。

(1) リメディアル物理教育に関する企画

(2) リメディアル物理教育の実施

第5条 リメディアル物理教育のために開設される科目を、リメディアル物理教育科目と言う。

2 リメディアル物理教育科目は、正規課程の授業科目とはせず、単位は認定しない。

第6条 リメディアル物理教育科目の受講生は、委員会がその都度募集する。

リメディアル物理「力学講座」の案内

近年、高校で物理を履修しないで大学に入学してくる方が増えています。このため、入学後に必要な基礎知識が不足し、学修に困難を感じる学生もいます。そこで、佐賀大学（教養教育運営機構）では、新生を対象に高校物理の基礎を補習する「リメディアル物理教育」を実施することになりました。

その一環として、4月に力学講座を開講します。（波動や電磁気についても講座を開くことを検討しています。）希望者は、申込書に必要事項を記入して、入学手続きの書類に同封し、郵送して下さい。（なお、この講座を受講しても単位は認定されません。）

対象 平成18年度新生（入学予定者）で、高校で物理を履修していない者又は履修したが十分に理解していない者（学部は問いません。）

費用 無料（必要な教材等は、こちらで用意します。）

日時 4月1日（土）12時50分～17時40分

4月3日（月）12時50分～16時（休憩時間を適宜入れます。）

場所 佐賀大学教養教育運営機構 2号館3階 第231番教室

人数 200人まで（希望者が多い場合は抽選になります。抽選結果は、下記学生センターホームページに3月29日以降に掲載します。また、上記教室前に掲示します。なお、座席に余裕がある場合は、当日も受け付けます。）

URL <http://www.sc.admin.saga-u.ac.jp/>

申込み 下の申込書に必要事項を記入して切り取り、入学手続きの書類に同封し、郵送して下さい。

お問い合わせは 佐賀大学 理工学部物理科学科 遠藤研究室 endo@cc.saga-u.ac.jp

キ リ ト リ

リメディアル物理「力学講座」受講申込書

受験番号 _____

ふりがな

氏名 _____

入学予定学部 文化教育学部・経済学部・医学部・理工学部・農学部

住所（又は連絡先）

電話 _____

リメディアル物理教育科目「力学講座」アンケート

入学予定学部 理工・農学・文教・経済・医学 学科・課程 _____

1. 高校で物理は履修しましたか。 はい・いいえ

既知 未知

2. 今回の力学講座は、知っている内容でしたか。 5・4・3・2・1

はい いいえ

3. 今回の力学講座を受講して、力学の理解は深まりましたか。 5・4・3・2・1

はい いいえ

4. 今回の力学講座を受講する価値はありましたか。 5・4・3・2・1

5. 他の物理の分野のリメディアル物理教育科目の講座が開かれたら、受けていますか。

(1) 波動 はい・いいえ

(2) 電磁気 はい・いいえ

6. 他の科目のリメディアル教育科目の講座が開かれたら、受けていますか。

数学・化学・生物・地学・国語・その他(_____)

6. どのような講義形態が望ましいですか。

今回のような集中講義・週1回ずつ5週間の講義・その他(_____)

7. その他、要望、感想、意見などがあれば、自由にお書き下さい。

「ゆとり教育世代」入学



学力低下が懸念される「ゆとり教育世代」の新入生を対象に開かれた物理講座＝佐賀大本庄キャンパス

学力低下懸念 佐賀大が補習

新学習指導要領で学んできた「ゆとり教育世代」が新年度、初めて大学生となった。学力低下の懸念を抱く大学側は、入学前に合宿研修を行ったたり、本講義と並行して補習を計画す

るなど対応に躍起だ。佐賀大でも本講義スタートを前に高校レベルの物理講座を開講、入学者の約二割にあたる三百六人が受講を申し込んだ。

二〇〇二年度スタートした新学習指導要領では、学校週五日制への移行や「総合学習」の登場で、中学の学習内容が約三割削減された。これに伴い、従来、中学で学んでいた数学、理科などの一部項目が高校に移動。その分、高校の学習内容が過密になり、学力の定着を懸念する声が上がっていた。

学習意欲の刺激狙う

佐賀大では入学式前の一、三日の二日間、新入生を対象に物理の補習を開講。「大学生として最低限知っておいてほしい力学分野の基礎」（同大関係者）を十時間ほど講義した。

補習を受けた医学部の男子新入生（〇）は「大学側が求める学力レベルが何となく分かった。頑張らないといけないとやる気が出た」と刺激を受けた様子。一方、農学

高校レベル物理講座／ネット授業も検討

部の女子学生（〇）は「難しくて頭の整理がつかなかった」など不安をのぞかせた。

講義を担当した理工学部の遠藤隆教授は「たった二日間で急にレベルアップはしないだろうが、学習意欲を刺激するの狙い」と説明。学生の反応が良ければ第二弾も開講する予定だが「教員も研究を抱えており対応にも限界がある」という。

このため、同大では、講義の人手がいららず、不特定多数の受講が可能なネット授業による補習活用を検討。受講時間や理解度を把握し、対面授業と組み合わせたシステムを模索する。

退任教員協力要請も

退任教員の組織「佐賀大学アカデミア21」にも講義のサポートなどの協力を要請する考えで、教育担当の小島孝之理事は「受け入れたからには社会に自信をもって送り出せる質の高い学生を育てたい。そのために、今後も知恵を絞りたい」と話す。

佐賀大だけでなく関係者の間で「二〇〇六年問題」と呼ばれる「ゆとり教育世代」の入学。現場からは「今年に限らず最近の学生の学力低下は顕著」との指摘も多い。少子化による受験生の確保だけでなく、どう有能な人材を育てていくのか。大学生生き残りをかけた喫緊の課題として浮上している。

(梶原)

教養教育運営機構

第1部会活動実績報告書

評価対象期間： 平成16年4月1日～平成18年3月31日

提出： 平成18年7月26日

回答者： 第1部会 部会長 田中右紀

．教育の領域

1 ．授業等の実績

(1) 部会の教員数 平成 1 8 年 3 月 3 1 日の現員
教授 22 人、助教授 16 人、講師 2 人

(2) 部会の教員が担当した教養教育科目

平成 1 6 年度

担当した教員数 2 6 人

開講した科目数 2 7 科目

1 クラス当たりの平均学生登録者数 9 7 人

平均の単位取得率 (学生数による加重平均) データ無し

授業科目毎 GPA の学科平均 (学生数による加重平均) データ無し

平成 1 7 年度

担当した教員数 2 7 人

開講した科目数 2 7 科目

1 クラス当たりの平均学生登録者数 1 0 0 人

平均の単位取得率 (学生数による加重平均) データ無し

授業科目毎 GPA の学科平均 (学生数による加重平均) データ無し

2 ．教育内容及び方法

(1) 授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。

第 1 部会の教育目的は、過去の様々な文化の精華を広く・深く理解することが、未来の新たな文化の創造につながるという認識のもとに、文化と芸術の総合的な理解を目指すものであり、この目的を達成するために、主題科目「言葉の成り立ちと構造」他 45 の科目を開講している。それらは、授業の区分として 3 つの副主題に分けられる。即ち「言語とコミュニケーション」9 科目、「文学の世界」14 科目、「芸術と創造」19 科目、他 3 科目と成っている。

(2) 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿っているか。

(3) 研究活動に基づく教育

教員の研究課題と教育目標との整合性

第1部会の教育分野は、文化と芸術であり、所属している教員の専門は、主に芸術と文学であって、この分野の教育にふさわしい研究活動を行っている。

教員の研究活動が授業科目に反映している例

代表的な例

授業科目名「日本文学の鑑賞(日本古典文学と文化)」

該当研究題目「平安時代の和歌」

反映例：平安時代の和歌についての研究を行っている。その結果の一つである和語「飛驒工」について、講義の中で資料を見せながら解説した。

(4) 他学部の授業科目の履修状況

学内開放科目の利用状況

当部会では、以下の学内開放科目を当分野の主題科目として認定している。

平成17年度

文化教育学部 「(音楽史)」 3名履修

(5) インターンシップによる単位認定の状況

該当無し。

(6) 編入学への配慮

該当無し。

(7) 修士課程との連携

該当無し。

(8) 単位の実質化への配慮

授業開講意図と履修モデルの周知

開講意図については、シラバスによって周知している。

授業時間外の学修のための工夫

オフィスアワーをおこなっている。

GPA の実施状況

G P Aを導入していない。

履修登録制限の実施状況

該当無し。

(9) 講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切か。

実験については、担当教員の不足から開講していないため、講義の授業形態のみとなっている。しかし、講義授業は、コア授業、個別授業、総合型授業と大別して行われている。

(1 0) シラバスが作成され、活用されているか。

シラバスの公開状況

当部会では、60%の科目が公開している。

授業がシラバスに沿って行われているか。

学期末には、シラバスに対応した授業が行われたかについて、学生への授業評価アンケート調査を行っている。学生の観点からは、授業評価アンケート項目 B2 の平均スコア 2.5 であった。

(1 1) 自習

自習室の設置状況

自己学習のための工夫の例

主題科目「視覚と聴覚の認知科学」では、レポートを課して学生の自主学習を促した。

(1 2) 補習授業の取り組み

なし

(1 3) 成績評価等

成績評価の基準と方法の周知方法

評価は担当教員に委ねられており、成績評価の基準とその方法の周知は、各担当教員がシ

ラバスに明記することになっている。

成績評価、単位認定の状況

データ無し。

成績評価に対する異議申し立ての方法、状況、対応結果

データ無し。

(1 4) T A 及び R A

TA,RA の指導状況

T A についての学生の満足度

調査していない。

(1 5) 卒業研究等

該当無し。

(1 6) 教育内容に関する優れた点及び改善を要する点

特になし。

3 . 教育の成果

(1) 教育目標の明示

ホームページ(<http://www.ofge.saga-u.ac.jp>) で明示している。また学生に配布する授業概要に明示している。

(2) 教育を点検する取り組み

(3) 資格取得者数

(4) 学生による授業評価の実施状況

(5) 授業評価アンケート以外の学生の意見聴取

(6) 学生満足度(学生による授業評価の結果)

調査していない。

(7) 教育の成果

特になし。

(8) 卒業後の進路の状況

(9) 教育成果に関する企業アンケート

(10) 教育成果に関する卒業生アンケート

4 . 学生相談・支援

(1) ガイダンス

(2) 学生相談

オフィスアワー（日時を指定しているものに限る）を設定している教員数

(6) 特別な支援が必要な者への学修支援

奥村浩助教授は、黒板やスライドが見にくい学生がいる可能性があるので、スライドの縮小コピーを毎回配布するとともに、レーザーポインターもグリーンレーザーのものを使用している。

(7) 情報機器の整備状況

(8) 自主的学修環境と満足度

5 . 教育改善

(1) 教育の状況に関するデータ等の収集

「西洋美術史概説」の吉住磨子助教授は、5 回程度のリアクションペーパーを課し、授業改善に役だてるとともに、学生各自が授業内容を確認する機会となった。

定期試験、解答例等の保存状況

収集している教育活動の実態を示す資料・データ

(2) 授業評価結果に基づく自己点検・評価の取り組み

(3) 学外関係者の意見に基づく自己点検・評価の取り組み

(4) 評価結果に基づく教育の改善のシステム

(5) 個々の教員の授業改善の取り組み

(6) F D ・ S D 活動

F D に学生や教職員の意見が反映されているか

F D 委員が教員から意見を聴取し、F D の企画に反映させている。

F D 講演会等

部会の F D 活動

(7) 優れた点及び改善を要する点
特になし。

6 . 入試

該当なし

7 . その他の教育活動

該当無し。

研究の領域

該当なし。

国際交流・社会貢献の領域

1 . 国際交流の実績

該当なし。

2 . 社会貢献（主として教育サービス）

（ 1 ）生涯学習

（ 1・1 ） 公開講座

該当無し。

（ 1・2 ） 学外開放

該当無し。

（ 2 ） 正規課程外の学生

科目等履修生：

該当無し。

短期留学生：

該当無し。

（ 3 ） 社会教育

講演会（一般市民対象）：

該当無し。

（ 4 ） 高大連携

(4・1) 高校生対象

該当無し。

(4・3) ジョイントセミナー

該当無し。

(5) 産学連携等

該当無し。

(6) 施設・設備開放

該当無し。

3 . 社会貢献 (主として研究サービス)

該当無し。

4 . 部会としての社会貢献の方針及び計画

特に部会として方針及び計画は定めていない。

5 . 社会貢献について改善するシステム

特に設けていない。

6 . 優れた点及び改善を要する点

優れた点 :

特になし。

改善を要する点 :

教員の負担が偏らないよう計画的な取り組みが必要である。

組織運営の領域

1 . 部会の目的

(1) 部会の基本的な方針及び目標

(2) 学生への周知

学生が目的を実際に把握しているかどうかということについて調査していない。

(3) 社会への周知

社会に対しては大学のホームページ (<http://www.ofge.saga-u.ac.jp/>) に掲載する事によって公表している。

(4) 優れた点及び改善を要する点

(優れた点)

該当なし。

(改善を要する点)

目標に掲げている、人間の表現能力と関わる文化的活動の様々な姿を解明するとの目的が、学生に周知され認識されているかどうかを把握するための調査が必要であると考えている。

2 . 部会の運営

(1) 部会長の選出方法

部会会議において、投票を実施し、候補者を選定している。

(2) 意思決定の方法

部会長を議長とする部会会議を置き、必要に応じ開催している。部会会議では、学生に関する重要な事項、非常勤講師の人事に関わる方針、施設設備の有効活用等について議論している。部会会議の決定事項は、部会長が適切な方法で実行している。

(3) 部会内の役割分担等 (部会内の委員等)

(4) 他の組織との関係

部会長は、運営委員会に加わり、協議会の委任を受けた事項を審議している。

協議会が設置する委員会の委員を、部会会議で協議して選出している。

機構長を補佐する委員等の推薦依頼があった場合は、部会会議で協議して推薦している。

部会長は、大学の運営方針、中期計画・中期目標及び年度計画を熟知して、その達成に向けて努力している。また、部会会議などで部会の教員に周知するように努めている。

(5) 優れた点及び改善を要する点

3 . 教員

(1) 教員組織編成の基本方針

新任教員等から所属の申し出があった場合は、原則として本人の意向を尊重している。しかし、本部会は所属教員数が少ないため、第2希望で本部会所属を申し出た教員がいた場合は、積極的に加入を要請することになっている。

(2) 教員組織活性化のための措置

本人の自発的な申し出に基づいて、他の部会の教員を準会員として受け入れ、当部会の開設する授業科目の幅を広げている。

(3) 非常勤講師選考基準の運用状況

本部会では、非常勤講師の採用が必要な場合は、特に教育実績に基づいて教育能力を評価し、選考を行っている。また必要に応じて、面接を行い、模擬授業などを行ってもらうこともある。

(4) 教員の教育活動の評価体制と活動状況

該当無し。

(5) 事務体制

該当無し。

(6) 技術職員の配置状況と教育支援業務

該当無し。

(7) TA の活用状況

高野茂教授「文化史のなかの音楽」で TA を 1 人採用した。

(8) 優れた点及び改善を要する点

特になし。

4 . 施設・設備

該当無し。

その他

～ の領域で表せないその他の活動実績（名称・実績の内容、期間等）

該当無し。

教養教育運営機構

第2部会活動実績報告書

評価対象期間： 平成16年4月1日～平成18年3月31日

提出： 平成18年7月26日

回答者： 第2部会 部会長 近藤則之

．教育の領域

1 ．授業等の実績

(1) 部会の教員数 平成 1 8 年 3 月 3 1 日の現員
教授 13 人、助教授 8 人、講師 1 人

(2) 部会の教員が担当した教養教育科目

平成 1 6 年度

担当した教員数 2 2 人

開講した科目数 2 4 科目

1 クラス当たりの平均学生登録者数 1 0 6 人

平均の単位取得率 (学生数による加重平均) 88% (ただし、活動報告書提出者 10 名 5 科目分による。)

授業科目毎 GPA の学科平均 (学生数による加重平均) データ無し

平成 1 7 年度

担当した教員数 2 1 人

開講した科目数 2 4 科目

1 クラス当たりの平均学生登録者数 1 0 4 人

平均の単位取得率 (学生数による加重平均) 69% (ただし、活動報告書提出者 10 名の 10 科目分による。)

授業科目毎 GPA の学科平均 (学生数による加重平均) データ無し

2 ．教育内容及び方法

(1) 授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。

第 2 部会の教育目的は、過去の思想と歴史の理解を深め、文化や社会の多彩性・多様性及び可能性・限界を知ることにより、未来の望まれるべき国際的共存社会を模索する途が切り開くことであり、この目的を達成するために、主題科目「思想と歴史」を開設し、またこの主題科目のもと「人間・社会と思想」及び「歴史と異文化理解」の二つの副主題科目

を設定している。授業科目は以下の通りである。(括弧内は開講年度を示し、括弧がないものは16・17年度外に開講されることを示す。)

副主題科目「人間・社会と思想」の授業科目。

「西欧思想の源流」(17年)「中国思想史」(17年)「思想の社会史」(17年)「人間と社会経済学の立場から」(16年)「アジアの経済と社会」(16年)「現代倫理思想」(16年)「人間学 哲学」(16・17年)「人間学 宗教学」(16・17年)「西洋近代倫理思想」(16・17年)「論理と思考」(16・17年)「生命と倫理」(16・17年は「生命と倫理」)「環境と倫理」(16年、17年は「環境と倫理」)

副主題科目「歴史と異文化理解」の授業科目。

「日本考古学」(は16・17年、は16年)「古文書の語る日本史」(16年)「日本近代史論」「風土と歴史環境の地理」(17年)「東アジアの歴史と社会」(16年)「ヨーロッパ中世史」(17年)「ヨーロッパ現代史」(16・17年)「古代東アジアと日本の成立」(16年)「日本社会と女性の地位」(17年)「柳田国男を読む」(17年)「都市デザイン史」(16年)「近代朝鮮半島と九州」「エジプト象形文字を読む」(17年)「日本工芸史」(17年)「住まいを考える」(17年)「東南アジアの歴史と社会」「学校の歴史」(17年)「アジアの理解をめぐる」(16年)「中東の歴史と社会」(16・17年)

上記授業科目は、それぞれ、本部会の主題科目「思想と歴史」のもとに設定された副主題科目「人間・社会と思想」及び「歴史と異文化理解」によく対応していると考えられる。

以上のほか、更に総合型授業として「環境を生きる文化」(17年)も開講しているが、これも主題科目「思想と歴史」によく対応するものと考えられる。

(2) 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿っているか。

上記の授業科目はいずれもその科目名から知られるように、本部会の主題科目「思想と歴史」、あるいはその下に設定した「人間・社会と思想」及び「歴史と異文化理解」の二つの副主題科目にそれぞれよく対応しており、従って授業の内容についても、教育課程編成の趣旨に沿っていると考えられる。

(3) 研究活動に基づく教育

教員の研究課題と教育目標との整合性

第2部会の教育分野は、「思想と歴史」であり、所属している教員の専門は、主に欧米・東洋・日本の思想、歴史、地理、及び教育史、経済思想、経済史、科学技術史、芸術史等であって、この分野の教育にふさわしい研究活動を行っている。

教員の研究活動が授業科目に反映している例

代表的な例

授業科目：名ヨーロッパ現代史

該当研究題目：ヨーロッパ現代史

反映例：ヨーロッパ現代史の研究成果をもちこんだ学生のテキスト用の書物『近代ドイツの歴史』（ミネルヴァ書房）の第8章「新生ワイマル共和国の実験と苦悩」を分担執筆し、テキストとして採用し、成果をわかりやすく授業に生かした。

授業科目：日本社会と女性の地位

該当研究題目：日本中世史

反映例：2000年5月に刊行した自著『日本中世社会と流通構造』（校倉書房、全390頁）で発表した論文「中世後期の社会発展と女性の地位」の成果を講義で分かりやすく紹介した。

（4）他学部の授業科目の履修状況

学内開放科目の利用状況

当部会では、以下の学内開放科目を当分野の主題科目として認定している。

平成17年度

文化教育学部 「(朝鮮現代政治史)」 1名履修

（5）インターンシップによる単位認定の状況

該当無し。

（6）編入学への配慮

該当無し。

（7）修士課程との連携

該当無し。

（8）単位の実質化への配慮

授業開講意図と履修モデルの周知

部会の教育目標に従ってカリキュラムの編成趣旨を記述した開講意図を明示している。

（添付資料1 分野別主題科目（第2分野）「思想と歴史」の概要。平成16・17年度版「教養教一科目の授業概要」所収。）

授業科目の流れを示す履修モデルは特に定めていない。

授業時間外の学修のための工夫

特記すべきものはない。

GPA の実施状況

G P Aを導入していない。

履修登録制限の実施状況

該当無し。

(9) 講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切か。

本部会が担う「思想と歴史」という分野の性格上、実験・実習を開講することはない。
演習は1クラスの受講者の平均が100名を超す状態であるから現実的ではない。これによって本部会の授業は講義の形態のみとなっている。

(1 0) シラバスが作成され、活用されているか。

シラバスの公開状況

当部会では、98%の科目(延べ48科目中47科目)が公開している。

授業がシラバスに沿って行われているか。

部会としての調査は行っていない。

(1 1) 自習

自習室の設置状況

該当無し。

自己学習のための工夫の例

主題科目「日本社会と女性の地位」で、3回程度レポートを課して学生の自主学習を促した。

主題科目「ヨーロッパを生きる文化」では、全範囲のテストに加えて、自分で選んだ書物を読んでレポートを書かせている。書物については、参考文献を記したプリントを配付し、そこにはレポートの書き方も示している。

主題科目「境界を生きる文化」は、担当者は6人であるが、6人のテーマのなかからどれかを選んでレポートを書かせる。もちろんテストもする。

主題科目「ヨーロッパ中世史」で、2回定期試験以外の小テストを課して学生の自主学習を促した。

主題科目「ことばの成り立ちと構造」で、3回程度レポートを課して学生の自主学習を促した。

主題科目「人間学」では死生学に関する副読本「旅立ちの朝に」(曾野綾子、アルフォンス・デーケン共著)を用いた。これは学生を5、6人のグループに分けて各項目を分担させて内容を要約、問題点をディスカッションさせ、その結果を授業毎にレポートを課するという形式で使用し、おおいに学生の自主学習を促した。

主題科目「人間学」は複数教官による講義であるため、教官ごとのレポートを課して学生の自主学習を促した。

(12) 補習授業の取り組み

該当無し。

(13) 成績評価等

成績評価の基準と方法の周知方法

評価は担当教員に委ねられており、成績評価の基準とその方法の周知は、各担当教員がシラバスに明記することになっている。

成績評価、単位認定の状況

データ無し。

成績評価に対する異議申し立ての方法、状況、対応結果

教員が個々に対応している。

(14) TA及びRA

TA,RAの指導状況

TA,RAの実績はない。

TAについての学生の満足度

TA,RAの実績はない。

(15) 卒業研究等

該当無し。

(16) 教育内容に関する優れた点及び改善を要する点

主題科目「ヨーロッパを生きる文化」「境界を生きる文化」では、必要に応じてプリントを配付し、ビデオ鑑賞をさせた。

3 . 教育の成果

(1) 教育目標の明示

ホームページ <http://www.ofge.saga-u.ac.jp/2.html> で明示している。

学生に配布する授業概要に明示している。

(2) 教育を点検する取り組み

授業評価アンケート結果を教員個々が分析し改善していくことが中心であり、部会としては対応していない。

(3) 資格取得者数

該当無し。

(4) 学生による授業評価の実施状況

主題科目平成 16 年度開講 24 科目中、4 科目（ただし教員活動報告書は 10 名分。10 名の当該年度開講科目数は 4）、平成 17 年度科目 24 科目中、8 科目（ただし教員活動報告書は 10 名分。10 名の当該年度開講科目数は 10）において、共通フォーマットの授業評価アンケートを実施した。その結果を各教員に示し、教育改善の参考にしている。

(5) 授業評価アンケート以外の学生の意見聴取

部会としては特に実施していない。

(6) 学生満足度（学生による授業評価の結果）

部会としては調査していない。

(7) 教育の成果

特に無し。

(8) 卒業後の進路の状況

該当無し。

(9) 教育成果に関する企業アンケート

該当無し。

(10) 教育成果に関する卒業生アンケート

該当無し。

4 . 学生相談・支援

(1) ガイダンス

該当無し。

(2) 学生相談

オフィスアワー（日時を指定しているものに限る）を設定している教員数

多くの教員(83%、ただし、教員活動実績報告書の提出があった 10 名の教員による統計。) がオフィスアワーを設定しており、授業についての質問などに応じている。

(6) 特別な支援が必要な者への学修支援

平成 17 年度「ヨーロッパ中世史」の受講生に身体障害者がいたので、本人と相談の上、教室を 1 階に変更した。

(7) 情報機器の整備状況

本部会は情報機器を直接使用する授業は行っていないので、特筆すべき事柄はない。

(8) 自主的学修環境と満足度

本部会として特筆すべきものはない。

5 . 教育改善

(1) 教育の状況に関するデータ等の収集

定期試験、解答例等の保存状況

過去 10 年間の全科目の定期試験の問題、解答用紙、解答例を保存している教員 1。

過去 6 年間の全科目の定期試験の問題、解答用紙を保存している教員 1。

過去 5 年間の定期試験の問題、解答用紙を保存している教員 1。

過去3年間の全科目の定期試験の問題、答案、レポートを保存している教員2。

過去2年間の全科目の定期試験の問題、解答用紙を保存している教員3。

過去1年間の全科目の定期試験の問題、解答用紙を保存している教員1。

(以上は教員活動実績報告書10名分を集約したもの。)

収集している教育活動の実態を示す資料・データ

特に無し。

(2) 授業評価結果に基づく自己点検・評価の取り組み

各教員が授業評価アンケートを実施し、その結果に基づき自己点検を行い、授業改善を行うこととなっている。

(3) 学外関係者の意見に基づく自己点検・評価の取り組み

特に無し。

(4) 評価結果に基づく教育の改善のシステム

授業科目毎の学生による授業評価の結果は、各担当教員に通知されている。

(5) 個々の教員の授業改善の取り組み

主題科目「日本近代史論」では、大学による授業評価とは別に毎回授業の終わりに感想文の提出を課し、そこでの疑問に対して次回の授業で可能な限り答えるようにした。

(6) F D・S D活動

F Dに学生や教職員の意見が反映されているか

F D委員が教員から意見を聴取し、F Dの企画に反映させることとしている。

F D講演会等

平成16年度1名参加、平成17年度3名参加

部会のF D活動

平成16年の主題科目「日本近代史論」の授業を公開し、他の教員に見学してもらい、授業終了後10分程度、授業改善について議論した。

F D活動により授業が改善された例

特になし。

(7) 優れた点及び改善を要する点

F D 講演会への参加者が少ない等、F D 活動が低調であり、改善が必要である。

6 . 入試

該当無し。

7 . その他の教育活動

該当無し。

研究の領域

該当無し。

国際交流・社会貢献の領域

1．国際交流の実績

実績報告なし。

2．社会貢献（主として教育サービス）

実績報告なし。

（1）生涯学習

（1-1）公開講座

該当無し。

（1-2）学外開放

該当無し。

（2）正規課程外の学生

科目等履修生：

1科目で、1名を受け入れた。（教員活動報告書提出者9名分による。）

特別聴講生：

1科目で、1名を受け入れた。（教員活動報告書提出者9名分による。）

短期留学生：

1科目で、1名を受け入れた。（教員活動報告書提出者9名分による。）

（3）社会教育

講演会（一般市民対象）：

該当無し。

（４）高大連携

（４・１）高校生対象

該当無し。

（４・２）高校教職員対象

該当無し。

（４・３）ジョイントセミナー

該当無し。

（５）産学連携等

該当無し。

（６）施設・設備開放

該当無し。

３．社会貢献（主として研究サービス）

該当無し。

４．部会としての社会貢献の方針及び計画

特に部会として方針及び計画は定めていない。

５．社会貢献について改善するシステム

特に設けていない。

６．優れた点及び改善を要する点

優れた点：

該当なし。

改善を要する点：

国際交流・社会貢献の領域における本部会教員の活動は低調である。これはこの方面の活動が多く学部にも母体を置くものを中心として行われ、本部会を母体とした活動の必要性を各教員が感じていないためと考えられる。今後、本部会としての活動の必要性の有無を含め、この方面の活動について部会会議等において議論する必要があると考えられる。

組織運営の領域

1 . 部会の目的

(1) 部会の基本的な方針及び目標

第2部会の教育目的は、本学学生等が、過去の思想と歴史の理解を深め、文化や社会の多彩性・多様性及び可能性・限界を知ることにより、未来の望まれるべき国際的共存社会を模索する途を切り開いていくことにあり、本部会はそのための教育を円滑に実施することを目的とする。

(2) 学生への周知

ホームページ (<http://www.ofge.saga-u.ac.jp/2.html>) で明示している。

学生に配布する授業概要に明示している。

学生が目的を実際に把握しているかどうかということについて調査していない。

(3) 社会への周知

社会に対してはホームページ (<http://www.ofge.saga-u.ac.jp/2.html>) に掲載する事によって公表している。

(4) 優れた点及び改善を要する点

(優れた点)

該当なし。

(改善を要する点)

特に無し。

2 . 部会の運営

(1) 部会長の選出方法

教員の着任順を考慮して、選挙により候補者を選定している。

(2) 意思決定の方法

部会長を議長とする部会会議を置き、定例として年度末に1回開催し、この他、重要な案件が発生したとき臨機に開催している。部会会議では、学生教育に関する重要な事項、

非常勤講師の人事に関わる方針等について議論している。部会会議の決定事項は、部会長が適切な方法で実行している。

(3) 部会内の役割分担等 (部会内の委員等)

協議会が設定する各種委員が、部会内の関係事項について、意見聴取、意見調整等を行っている。

(4) 他の組織との関係

部会長は、運営委員会に加わり、協議会の委任を受けた事項を審議している。

協議会が設置する委員会の委員を、部会会議で協議して選出している。

機構長を補佐する委員等の推薦依頼があった場合は、部会会議で協議して推薦している。

部会長は、大学の運営方針、中期計画・中期目標及び年度計画を熟知して、その達成に向けて努力している。また、部会会議などで部会の教員に周知するように努めている。

(5) 優れた点及び改善を要する点

特記事項なし。

3 . 教員

(1) 教員組織編成の基本方針

新任教員等から所属の申し出があった場合は、原則として本人の意向を尊重している。しかし、本部会は所属教員数が少ないため、第2希望で本部会所属を申し出た教員がいた場合は、積極的に加入を要請することになっている。

本部会は、所属教員数の不足により、非常勤講師に依存する割合が比較的多いが、漸次削減する方向で努力している。

(2) 教員組織活性化のための措置

本人の自発的な申し出に基づいて、他の部会の教員を準会員として受け入れ、当部会の開設する授業科目の幅を広げている。また総合型科目を設定し、他部会の教員の参加を呼びかけ、授業形態の多様化、授業内容の重層化を図っている。

(3) 非常勤講師選考基準の運用状況

本部会では、非常勤講師の採用が必要な場合は、特に教育実績、研究実績に基づいて教育能力を評価し、選考を行っている。

(4) 教員の教育活動の評価体制と活動状況
該当無し。

(5) 事務体制
該当無し。

(6) 技術職員の配置状況と教育支援業務
該当無し。

(7) TA の活用状況
該当無し。

(8) 優れた点及び改善を要する点
特に無し。

4 . 施設・設備

該当無し。

その他

～ の領域で表せないその他の活動実績 (名称・実績の内容、期間等)
該当無し。

教養教育運営機構

第3部会活動実績報告書

評価対象期間： 平成16年4月1日～平成18年3月31日

提出： 平成18年7月26日

回答者： 第3部会 部会長 福島 宏

．教育の領域

1 ．授業等の実績

(1) 部会の教員数 平成 1 8 年 3 月 3 1 日の現員
教授 2 3 人、助教授 1 8 人、講師 4 人

(2) 部会の教員が担当した教養教育科目

平成 1 6 年度

担当した教員数 2 3 人

開講した科目数 3 1 科目

1 クラス当たりの平均学生登録者数 1 0 4 人

平均の単位取得率 (学生数による加重平均) データ無し

授業科目毎 GPA の学科平均 (学生数による加重平均) データ無し

担当した教員数 3 0 人

開講した科目数 3 1 科目

1 クラス当たりの平均学生登録者数 9 9 人

平均の単位取得率 (学生数による加重平均) データ無し

授業科目毎 GPA の学科平均 (学生数による加重平均) データ無し

2 ．教育内容及び方法

(1) 授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。

第 3 部会の教育目的は「現代社会の構造」についての基礎的知識を得ることであり、4 つの副主題「現代の国際社会と環境」、「現代の政治」、「現代の経済」、「現代の日本社会」によって構成されている。この教育目的を達成するために、9 つの主題科目「現代の国際社会」、「現代の環境問題」、「行政と政治」、「現代の法と社会」、「現代の経済」、「現代の日本経済」、「現代の経営」、「現代の社会」、「現代の産業社会」を開設している。

(2) 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿っているか。 [5-1-2]

(3) 研究活動に基づく教育

教員の研究課題と教育目標との整合性

第3部会の教育分野は、「現代社会の構造」であり、所属している教員の専門は、主に社会科学であって、この分野の教育にふさわしい研究活動を行っている。

教員の研究活動が授業科目に反映している例

代表的な例

主題科目「現代社会と現代人」においては、日本都市学会年報(2003、VOL.37.)に掲載の「地域社会の活性化とNPOの役割」の資料を配布し、集団討論した。また日中共同国際学術会議(統一テーマ「東アジア：市民社会の視座」)で発表(平成17年10月)した「市民社会と市民セクターの台頭」というテーマと内容について一緒に議論した。

「現代の法と社会(日本国憲法)」の講義においては、自分の著書のなかで論じたプライバシー権と監視社会化の問題や、特定宗教団体に対する排除的対応と「信教の自由」の問題等について、適宜説明した。

主題科目「現代の環境問題(人口・食料と環境・農業)」の講義において、所属する海浜台地生物環境研究センターでの研究の成果を使用し、足下の佐賀県の事例を写真やデータでもってビジュアルに示し、一般論を具体化する方法を採った。

(4) 他学部の授業科目の履修状況

学内開放科目の利用状況

平成17年度

該当科目なし

(5) インターンシップによる単位認定の状況

(6) 編入学への配慮

(7) 修士課程との連携

(8) 単位の実質化への配慮

各教員が努めているが、部会として特に行動を起こしていることはない。

授業開講意図と履修モデルの周知

授業概要において説明している。

授業時間外の学修のための工夫

特になし

GPA の実施状況

G P Aを導入していない。

履修登録制限の実施状況

(9) 講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切か。

当部会では実験、実習、演習はない。講義形態が中心である。ただし、大学入門科目は少人数であり、演習に近いともいえる。

(1 0) シラバスが作成され、活用されているか。

シラバスの公開状況

当部会では、100%の科目が公開している。

授業がシラバスに沿って行われているか。

学期末には、シラバスに対応した授業が行われたかについて、学生への授業評価アンケート調査を行っている

(1 1) 自習

自習室の設置状況

特になし

自己学習のための工夫の例

- ・ 主題科目「現代社会と現代人」では、自分が最も関心ある社会問題について新聞記事やインターネット記事をグループ発表を経て提出させた。それぞれ違ってテーマを集団学習することになり、関心の広がりや深まりに役立った。

- ・ 「日本国憲法」の講義では可能なかぎり詳細なレジュメ（参考文献の指示を含む）を配布

し、学生の自主学習に資するよう工夫している。

・「現代の企業会計」では学生自らに分析対象の企業を選ばせ、レポートとして財務分析を行わせた。

(1 2) 補習授業の取り組み

特になし。

(1 3) 成績評価等

成績評価の基準と方法の周知方法

評価は担当教員に委ねられており、成績評価の基準とその方法の周知は、各担当教員がシラバスに明記することになっている。

成績評価、単位認定の状況

部会での単位認定状況等の分析はこれまで特に行なっていない。

成績評価に対する異議申し立ての方法、状況、対応結果[5-3-3]

異議申し立てについては、特に問題が発生したことはない。問題が起こった場合は担当教員と部会の教務委員が協議する。

(1 4) TA及びRA

TA,RA の指導状況

TA , RAはいない。

TAについての学生の満足度

TAはいない。

(1 5) 卒業研究等

(1 6) 教育内容に関する優れた点及び改善を要する点

3 . 教育の成果

(1) 教育目標の明示

ホームページ (<http://www.ofge.saga-u.ac.jp/2.html#3>) で明示している。
学生に配布する授業概要に明示している。

(2) 教育を点検する取り組み

問題に応じて検討し、点検する。

(3) 資格取得者数

(4) 学生による授業評価の実施状況

実験・実習科目を除くほぼ全科目で共通フォーマットの授業評価アンケートを実施した。
その結果を科目別、学年別に集計・グラフ化し各教員の教育改善の参考にしている。

(5) 授業評価アンケート以外の学生の意見聴取

特に行なっていない。

(6) 学生満足度 (学生による授業評価の結果)

個々には「おおむね高い理解と満足が得られている」、という結果が表れている授業もみられるが、全体的な調査結果はまとめていない。

(7) 教育の成果

特筆すべき教育の成果があれば記述して下さい。

特になし。

(8) 卒業後の進路の状況

(9) 教育成果に関する企業アンケート

(10) 教育成果に関する卒業生アンケート

4 . 学生相談・支援

(1) ガイダンス

(2) 学生相談

オフィスアワー（日時を指定しているものに限る）を設定している教員数アンケート回答者についてはほぼ全員設定している。

(6) 特別な支援が必要な者への学修支援

平成17年度における大学入門において、中国人留学生と頻繁に懇談しながら、課題等の緩和を行うなどの対応したケースがある。

(7) 情報機器の整備状況

特にない。

(8) 自主的学修環境と満足度

特に調査はしていない。

5 . 教育改善

(1) 教育の状況に関するデータ等の収集

定期試験、解答例等の保存状況

定期試験・解答例、レポート等の保存は回答者全員が担当した期間に応じて1年～4年間保温している。

収集している教育活動の実態を示す資料・データ

(2) 授業評価結果に基づく自己点検・評価の取り組み

主題科目については回答者のほぼ全員が授業評価アンケートを実施している。

(3) 学外関係者の意見に基づく自己点検・評価の取り組み

(4) 評価結果に基づく教育の改善のシステム

授業科目毎の学生による授業評価の結果は、各担当教員に通知している。

- ・ 全体的に集団討論形式で全員に発言のチャンスをつくっていたのは、好評であった。他学部の全く知らない人と、いろんなテーマについて話す機会があったので楽しかった。

たという意見が多かった。同時に、あまり話し合いに慣れていないため、うまくできなかったとか苦痛だったという人もいた。(田中)

(5) 個々の教員の授業改善の取り組み

- ・板書をきれいにしようと思う。(富田)

- ・集団討論形式は好評につき、さらにいろいろな課題や手法を導入し、「授業にあきない、あきさせない形態」を考えていきたい。しかしやらされているという学生の被害者意識や受動的態度を払拭するため、最初に目的目標や効果やねらいについて事前説明しておく必要があると思う。(田中)

授業の進め方のスピードについては「ペースが遅い」という感想と「ちょうど良い」という感想が相半ばしており難しいが、複数の学生から「前回の復習に掛ける時間が長いように思われる」という意見をもらったので、復習用の時間を減らし、なるべくテンポ良く講義を進めるように改善を試みている。(吉岡)

毎回シラバスを作成・公開しているが、なかなかその授業計画通りに進行しないので、講義方法や授業計画について、少しずつ再検討を加えていきたい。(吉岡)

講義内容が聞き取れないという意見があったので、話す速度をできるだけ遅くするとともに、資料等を、毎回4枚程度配布し、ノートで書き写す量を減らし、集中して聴講できるようにした。

(2) 授業評価の結果及び改善すべき点

主題科目「現代の環境問題(人口・食料と環境・農業)」で学生に配付した質問票において「こまめに板書して欲しい」「どのような試験をするのか早く教えて欲しい」といった質問が多かった。

(3) 改善の取り組み

多くの写真と大量のデータを掲示したテキストを使用し、それらの説明を中心にした講義を行ったが、その点は学生になかなか理解してもらえなかった。その要因の1つは、板書を写すという高校時代の習慣が抜けきれていないからではないかと思われる。

試験に関する質問に対しては、暗記ものではなく、意見発表ものであるから、それほど神経質にならなくて良い旨を繰り返し強調した。

(6) FD・SD活動

F Dに学生や教職員の意見が反映されているか

F D講演会等

部会のF D活動

平成 17 年 3 月

FD 講演会（教養教育運営機構主催）に参加 2 回 4 時間

（ 2 ） F D 活動への個人の取り組み状況

教養教育運営機構が主催または共催した F D 講演会への参加または講演など(辻)

F D 活動により授業が改善された例

（勝亦）

大学入門にて、家庭学習用の小テスト 1 回を行った。

大学入門にて、レポート 1 回を提出させた。

（ 7 ） 優れた点及び改善を要する点

6 . 入試

7 . その他の教育活動

研究の領域

国際交流・社会貢献の領域

1．国際交流の実績（具体的に記述）

佐賀大学文化教育と中国・華東師範大学（国際交流協定校）との間で、平成16年度より、「教員・学生の相互派遣教育による国際教育推進プログラム」を実施している。中国において「日本セミナー」講座を開講するため3～5名の教員を派遣し、逆に本学において「中国セミナー」を開講するため相手校から講師を1～2名受け入れ、公開講座として実施している。

2．社会貢献（主として教育サービス）

（1）生涯学習

（1-1）公開講座

（1-2）学外開放

（2）正規課程外の学生

科目等履修生：

短期留学生：

（3）社会教育

講演会（一般市民対象）：

（4）高大連携

(4 - 1) 高校生対象

講演会 (一般市民対象) :

(4 - 2) 高校教職員対象

(4 - 3) ジョイントセミナー

(5) 産学連携等

(6) 施設・設備開放

3 . 社会貢献 (主として研究サービス)

4 . 部会としての社会貢献の方針及び計画

特に部会として方針及び計画は定めていない。

5 . 社会貢献について改善するシステム

特に設けていない。

6 . 優れた点及び改善を要する点

優れた点 :

改善を要する点 :

組織運営の領域

1 . 部会の目的

(1) 部会の基本的な方針及び目標

教養教育における第 3 分野「現代社会の構造」は、複雑化している内外の政治・社会・経済の諸問題を考える上での基礎知識を学ぶ場として設けられている。ここでは次の 4 つの副主題により構成されている。「現代の国際社会と環境」、「現代の政治」、「現代の経済」、「現代の日本社会」である。第 3 部会は上記の教育目標を円滑に追行することを目標にしている。

(2) 学生への周知

学生が目的を実際に把握しているかどうかということについて調査していない。毎年度配布される「教養教育科目の授業概要」によって各分野の目的と概要についての説明があり、履修登録の際の参考になっていると考えられる。

(3) 社会への周知

社会に対してはホームページ (<http://www.ofge.saga-u.ac.jp/2.html#3>) に掲載する事によって公表している。

(4) 優れた点及び改善を要する点

(優れた点)

該当なし。

(改善を要する点)

授業科目名が似かよったものが多いためか、学生の履修登録ミスがときどき見受けられる。出席していた科目と別の科目に登録してしまうことで、改めて注意をよびかける必要がある。

2 . 部会の運営

(1) 部会長の選出方法

前任者から推薦された者につき、部会所属教員から異議がなかった場合は、その者を部会長候補者に選定している。

(2) 意思決定の方法

部会長を議長とする部会会議を置き、必要に応じて開催している。部会会議では、学生に関する重要な事項、非常勤講師の人事に関わる方針、施設設備の有効活用等について議論している。部会会議の決定事項は、部会長が適切な方法で実行している。[11-1-2] 事務職員の意見は、個別に聴くようにしている。

(3) 部会内の役割分担等 (部会内の委員等)

部会幹事を 3 名選出しており、教務委員、FD 委員、広報委員をそれぞれ担当している。

(3) 他の組織との関係

部会長は、運営委員会に加わり、協議会の委任を受けた事項を審議している。

協議会が設置する委員会の委員を、部会会議で協議して選出している。

部会長は、大学の運営方針、中期計画・中期目標及び年度計画を熟知して、その達成に向けて努力している。また、部会会議などで部会の教員に周知するように努めている。

(4) 優れた点及び改善を要する点

特になし

3 . 教員

(1) 教員組織編成の基本方針

新任教員等から所属の申し出があった場合は、原則として本人の意向を尊重している。

本部会は、非常勤講師による授業科目はほとんど開設していないが、「日本国憲法」については、教員免許必須科目であり、本部会の分野として重要であるにもかかわらず、担当できる教員が限られているため、常勤教員に加え非常勤講師によって開講している。

(2) 教員組織活性化のための措置

特になし

(3) 非常勤講師選考基準の運用状況

本部会では、非常勤講師の採用が必要な場合は、特に教育実績に基づいて教育能力を評価し、選考を行っている。

(4) 教員の教育活動の評価体制と活動状況

(5) 事務体制

(6) 技術職員の配置状況と教育支援業務

(7) TA の活用状況

本部会ではT Aの活用はない

(8) 優れた点及び改善を要する点

特になし

4 . 施設・設備

その他

～ の領域で表せないその他の活動実績（名称・実績の内容、期間等）

教養教育運営機構

第4部会活動実績報告書

評価対象期間： 平成16年4月1日～平成18年3月31日

提出： 平成18年7月26日

回答者： 第4部会 部会長 柳田晃良

．教育の領域

1 ．授業等の実績

(1) 部会の教員数 平成 1 8 年 3 月 3 1 日の現員

(2) 部会の教員が担当した教養教育科目

平成 1 6 年度

担当した教員数 3 3 人

開講した科目数 3 3 科目

1 クラス当たりの平均学生登録者数 1 2 7 人

平均の単位取得率 (学生数による加重平均) データ無し

授業科目毎 GPA の学科平均 (学生数による加重平均) データ無し

平成 1 7 年度

担当した教員数 2 8 人

開講した科目数 2 8 科目

1 クラス当たりの平均学生登録者数 1 1 9 人

平均の単位取得率 (学生数による加重平均) データ無し

授業科目毎 GPA の学科平均 (学生数による加重平均) データ無し

2 ．教育内容及び方法

(1) 授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。

(2) 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿っているか。

(3) 研究活動に基づく教育

教員の研究課題と教育目標との整合性

第 4 部会の教育分野は、「人間環境と健康部会」であり、所属している教員の専門は、主に医学、食品栄養科学、心理学、人間環境科学であって、この分野の教育にふさわしい研

究活動を行っている。

教員の研究活動が授業科目に反映している例

(4) 他学部の授業科目の履修状況

学内開放科目の利用状況

当部会では、以下の学内開放科目を当分野の主題科目として認定している。

平成17年度

医学部 「(医療人間学(倫理))」 受講者なし

医学部 「(看護統計学)」 受講者なし

医学部 「(保健医療福祉行政論)」 受講者なし

医学部 「(女性の健康学)」 受講者なし

(5) インターンシップによる単位認定の状況

該当無し。

(6) 編入学への配慮

該当無し。

(7) 修士課程との連携

該当無し。

(8) 単位の実質化への配慮

授業開講意図と履修モデルの周知

授業時間外の学修のための工夫

GPAの実施状況

GPAを導入していない。

履修登録制限の実施状況

該当無し。

(9) 講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切か。

(1 0) シラバスが作成され、活用されているか。

シラバスの公開状況

当部会では、60%の科目が公開している。

授業がシラバスに沿って行われているか。

(1 1) 自習

自習室の設置状況

該当無し。

自己学習のための工夫の例

主題科目「食品の科学」では、3回程度レポートを課して学生の自主学習を促した。

(1 2) 補習授業の取り組み

(1 3) 成績評価等

成績評価の基準と方法の周知方法

評価は担当教員に委ねられており、成績評価の基準とその方法の周知は、各担当教員がシラバスに明記することになっている。

成績評価、単位認定の状況

成績評価に対する異議申し立ての方法、状況、対応結果

(1 4) T A 及び R A

TA,RA の指導状況

T A についての学生の満足度

(1 5) 卒業研究等

該当無し。

(16) 教育内容に関する優れた点及び改善を要する点

3 . 教育の成果

(1) 教育目標の明示

ホームページ (<http://www.ofge.saga-u.ac.jp/2.html>) で明示している。
学生に配布する授業概要に明示している。

(2) 教育を点検する取り組み

(3) 資格取得者数

(4) 学生による授業評価の実施状況

(5) 授業評価アンケート以外の学生の意見聴取

(6) 学生満足度 (学生による授業評価の結果)
調査していない。

(7) 教育の成果

(8) 卒業後の進路の状況

(9) 教育成果に関する企業アンケート

(10) 教育成果に関する卒業生アンケート

4 . 学生相談・支援

(1) ガイダンス

(2) 学生相談

(6) 特別な支援が必要な者への学修支援

(7) 情報機器の整備状況

(8) 自主的学修環境と満足度

5 . 教育改善

(1) 教育の状況に関するデータ等の収集

定期試験、解答例等の保存状況

過去2・10年間の全科目の定期試験の問題、解答用紙、解答例を保存している。

収集している教育活動の実態を示す資料・データ

(2) 授業評価結果に基づく自己点検・評価の取り組み

(3) 学外関係者の意見に基づく自己点検・評価の取り組み

(4) 評価結果に基づく教育の改善のシステム

授業科目毎の学生による授業評価の結果は、各担当教員に通知している。

(5) 個々の教員の授業改善の取り組み

(6) F D ・ S D 活動

F D に学生や教職員の意見が反映されているか

F D 講演会等

部会のF D 活動

F D 活動により授業が改善された例

(7) 優れた点及び改善を要する点

特になし。

6 . 入試

該当無し。

7 . その他の教育活動

具体例 1 : 大学入門科目の授業の一環として、新入生合宿研修を行い、心理専門職等に就いている卒業生を招き、勉強のしかた、将来の進路を考えさせた。

研究の領域

該当無し。

国際交流・社会貢献の領域

1. 国際交流の実績

具体例1 部会長 柳田晃良 (2004-2005年度)

1. 韓国国際会議(招待講演)2005年11月7日、麗水大学校、麗水、韓国
2. 2nd International Conference on functional foods, Dallas, USA. Nov. 2005.
(招待講演)
3. 台湾 Health and Management 学会(特別講演)元培科学技術大学(Yuanpei Univ.)
Hsin-Chu city, Oct. 22, 2005
4. "International Conference on Biocatalysis: Functional Foods and Industrial
Uses" (members of the International organizing committee)、(招待講演) at
the Symposium on Functional Lipids, 国立中興大学、台中、台湾 Oct. 19-21,
2005.
5. 25th 世界油脂科学会, シンポジウム(招聘講演、座長)、2005年9月 プラハ,
チェコ共和国.
6. 米国 CLA Net Work 2nd Meeting、(招待講演)2005年9月19-21日、シカゴ、米国
7. 第96回アメリカ油化学会年次総会(AOCS Annual Meeting and Expo)(招聘講演), 2005年5
月1-4日、Salt Lake City, USA
8. 第4回アメリカ・日本油化学会合同大会 Health and Nutrition Division シンポ
ジウム・オーガナイザー、2004年5月9-12日、シンシナティー、米国
9. 食の安全に関する国際会議(招待講演)2005年11月7日、ソウル、韓国
など

2. 社会貢献(主として教育サービス)

(1) 生涯学習

該当無し。

(1-1) 公開講座

該当無し。

(1 - 2) 学外開放

該当無し。

(2) 正規課程外の学生

科目等履修生：

短期留学生：

数科目で、短期留学生が多数受講している。

(3) 社会教育

講演会（一般市民対象）：

具体例 1 柳田晃良（2004-2005 年度）

- 2 . 大塚製薬工場栄養研究所（招待講演）2005 年 12 月 1 日、鳴門、徳島
- 3 . 日本生物工学会大会シンポジウム「脂質工学：新しい油脂の創製とその機能」平成 17 年 11 月 つくば国際会議場、筑波
- 4 . 佐賀大医学部先端医療技術センター重点医療部門研究会（招聘講演）平成 17 年 10 月
- 5 . 日本油化学会大会 ランチョンシンポジウム（招聘講演）2005 年 9 月 慶応大学、横浜
- 6 . 鹿児島大特別講演会「食事因子と生活習慣病の予防」平成 17 年 7 月 28 日、鹿児島
- 7 . 滋賀県栄養士会（招聘講演）平成 17 年 8 月 大津市
- 8 . 2005 年度日本農芸化学会大会シンポジウム「分子細胞生物学的アプローチによる脂質健康科学」（招聘講演）3 月 27-29 日、札幌
- 9 . 2004 年度日本栄養食糧学会大会シンポジウム/世話人/講演「脂質とからだのクロストーク」、2004 年 5 月 22-24 日、東北大学、仙台
- 10 . 2004 年度日本水産学会総会シンポジウム「水産機能性脂質・給源・機能・利用」
（招聘講演）2004 年 4 月 5 日 鹿児島大学、鹿児島
- 11 . 2004 年度日本栄養食糧学会西日本支部講演会主催「21 世紀の食生活と生活習慣病の予防」2004 年 4 月 10 日、佐賀大学、佐賀市
- 12 . 崇城大学（招聘講演）「機能性脂質と体脂肪」平成 16 年 5 月 31 日 13 時～ 崇城大学、熊本
- 13 . 佐賀県産業支援センター/佐賀大 R D センタージョイントセミナー（招聘講演）「生活習慣病を予防する機能性食品」、2004 年 7 月 22 日、佐賀大学、佐賀市

時間：データ無し

費用： 無料

定員： データ無し

参加者数： データ無し

参加率： データ無し

概要： データ無し

成果： データ無し

満足度： データ無し

(4) 高大連携

(4・1) 高校生対象

該当無し。

(4・2) 高校教職員対象

該当無し。

(4・3) ジョイントセミナー

該当無し。

(5) 産学連携等

該当無し。

(6) 施設・設備開放

該当無し。

3 . 社会貢献 (主として研究サービス)

該当無し。

4 . 部会としての社会貢献の方針及び計画

特に部会として方針及び計画は定めていない。

5 . 社会貢献について改善するシステム

特に設けていない。

6 . 優れた点及び改善を要する点

優れた点：

改善を要する点：

組織運営の領域

1 . 部会の目的

(1) 部会の基本的な方針及び目標

(2) 学生への周知

学生が目的を実際に把握しているかどうかということについて調査していない。

(3) 社会への周知

社会に対してはホームページ (<http://www.ofge.saga-u.ac.jp/2.html>) に掲載する事によって公表している。

(4) 優れた点及び改善を要する点

(優れた点)

該当なし。

(改善を要する点)

2 . 部会の運営

(1) 部会長の選出方法

前任者から推薦された者につき、部会所属教員から異議がなかった場合は、その者を部会長候補者に選定している。

(2) 意思決定の方法

(3) 部会内の役割分担等 (部会内の委員等)

(4) 他の組織との関係

部会長は、運営委員会に加わり、協議会の委任を受けた事項を審議している。

協議会が設置する委員会の委員を、部会会議で協議して選出している。

部会長は、大学の運営方針、中期計画・中期目標及び年度計画を熟知して、その達成に

向けて努力している。また、部会会議などで部会の教員に周知するように努めている。

(5) 優れた点及び改善を要する点

3 . 教員

(1) 教員組織編成の基本方針

新任教員等から所属の申し出があった場合は、原則として本人の意向を尊重している。

(2) 教員組織活性化のための措置

(3) 非常勤講師選考基準の運用状況

(4) 教員の教育活動の評価体制と活動状況

(5) 事務体制

(6) 技術職員の配置状況と教育支援業務
該当無し。

(7) TA の活用状況
該当無し。

(8) 優れた点及び改善を要する点
特になし。

4 . 施設・設備

該当無し。

その他

～ の領域で表せないその他の活動実績（名称・実績の内容、期間等）
該当無し。

教養教育運営機構

第5部会活動実績報告書

評価対象期間： 平成16年4月1日～平成18年3月31日

提出： 平成18年7月26日

回答者： 第5部会 部会長 鈴木史郎

．教育の領域

1 ．授業等の実績

(1) 部会の教員数 平成 1 8 年 3 月 3 1 日の現員
教授 4 0 人、助教授 3 2 人、講師 6 人

(2) 部会の教員が担当した教養教育科目

平成 1 6 年度

担当した教員数 5 7 人

開講した科目数 5 8 科目

1 クラス当たりの平均学生登録者数 7 2 人

平均の単位取得率 (学生数による加重平均) データ無し

授業科目毎 GPA の学科平均 (学生数による加重平均) データ無し

平成 1 7 年度

担当した教員数 5 6 人

開講した科目数 5 7 科目

1 クラス当たりの平均学生登録者数 7 6 人

平均の単位取得率 (学生数による加重平均) データ無し

授業科目毎 GPA の学科平均 (学生数による加重平均) データ無し

2 ．教育内容及び方法

(1) 授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。

第 5 部会の教育目的は、2 1 世紀を生きる若者が自然に対する正しい認識をより一層深め、環境問題や生命倫理のあり方に対しても正しい判断ができるような素材を提供することであり、この目的を達成するために、分野別主題科目 (第 5 分野) 「数理と自然」を、以下にあげる授業区分において開設している。

授業区分	授業科目（コマ数）
数理の世界 （コア授業）	代数と離散数理（１）、図形の幾何（１）、連続と変化（３）、揺らぎの数理（１）、情報の仕組み（４）
物質の科学 （コア授業）	力と運動（２）、波動と電磁気（４）、熱と物質（３）、ミクロの世界（３）、分子と原子（３）
身の回りの科学 （コア授業）	生活の化学（４）、生態分子化学*（１）
自然と生命 （コア授業）	宇宙と地球の科学（４）、生命と物質（２）、生命の科学（３）、生物の生態と社会（２）
個別授業	フィボナッチ数の数理、代数入門、カオス入門、数論入門、生物学の歴史、実験生物学、やさしい実験化学Ⅰ、やさしい実験化学Ⅱ、生命情報工学入門*、ライフサイエンスの物理学*（いずれも１コマ）
総合型授業	21世紀のエネルギーと環境問題、有明海学

上の表で、*印は鍋島キャンパス、その他は本庄キャンパスで開講。

（２）授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿っているか。
概ね合致していると考える。

（３）研究活動に基づく教育

教員の研究課題と教育目標との整合性

第５部会の教育分野は、自然科学と数理科学であり、所属している教員の専門は、主に理工学、農学、医学であって、この分野の教育にふさわしい研究活動を行っている。

教員の研究活動が授業科目に反映している例

第５部会では、多くの教員が自身の研究活動の成果を主題科目に反映させるように努力・工夫をしている。以下、各教員からの報告のを列挙する。

授業科目名 主題科目「宇宙と地球の科学」

該当研究題目 有明海周辺地盤の研究成果

反映例

授業科目名 主題科目「有明人の智慧と生活」

該当研究題目 有明海周辺地盤の研究成果

反映例

授業科目名 主題科目「ミクロの世界」

該当研究題目 量子力学の確率解釈に関する研究

反映例 最新の研究成果を概説

授業科目名 主題科目「波動と電磁気」

該当研究題目 波動の伝送路中の反射に関する研究

反映例 最新の研究成果の概要を解説

授業科目名 主題科目「生命の科学」

該当研究題目 植物のバイオテクノロジーによる新品種の開発

反映例 発表論文、製品、種苗登録の仕方などについて、オリジナルなプリントを配付するとともに解説

授業科目名 主題科目「分子と原子」、「やさしい実験化学」

該当研究題目 錯体の構造と磁性に関する研究

反映例 2005年9月に錯体化学会で講演した研究成果について分かりやすく紹介

授業科目名 大学入門科目

該当研究題目 符号理論についての研究

反映例 研究内容について講義でわかり易く解説

授業科目名 主題科目「熱と物質」

該当研究題目 走査型トンネル顕微鏡を用いた研究

反映例 研究活動の一端を紹介

授業科目名 主題科目「波動と電磁気」

該当研究題目 ナノスピントロニクスに関する研究

反映例 2005年に査読付論文に掲載された研究成果について紹介

授業科目名 主題科目「宇宙と地球の科学(石の話)」

該当研究題目 南極大陸の岩石についての研究

反映例 研究成果について講義で図、写真などを見せながら解説した。

授業科目名 主題科目「情報の仕組み」

該当研究題目 セルオートマトンを研究

反映例 簡単なシミュレーションを主題科目「情報の仕組み」の例題として利用した。

授業科目名 主題科目「生命の科学、植物の性と生殖」

該当研究題目 植物の花成誘導機構に関する研究

反映例 研究成果の紹介

授業科目名 主題科目「生きものから有明海を探る」

該当研究題目 塩生植物シチメンソウについての研究

反映例 成果を講義で写真などを見せながら解説した。

授業科目名 主題科目「生活の化学」

該当研究題目 ヨウ素化合物の合成と機能開発についての研究

反映例 成果及び日本におけるヨウ素資源の開発と利用についてスライドなどを見せながら解説

授業科目名 主題科目「ミクロの世界」 素粒子・原子核の世界

該当研究題目 高エネルギー物理学

反映例 各種加速器を利用した素粒子物理学実験の経験、最近のBファクトリーにおけるCPの破れに関する最新の成果を最新の写真などを含めて紹介

授業科目名 主題科目「生物の生態と社会」

該当研究題目 昆虫の集合効果および繁殖戦略についての研究

反映例 成果について解説

授業科目名 主題科目「フィボナッチ数の数理 I」

該当研究題目 線型代数学

反映例 現在共同執筆中の教科書「線形代数とその応用」との一部を分かりやすく紹介

授業科目名 大学入門科目 I

該当研究題目 素粒子物理学

反映例 平易な紹介を行い、発表の見本を示すと共に、勉学への意欲を喚起した

授業科目名 大学入門科目 II

該当研究題目 素粒子物理学

反映例 超弦理論についての入門的な本の輪講を行い、学問研究への興味を喚起させる

よう努めた。

(4) 他学部の授業科目の履修状況

学内開放科目の利用状況

当部会では、以下の学内開放科目を当分野の主題科目として認定している。

平成17年度

理工学部	「(放射線物理学)」	受講者なし
理工学部	「(電磁気学)」	受講者なし
理工学部	「(熱力学)」	受講者なし
理工学部	「(情報代数と符号理論)」	受講者なし
理工学部	「(基礎化学)」	2名履修

(5) インターンシップによる単位認定の状況

該当無し。

(6) 編入学への配慮

該当無し。

(7) 修士課程との連携

該当無し。

(8) 単位の実質化への配慮

授業開講意図と履修モデルの周知

教養教育運営機構の発行する教養教育授業概要中に、第5分野主題科目「数理と自然」のかいせつのページがある。そこで、各副主題の意図の解説、副主題の中の各個授業科目の目的、概要が解説されている。(「教養教育科目の授業概要」佐賀大学教養教育運営機構)

授業時間外の学修のための工夫

自己学習のための工夫と同様。

GPAの実施状況

GPAを導入していない。

履修登録制限の実施状況

該当無し。

(9) 講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切か。

(10) シラバスが作成され、活用されているか。

シラバスの公開状況

当部会では、90%の科目が公開している。

授業がシラバスに沿って行われているか。

学期末には、シラバスに対応した授業が行われたかについて、学生への授業評価アンケート調査を行っている。

(11) 自習

自習室の設置状況

該当無し。

自己学習のための工夫の例

それぞれの科目において、多様な取り組みがなされている。それらを大別すると、

- (a) 授業内容のまとめ・プリント、参考資料の配布
 - (b) 演習、小テストの実施
 - (c) レポート課題を与える
 - (d) 学生によるプレゼンテーションを取り入れる
 - (e) ホームページの活用（講義ノート、資料公開）
- などによって、自己学習を喚起している。

以下、各教員からの報告を列挙する

- * 主題科目「連続と変化」で、授業中に演習の時間を多く取り学生の自主学習を促した。
- * 全講義科目、毎回の講義で出席票を兼ねた質問カードを提出させ、講義後に点検し授業方法の改善に使うとともに、次回の講義で質問について解説し、自主学習を促した。
- * 主題科目「宇宙と地球の科学」、「有明人の智慧と生活」で、3回程度レポートを課して学生の自主学習を促した。
- * 授業の途中で、2～3回の小テストを実施するようにしている。また、パワーポイントで授業を行っているので、毎回、配付資料を印刷して配り、自宅での復習に便宜を図って

いる。

- * 主題科目「やさしい幾何学」で、授業内容のまとめを 3 回程度配布して学生の自主学習を促した。
- * 学生が独習できるような授業についての詳しい資料を配布した。
- * 主題科目「生命の科学」では、受講生から出された「考えるに値する質問」を宿題として受講生に課し、自分の頭で考えた回答の提出を求めた。また、授業内容に関連する図書を自分で選び、批判的な目で読んだ結果をレポート（A4で5枚以上）として取りまとめることを求めた。
- * 共通主題科目「佐賀の小動物を探る」では、自分で調査研究する課題の設定を求め、その課題を解決するために、現地に足を運んで調査することを求めた。
- * 講義に関連するコマーシャルソースを紹介して、日々、身の回りに情報があることを認識してもらった。
- * レポートを課した。予習させて発表させた。
- * 主題科目「やさしい実験化学」では、2 回程度レポートを課して学生の自主学習を促した。
- * 主題科目「情報のしくみ」で、毎回配布する講義資料をホームページで公開し、学生の自主学習を促した。
- * 主題科目「熱と物質」で、参考文献を難易レベル別に紹介して学生の自主学習を促した
- * 「生物学の歴史」では、講義内容について、詳細情報やさらなる関連情報について書籍やインターネット資源を活用して確認するよう促している。結果や質問等は、出席カードの記述に反映されるので、適宜、講義の際に回答・解説している。
- * 主題科目「波動と電磁気」では、毎回プリントを配布し、自主学習の助けにした。
- * 平成 17 年度 主題科目「宇宙と地球の科学（石の話）」で、1 回レポートを課して学生の自主学習を促した
- * 大学入門科目 II で全員に個別の演習問題を出題した。
- * 主題科目「情報の仕組み」では、ほぼ毎回、プログラムを自ら書くような課題を与えた
- * 主題科目「生きものから有明海を探る」で、2 回程度レポートを課して学生の自主学習を促した。
- * 「情報基礎演習 I」と「情報基礎演習 II」では、毎回宿題を課して学生の自主学習を促した。
- * 少人数ゼミを行ったが、ゼミの準備としてプレゼミを行わせた。
- * ゼミを進める中で出て来た課題を次回のゼミまでに解決するようにした。
- * 意識向上が目的の授業なので、課題を与え自分の考えをもつような授業を行っている。毎回小問題を 4 割の学生に試問している。
- * 教養教育主題科目「ミクロの世界」では、学期末以外にもレポートを課して学生の自主学習を促した。

- * 主題科目「生命と物質」で、数回程度レポートを課して学生の自主学習を促した。
- * 「やさしい実験化学」では、実験結果と考察に関するレポートを課して学生の自主学習を促した。
- * 教養教育科目「大学入門科目 I」では、H16 年度は全員にワードでレポートを提出させ、多くの学生に発表させた。H17 年度は全員に発表用のスライド（パワーポイント）を提出させ、多くの学生に発表させた。
- * 主題科目「カオス入門」では参考図書のコピーを配布した。
- * 「情報のしくみ」では、2 回のレポートおよび 3 回の質問の提出を課して学生の自主学習を促した。

(1 2) 補習授業の取り組み

取り組みの例

- * 授業中にカードを配り、質問があれば書いてもらい、次の回で回答を印刷して配布している。そこで、初歩的な質問、特に物理学用語などの質問が出てきた場合、できるだけ平易に説明するようにしている。

(1 3) 成績評価等

成績評価の基準と方法の周知方法

評価は担当教員に委ねられており、成績評価の基準とその方法の周知は、各担当教員がシラバスに明記することになっている。

成績評価、単位認定の状況

部会単位では行っていない。

成績評価に対する異議申し立ての方法、状況、対応結果

個別教員が対処しているため、部会として集約したものは無い。

(1 4) TA 及び RA

TA,RA の指導状況

担当教員が担当科目についての指導を行っている。

TA についての学生の満足度

TA をつけた全科目に対し、学生による授業評価アンケートの追加項目 E1 [TA は諸君に有用ですか]への回答中、「まったくその通りだと思う」が 80%を超えた。Ta の教養教育への

有効性は学生による授業評価アンケートにも示されており、担当授業には必ず申請している。

(15) 卒業研究等

(16) 教育内容に関する優れた点及び改善を要する点

多くの場合、学生とのコミュニケーション、学生からのフィードバックを以下に有効におこなうか、が課題となっている。それがうまく機能しているところは教育効果が上がっている。

以下、各教員からの報告を列挙する。

- * 毎回質問カードを提出させている。
- * 優れた点：毎回、詳細な講義ノートのコピーを講義資料として配布し、また、それを PDF ファイルとして web 上に公開して学内外の評価を得ている。また、毎回小試験を課し、受講生が講義内容の理解を確認できるようにしている。
- * 改善点：講義のスピードが速すぎる、講義内容が難解であるという声があり、授業内容と方法に工夫が必要である。
- * 動物愛護について理解を深めた
- * 主題科目「波動と電磁気」では、毎回アンケートを募り、質問や要望に対応した。
- * 講義資料を Web により公開した。
- * 主題科目「カオス入門」において配布した資料は英語で書かれた図書からの複写である。最初は多くの学生が戸惑いを見せるものの、やがて英語の文章にある程度自然に慣れていったようである。専門的な内容になればなるほど英語を避けて通れない現代において、英語に親しむための良いきっかけになったものと思われる。ただ、英語に関する基礎学力には大きな個人差があるという点については何らかの配慮が必要であろう。また、全学部を対象としたこの科目では TA を採用して、教育背景の異なる学生からの様々な質問に対して個別に柔軟にその場で対処することができたと思う。

3 . 教育の成果

(1) 教育目標の明示

第5部会全体としては、ホームページ (<http://www.ofge.saga-u.ac.jp/2.html>) で明示している。

(2) 教育を点検する取り組み

部会としては未だ取り組んでいないが、学科レベルで教育点検委員会の設置が進んだ。教養教育も含んだ検討がなされる予定である。

(3) 資格取得者数

(4) 学生による授業評価の実施状況

全科目に対して共通フォーマットの授業評価アンケートが実施した。その結果の扱いについては各教員に一任されており、部会としての集計は行っていない。

(5) 授業評価アンケート以外の学生の意見聴取

* 毎回、授業でカードを配布し、学生に質問や意見を自由に記入してもらい、回答やコメントを書いたプリントを印刷して次の回に配布している。

* 個人のホームページに掲示板を設置し、質問等を受け付けている。ただし、あまり利用されていない。

* 毎回、出席代わりに紙に意見・感想・質問などを書かせた。

(6) 学生満足度 (学生による授業評価の結果)

この項目についてのデータはない (調査していない)。

(7) 教育の成果

特筆すべき教育の成果があれば記述して下さい。

* ある科目については、動物実験の理解と動物愛護の理解が深まったことが成果と報告されている。

(8) 卒業後の進路の状況

該当無し。

(9) 教育成果に関する企業アンケート

(10) 教育成果に関する卒業生アンケート

4 . 学生相談・支援

(1) ガイダンス

* 各学科の教務委員は、学科のオリエンテーション等で教養教育科目全般について詳しい説明をしている。大学入門科目に関する説明も各学科ガイダンスで行われている。

(2) 学生相談

オフィスアワー（日時を指定しているものに限る）を設定している教員数

* 60%の教員がオフィスアワーの曜日、時間を設定しており、授業についての質問などに応じている。他の教員も、特に曜日を指定しないが随時・あるいは予約に応じて、またメールも活用して学生の質問などを受け付けている。

(6) 特別な支援が必要な者への学修支援

(7) 情報機器の整備状況

(8) 自主的学修環境と満足度

5 . 教育改善

(1) 教育の状況に関するデータ等の収集

定期試験、解答例等の保存状況

教員によって違いはあるが、概ね過去2年間～5年間の全科目の定期試験の問題、解答用紙、解答例を各担当教員が保存している。中には10年分、またレポートを保存している教員もいる。

収集している教育活動の実態を示す資料・データ

(2) 授業評価結果に基づく自己点検・評価の取り組み

全科目で担当教員が授業評価アンケートを実施している。現在部会としての結果集計は無い。今後は、各教員が授業評価の結果に基づき改善計画書を作成し公開する予定である。

(3) 学外関係者の意見に基づく自己点検・評価の取り組み

(4) 評価結果に基づく教育の改善のシステム

- * 授業評価の結果は各担当教員に通知されている。その後の扱いは、各個教員の責任で行われている。
- * 各学科で、学科内に教育点検委員会を立ち上げ、教養教育を含む教育の点検・改善について扱う体制をとることになった。現時点では部会としての組織は無い。

(5) 個々の教員の授業改善の取り組み

- * 講義に興味を持ち、その場で理解出来る様に、演習と質問を多くした
- * 板書の漢字を楷書で書くように改善した。地図などの資料等を、毎回4枚程度配布した
- * 理解の程度が低いので、講義内容の一部を重点的に解説するようにしている。その結果、若干ではあるが、理解度が上昇している。
- * 講義内容が難しいという意見があったので、内容をやさしくした。
- * 授業の最初にシラバスを配布して、詳しく説明した。
- * 毎学期1回だけ実施される「学生による授業評価」の結果より、毎回の授業の後に実施する「授業に関するコメント」の内容に応じて、改善すべきことは次の授業で即座に実施している。
- * 字が小さく見づらいという意見があったので、大きめに板書するとともに、前列に座るように促した。
- * 次年度の講義では、学生の指摘されたことに気をつけて行う。
- * 主題科目「生活の化学 - 水の化学 -」の次回担当年度においては、初回授業においてシラバスの閲覧法とその内容を説明するよう改善する。
- * 配布資料(テキスト)が読み難いという意見があったので、すべての内容を数式文書として入力し、印刷したものをテキストとして配布、利用した。
- * シラバスを改善した。また、シラバスをよく読んで、予習復習するよう指導した。
- * 以前から、毎回講義ノートを講義資料として配布し、学生の板書の負担を少なくし、内容の理解に集中できるようにしている。内容が難解であるという意見に応じて、話す項目を精選し、繰り返し説明するように努力している。
- * 現状でよいと感じています
- * 主題科目「熱と物質」(17年度後期)において、特に数式を多く使用する部分等にプリントを配布した。
- * 主題科目「波動と電磁気」で宿題を課すことを予定している。
- * 次回(2007年度)では声を大きくする。
- * 講義において、教科書を指定していないことが上記の評価につながっていると思われる。適当な教科書はないので、なるべく授業関連のプリントを配布する、講義ごとに小テストを入れて理解の度合いを確かめながら講義を進める、などの取り組みを行った。
- * 授業のスライドをホームページ上に公開し、復習の便に供した。
- * 「授業内容はよく理解できた」の項目に、よくなかった旨の結果が見られた。文化系の学生にとっ

て、化学式が多く使われる科目は理解が困難なようである。これらの点について、講義内容を検討したい。

* 版書はできるだけ丁寧にしよう心がけた。

4. 学生相談・支援等

(6) FD・SD活動

FDに学生や教職員の意見が反映されているか

* 部会としてではないが、学科内に教育点検委員会を立ち上げ、教養教育を含む教育の点検・改善について議論する組織が発足した。

FD講演会等

教養教育運営機構主催ではないが、教養教育に密接に関連したテーマで理工学部のFD講演会が行われ、参加した。

日時 平成17年2月22日(火) 16時00分～17時30分
場所 大学会館2階 多目的ホール
講師 鳥栖高等学校 教諭 緒方 務 (教科 物理)
致遠館中学校 教諭 渡辺孝一 (教科 英語)
演題 理工系教育と高等学校教育との接点(物理、英語)について

平成16年3月20日

第3回大学教育研究フォーラム及び第10回大学教育改革フォーラム(京都大学高等教育研究開発推進センター主催)に参加 6.5時間

平成17年3月22-23日

第11回大学教育研究フォーラム(京都大学高等教育研究開発推進センター主催)に参加 12時間

部会のFD活動

* 学科教務委員として、学科内に教育点検委員会を立ち上げ、教養教育を含む教育の点検・改善について議論した。

FD活動により授業が改善された例

* 理工学部 FD 講演会に参加して知った学生による授業評価を教育改善に利用する方法に取り入れることにした

(7) 優れた点及び改善を要する点

2. 教育内容及び方法 (16) 教育内容に関する優れた点及び改善を要する点の内容を参照されたい。

6. 入試

該当無し。

7. その他の教育活動

特記事項無し

研究の領域

該当無し。

国際交流・社会貢献の領域

1．国際交流の実績

特記すべき教養教育機構主催の国際交流の実績は特にない。

2．社会貢献（主として教育サービス）

（1）生涯学習

該当無し。

（1-1）公開講座

教養教育運営機構で主催したものはない。

（1-2）学外開放

ネット授業「有明海学2」の1つとして実施した「有明海の線虫」の授業を学外者も受講できる形をとることにより、学外者に開放された。

（2）正規課程外の学生

科目等履修生：

該当無し

短期留学生：

該当無し

（3）社会教育

教養教育運営機構で主催したものはない。

（4）高大連携

(4 - 1) 高校生対象

教養教育運営機構の主催したものはない。

(4 - 2) 高校教職員対象

教養教育運営機構の主催したものはない。

(4 - 3) ジョイントセミナー

該当無し。

(5) 産学連携等

該当無し。

(6) 施設・設備開放

該当無し。

3 . 社会貢献 (主として研究サービス)

該当無し。

4 . 部会としての社会貢献の方針及び計画

特に部会として方針及び計画は定めていない。

5 . 社会貢献について改善するシステム

特に設けていない。

6 . 優れた点及び改善を要する点

優れた点： 特記事項無し

改善を要する点： 特記事項無し

組織運営の領域

1 . 部会の目的

(1) 部会の基本的な方針及び目標

人間が人間たる所以は、私たちを取り巻く自然を意識的に理解しようとするところにある。第5部会は、数理の世界の美しさ、自然界のしくみ、生命の神秘に触れるために、多彩な講義を用意して、21世紀に生きる若者達に自然に対する正しい認識をより一層深め、環境問題や生命倫理のあり方に対しても正しく判断できるような素材を提供する。(ホームページ <http://www.ofge.saga-u.ac.jp/2.html> の要旨)

(2) 学生への周知

佐賀大学のホームページ(<http://www.ofge.saga-u.ac.jp/2.html>)に掲載する事によって公表しているが、学生が目的を実際に把握しているかどうかということについて調査していない。

(3) 社会への周知

学生に対するのと同様、佐賀大学のホームページ(<http://www.ofge.saga-u.ac.jp/2.html>)に掲載する事によって公表している。

(4) 優れた点及び改善を要する点

(優れた点) 特記事項無し。

(改善を要する点) (1)に掲げている目標が、学生に周知され認識されているかどうかを把握するための調査が必要であると考えている。

2 . 部会の運営

(1) 部会長の選出方法

前任者から推薦された者につき、部会所属教員から異議がなかった場合は、その者を部会長候補者に選定している。

(2) 意思決定の方法

現在のところ、部会として決定する項目は、主題科目の実施割り振り、時間割調整を各

学科の教務関係担当者との連絡において決定する程度である。

(3) 部会内の役割分担等 (部会内の委員等)

部会長のほかに、教務委員、FD 担当委員、広報担当委員を置いている。

(4) 他の組織との関係

部会長は、運営委員会に加わり、協議会の委任を受けた事項を審議している。他の委員は協議会に出席し、審議を行っている。

部会長は、大学の運営方針、中期計画・中期目標及び年度計画を熟知して、その達成に向けて努力している。教務委員は主題科目の実施割り振り、時間割調整を各学科の教務関係担当者と相談して決めている。

(5) 優れた点及び改善を要する点

3 . 教員

(1) 教員組織編成の基本方針

新任教員等から所属の申し出があった場合は、原則として本人の意向を尊重している。

(2) 教員組織活性化のための措置

本人の自発的な申し出に基づいて、他の部会の教員を準会員として受け入れ、当部会の開設する授業科目の幅を広げている。

(3) 非常勤講師選考基準の運用状況

該当しない。

(4) 教員の教育活動の評価体制と活動状況

(5) 事務体制

該当無し。

(6) 技術職員の配置状況と教育支援業務

該当無し。

(7) TA の活用状況

数学の演習、化学実験を中心に T A を活用している。

平成 16 年度に 3 科目、平成 17 年度には 7 科目に T A がついた。

(8) 優れた点及び改善を要する点

(優れた点) 主題科目についてみると、夫々の教員が専門の研究成果をいかに学生にフィードバックしようかと、工夫をこらして魅力ある授業にしていることが伺える。

4 . 施設・設備

該当無し。

その他

～ の領域で表せないその他の活動実績 (名称・実績の内容、期間等)
該当無し。

教養教育運営機構

第6部会活動実績報告書

評価対象期間： 平成16年4月1日～平成18年3月31日

提出： 平成18年7月26日

回答者： 第6部会 部会長 荒牧軍治

．教育の領域

1 ．授業等の実績

(1) 部会の教員数 平成 1 8 年 3 月 3 1 日の現員
教授 50 人、助教授 36 人、講師 13 人 合計 99 人

(2) 部会の教員が担当した教養教育科目

平成 1 6 年度

担当した教員数 6 1 人

開講した科目数 4 8 科目

1 クラス当たりの平均学生登録者数 9 2 人

平均の単位取得率 (学生数による加重平均) データ無し

授業科目毎 GPA の学科平均 (学生数による加重平均) データ無し

平成 1 7 年度

担当した教員数 6 7 人

開講した科目数 5 7 科目

1 クラス当たりの平均学生登録者数 8 0 人

平均の単位取得率 (学生数による加重平均) データ無し

授業科目毎 GPA の学科平均 (学生数による加重平均) データ無し

2 ．教育内容及び方法

(1) 授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。

第 6 部会の教育目的は、「現代技術が抱える諸課題を、21 世紀を担う学生諸君とともに考え、解決の糸口を探る」ことにあり、そのことを達成するために 4 つの副主題「技術と歴史」「資源とエネルギー」「ハイテクノロジーと生産」「生産と環境」に関するコアとなる科目を設けるとともに、各教員が専門領域に関する研究で蓄積した問題意識と課題について講義を行う「個別科目」群を配置している。平成 17 年度については、それぞれの副主題について、4 科目、6 科目、8 科目、8 科目、合計 26 科目のコア科目と、26 科目の個別科目群を配し、バランスの取れた科目群構成となっている。

(2) 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿っているか。

コア科目群は、現代社会が抱える問題の中で、最も重要な問題である環境・エネルギー問題に関する6科目のコア科目が開講されているのは、時宜にかなっている。また、ロボット、バイオテクノロジー等の最先端技術に関するコア科目、個別科目が多く開講されていることも、文系理系を問わず、次世代を担う学生にとって有益な情報が獲得できる場となるであろう。

(3) 研究活動に基づく教育

教員の研究課題と教育目標との整合性

16, 17年度に第6分野を担当した教員の活動実績報告書の多くに、「現在進行中の研究課題、成果を講義に生かした」との記述があり、教養教育においても研究と教育の間に強い関連を持たせようとする教員の意志を感じることができる。

教員の研究活動が授業科目に反映している例

代表的な例(複数可)

授業科目名「身近な電子セラミックス」

該当研究題目

反映例

1980年4月の着任時から 1.セラミックス微粉末の合成法、2.セラミックス粉末の成形と焼結、3.セラミックス素子の特性評価に関する研究を行い、著書2編、査読付き論文50報、国際会議プロシーディング31報、解説論文:10報の成果を報告しているが、これらの研究成果をもとに、学会交流により収集したサンプルを示しながら、主題科目「身近な電子セラミックス」の講義で分かりやすく紹介した。

授業科目名「マリンバイオ」

該当研究題目

反映例

2005年4月に日本水産学会で発表した我々の研究室が行った一連の海藻類の生理活性物質に関する研究成果について、主題科目「マリンバイオ」の講義でプロジェクターを用いたスライドにより分かりやすく紹介した。

(4) 他学部の授業科目の履修状況

学内開放科目の利用状況

当部会では、以下の学内開放科目を当分野の主題科目として認定している。

平成17年度

理工学部 「(デジタル通信技術)」 受講者なし

農学部 「(生態人類学)」 2名履修

(5) インターンシップによる単位認定の状況
該当無し。

(6) 編入学への配慮
該当無し。

(7) 修士課程との連携
該当無し。

(8) 単位の実質化への配慮

授業開講意図と履修モデルの周知

学生に毎年配布する「教養教育科目の授業概要」に第6部門の教育目的、各主題分野の開講意図を、また各授業科目の開講意図をシラバスに掲載しているが、部門としての履修モデルは特に定めず、学生に自由な選択にゆだねている

授業時間外の学修のための工夫

講義を担当して教員は、複数回にわたってレポートを課すなどの工夫を行っているが、部会として統一的な工夫は行っていない。

GPAの実施状況

GPAを導入していない。

履修登録制限の実施状況

該当無し。

(9) 講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切か。

講義中にミニ実験を行う、野外に出て観察等を行う等、各講義内で演習、実験を導入している例もあるが、部門の全体計画として積極的に実験、実習等を導入できるような人的、空間的な余裕はない。

(10) シラバスが作成され、活用されているか。

シラバスは、講義科目を選択する際に活用していると思われるが、講義選択後、積極的にシラバスを活用しているとは思われない。

シラバスの公開状況

授業がシラバスに沿って行われているか。

(1 1) 自習

自習室の設置状況

図書館が十分に活用されていると思う

自己学習のための工夫の例

活動報告書によると、ほとんど全ての科目でレポートを課して学生の自主学習を促している。

(1 2) 補習授業の取り組み

第 6 分野の講義内容について補習授業の必要はないであろう

(1 3) 成績評価等

成績評価の基準と方法の周知方法

評価は担当教員に委ねられており、成績評価の基準とその方法の周知は、各担当教員がシラバスに明記することになっている。

成績評価、単位認定の状況

今年度は分析を行っていない

成績評価に対する異議申し立ての方法、状況、対応結果

特に異議申し立ての事例は記録されていない

(1 4) TA 及び RA

TA, RA の指導状況

担当教員の活動実績報告書には TA を活用した事例は報告されていない。研究室の学生を補助に使った例があるかもしれないが、指導状況までは把握できていない。

TAについての学生の満足度
調査していない。

(15) 卒業研究等

(16) 教育内容に関する優れた点及び改善を要する点

3. 教育の成果

(1) 教育目標の明示

ホームページ (<https://lc.sc.admin.saga-u.ac.jp/kyoumu/UI/html/start.htm>)で明示している。また、学生に配布する「教養教育科目授業概要」に明示している。

(2) 教育を点検する取り組み

教育に関する自己点検、学生による授業評価等は、担当教員にゆだねられており、第6部会としては特に教育点検を実施していない。

(3) 資格取得者数

該当無し。

(4) 学生による授業評価の実施状況

該当無し。

(5) 授業評価アンケート以外の学生の意見聴取

(6) 学生満足度(学生による授業評価の結果)

(7) 教育の成果

今回提出された教員からの活動報告書には特記すべき事項は見あたらなかった。

(8) 卒業後の進路の状況

該当無し。

(9) 教育成果に関する企業アンケート

該当無し。

(10) 教育成果に関する卒業生アンケート

該当無し。

4 . 学生相談・支援

(1) ガイダンス

特記すべき事項はない。

(2) 学生相談

オフィスアワー（日時を指定しているものに限る）を設定している教員数
担当教員の大部分が理工学部、農学部に所属しており、研究室にいることが多いことから、
オフィスアワーを設定していない教員が多い。

(6) 特別な支援が必要な者への学修支援

(7) 情報機器の整備状況

(8) 自主的学修環境と満足度

5 . 教育改善

(1) 教育の状況に関するデータ等の収集

定期試験、解答例等の保存状況

過去2年間の全科目の定期試験の問題、解答用紙を保存しているとした担当教員が数多く
いるが、解答例まで保存しているとした者は皆無であった。

収集している教育活動の実態を示す資料・データ

(2) 授業評価結果に基づく自己点検・評価の取り組み

授業評価結果に基づく自己点検・評価は各教員にゆだねられており、部会では実施していない

(3) 学外関係者の意見に基づく自己点検・評価の取り組み

(4) 評価結果に基づく教育の改善のシステム

授業科目毎の学生による授業評価の結果は、各担当教員に通知している。

(5) 個々の教員の授業改善の取り組み

(6) F D ・ S D 活動

FD 講演会に参加したとする教員が数名見られる程度である。

F D に学生や教職員の意見が反映されているか

意見を反映させるシステムが確立していない

F D 講演会等

FD 講演会に参加したとする教員が数名見られる程度である。

部会の F D 活動

教養教育機構の FD 委員会での活動が主で、部会として別に FD 活動は実施していない。

F D 活動により授業が改善された例

各教員はいくつかの授業改善を行っているが、それが FD 活動の結果であるかどうかは分からない。

(7) 優れた点及び改善を要する点

6 . 入試

該当無し。

7 . その他の教育活動

研究の領域

該当無し。

国際交流・社会貢献の領域

1．国際交流の実績（具体的に記述）

個人活動報告書にはほとんど記載がない

2．社会貢献（主として教育サービス）

個人活動報告書にはほとんど記載がない

（1）生涯学習

（1-1）公開講座

該当無し。

（1-2）学外開放

該当無し。

（2）正規課程外の学生

科目等履修生：

該当無し。

短期留学生：

該当無し。

（3）社会教育

講演会（一般市民対象）：

該当無し。

(4) 高大連携

(4 - 1) 高校生対象

該当無し。

(4 - 2) 高校教職員対象

該当無し。

(4 - 3) ジョイントセミナー

該当無し。

(5) 産学連携等

該当無し。

(6) 施設・設備開放

該当無し。

3 . 社会貢献 (主として研究サービス)

該当無し。

4 . 部会としての社会貢献の方針及び計画

特に部会として方針及び計画は定めていない。

5 . 社会貢献について改善するシステム

特に設けていない。

6 . 優れた点及び改善を要する点

優れた点 :

改善を要する点：

組織運営の領域

1 . 部会の目的

(1) 部会の基本的な方針及び目標

第 6 分野の教育目標は教養教育機構授業概要に記載しているが、部会の基本方針や目標は特に策定していない

(2) 学生への周知

学生が部会の目的を理解する必要があるのかが理解できない。

(3) 社会への周知

部会の目的をなぜ社会に周知する必要があるのかが理解できない

(4) 優れた点及び改善を要する点

(優れた点)

(改善を要する点)

2 . 部会の運営

(1) 部会長の選出方法

前任者から推薦された者につき、部会所属教員から異議がなかった場合は、その者を部会長候補者に選定している。

(2) 意思決定の方法

機構の教務委員会、FD 委員会、運営委員会、運営協議会等で議論されたことを遺漏無く実施することが主であり、部会が独自に意志決定を行うことが少ないため、部会の会議等は開催していない。

学生の意見は、学生との懇談会で、教員、技術職員及び事務職員の意見は、個別に聴くようにしている。部会のレベルの意見が出ることはほとんど無い。

(3) 部会内の役割分担等 (部会内の委員等)

部会に、部会長、教務委員、FD 委員、広報委員の 4 名を配置している。部会内に特別な委員会は設置していない。

(4) 他の組織との関係

部会長は、運営委員会に加わり、協議会の委任を受けた事項を審議している。

協議会が設置する委員会の委員を、部会会議で協議して選出している。

機構長を補佐する委員等の推薦依頼があった場合は、部会会議で協議して推薦している。

部会長は、大学の運営方針、中期計画・中期目標及び年度計画を熟知して、その達成に向けて努力している。また、部会会議などで部会の教員に周知するように努めている。

(5) 優れた点及び改善を要する点

3 . 教員

(1) 教員組織編成の基本方針

新任教員等から所属の申し出があった場合は、原則として本人の意向を尊重している。

(2) 教員組織活性化のための措置

本人の自発的な申し出に基づいて、他の部会の教員を準会員として受け入れ、当部会の開設する授業科目の幅を広げている。

(3) 非常勤講師選考基準の運用状況

第 6 部会では非常勤講師の任用は行っていない

(4) 教員の教育活動の評価体制と活動状況

該当無し。

(5) 事務体制

該当無し。

(6) 技術職員の配置状況と教育支援業務

該当無し。

(7) TA の活用状況

(8) 優れた点及び改善を要する点

4 . 施設・設備

該当無し。

その他

～ の領域で表せないその他の活動実績（名称・実績の内容、期間等）
該当無し。

教養教育運営機構

第7部会活動実績報告書

評価対象期間： 平成16年4月1日～平成18年3月31日

提出： 平成18年7月29日

回答者： 第7部会 部会長 岩尾雄四郎

．教育の領域

1 ．授業等の実績

(1) 部会の教員数 平成 1 8 年 3 月 3 1 日の現員

教授：正 8 人、準 6 人、助教授：正 2 人、準 2 人、 講師：正 3 人、準 0 人
計 21 名

(2) 部会の教員が担当した教養教育科目

平成 1 6 年度

担当した教員数 4 人

開講した科目数 7 科目

1 クラス当たりの平均学生登録者数 算定不能

平均の単位取得率（学生数による加重平均） 算定不能

授業科目毎 GPA の学科平均（学生数による加重平均） データ無し

平成 1 7 年度

担当した教員数 2 人

開講した科目数 3 科目

1 クラス当たりの平均学生登録者数 2 9 人

平均の単位取得率（学生数による加重平均） 95.5%

授業科目毎 GPA の学科平均（学生数による加重平均） データ無し

2 ．教育内容及び方法

(1) 授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。

第 7 部会の教育目的は地域性題材に基づく、自主的能力開発教育であり、この目的を達成するために、「地域のくらし」、「次郎物語に見る佐賀の生活と家族」、「佐賀の偉人志田林三郎」、「佐賀の農業を考える」などを開講した。

(2) 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿っているか。

シラバスに見られるように教育課程の編成趣旨に沿った教育が行われている。

(3) 研究活動に基づく教育

教員の研究課題と教育目標との整合性

第 7 部会の教育分野は、地域性を考慮した教育あり、所属している教員は全学部や付設機関に亘り、この分野の教育にふさわしい研究活動を行っている。

教員の研究活動が授業科目に反映している例

代表的な例（複数可）

授業科目名：佐賀の農業を考える

該当研究題目：佐賀県の水田農業

反映例：研究用写真等の授業への活用

授業科目名：佐賀の偉人志田林三郎

該当研究題目：志田林三郎の人間研究

反映例：研究成果の授業への活用

授業科目名：進学・就職の地域間移動にみる佐賀

該当研究題目：大卒労働力需給の地域ブロック間比較

反映例：研究成果の授業への活用

（ 4 ）他学部の授業科目の履修状況

（ 5 ）インターンシップによる単位認定の状況

該当無し。

（ 6 ）編入学への配慮

該当無し。

（ 7 ）修士課程との連携

該当無し。

（ 8 ）単位の実質化への配慮

授業開講意図と履修モデルの周知

授業時間外の学修のための工夫

GPA の実施状況

履修登録制限の実施状況

該当無し。

(9) 講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切か。
開示されているシラバスは何れも適切である。

(10) シラバスが作成され、活用されているか。
シラバス開示率は 80% であり、今後の充実が望まれる。

シラバスの公開状況

16・17 年度の開講科目に関しては、80%の科目が公開している。

授業がシラバスに沿って行われているか。

不明

(11) 自習

自習室の設置状況

該当無し。

自己学習のための工夫の例

課題図書のおすすめ、2 度の授業に対して 1 回程度のレポート提出、学生のグループ化による議論などの工夫が行われ田。

(12) 補習授業の取り組み
行われなかった。

(13) 成績評価等

成績評価の基準と方法の周知方法

評価は担当教員に委ねられており、成績評価の基準とその方法の周知は、各担当教員がシラバスに明記することになっている。

成績評価、単位認定の状況

成績評価に対する異議申し立ての方法、状況、対応結果
特にないようである。

(14) TA及びRA

TA,RAの指導状況

TAについての学生の満足度

(15) 卒業研究等

該当無し。

(16) 教育内容に関する優れた点及び改善を要する点

特になし。

3. 教育の成果

(1) 教育目標の明示

シラバスで開示している科目が多い。今後の充実が望まれる。

(2) 教育を点検する取り組み

教育点検委員会等を設置し、授業評価アンケートの学科平均の解析、カリキュラム改善、
授業改善計画の取りまとめる必要がある。

(3) 資格取得者数

該当無し。

(4) 学生による授業評価の実施状況

ほぼ7割の開講科目で授業評価が行われたが、今後の充実が望まれる。

(5) 授業評価アンケート以外の学生の意見聴取

特になし。

(6) 学生満足度 (学生による授業評価の結果)
調査していない。

(7) 教育の成果

特筆すべき教育の成果があれば記述して下さい。
特になし。

(8) 卒業後の進路の状況
該当無し。

(9) 教育成果に関する企業アンケート
該当無し。

(10) 教育成果に関する卒業生アンケート
該当無し。

4 . 学生相談・支援

(1) ガイダンス
該当無し。

(2) 学生相談

オフィスアワー (日時を指定しているものに限る) を設定している教員数
開講時に毎週 1 校時分設定した教員が 2 名。特に設定はしないが、学生とフィールドワー
クを行った教員が 1 名いた。

(6) 特別な支援が必要な者への学修支援
平成 17 年度に身体障害者が居たので本人と相談して講義室を 1 階に変更した。

(7) 情報機器の整備状況

(8) 自主的学修環境と満足度

5 . 教育改善

(1) 教育の状況に関するデータ等の収集

定期試験、解答例等の保存状況

80%の教員が過去の試験問題、レポートを保存している。

収集している教育活動の実態を示す資料・データ

(2) 授業評価結果に基づく自己点検・評価の取り組み

授業評価アンケートの実施は閉講時であり、当期での改善には反映しにくい。オムニバス形式の講義では各教員の評価集計に問題がある。授業計画の反省も含め、学生への資料展示法に工夫した教員もいた。

(3) 学外関係者の意見に基づく自己点検・評価の取り組み

(4) 評価結果に基づく教育の改善のシステム

部会としての学生による授業評価の結果を集計し、部会会議で議論することが望まれる。

(5) 個々の教員の授業改善の取り組み

(6) F D ・ S D 活動

F D に学生や教職員の意見が反映されているか

F D 講演会等

平成 17 年 3 月：教養教育運営機構主催 F D 講演会出席：1 名

部会の F D 活動

第 7 部会全体打ち合わせにおいて、授業方法や授業運営について議論した (90 分 * 1 回)

F D 活動により授業が改善された例

(7) 優れた点及び改善を要する点

6 . 入試

該当無し。

7 . その他の教育活動

研究の領域

該当無し。

国際交流・社会貢献の領域

1．国際交流の実績（具体的に記述）

2．社会貢献（主として教育サービス）

（1）生涯学習

（1-1）公開講座

該当無し。

（1-2）学外開放

該当無し。

（2）正規課程外の学生

科目等履修生：

該当無し。

短期留学生：

該当無し。

（3）社会教育

講演会（一般市民対象）：

該当無し。

（4）高大連携

(4・1) 高校生対象

該当無し。

(4・3) ジョイントセミナー

該当無し。

(5) 産学連携等

該当無し。

(6) 施設・設備開放

該当無し。

3 . 社会貢献 (主として研究サービス)

該当無し。

4 . 部会としての社会貢献の方針及び計画

特に部会として方針及び計画は定めていない。

5 . 社会貢献について改善するシステム

特に設けていない。

6 . 優れた点及び改善を要する点

優れた点 :

改善を要する点 :

組織運営の領域

1 . 部会の目的

(1) 部会の基本的な方針及び目標

(2) 学生への周知

学生が目的を実際に把握しているかどうかということについて調査していない。

(3) 社会への周知

(4) 優れた点及び改善を要する点

(優れた点)

特になし。

(改善を要する点)

学生に周知され認識されているかどうかを把握するための調査が必要であると考えている。

2 . 部会の運営

(1) 部会長の選出方法

前任者から推薦された者につき、部会所属教員から異議がなかった場合は、その者を部会長候補者に選定している。

(2) 意思決定の方法

適宜部会長を議長とする部会会議を開催する。

(3) 部会内の役割分担等 (部会内の委員等)

(4) 他の組織との関係

部会長は、運営委員会に加わり、協議会の委任を受けた事項を審議している。

協議会が設置する委員会の委員を、部会会議で協議して選出している。

部会長は、大学の運営方針、中期計画・中期目標及び年度計画を熟知して、その達成に向けて努力している。また、部会会議などで部会の教員に周知するように努めている。

(5) 優れた点及び改善を要する点

3 . 教員

(1) 教員組織編成の基本方針

新任教員等から所属の申し出があった場合は、原則として本人の意向を尊重している。しかし、本部会は所属教員数が少ないため、第2希望で本部会所属を申し出た教員がいた場合は、積極的に加入を要請することになっている。

(2) 教員組織活性化のための措置

本人の自発的な申し出に基づいて、他の部会の教員を準会員として受け入れ、当部会の開設する授業科目の幅を広げている。

(3) 非常勤講師選考基準の運用状況

(4) 教員の教育活動の評価体制と活動状況

該当無し。

(5) 事務体制

該当無し。

(6) 技術職員の配置状況と教育支援業務

該当無し。

(7) TA の活用状況

(8) 優れた点及び改善を要する点

4 . 施設・設備

該当無し。

その他

～ の領域で表せないその他の活動実績（名称・実績の内容、期間等）

教養教育運営機構

第8部会活動実績報告書

評価対象期間： 平成16年4月1日～平成18年3月31日

提出： 平成18年7月26日

回答者： 第8部会 部会長 古賀 豊

．教育の領域

1 ．授業等の実績

(1) 部会の教員数 平成 1 8 年 3 月 3 1 日の現員
教授 12 人、助教授 19 人、講師 4 人

(2) 部会の教員が担当した教養教育科目

平成 1 6 年度

担当した教員数 1 4 4 人

開講した科目数 3 7 8 科目

1 クラス当たりの平均学生登録者数 3 0 人

平均の単位取得率 (学生数による加重平均) データ無し

授業科目毎 GPA の学科平均 (学生数による加重平均) データ無し

平成 1 7 年度

担当した教員数 1 4 9 人

開講した科目数 3 1 8 科目

1 クラス当たりの平均学生登録者数 3 2 人

平均の単位取得率 (学生数による加重平均) データ無し

授業科目毎 GPA の学科平均 (学生数による加重平均) データ無し

2 ．教育内容及び方法

(1) 授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。

本学の学則第 2 条に基づき、第 8 部会の教育目的は、さまざまな外国語を学ぶことを通して世界の文化の多元性を認識し、各文化を尊重する柔軟で国際的な視野を育成することにある。この目的を達成するために、英語、ドイツ語、フランス語、中国語、朝鮮語、外国人留学生のための日本語を開講している。各外国語は、基礎的知識の習得から、運用能力・コミュニケーション能力の形成へと、学力が発展的に向上するカリキュラム編成を行っている。

(2) 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿っているか。

各外国語は、1年次は基礎学力を確実にするための授業内容であり、2年次以上においては、学生の学習意欲と興味に応じて、各言語を習得しまたその文化への理解を深めるための購読、作文、聴解、会話等の多様な授業を展開しており、全体として授業内容は編成の趣旨に沿っている。

(3) 研究活動に基づく教育

教員の研究課題と教育目標との整合性

第8部会の教育分野は、外国語教育であり、所属している教員の専門領域は、主に言語学、文学、歴史学であって、この分野の教育にふさわしい研究活動を行っている。ただ、当部会の第一次的な目的は各言語の習得にあるので、各教員の研究課題および成果はむしろ主題科目の分野に反映される傾向がある。

教員の研究活動が授業科目に反映している例

代表的な例(複数可)

授業科目名:「人間社会とコミュニケーション」(平成16年度前期・後期、早瀬担当)

該当研究題目:異文化間コミュニケーション。

反映例:異文化間コミュニケーションの研究論文“Cultural Identity in Teaching English”の内容を主題科目「人間社会とコミュニケーション」の中で、学生用にわかりやすいかたちで、還元している。

授業科目名:「コミュニケーションの諸相(意味と意図-意味論・語用論入門)」(平成16年度前期、熊本担当)

該当研究題目:日・英語の意味論、語用論。

反映例:主題科目「コミュニケーションの諸相」において、研究の成果を取り入れ、実際のコミュニケーションの問題について、学生自身に考えさせる工夫をした。

授業科目名:「言語と音声」(平成16年度後期、小野担当)

該当研究題目:日英比較音韻論。

反映例:日英比較音韻論についての研究成果を基に、日本語の音韻現象について、主題科目「言語と音声」の講義で解説した。

授業科目名:「外国文学の鑑賞(シェイクスピアを読む)」(平成17年度後期、朱雀担当)

該当研究題目:イギリス文学:シェイクスピア研究。

反映例:ジェンダーという視点からのシェイクスピア研究成果を、主題科目「外国文学の鑑賞」でわかりやすく講義した。

授業科目名：「日本語」(平成16～17年度前期、代田担当)

該当研究題目：日本語のアクセント、イントネーションについての研究。

反映例：上記の研究成果に基づいて、日本語の授業で、解説、発音指導を行った。

授業科目名：「英語A」(平成17年度前期・後期、高野担当)

該当研究題目：国際コミュニケーション科学。

反映例：ハワイ大学で学んだ英語「小論文」執筆指導法をフルに生かし、英語Aの授業において、英語で小論文を書く際の重要点を指導した。

(4) 他学部の授業科目の履修状況

学内開放科目の利用状況

当部会では、当分野の外国語科目として認定される学内開放科目は無い。

(5) インターンシップによる単位認定の状況

該当無し。

(6) 編入学への配慮

該当無し。

(7) 修士課程との連携

該当無し。

(8) 単位の実質化への配慮

授業開講意図と履修モデルの周知

第8部会の教育目標は『教養教育の授業概要』の中で各々の外国語ごとに明示されている。また他の部会と異なり、各言語とも2年間に学生が履修するのは4ないし6科目に限定されているという特殊な事情のため、言語ごとの履修モデルは特に定めていない。

授業時間外の学修のための工夫

当部会では現段階では特別の工夫は行っていない。

GPAの実施状況

GPAを導入していない。

履修登録制限の実施状況

該当無し。

(9) 講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切か。

共通基礎科目に位置付けられる外国語科目は、専門学部における諸学問の基礎力としての外国語を習得することを目的としているので、その性格上、授業形態は他の主題科目と異なりほとんどの場合演習形式とならざるを得ない。

(10) シラバスが作成され、活用されているか。

シラバスの公開状況

平成16年度の当部会の開講科目は378のうち『授業概要』へのシラバス掲載科目数は377でほぼ100%公開している。平成17年度の開講科目は318、シラバス掲載科目数は300で公開率は94%とやや減少した。

授業がシラバスに沿って行われているか。

各教員は各学期末には、シラバスに対応した授業が行われたかについて、学生への授業評価アンケート調査を行っており、個々には学生の評価を把握していると思われるが、部会全体としては、どのくらいの比率でシラバスに沿った授業が行われているかの具体的な数値は把握していない。

(11) 自習

自習室の設置状況

学生がマイペースで語学力アップをはかれるよう、平成16年4月にLM自習室が開設された。インターネットに接続できるコンピューターを6台設置し、英語(< e-s i a >、TOEFL, TOEIC)の他諸外国語の学習ソフト、検定試験用参考資料を備えて、学生に提供している。

自己学習のための工夫の例

当部会では、授業時間外の学習の工夫は各教員に委ねているが、各授業後に毎回宿題を課するという例がいちばん多い。以下はその例である。

1. 「人間社会とコミュニケーション」では、講義の後に必ず、レポートを課して学生の自主学習を促した(早瀬)
2. 「英語」では、毎授業ごとに、復習テストを課し、それを評価に反映させることで、確実に復習をすることを義務づけている(早瀬)

3. 主題科目「コミュニケーションの諸相—意味と意図：意味論・語用論入門」で、毎回レポートを課して学生の自主学習を促した（熊本）
4. 英語A・英語Bのどちらも、毎授業ごとに一定の宿題を課した。未提出者に対しては、毎回厳しいペナルティを課した。この宿題を通じて自己学習させることにより、学生の最終レポートの質はぐんと向上した。（高野）

（12）補習授業の取り組み

英語の基礎力不足の学生への配慮としては、早瀬が独立行政法人メディア教育開発センターとの共同プロジェクトで、英語の補習授業を実施した（添付資料1）。

概要：

実施期間：平成17年7月20日～平成18年3月31日

名称：「英語リメディアル教育プロジェクト～佐大で英語をやり直す」

時間数：データ不明

対象：平成17年度入学者で希望者

内容：高校卒業程度の英語力（英検2級レベル）の取得を目指した。成績の伸びの顕著な学生は、カナダでの1ヶ月の語学研修に参加した。

参加者：170名の応募があり、プレースメントを行い、20名に絞った。

成果：英検2級レベルの英語力がない学生でも、効果的な学習法が提供されれば、半年ほどでめざましい効果が期待出来るということが立証された。

満足度：受講生の満足度は、5段階評価で3.9であった。

（13）成績評価等

成績評価の基準と方法の周知方法

評価は担当教員に委ねられており、成績評価の基準とその方法については、各担当教員がシラバスに明記して学生に周知させている。また、教員によっては、最初の講義の際に、再度、成績評価の基準と評価方法をより詳しく学生に説明している。

成績評価、単位認定の状況

現段階では、当部会においては各言語別の成績評価の分布および単位取得率等についての分析は行っていない。

成績評価に対する異議申し立ての方法、状況、対応結果

学生への成績通知の後、成績内容に意義がある場合には、学生が直接担当教員に尋ねて相談している。

(14) TA及びRA

TA,RAの指導状況

平成16～17年度は、当部会ではTAを実施していない。

TAについての学生の満足度

データ無し。

(15) 卒業研究等

該当無し。

(16) 教育内容に関する優れた点及び改善を要する点

医学部の英語教育において、期末定期試験を行わず毎回授業後に一定の宿題・レポートを課したクラスでは、定期試験という従来の評価法よりも「学生たちに各自の執筆状況を段階的にクラス全体に対して「公表」させるシステムを導入することで学生たちの最終レポートの多くが一読に値するものとなった。」との報告があった。

また、ドイツ語の授業においては、パワーポイントを用いることで、学生の授業への注目度が教科書と黒板だけの場合よりもアップしたとの報告があった。

留学生対象の日本語の授業では、「プレゼンテーション」の指導を行い、学生参加型授業を実践し、「ビジターセッション」の活動を授業の一環として組み込み、日本人学生と留学生の交流混在型授業を行っているクラスがある。

3. 教育の成果

(1) 教育目標の明示

各外国語の教育目標は、学生に配布する授業概要に明示している。

(2) 教育を点検する取り組み

当部会では、性格の異なる6種類の外国語教育を行っているため、それぞれの語学教育に関する問題点の点検・検討は担当教員集団に委ねられており、部会全体としてカリキュラム改善や授業評価に基づく授業改善などに取り組むための特定の組織は現段階では設置していない。

(3) 資格取得者数

該当無し。

(4) 学生による授業評価の実施状況

平成 16 年度の開講科目 378、平成 17 年度の開講科目 318 の授業評価実施率についてはデータ無し。

(5) 授業評価アンケート以外の学生の意見聴取

この項目に関する部会員のデータ無し。

(6) 学生満足度 (学生による授業評価の結果)

教員個人は学生による授業評価を通して担当科目の学生満足度を把握していると思われるが、部会として開講科目全体の学生満足度については調査していない。

(7) 教育の成果

特筆すべき教育の成果があれば記述して下さい。

「英語」の授業で、担当教員 (早瀬) が編集出版した TOEIC 対策用テキストを使用したクラスで、多く学生が TOEIC 受検をするようになり、数名の学生は、半年間で 50 点以上の伸びを示した。

(8) 卒業後の進路の状況

該当無し。

(9) 教育成果に関する企業アンケート

該当無し。

(10) 教育成果に関する卒業生アンケート

該当無し。

4 . 学生相談・支援

(1) ガイダンス

初修外国語については、受験合格者は入学前に選択しなければならないので、合格通知書書類とともに、各外国語の特質等を説明した書類を送って初修外国語選択の参考としている。また、外国語によっては、講義初日にその言語の言語的な特性やその学習目的などについて解説し (朝鮮語) あるいは、事前に公開しているシラバスより詳細な授業内容をプ

プリントにして配布し、口頭で説明を加える（日本語）など、より詳しいガイダンスを実施している。

（２）学生相談

オフィスアワー（日時を指定しているものに限る）を設定している教員数
データ無し。

（６）特別な支援が必要な者への学修支援

英語履修者に留学生がいたので、なるべく簡単な日本語の語彙を使って質問するよう配慮した。

（７）情報機器の整備状況

語学教育に関しては、LM運営委員会、CALLシステム運営委員会の管理・運営のもとで、LL教室、LM教室、LM自習室が設置され、E-learningなどネット授業が可能なコンピューター機器を整備している。

（８）自主的学修環境と満足度

語学力アップを望む学生のために、平成16年度からLM自習室が設置され、平日9時～17時まで解放されている。ただ、満足度についての調査はまだ実施されていない。

5．教育改善

（１）教育の状況に関するデータ等の収集

定期試験、解答例等の保存状況

全科目の定期試験の問題、解答用紙、解答例を各担当教員が保存している期間は、最大過去6年間から最小半年間までと、教員によってかなりの開きがある。なお、JABEEの科目については、教養教育機構で過去数年間の全科目の定期試験の問題、解答用紙、解答例を保存してもらっている。

収集している教育活動の実態を示す資料・データ

該当無し。

（２）授業評価結果に基づく自己点検・評価の取り組み

現段階では、各教員が授業評価の結果に基づき、個々に問題点の改善に取り組んでいる。

(3) 学外関係者の意見に基づく自己点検・評価の取り組み

(4) 評価結果に基づく教育の改善のシステム

授業科目毎の学生による授業評価の結果は、各担当教員に通知されているが、教育改善のための部会全体のシステムはまだ組織されていない。

(5) 個々の教員の授業改善の取り組み

各教員は学生の授業評価の結果に基づき、「話し方が速すぎて聞き取れないとの意見があったのでゆっくり話すように努めている」、「看護学科での英語資料が少々難しいとの声に配慮して適切なレベルに変更した」、「学生が講義に集中できるように、配布資料を増やし、板書を減らした」、「英語の筆記体を読めない学生がクラスで 30%いたので、板書を活字体に改めた」などさまざまな工夫・改善に取り組んでいる。

(6) FD・SD活動

FDに学生や教職員の意見が反映されているか

部会会議を開く折に、FD委員が教員から意見を聴取し、FDの企画に反映させている。

FD講演会等

平成 17 年 3 月の FD 講演会（教養教育運営機構主催）への参加者は 2 名で、平成 18 年 3 月の FD 講演会（教養教育運営機構主催）「初年次教育の在り方について」（長崎大学：藤本将人氏）への参加者は 2 名であった。

その他、早瀬が平成 17 年度に、文部科学省主催「英語が使える日本人の育成のためのフォーラム 2005（於 東京ビッグサイト）」、「リメディアル教育セミナー（於 西南学院大学）」、「TOEFL 実施のための説明会（於 アクロス福岡）」に参加した。

部会の FD 活動

部会において不定期的にではあるが、FD委員を中心に教育改善について議論している。

FD活動により授業が改善された例

早瀬の授業では、ネット授業に於ける評価の厳格化をはかることができ、また、ネット授業の「放棄者」が減少した。

(7) 優れた点及び改善を要する点

F D 講演会への参加状況に表れているように、当部会は F D 活動への取組みが不十分であり、この点は改善を要する。

6 . 入試

該当無し。

7 . その他の教育活動

研究の領域

該当無し。

国際交流・社会貢献の領域

1. 国際交流の実績（具体的に記述）

早瀬は大学が主催する海外語学研修の担当者として、企画・実施・引率を行った。これは、「英語」2単位として認定される。本学の姉妹校である、オーストラリア、ラトロープ大学での約1ヶ月の語学研修。事前指導と事後指導を含む。

平成16年度

期間：平成17年8月30日から10月1日まで

対象：全学部、全研究科

参加人数：19名

平成17年度

期間：平成17年8月30日から9月30日まで

対象：全学部、全研究科

参加人数：17名

吉中は「ドイツ語とドイツ文化」研修旅行の企画で平成17年3月、18年3月のそれぞれ1ヶ月間ドイツのミュンヘン大学、バーリンゲン、アメラングなどでの海外研修と国際交流に携わった。

期間：平成17年2月25日から3月29日まで

対象：九州地区国立・公立大学生

参加人数：佐賀大学から11名

期間：平成18年3月4日から4月3日まで

対象：九州地区国立・公立大学生

参加人数：佐賀大学から7名

森は16年度夏期休暇中に、学生を引率し、佐賀大学に留学した国民大学校の学生との交流を日程に含んだ韓国研修旅行を実施した。17年度は諸般の事情により研修旅行は実施しなかった。

期間：平成16年8月24～30日

対象：本学学生

参加人数：8人

2．社会貢献（主として教育サービス）

（1）生涯学習

（1-1）公開講座

当部会では開いていない。

（1-2）学外開放

該当無し。

（2）正規課程外の学生

研究生：平成17年度の日本語 で、研究生1名に対し、聴講生として受講を認めた。

科目等履修生：

該当無し。

短期留学生：

平成17年前期開講科目「日本語 」に特別聴講生4名を受け入れた。

平成17年後期開講科目「日本語 」に特別聴講生5名を受け入れた。

（3）社会教育

講演会（一般市民対象）：

当部会では開いていない。

（4）高大連携

該当無し。

(4・1) 高校生対象

該当無し。

講演会 (一般市民対象) :

該当無し。

(4・2) 高校教職員対象

該当無し。

(4・3) ジョイントセミナー

該当無し。

(5) 産学連携等

該当無し。

(6) 施設・設備開放

3 . 社会貢献 (主として研究サービス)

該当無し。

4 . 部会としての社会貢献の方針及び計画

特に部会として方針及び計画は定めていない。

5 . 社会貢献について改善するシステム

特に設けていない。

6 . 優れた点及び改善を要する点

優れた点 :

改善を要する点 :

第 8 部会の教員は主として文化教育学部にも所属しており、学部においては既に英語やドイツ語

ツ語の公開講座を主催している。また、数名の部会員は「佐大教員と語ろう」というセミナーの講師として、ゆつつら～と館で一般市民を対象とした講演を行っている。今後は、教員の負担を考慮しながら、教育サービスという視点から第8部会としての公開講座を開設できるかどうか検討したい。

組織運営の領域

1 . 部会の目的

(1) 部会の基本的な方針及び目標

教養教育の目的の一つは、佐賀大学の学則の理念を受けて、「地域社会、国際社会に関わった大学として、異文化や多様な価値観を理解し、人や自然との共生を押し進めるための教育」を実施することにある。当部会は、語学教育を通してこの目的を達成することを基本方針とし、この目的へ向けて有効な教育カリキュラム、効果的な教育方法、教育環境整備等について検討、実施するため組織されている。具体的には16年度のアクションプランに基づき、「国際コミュニケーション能力」の向上を当部会の重要な教育目標として、その実現のための施策に取り組んでいる。

(2) 学生への周知

教養教育における当部会の位置付けと目的については『授業概要』の中に明示しているが、学生が目的を実際に周知しているか否かについては調査していない。

(3) 社会への周知

現段階では、まだ 社会へは周知していない。

(4) 優れた点及び改善を要する点

(優れた点)

特になし。

(改善を要する点)

後述するように当部会は開講科目の多くを非常勤講師に依存せざるを得ないが、「国際的コミュニケーション能力の向上」という当部会の重要な教育目標を非常勤講師全員が共有しているとは必ずしも言えない面がある。この点は、今後意思疎通を密にして理解を共有する必要がある。

2 . 部会の運営

(1) 部会長の選出方法

部会会議において、投票を実施し、候補者を選定している。

(2) 意思決定の方法

部会長を議長とする部会会議を置き、原則として隔月で開催している。ただし処理の簡単な事項については、通常は部会長、教務委員、FD委員、広報委員で構成する幹事会で検討し、結果を部会員にメールで配信し、周知させている。履修単位変更などカリキュラムに関する重要な事項、非常勤講師の人事に関わる方針、施設設備の有効活用等の重要な事柄については部会で議論している。部会会議の決定事項は、部会長が適切な方法で実行している。

(3) 部会内の役割分担等(部会内の委員等)

部会内には、教務委員、FD委員、広報委員を置き、各委員は委員会に部会の意見を反映させるとともに、委員会と部会との調整役を務めている。教養教育運営機構付属施設のLL教室、LM教室、LM自習室の管理・運営については部会員3名がLM運営委員会委員を務め、5名がCALLシステム運営委員会委員を務めている。またリメディアル英語教育実施委員会には英語担当教員4名が参加し、企画・実行にあっている。毎年、時間割については各外国語に1名時間割担当責任者が置かれ、時間割の作成ならびに調整を担当している。

(4) 他の組織との関係

部会長は、運営委員会に加わり、協議会の委任を受けた事項を審議している。協議会が設置する委員会の委員を、部会会議で協議して選出している。機構長を補佐する委員等の推薦依頼があった場合は、部会会議で協議して推薦している。部会長は、大学の運営方針、中期計画・中期目標及び年度計画を熟知して、その達成に向けて努力している。また、部会会議などで部会の教員に周知するように努めている。

(5) 優れた点及び改善を要する点

特になし。

3. 教員

(1) 教員組織編成の基本方針

新任教員等から所属の申し出があった場合は、原則として本人の意向を尊重している。また、本部会所属の教員の専門領域は言語学、文学、歴史学など他の主題科目分野と重なるため、積極的に他の分野の準会員を兼ねている(11名が第1部会に準会員として登録している)。

本部会は、開講科目数が平成16年度は378、平成17年度は318ときわめて多く、部会所属の教員だけではカバーできないため、不足分は非常勤講師によって開講している。

(2) 教員組織活性化のための措置

本人の自発的な申し出に基づいて、他の部会の教員を準会員として受け入れ、当部会の開設する授業科目の幅を広げている。16・17年度は他分野の部会員2名が当部会の準会員に登録している。

(3) 非常勤講師選考基準の運用状況

本部会では、非常勤講師の採用に際し選考が必要な場合は、教務委員会の承認を経た上で、5名の委員(2名は他の部会から選出)から成る資格審査委員会を組織して第一に候補者の研究実績を審査し、担当科目の十分な教授能力の有無について評価し、選考を行っている。また教育実績も重視し、教育能力を判断するため、必要に応じて面接を行うこともある。選考結果は教務委員会に報告し最終的に教養教育運営機構協議会での投票によって決定している。

(4) 教員の教育活動の評価体制と活動状況

該当無し。

(5) 事務体制

該当無し。

(6) 技術職員の配置状況と教育支援業務

該当無し。

(7) TAの活用状況

当部会では平成16・17年度はTAを採用していない。

(8) 優れた点及び改善を要する点

該当無し

4. 施設・設備

該当無し。

その他

1. 早瀬はネット授業に関して、ネット授業推進委員会で授業評価に基づく分析を行った。対面授業の導入、試験の方法、評価について、定期的に会合を開き、協議した。
2. 朱雀は 2004 年 5 月に「佐大教員と語ろう」というセミナーの講師として、「シェイクスピアにおける女と男」をゆつつら～と館で講演した。
3. 平成 17 年度、医学部 2 年次学生を対象として国際医療コミュニケーション科学・池田豊子教授の統括のもと、「医療英語」(選択コース)が開設された(添付資料 2～4)。

添付資料リスト

1. 「英語リメディアル教育プロジェクト」報告書
2. 「17年度医療英語」報告書
3. 「17年度医療英語学生評価」報告書
4. 「医療英語スケジュール」エクセル・ファイル

平成 18 年 3 月

報告書

「英語リメディアル教育プロジェクト」 ～ 佐大で英語をやり直す～

プロジェクト代表者

早瀬 博範

1. 目的

大学生の基礎的な学習能力の低下が叫ばれていますが、英語能力に関しても、高校 2 年生レベルに達していない学生が、相当数いるという統計データがでている。この結果は、佐賀大学の学生の英語力に関しても同様であり、そのような学生に対する再教育の必要がある。本プロジェクトは、まさに、大学生のための英語再教育プログラムである。

本プログラムは、大学共同施設である独立行政法人「メディア開発センター」が、全国の大学を対象に行っている「英語リメディアル教育プロジェクト」に共同研究校として参加し、共同で行なった。本プロジェクトは、「中・高の英語教育では十分な英語力がついていない学生でも、大学でがんばれば、仕事に役立つ英語力(英検 2 級以上 + コミュニケーションコミュニケーション能力)を大学における効果的な学習プログラムで習得できることを実証したい」という趣旨で実行したものである。

2. 実施方法(平成 17 年度 単年度)

メディア教育センターの協力をえながら、以下のように実施した。

- (1) リメディアル教育を行うことを学生に公表し、希望者を募集。

公募により、185名の学生が申し出た。

- (2) プレイメントテストで準 2 級以下の学生を抽出。

メディア教育センターから送られてきたプレイメントテストを実施。その結果を、E-Learning スタジオで分析し、被験者 10 名を抽出した。

- (3) 集中英語学習 (3ヶ月間)

教材としては、メディア教育センターが独自に開発した「UNIVERSITY VOICES」を使用し、学習支援を行なった。

同時に、現在佐賀大学で E-Learning スタジオから配信しているウェブ教材を活用させ、その成果を測った。

対面授業として、英検 2 級対策授業を集中講義として実施した。

- (3) 上記の 10 名の学生は、05年10月の英検を受験。

- (4) 英検 2 級 A マイナス 不合格以上に到達した学生の中から、1 名を選び、カナダのカルガリー大学及びリジャイナ大学に約 1 ヶ月集中コミュニケーション学習に参加させた。(06 年 2 月から 3 月にかけて 1 ヶ月間)

(全国で約 25 名の予定。ホームステイを含む現地でのプログラム費用はメディア教育センターが負担。学生は飛行機代を負担する。)

3. 成果と意義

- (1) 大学で英語をやり直したいという学生のニーズに十分応えることが出来た。
- (2) 短期間で成果が見える学習なので、英語学習のよい契機となった。
- (3) 大規模なプレイズメントテストを行うことで、佐賀大学の学生の英語能力の実情を把握できた。
- (4) メディア教育センターのプログラムに参加することで、全国的な英語教育の対応策に関する、効果的で具体的な方法が入手できた。
- (5) 本プロジェクトを通して、大学での英語の再教育は、何をどのようにしたらよいかのモデルケースが得られた。将来的には、それを元に教材を独自に開発し、佐賀大学のネット授業として配信することが可能となる。
- (6) 佐賀大学独自でのリメディアル教育のよいモデルとなった。

教養教育運営機構教員活動実績報告書

・平成 17 年度 医学部「医療英語」・

【概要】

平成 17 年度、医学部 2 年次学生を対象として国際医療コミュニケーション科学・池田豊子教授の統括のもと、「医療英語」(選択コース)が開設された。これは、global standard による良医育成の観点から、医学部学生に対して医療英語能力開発の自己啓発の機会となることを目的としたものである。平成 17 年度は 74 名の医学部 2 年次学生が受講した。講義は、青木洋介、江村正、小泉俊三(以上、本学医学部 faculty)、鐘ヶ江寿美子(鹿島市・ケアコート友愛、内科医師)、斉藤中哉(ハワイ大学医学部医学教育部門)の 5 名の臨床医が担当した。

【講義内容】(講義スケジュールについては別添資料添付)

青木・江村・小泉の 3 名は、Gateway to Medical English (ピアソン・エデュケーション社)という医療英語テキストを使用し、臨床的解説を加えながら、“医療”という context の中で医療英語の講義を行った。

鐘ヶ江医師は、海外留学時に必要な英語の知識・学力、および、医療者の留学形態について海外留学経験者の視点から医療英語に勤しむことの重要性について講義を行った。

斉藤医師は、2 日間・4 コマの集中講義を担当し、“See one, Do one, Teach one” という医学教育における一理念に基づいた、英文医学雑誌を題材としての教師・学生間の interactive な講義を行った。

【評価】

それぞれの講義担当者が問題を作成した。74 名の受験者の平均点は 57.1 点であった。平成 17 年度医療英語は医学英語教育の講義は試行的企画であったため、各講義への出席状況を確認し、かつ、試験終了後に学生による「医療英語に対する評価」+「学生自己評価」を行い(別添資料)、再試験は行わなかった。

【平成 18 年度以降からの講義企画】

学生評価からは、医療英語の重要性や医学英語への興味については、学生は“高い認識”を有していると思われる。ただし、各教師による医療英語全体の「講義内容の統一性」については若干評価が低く、総合的満足度の平均は 5 段階評価で 3.9 であった。

次年度以降は、講義内容の統一性を図り、具体的な学習目標を明確にしてゆく必要があると思われる。

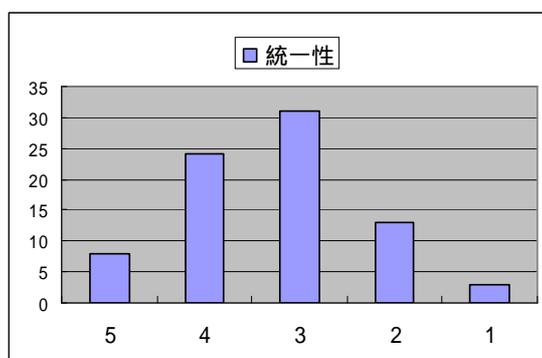
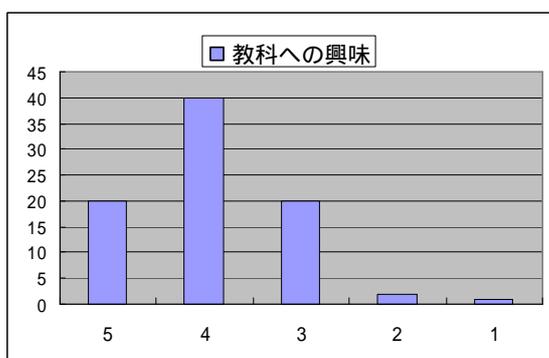
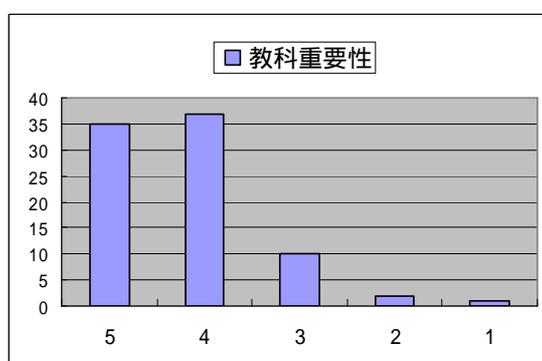
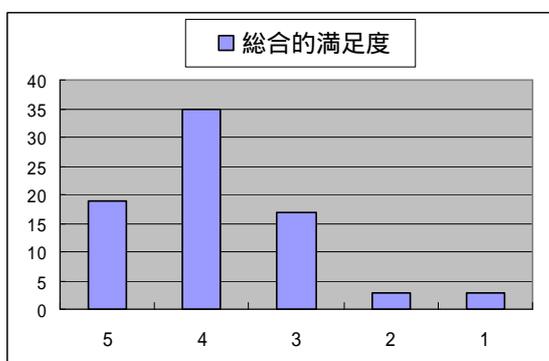
医学部臨床検査医学講座

地域包括医療教育部門

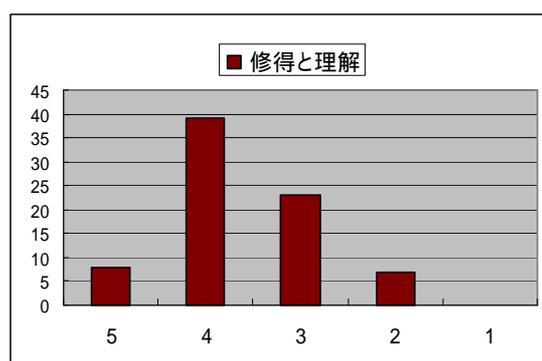
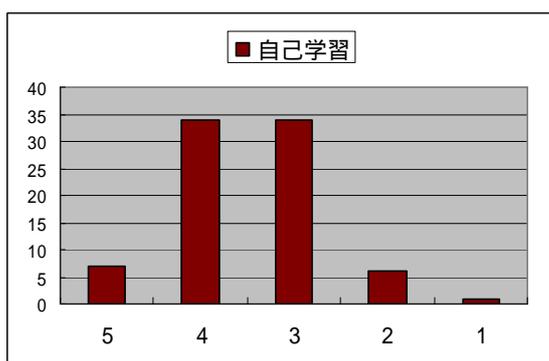
青木洋介

平成17年度 医学部2年次学生「医療英語」に対する学生評価

1：医療英語に対する学生評価



2：医療英語の学習に対する学生自己評価



5：高い 4：やや高い 3：中間 2：やや低い 1：低い

平成17年度 医療英語予定表(4月 - 7月)

日 時		担 当	テ ー マ	備 考
April	21	青木	Unit 1 Blood Pressure Measurement	
	28	青木	Unit 2 Reducing Blood Pressure	
May	12	青木	Unit 6 SARS	
	19	江村	海外留学と英語	
	26	江村	Unit 3 Description of Atherosclerosis	
June	2	青木	Unit 7 Notes for genetic lectures	
	9	小泉	Unit 12, Unit 15 Evidence-based Medicine	情報処理センター 3F
	16	小泉	米国における臨床研修	
	23	青木	Unit 4 Description of drug labels	
	30	青木	医療に関連する映画鑑賞 (池田先生より)	
July	5(月曜)	斎藤1 斎藤2	See one Do one	午 後 午 後
	7	斎藤3	Teach one	
	14	鐘ヶ江	オーストラリア留学紀行 Writing English	
	21	青木	試験	
	28			予 備

講義担当

小泉俊三
江村正
鐘ヶ江寿美子
斎藤中哉
青木洋介

総合診療部
卒後臨床研修センター
ケアコート祐愛(総合診療部)
John A. Burns School of Medicine OME
検査部・感染症(地域包括医療教育部門)

教養教育運営機構

第9部会活動実績報告書

評価対象期間： 平成16年4月1日～平成18年3月31日

提出： 平成18年7月26日

回答者： 第9部会 部会長 福本敏雄

．教育の領域

1．授業等の実績

(1) 部会の教員数 平成18年3月31日の現員
教授9人、助教授12人、講師4人

(2) 部会の教員が担当した教養教育科目

平成16年度

担当した教員数 54人

開講した科目数 87科目

1クラス当たりの平均学生登録者数 46人

平均の単位取得率(学生数による加重平均) データ無し

授業科目毎 GPA の学科平均(学生数による加重平均) データ無し

平成17年度

担当した教員数 54人

開講した科目数 80科目

1クラス当たりの平均学生登録者数 50人

平均の単位取得率(学生数による加重平均) データ無し

授業科目毎 GPA の学科平均(学生数による加重平均) データ無し

2．教育内容及び方法

(1) 授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。

第9部会は、学生が仲間と関わりながら主体的に自己の健康や体力の維持向上を図るとともにスポーツ文化を享受させることを教育目的としており、この目的を達成するために、健康スポーツ科目「スポーツ科学講義」「スポーツ科学演習」「健康科学講義」「健康科学演習」「スポーツ実習」および主題科目「生活と健康」「心と体」「発達と環境」を開設している。

(2) 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿っているか。

沿っている。

(3) 研究活動に基づく教育

教員の研究課題と教育目標との整合性

第9部会所属教員の研究内容は、健康や体力科学、運動・スポーツ科学であり、この分野の教育目的にふさわしい研究活動を行っている。

教員の研究活動が授業科目に反映している

代表的な例

授業科目名 「スポーツ実習」

該当研究題目 「体育科教育学」

反映例

A教員は「体育授業の学習環境」の研究を行っているが、スポーツ実習（バドミントン）において、学生の欲求に応じたコース選択制をとっている。学生に学習ノートを配布し、自己の技能に応じた課題を選択させ、互いに教え合いながら主体的に学習させている。また、学生に毎時間、自己の課題に対する取り組み方、ゲームおよび練習結果を振り返らせ、自己評価させている。

(4) 他学部の授業科目の履修状況

学内開放科目の利用状況

該当科目なし

(5) インターンシップによる単位認定の状況

なし

(6) 編入学への配慮

他大学での取得単位を読み替え、認定している。

(7) 修士課程との連携

該当なし

(8) 単位の実質化への配慮

授業開講意図と履修モデルの周知

部会の教育目標に従って、カリキュラムの編成趣旨及び開講意図に沿った授業科目の流れを第1回目の授業時（オリエンテーション）に説明している。

授業時間外の学修のための工夫

スポーツ科学および健康科学の講義や演習において、テーマによってはレポートを課している。実習については『生涯スポーツ』の理念に沿って授業をしている。しかし、授業

の空き時間に体育館の使用許可を申し出る学生がいるが、ほとんどのコマで授業が展開競れており、学生の要望に応えることはできていない。

GPA の実施状況

G P A を導入していない。

履修登録制限の実施状況

制限していない。

(9) 講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切か。

講義および演習 2 単位、実習 2 単位を課しており、バランスはとれている。

(1 0) シラバスが作成され、活用されているか。

シラバスの公開状況

当部会では、60%の科目が公開している。

授業がシラバスに沿って行われているか。

シラバスを公開している教員はそれに沿って授業している。健康科学およびスポーツ科学の講義・演習の担当教員によっては学期末に、シラバスに対応した授業が行われたかについて、学生への授業評価アンケート調査を行っている。

(1 1) 自習

自習室の設置状況

なし

自己学習のための工夫の例

予習・復習の取り組み状況は低い。検討中である。

(1 2) 補習授業の取り組み

スポーツ実習においては「欠席が 3 回以上になると単位認定しない」と学生に通達している。これを超えた場合に補習をする場合がある。

(1 3) 成績評価等

成績評価の基準と方法の周知方法

評価は担当教員に委ねられており、成績評価の基準とその方法の周知は、各担当教員がシラバスに明記するかオリエンテーション時に知らせている。

成績評価、単位認定の状況

部会全体では分析していない。出席を重視しており、実習については欠席 2 回以内の者については単位認定している。講義および演習については試験またはレポートを課している。

成績評価に対する異議申し立ての方法、状況、対応結果

学生への成績通知の後、成績内容および評価に対して意義がある場合には、担当教員で対応している。

(1 4) T A 及び R A

TA,RA の指導状況

T A を実施する度に、担当教員が研修を行っている。

T A についての学生の満足度

満足している。

(1 5) 卒業研究等

(1 6) 教育内容に関する優れた点及び改善を要する点

スポーツ実習では学生の希望する種目をできるだけ開講している。
しかし、体育施設が少なく希望にそえない場合もある。

3 . 教育の成果

(1) 教育目標の明示

学生に配布する授業概要に明示している。

(2) 教育を点検する取り組み

授業改善計画については担当教員に任せている。カリキュラム改善計画については年度末に話し合いをもっている。

(3) 資格取得者数

該当なし

(4) 学生による授業評価の実施状況

実験・実習科目を除く健康・スポーツ科目で共通フォーマットの授業評価アンケートを実施することになっているが、担当教員任せである。

(5) 授業評価アンケート以外の学生の意見聴取

共通授業評価アンケート以外に、教員によっては講義後にアンケートを実施している。

(6) 学生満足度 (学生による授業評価の結果)

部会としては調査していないので、分からない。8年ほど前に学生の意見調査をしたが、授業目標・内容にほぼ満足している。しかし、施設面（不足）での苦情があった。

(7) 教育の成果

特筆すべき教育の成果があれば記述して下さい。

特になし。

(8) 卒業後の進路の状況

該当なし。

(9) 教育成果に関する企業アンケート

していない。

(10) 教育成果に関する卒業生アンケート

大学設置基準改正当時（昭和62年頃）卒業生にアンケート実施したが、体育は必修として残すべきという結果が得られた。当時と教育目標および教育方法は同じである。

4. 学生相談・支援

(1) ガイダンス

第1回目の授業でガイダンスをし、コースごとに担当教員が目標・内容について詳述している。

(2) 学生相談

オフィスアワー（日時を指定しているものに限る）を設定している教員数

全員がオフィスアワーを設定しており、授業についての質問などに応じている。

(6) 特別な支援が必要な者への学修支援

平成16年度「スポーツ実習」の受講生に身体障害者がいたので、担当教員（福本）が本人と相談の上、選択種目のバドミントン（本人は授業すべてを見学するつもりでいた。）からエアロビクスに変更し、できる範囲で参加させた。

平成17年度に、受講生に留学生がいたので、わからないところは講義終了後個別的に質問に応じるようにした（松山）。

(7) 情報機器の整備状況

スポーツ実習では雨天時用に各種スポーツ種目のビデオを準備している。各教室にも情報機器は整備されており、ビデオ再生やパワーポイントは使用可能である。

(8) 自主的学修環境と満足度

本庄地区には体育館が1つしかなく、授業でほとんど使用しているため、学生の空き時間の使用は不可能である。学生は満足していない。

5 . 教育改善

(1) 教育の状況に関するデータ等の収集

定期試験、解答例等の保存状況

16 , 17 年度の定期試験の問題、解答用紙、解答例は保存していない。

(2) 授業評価結果に基づく自己点検・評価の取り組み

各教員が授業評価の結果に基づき改善計画をしているが、公開していない。

(3) 学外関係者の意見に基づく自己点検・評価の取り組み

(4) 評価結果に基づく教育の改善のシステム

授業科目毎の学生による授業評価の結果は、各担当教員に通知している。

部会のFD委員は、講演会等の案内をしているが参加については教員任せである。

(5) 個々の教員の授業改善の取り組み

担当教員によってはTAを配置し、指導環境を整えている。

(6) FD・SD活動

FDに学生や教職員の意見が反映されているか

9部会FD委員が教員から意見を聴取し、FDの企画に反映させている。

FD講演会等

FD講演会への参加率は約20%である。

部会のFD活動

2名の教員が公開授業を行った。

FD活動により授業が改善された例

ミニペーパーの経験を知り、授業に取り入れ、学生の声を聞くようにしている(C教員)。

(7) 優れた点及び改善を要する点

特になし

6 . 入試

該当しない。

7 . その他の教育活動

研究の領域

特になし。

国際交流・社会貢献の領域

1．国際交流の実績（具体的に記述）

部会教員としての国際交流の実績なし。

2．社会貢献（主として教育サービス）

部会教員としての貢献報告はない。

（1）生涯学習

なし

（1-1）公開講座

なし

（1-2）学外開放

施設の開放はしているが、教育サービスはない。

（2）正規課程外の学生

科目等履修生：

該当なし

短期留学生：

該当なし

（3）社会教育

講演会（一般市民対象）：

教養機構としての講演会はない。

（4）高大連携

（4-1）高校生対象

講演会（一般市民対象）：

なし。

（4-2）高校教職員対象

なし。

(4・3) ジョイントセミナー

なし。

(5) 産学連携等

なし。

(6) 施設・設備開放

体育館およびグラウンドを一般市民に開放している。

3 . 社会貢献 (主として研究サービス)

なし。

4 . 部会としての社会貢献の方針及び計画

特に部会として方針及び計画は定めていない。

5 . 社会貢献について改善するシステム

特に設けていない。

6 . 優れた点及び改善を要する点

優れた点 :

特になし

改善を要する点 :

施設の充実を図ること。

組織運営の領域

1 . 部会の目的

(1) 部会の基本的な方針及び目標

学生の健康や体力の維持向上を図る。

(2) 学生への周知

第 1 回目の授業で説明している。

(3) 社会への周知

社会に対してはホームページ公表していない。

(4) 優れた点及び改善を要する点

(優れた点)

該当なし。

(改善を要する点)

目標に掲げている学生の健康や体力の維持向上は 4 単位の中ではかることは困難で、学生の空き時間に自修する必要がある。しかし、学生が自修する場が確保されていない。

2 . 部会の運営

(1) 部会長の選出方法

前任者から推薦された者につき、部会所属教員から異議がなかった場合は、その者を部会長候補者に選定している。

(2) 意思決定の方法

部会長を議長とする部会会議を置き、随時開催することになっている。部会会議では、学生に関する重要な事項、非常勤講師の人事に関わる方針、施設設備の有効活用等について議論している。部会会議の決定事項は、部会長が適切な方法で実行している。

学生の意見は、学生との懇談やアンケートで、教員の意見は、部会会議で、個別に聴くようにしている。学外者の意見は、聴いていない。また、学生の親の意見を後援会の後の懇談の際に聴くようにしているが、保護者の参加が少ない。

(3) 部会内の役割分担等 (部会内の委員等)

教育点検委員会 (部会長 , 教務、FD、広報委員による) を設置し、カリキュラムの検討をしている。

(3) 他の組織との関係

部会長は、運営委員会に加わり、協議会の委任を受けた事項を審議している。

協議会が設置する委員会の委員を、部会会議で協議して選出している。

機構長を補佐する委員等の推薦依頼があった場合は、部会会議で協議して推薦している。

部会長は、大学の運営方針、中期計画・中期目標及び年度計画を熟知して、その達成に向けて努力している。また、部会会議などで部会の教員に周知するように努めている。

(4) 優れた点及び改善を要する点

特になし。

3 . 教員

(1) 教員組織編成の基本方針

新任教員等から所属の申し出があった場合は、原則として本人の意向を尊重している。しかし、本部会は所属教員数が少ないため、第 2 希望で本部会所属を申し出た教員がいた場合は、積極的に加入を要請することになっている。

本部会の授業科目は、全学必修科目であるにもかかわらず、選任教員が少なく、健康・スポーツ科目の約 5 0 % を非常勤講師によって開講している。

(2) 教員組織活性化のための措置

他の部会の教員を準会員として受け入れることを検討している。

(3) 非常勤講師選考基準の運用状況

本部会では、非常勤講師の採用が必要な場合は、特に教育実績に基づいて教育能力を評価し、選考を行っている。また必要に応じて、面接を行い、模擬授業などを行ってもらうこともある。

(4) 教員の教育活動の評価体制と活動状況

学生による授業評価をスポーツ実習にも導入する方向で検討している。

(5) 事務体制

専門科目の担当時数と部会授業担当時数が公平になるよう部会内で調整している。

(6) 技術職員の配置状況と教育支援業務

技術職員はいないが、できるだけ TA を採用するようにしている。

(7) TA の活用状況

スポーツ実習で TA を 30 時間 2 人採用した。

(8) 優れた点及び改善を要する点

特になし。

4 . 施設・設備

不満足である。

その他

～ の領域で表せないその他の活動実績 (名称・実績の内容、期間等)

特になし。

教養教育運営機構

第10部会活動実績報告書

評価対象期間： 平成16年4月1日～平成18年3月31日

提出： 平成18年7月26日

回答者： 第10部会 部会長 内田 進

．教育の領域

1 ．授業等の実績

- (1) 部会の教員数 平成 1 8 年 3 月 3 1 日の現員
正会員 教授 18 人、助教授 24 人、講師 4 人
準会員 教授 8 人、助教授 5 人
- (2) 部会の教員が担当した教養教育科目

平成 1 6 年度

担当した教員数 4 4 人

開講した科目数 4 4 科目

1 クラス当たりの平均学生登録者数 7 4 人

平均の単位取得率 (学生数による加重平均) データ無し

授業科目毎 GPA の学科平均 (学生数による加重平均) データ無し

平成 1 7 年度

担当した教員数 4 2 人

開講した科目数 4 4 科目

1 クラス当たりの平均学生登録者数 6 6 人

平均の単位取得率 (学生数による加重平均) データ無し

授業科目毎 GPA の学科平均 (学生数による加重平均) データ無し

2 ．教育内容及び方法

- (1) 授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。
第 10 部会の教育目的は、情報処理のリテラシーを教育することであり、この目的を達成するために、情報基礎概論、情報基礎演習 、情報基礎演習 を開設している。
- (2) 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿っているか。
情報処理教育は、教養教育の基礎科目として位置付けとなっている。
- (3) 研究活動に基づく教育

教員の研究課題と教育目標との整合性

第10部会の教育分野は、情報処理のリテラシーを教育する分野であり、主として、所属している学部の教員が担当し、学部のレベルに応じて行っているため、この分野の教育にふさわしい研究活動を行っている。

教員の研究活動が授業科目に反映している例

(4) 他学部の授業科目の履修状況

学内開放科目の利用状況

当部会では、全学部に対して、同一科目名で開講している。最履修の学生は、他学部でも履修は可能となっている。

(5) インターンシップによる単位認定の状況

該当無し。

(6) 編入学への配慮

該当無し。

(7) 修士課程との連携

該当無し。

(8) 単位の実質化への配慮

授業開講意図と履修モデルの周知

部会の教育目標に従ってカリキュラムの編成趣旨を記述した開講意図を、及び開講意図に沿った授業科目の流れを示す履修モデル(部会にてテキストを)を明確に定めている。

授業時間外の学修のための工夫

当部会では、例えば、メールによる相談を随時受け付けている。

GPAの実施状況

GPAを導入していない。

履修登録制限の実施状況

該当無し。

(9) 講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切か。

当部会では、各学部とも、情報基礎概論、情報基礎演習 を開講し、さらに充実するために、一部の学部では、情報基礎演習 を開講し、講義と演習が極めてバランスのよい教育体系となっている。

(10) シラバスが作成され、活用されているか。

シラバスの公開状況

当部会では、100%の科目が公開している。

授業がシラバスに沿って行われているか。

各学部で、学部のレベルに応じたシラバスを作成し、授業はこれに沿って行われている。情報処理のリテラシー教育をしているので、卒論などで活用できなければ意味がないので、アンケートの必要性はないと思われる。

(11) 自習

自習室の設置状況

該当無し。

自己学習のための工夫の例

総合基盤情報センターおよび図書館に、演習に使用できるパソコンが常設されている。

(12) 補習授業の取り組み

(13) 成績評価等

成績評価の基準と方法の周知方法

評価は担当教員に委ねられており、成績評価の基準とその方法の周知は、各担当教員がシラバスに明記することになっている。

成績評価、単位認定の状況

成績評価に対する異議申し立ての方法、状況、対応結果

(1 4) T A 及び R A

TA,RA の指導状況

T A 実施する度に、担当教員が研修を行っている。T A は授業終了後にその日の T A 実施記録を提出し、指導教員が保管している。

T A についての学生の満足度

調査していない。

(1 5) 卒業研究等

該当無し。

(1 6) 教育内容に関する優れた点及び改善を要する点

3 . 教育の成果

(1) 教育目標の明示

部会が発行するテキストに明示している。

(2) 教育を点検する取り組み

(3) 資格取得者数

(4) 学生による授業評価の実施状況

(5) 授業評価アンケート以外の学生の意見聴取

(6) 学生満足度 (学生による授業評価の結果)
調査していない。

(7) 教育の成果

(8) 卒業後の進路の状況

(9) 教育成果に関する企業アンケート

(1 0) 教育成果に関する卒業生アンケート

4 . 学生相談・支援

(1) ガイダンス

(2) 学生相談

オフィスアワー（日時を指定しているものに限る）を設定している教員数

学部で実施するので、把握していないが、全員がオフィスアワーを設定しており、授業についての質問などに応じている。

(6) 特別な支援が必要な者への学修支援

(7) 情報機器の整備状況

総合情報基盤センター	大演習室
	中演習室
	小演習室

(8) 自主的学修環境と満足度

5 . 教育改善

(1) 教育の状況に関するデータ等の収集

定期試験、解答例等の保存状況
把握していない

収集している教育活動の実態を示す資料・データ

(2) 授業評価結果に基づく自己点検・評価の取り組み
把握していない

(3) 学外関係者の意見に基づく自己点検・評価の取り組み

(4) 評価結果に基づく教育の改善のシステム
把握していない

(5) 個々の教員の授業改善の取り組み

(6) F D ・ S D 活動

F D に学生や教職員の意見が反映されているか
部会会議で教員の意見を聴取している。

(部会会議議事録)

F D 講演会等

部会の F D 活動
把握していない

F D 活動により授業が改善された例
調査中である。

(7) 優れた点及び改善を要する点

6 . 入試

該当無し。

7 . その他の教育活動

研究の領域

該当無し。

国際交流・社会貢献の領域

1．国際交流の実績（具体的に記述）

調査中である。

2．社会貢献（主として教育サービス）

調査中である。

（1）生涯学習

（1・1）公開講座

該当無し。

（1・2）学外開放

該当無し。

（2）正規課程外の学生

科目等履修生：

該当無し。

短期留学生：

該当無し。

（3）社会教育

講演会（一般市民対象）：

該当無し。

(4) 高大連携

(4 - 1) 高校生対象

該当無し。

(4 - 2) 高校教職員対象

該当無し。

(4 - 3) ジョイントセミナー

該当無し。

(5) 産学連携等

該当無し。

(6) 施設・設備開放

該当無し。

3 . 社会貢献 (主として研究サービス)

該当無し。

4 . 部会としての社会貢献の方針及び計画

特に部会として方針及び計画は定めていない。

5 . 社会貢献について改善するシステム

特に設けていない。

6 . 優れた点及び改善を要する点

優れた点 :

改善を要する点：

組織運営の領域

1 . 部会の目的

(1) 部会の基本的な方針及び目標

当部会は、教養教育の基礎科目として、ほとんどの学部が必須科目に指定しており、部会で発行するテキストを活用するなど、学部のレベルに応じた基本的な方針及び目標を設定している。

(2) 学生への周知

学生が目的を実際に把握しているかどうかということについて調査していないが、同一のテキストを活用しているので、部会の存在は周知していると思う。

(3) 社会への周知

公表していない。

(4) 優れた点及び改善を要する点

(優れた点)

該当なし。

(改善を要する点)

高校レベルで情報処理教育が進められているので、従来の部会の必要性について検討する必要があると考えている。

2 . 部会の運営

(1) 部会長の選出方法

会員は、全学部に渡っているので、本庄地区の学部のローテーション（理工学部2、農学部、文化教育学部、経済学部）で行い、学部の正会員から推薦を受けて、部会会議において、候補者を選定している。

(2) 意思決定の方法

部会長を議長とする部会会議を置き、メーリングリストにより不定期で開催している。部会会議では、学生に関する重要な事項、非常勤講師の人事に関わる方針、施設設備の有

効活用等について議論している。部会会議の決定事項は、部会長が適切な方法で実行している。

学生の意見は、把握していないが、教員の意見は、部会会議で個別に聴くようにしている。

(3) 部会内の役割分担等(部会内の委員等)

部会の会員のほとんどが毎年、情報科目を担当しているので、直接、部会会議で審議し、カリキュラムの見直し、部会の廃止などについて検討している。

(4) 他の組織との関係

部会長は、運営委員会に加わり、協議会の委任を受けた事項を審議している。

協議会が設置する委員会の委員を、部会会議で協議して選出している。

機構長を補佐する委員等の推薦依頼があった場合は、部会会議で協議して推薦している。

部会長は、大学の運営方針、中期計画・中期目標及び年度計画を熟知して、その達成に向けて努力している。また、部会会議などで部会の教員に周知するように努めている。

(5) 優れた点及び改善を要する点

3. 教員

(1) 教員組織編成の基本方針

新任教員等から所属の申し出があった場合は、原則として本人の意向を尊重している。しかし、本部会は所属教員数が少ないため、第2希望で本部会所属を申し出た教員がいた場合は、積極的に加入を要請することになっている。

本部会は、非常勤講師による授業科目は開設せず、会員全員が毎年出勤する異常な状態で続けており、この体制について見直しが必要と考えている。

(2) 教員組織活性化のための措置

本人の自発的な申し出に基づいて、他の部会の教員を準会員として受け入れ、当部会の開設する授業科目の幅を広げている。

(3) 非常勤講師選考基準の運用状況

本部会では、非常勤講師の採用を取りやめた。不足する教員は他学部の教員に応援を求めて実施している。

(4) 教員の教育活動の評価体制と活動状況

(5) 事務体制

(6) 技術職員の配置状況と教育支援業務

(7) TA の活用状況

総合情報基盤センターで活用する TA(情報基礎演習)については、履修学生 10 名に対して TA1 名を採用している。

(8) 優れた点及び改善を要する点

4 . 施設・設備

その他

～ の領域で表せないその他の活動実績 (名称・実績の内容、期間等)

（ 1 ）概要

（目的）新聞会社の主要業務である新聞記事作成に関わる仕事の紹介を通して、マスメディアの（とくに地方紙としての）社会における役割を教授し、学生徒とともに考えることが第一の目的である。

付随して、以下のことも目的としている。文章やエッセイの書き方などを、添削などを通じて指導し、学生の文章力を向上させる。新聞記事を通して国際社会、地域社会のかかえている問題やそれらへの対応の現状や評価なども学生に考えさせる。さらに、新聞会社に実際に出向き、実際の新聞の作成（取材から記事の作成まで）を体験させる。

そのほか、新聞会社の狭い意味での新聞作成業務以外の業務である、新聞販売、宣伝広告事業、ニューメディア事業などの解説をとおして、新聞会社といえども、現代社会の変化によって大きな変容を迫られていることを学生に見聞させる。

（授業の形式等）担当教師（経済学部 富田教員）をおき、実際は新聞記者や新聞社の各セクションの担当者が、ひとり一回ずつ講義する。受講対象は、全学部。学部の制限はしていない。その結果医学は少数であるが、その他の学部の学生は満遍なく受講している。受講対象学年は全学年であるが、3～4年生が多い。人数については、実際に新聞社に向いて、新聞の作成の一部をやってもらうため 100 人以下に制限している。実際は希望してはじき出された学生はほとんどいない。連続受講は原則として認めていない。

成績評価の方法は、日常の受講態度、

（ 2 ）成果

実際に各種の出来事取材し、新聞記事を書いている記者が毎回登壇し、新聞ができるまでの過程を紹介するので、生々しい話題も提供されるため、学生の反応は大変よい。それはこれまでの「実績報告書」（1号、2号、4号）で紹介されているとおりで、受講した学生の大半が受講して「よかった」と回答していることにあらわれている。

「実績報告書」には、受講した学生（全員ではない）の書いた「新聞論」が掲載されている。それをみると、学生の現在のジャーナリズムに対する見方や、社会に関する見方が正直に書かれている。無論もともと文章力や社会への見方の鋭敏な学生が受講している可能性が高く、講義によりどれほどそれらの知力が高められたかは正確には把握しようがないが、少なくとも学生の文章力や社会の観察力はこの授業により磨かれ刺激されたことは間違いない。

(3) 学生の満足度など

学生の反応、学生からの評価は上述の通りである。

学生がこの講義を聞いて評価するポイントとして挙げているのは、次のような点である。「実績報告書」の「受講者アンケート」の内容を大別すると、新聞会社ないしマスコミを就職先として志望する者として新聞会社のことがよくわかったから。新聞とは何か、そこに書かれている記事の読み方がわかったから。社会の問題を考えるきっかけになったからなどである。

学生と一緒に受講した教員は、一般の大学の授業よりも「学生の食いつきがよい」と印象を記しており、提供講義の成果は現れていると評価してよいと思われる。

(根拠資料)

「佐賀新聞提供講座実績報告書」 ~